

目 次
第1号（6月15日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	5
欠席議員	5
事務局職員出席者	5
説明のため出席した者の職氏名	6
開 会	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	7
諸般の報告	7
町長提出第68号議案	9
町長提出第69号議案	9
町長提出第70号議案	9
町長提出第71号議案	9
町長提出第72号議案	15
町長提出第73号議案	16
町長提出第74号議案	16
町長提出第75号議案	16
町長提出第76号議案	16
町長提出第77号議案	16
町長提出第78号議案	20
町長提出第79号議案	21
町長提出第80号議案	21
町長提出第81号議案	21
町長提出第82号議案	21
町長提出第83号議案	21
町長提出第84号議案	21
町長提出第85号議案	21
町長提出第86号議案	21
町長提出第87号議案	21
町長提出報告第5号	32
町長提出報告第6号	35

議員派遣の件	36
散 会	36
署 名	37

第2号（6月18日）

議事日程	39
本日の会議に付した事件	39
出席議員	39
欠席議員	39
事務局職員出席者	39
説明のため出席した者の職氏名	40
開 議	40
会議録署名議員の指名	40
一般質問	40
4番 道信 俊明君	41
3番 川田 剛君	58
8番 三浦 英治君	80
5番 板垣 敬司君	97
1番 草田 吉丸君	117
散 会	136
署 名	137

第3号（6月19日）

議事日程	139
本日の会議に付した事件	139
出席議員	139
欠席議員	139
事務局職員出席者	139
説明のため出席した者の職氏名	140
開 議	140
会議録署名議員の指名	140
一般質問	140
11番 岡田 克也君	140
2番 米澤 宏文君	161
10番 後山 幸次君	173
6番 丁 泰仁君	189

9番 寺戸 昌子君	207
散 会	225
署 名	226

第4号（6月20日）

議事日程	227
本日の会議に付した事件	228
出席議員	230
欠席議員	230
事務局職員出席者	230
説明のため出席した者の職氏名	230
開 議	231
会議録署名議員の指名	231
町長提出第68号議案	231
町長提出第69号議案	237
町長提出第70号議案	238
町長提出第71号議案	239
町長提出第72号議案	239
町長提出第73号議案	240
町長提出第74号議案	247
町長提出第75号議案	254
町長提出第76号議案	257
町長提出第77号議案	259
町長提出第78号議案	260
町長提出第79号議案	272
町長提出第80号議案	274
町長提出第81号議案	274
町長提出第82号議案	275
町長提出第83号議案	275
町長提出第84号議案	276
町長提出第85号議案	277
町長提出第86号議案	277
町長提出第87号議案	278
町長提出第88号議案	279
請願第1号	280
各委員会から閉会中の継続調査の申出について	308

閉 会	3 0 8
署 名	3 0 9

津和野町告示第 42 号

平成 30 年第 4 回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

平成 30 年 6 月 4 日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 平成 30 年 6 月 15 日
- 2 場 所 津和野町役場日原第 2 庁舎議場

○開会日に応招した議員

草田 吉丸君	米澤 宥文君
川田 剛君	道信 俊明君
板垣 敬司君	丁 泰仁君
御手洗 剛君	三浦 英治君
寺戸 昌子君	後山 幸次君
岡田 克也君	沖田 守君

○6 月 18 日に応招した議員

○6 月 19 日に応招した議員

○6 月 20 日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成 30 年 第 4 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 1 日)

平成 30 年 6 月 15 日 (金曜日)

議事日程（第1号）

平成30年6月15日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長提出第68号議案 藩校養老館調査保存修理工事請負変更契約の締結について
- 日程第5 町長提出第69号議案 平成29年度津和野町立学校施設空調整備工事請負変更契約の締結について
- 日程第6 町長提出第70号議案 平成29年度中座地区下水道管布設工事請負変更契約の締結について
- 日程第7 町長提出第71号議案 小型動力ポンプ付普通積載車の取得について
- 日程第8 町長提出第72号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第9 町長提出第73号議案 津和野町日原賑わい創出拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第10 町長提出第74号議案 つわの暮らし推進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 町長提出第75号議案 津和野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第12 町長提出第76号議案 津和野町伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正について
- 日程第13 町長提出第77号議案 津和野町立小中学校施設設備の利用に関する条例の一部改正について
- 日程第14 町長提出第78号議案 平成30年度津和野町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第15 町長提出第79号議案 平成30年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 町長提出第80号議案 平成30年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 町長提出第81号議案 平成30年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 町長提出第82号議案 平成30年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 町長提出第83号議案 平成30年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（1号）
- 日程第20 町長提出第84号議案 平成30年度津和野町診療所特別会計補正予算（第1号）

- 日程第 21 町長提出第 85 号議案 平成 30 年度津和野町介護老人保健施設事業特別
会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 22 町長提出第 86 号議案 平成 30 年度津和野町病院事業会計補正予算（第
1 号）
- 日程第 23 町長提出第 87 号議案 平成 30 年度津和野町水道事業会計補正予算（第
1 号）
- 日程第 24 町長提出報告第 5 号 統一的な基準による地方公会計財務書類の報告に
ついて
- 日程第 25 町長提出報告第 6 号 専決処分の報告について
- 日程第 26 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長提出第 68 号議案 藩校養老館調査保存修理工事請負変更契約の締結
について
- 日程第 5 町長提出第 69 号議案 平成 29 年度津和野町立学校施設空調整備工事請
負変更契約の締結について
- 日程第 6 町長提出第 70 号議案 平成 29 年度中座地区下水道管布設工事請負変更
契約の締結のついて
- 日程第 7 町長提出第 71 号議案 小型動力ポンプ付普通積載車の取得について
- 日程第 8 町長提出第 72 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定につ
いて
- 日程第 9 町長提出第 73 号議案 津和野町日原賑わい創出拠点施設の設置及び管理
に関する条例の制定について
- 日程第 10 町長提出第 74 号議案 つわの暮らし推進住宅の設置及び管理に関する条
例の一部改正について
- 日程第 11 町長提出第 75 号議案 津和野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 12 町長提出第 76 号議案 津和野町伝統的建造物群保存地区保存条例の一部
改正について
- 日程第 13 町長提出第 77 号議案 津和野町立小中学校施設設備の利用に関する条例
の一部改正について
- 日程第 14 町長提出第 78 号議案 平成 30 年度津和野町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 町長提出第 79 号議案 平成 30 年度津和野町国民健康保険特別会計補正
予算（第 1 号）

- 日程第 16 町長提出第 80 号議案 平成 3 0 年度津和野町介護保険特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 17 町長提出第 81 号議案 平成 3 0 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補
正予算 (第 1 号)
- 日程第 18 町長提出第 82 号議案 平成 3 0 年度津和野町下水道事業特別会計補正予
算 (第 1 号)
- 日程第 19 町長提出第 83 号議案 平成 3 0 年度津和野町農業集落排水事業特別会計
補正予算 (1 号)
- 日程第 20 町長提出第 84 号議案 平成 3 0 年度津和野町診療所特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 21 町長提出第 85 号議案 平成 3 0 年度津和野町介護老人保健施設事業特別
会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 22 町長提出第 86 号議案 平成 3 0 年度津和野町病院事業会計補正予算 (第
1 号)
- 日程第 23 町長提出第 87 号議案 平成 3 0 年度津和野町水道事業会計補正予算 (第
1 号)
- 日程第 24 町長提出報告第 5 号 統一的な基準による地方公会計財務書類の報告に
ついて
- 日程第 25 町長提出報告第 6 号 専決処分の報告について
- 日程第 26 議員派遣の件

出席議員 (12 名)

1 番 草田 吉丸君	2 番 米澤 宥文君
3 番 川田 剛君	4 番 道信 俊明君
5 番 板垣 敬司君	6 番 丁 泰仁君
7 番 御手洗 剛君	8 番 三浦 英治君
9 番 寺戸 昌子君	10 番 後山 幸次君
11 番 岡田 克也君	12 番 沖田 守君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	山本 慎吾君			
つわの暮らし推進課長				内藤 雅義君
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	下森 定君
農林課長	久保 睦夫君	商工観光課長	藤山 宏君
環境生活課長	益井 仁志君	建設課長	木村 厚雄君
教育次長	渡邊 寛夫君	教育次長	齋藤 道夫君
会計管理者	青木早知枝君			

午前9時00分開会

○議長（沖田 守君） おはようございます。本日平成30年第4回津和野町議会6月定例会が招集されましたところ、議員各位にはおそろいでお出かけをいただきありがとうございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、平成30年第4回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、3番、川田剛君、4番、道信俊明君を指名します。

それでは、先日、議会運営委員会を開催しまして、今定例会の会期及び議事日程等について協議しておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。10番、後山幸次君。

○議会運営委員長（後山 幸次君） 皆さん、おはようございます。先日、議会運営委員会を開催しましたので報告をいたします。

議会運営委員会協議報告書。

議会運営委員会を平成30年6月11日に開催し、今定例会の議会運営について協議しましたので、その結果を津和野町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

今定例会の会期は、本日6月15日から6月20日までの6日間としたいと思います。

初日の15日金曜は、議長より諸般の報告を受けた後、町長提出議案の説明及び報告案件を受けて、散会したいと思います。

16日土曜、17日日曜は休会とします。

18日月曜、19日火曜の2日間は一般質問を行います。今回の一般質問は10人の30件であります。

20日水曜は、議案の質疑、討論、表決及び請願の所定の処理を行い、全日程を終了したいと思います。

以上、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。平成30年6月15日、津和野町議会議長、沖田守様、議会運営委員会委員長、後山幸次。

以上であります。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

日程第2. 会期の決定

○議長（沖田 守君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りをいたします。今定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から6月20日までの6日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から6月20日までの6日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（沖田 守君） 日程第3、諸般の報告をします。

3月定例会以降における議会行事につきましては、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告書

【3月定例会以降】

3月28日（水） 萩・津和野線道路改良期成同盟会監査 議長

30日（金） 春の交通安全推進会議 議長

4月 5日（木） 農政会議研究集会 議長

6日（金） 高津川水系治水砂防期成同盟会監査 議長

郡町村議会議長会総会（なごみの里） 正副議長

10日（火） 津和野高校入学式（津和野高校） 議長

ベルリンミッテ区代表団議員交流会（議場）及び歓迎会（明月）
議長

11日（水） 水曜会（町民センター） 議長

山口線利用促進協議会監査 議長

広報広聴常任委員会

12日（木） 全員協議会

5月2日（水） 議員懇談会

9日（水） 臨時会

- 10日(木) 浜田市～津和野町間幹線道路整備推進協議会総会(益田市) 議長
 高津川水系治水砂防期成同盟会総会(益田市) 議長
 浜田・益田間高規格道路建設促進期成同盟会総会(益田市) 議長
- 11日(金) 町村会創立百周年記念式典(益田市) 正副議長
- 12日(土) 林道笹山山入線開通式(小川体育館) 正副議長
- 14日(月) 正副議長近隣市町就任挨拶 正副議長
- 15日(火) 全員協議会
- 21日(月) 益田市議会空港対策特別委員会 正副議長
 郡防犯連合会監査 議長
- 22日(火) 町商工会通常総代会(町民センター) 議長代理副議長
- 22日(火) 県町村議会議長会臨時総会(邑南町) 議長
- ～23日(水)
- 26日(土) 堤田地区県営農業競争力基盤整備事業着工式(堤田) 議長
- 28日(月) 町村議会議長・副議長全国研修会(東京都) 正副議長
- ～29日(火)
- 30日(水) 町シルバー人材センター定期総会(プラサ枕瀬) 議長
- 31日(木) 町観光協会通常総会(町民センター) 議長
- 6月5日(火) 町旅館組合通常総会(明月) 議長代理 副議長
- 6日(水) 郡防犯連合会総会(津和野警察署) 議長
- 7日(木) 町人権・同和対策推進協議会総会(町民センター) 議長
- 8日(金) 津和野高校後援会第1回理事会(津和野庁舎) 議長
- 10日(日) 町消防操法大会(津和野地区訓練場) 議長
 長石剣道大会(津和野体育館) 議長
 津和野自治会連合会定例会(なごみの里) 議長
- 11日(月) 議会運営委員会
- 12日(火) 全員協議会

鹿足郡事務組合議会の報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

関係書類は、事務局に保管しておりますので、必要の向きはごらんをいただきたいと思います。

日程第4. 議案第68号

日程第5. 議案第69号

日程第6. 議案第70号

日程第7. 議案第71号

○議長（沖田 守君） 日程第4、議案第68号藩校養老館調査保存修理工事請負変更契約の締結についてより、日程第7、議案第71号小型動力ポンプ付普通積載車の取得についてまで、以上4案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より順次、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。本日は6月定例議会の招集をお願いいたしましたところ、おそろいで御出席を賜りましてありがとうございます。今定例会に提案をいたします案件は、契約案件4件、計画案件1件、条例案件5件、一般会計を初め各会計補正予算案件10件、報告案件2件の合計22案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようお願い申し上げます。

議案第68号藩校養老館調査保存修理工事請負変更契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。

議案第69号でございますが、平成29年度津和野町立学校施設空調整備工事請負変更契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。

議案第70号でございますが、平成29年度中座地区下水道管布設工事請負変更契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第71号でございますが、小型動力ポンプ付普通積載車の取得について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 齋藤教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 改めましておはようございます。

それでは、議案第68号藩校養老館調査保存修理工事請負変更契約の締結について御説明いたします。

本件は、工事請負契約の変更をしたいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本件は、契約金額の変更と契約工期の変更でございます。

まず、契約金額の変更でございますが、変更の金額2億1,950万7,840円、変更前の金額1億8,943万2,000円——失礼いたしました。改めまして御説明いたします。

契約の目的、藩校養老館修理保存修理工事でございます。

契約の方法は随意契約でございます。

契約の金額は、変更の金額2億1,950万7,840円でございます。変更前の金額1億8,943万2,000円でございます。変更額が3,007万5,840円でございます。

続きまして、契約の工期でございますが、変更前完成期日、平成30年6月30日、変更後完成期日、平成30年12月29日でございます。

契約の相手方は、山口県萩市大字椿2370番地、協和建設工業株式会社代表取締役田村伊正でございます。

資料1として、仮契約書を添付しておりますので、御確認をいただきたいと思っております。

それでは、変更の主な理由につきまして御説明申し上げますので、添付の参考資料のほうをごらんください。

この図面は、下段のほうが当初の平面図で、上段のほうが変更後の平面図となります。また、それぞれ図面の下側が掘割側となりまして、右側が大橋側、左側が町民センター側となります。

また、左側の建物につきましては、こちらは以前民俗資料館として使用していた建物ですけれども、こちらのほうを北と、その反対の南側の建物を南棟と呼んでおります。藩校当時、この北棟は剣術教場、南棟は槍術教場として使用されておりました。

それでは御説明いたします。

まず、北棟についてですけれども、当初計画では骨組みを残す半解体という方法で修復を行う予定でありましたが、解体の結果、予想以上に骨組みの損傷が著しいことが判明しましたので、全解体で修理を行うということになりました。そのための事業費の増でございます。

続きまして、南棟の南面、これは鷺舞のモニュメントがあるところの大橋側の面になりますけれども、そちらのほうに解体の結果、入り口があったことが判明しました。そのため、この入り口を復元するという工事を行いました。そのための事業費の増でございます。

次に、北棟、南棟両方なんですけれども、東面、これは掘割とは反対側の御書物蔵のあるほうの面になりますが、解体の結果、こちらに殿様が稽古の様子を視察に来られた際に座る上段の間という部屋が確認できましたので、その上段の間の復元とそこへの入り口を追加いたしました。そのための事業費の増でございます。

次に、解体の結果、北棟にあった門番所、あと計吏詰所というのが確認できましたので、こちらについて復元いたしました。こちらのほうが当初から絵図等でその存在というのは把握しておりましたけれども、解体指針によりまして、その間取りが明確となりましたので、それにより復元をしております。それに伴いまして、部材、建具、大工賃等が増加しましたので、そのための事業費の増となります。

それから、北棟、南棟ともにですけれども、瓦につきまして、当初7割程度の瓦を再利用するということが計画を進めておりましたが、解体をしまして瓦の確認をしましてと

ころ、再生できる瓦が5割しかないということで、残りの不足分の瓦を追加するということになりました。そのための事業費の増でございます。

契約工期の事業費につきましては、大まかなものが以上のとおりですけれども、契約工期の変更につきましては、前述で御説明しました工事により工期がどうしても延長せざるを得なくなったということでの工期変更でございます。

以上でございます。（発言する者あり）

もう一回訂正させていただきます。契約の目的、藩校養老館調査保存修理工事でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 渡邊教育次長。

○教育次長（渡邊 寛夫君） それでは失礼します。それでは、議案第69号について御説明をいたします。

平成29年度津和野町立学校施設空調整備工事請負変更契約の締結についてでございます。

契約の目的は、平成29年度津和野町立学校施設空調整備でございます。

契約の方法は、随意契約。契約の金額は1億1,950万7,400円、変更前の金額が1億1,705万6,880円、変更額としましては245万520円の増でございます。

契約の相手方は、津和野町枕瀬575番地9、堀建設株式会社代表取締役堀大地でございます。

資料といたしましては、裏面に工事請負変更仮契約書の写しをつけておりますので、御確認をお願いします。

この仮契約書は、津和野町議会の議決を得たとき、本契約となり得るものでございます。

変更の理由といたしましては、児童生徒の安全性を考慮し、4校全てにエアコン室外機の熱交換器フィンに防護ネットを取りつけいたしました。

また、学校との協議の中、配線ルートの一部の変更があったためにケーブル等の増に伴う増額でした。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（益井 仁志君） それでは、議案第70号について御説明いたします。

契約の工事名につきましては、平成29年度中座地区下水道管布設工事でございます。

契約の方法は、随意契約でございます。

契約の金額は、変更の金額が5,916万4,560円、変更前の金額が4,552万円、変更額は1,364万2,560円でございます。

工期については、変更前完成期日が平成30年6月30日、変更後完成期日が平成30年10月30日でございます。

契約の相手方ですが、津和野町高峯566番地1、有限会社ナガヨシ技建代表取締役永吉伯亨さんでございます。

次のページ以降に資料としまして変更仮契約書の写しを添付しております。

最終稿の資料2をごらんください。この契約につきましては、当初予定金額が5,000万円超しませんでしたので議会の議決は受けておりませんでした。今回の変更で5,000万円超しましたので、議会の議決を受けるものであります。

当初の入札は、平成30年1月23日、一般競争入札において実施し、5社が応札し、入札率92.2%で実施いたしました。

また、工期の変更として、3月29日に平成30年6月30日に変更しています。

今回の工事の変更の理由としましては、現場発生土による埋め戻しが困難となったことによる埋め戻し土の変更に伴い38万160円の追加。マンホールの構造の変更に伴い21万8,840円の追加、管路布設路線の追加として1,304万3,560円の追加でございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第71号を御説明いたします。

小型動力ポンプ付普通積載車の取得について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的につきましては、小型動力ポンプ付普通積載車の売買契約でございます。津和野地区を担当しております第2分団に配備しております普通積載車が購入後24年を経過し、老朽化が進んでおりますので、消防団総合整備契約に基づき更新するものでございます。

普通積載車の使用につきましては、ディーゼルエンジンの搭載パワーステアリング付き四輪駆動で、乗車定員が6名でございます。

契約の方法でございますが、指名競争入札による契約でございます。指名業者は8社でございましたが、4社辞退されましたので、4社で6月5日に執行いたしました。落札率につきましては、95.54%でございます。

契約の金額につきましては864万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は64万円でございます。納入期限でございますが、平成30年12月31日を期限としております。

契約の相手方は、松江市東朝日町233番地4、株式会社吉谷代表取締役伊藤康晃でございます。

1枚めくっていただきまして、資料をごらんください。物品売買仮契約書の写しでございます。

納入場所につきましては、津和野地区消防センターとしております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第8. 議案第72号

○議長（沖田 守君） 日程第8、議案第72号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。

執行部より順次、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第72号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてでございますが、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、林道大久保線道路改良事業に係る総合整備計画を定めたいので、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第72号を御説明いたします。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画につきましては、辺地地域の公共的施設を総合的かつ計画的に整備するために必要な財政上の特別措置等を行うことにより、辺地とその他の地域との格差を是正することを目的に策定し、国及び県の承認を受け、議会の議決をいただき策定するものであります。

まず、1ページ目でございます。辺地地点数168点の吹野下・吹野上辺地における林道大久保線道路改良事業であります。本路線は、町道吹野線により南側の山麓を利用区域190ヘクタールとする林道でございます。一方で地形が急峻であり、自然環境の厳しい奥地にあるため、大小ののり面の崩落等が多発しており、林道の改良が必要な箇所が多く存在するところでございます。

拡張や線形改良により、木材搬出等作業の安全や効率化を図るとともに、林産物の利用促進や安定供給が図られ、森林の健全性の維持や森林所有者の生産意欲の向上を図るために整備を行うものであります。

期間は平成30年度から31年度で、事業費は3,560万4,000円です。平成30年度の事業費につきましては1,442万円であります。

国・県におきましては、既に御承認をいただいているところであります。

なお、最終ページに、平成29年度末現在の辺地15地区を示しておりますので、御確認をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第9. 議案第73号

日程第 10. 議案第 74号

日程第 11. 議案第 75号

日程第 12. 議案第 76号

日程第 13. 議案第 77号

○議長（沖田 守君） 日程第9、議案第73号津和野町日原賑わい創出拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定についてより、日程第13、議案第77号津和野町立小中学校施設整備の利用に関する条例の一部改正についてまで、以上5案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第73号でございますが、津和野町日原賑わい創出拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第74号でございますが、つわの暮らし推進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第75号でございますが、津和野町国民健康保険税条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第76号でございますが、津和野町伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第77号でございますが、津和野町立小中学校施設設備の利用に関する条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 失礼いたします。議案第73号津和野町日原賑わい創出拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について御説明をさせていただきます。

今回の条例の制定のポイントにつきましては、日原山村開発センターの休館に伴いまして、日原地区の会議室が大変不足をしておるという状況でございます。その状況下で日原賑わい創出拠点施設につきましては、まだ全てが完成はしておりませんが、完成をしております古民家の改修した施設の部分につきましては、まず使用開始することで幾ばくかでも日原地区の会議室の不足について対応してまいりたいという思いで制定をしております。

よりまして、今後拠点施設の全体の完成を見た上では、総合的な調整を行って、再度設置管理条例の制定ということは必要になってくるかというふうに考えております。

まず趣旨でございますが、津和野町日原賑わい創出拠点施設の設置及び管理に関して必要な事項を定めるものでございます。

設置及び目的でございますが、津和野町における地域文化の伝承、交流の増加による商工業振興及び地域振興を目的として、津和野町日原268番1に拠点施設を設置いたします。

管理につきましては津和野町長が管理し、商工観光課が事務を行うとなっております。

利用申請につきましては、あらかじめ町に対して申請を受けまして、その上で承認を受けなければならないというふうにさせていただいております。

利用料につきましては、別表に定め利用料を納付しなければならない。ただし、町長が公益上必要と認める者については、利用料金を減免をすることができるとさせていただいております。

つきましては、第5条関係の別表をごらんいただきたいと思っております。母屋棟につきましては、1座敷当たり1時間につき500円、蔵棟1につきましては、1時間につき250円、蔵棟2につきましては、1時間につき250円それぞれ利用料金を設定をさせていただいております。

利用の制限につきましては、そちらに項目が上がっているとおりということでございます。その他、損害賠償、委任等を条例のとおり定めさせていただきます。

この条例については、公布の日から施行させていただきたいということでございます。以上でございます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、議案第74号について御説明をいたします。

つわの暮らし推進住宅の設置及び管理に関する条例第6条、入居者の資格について一部を改正するものでございます。

議案の裏面、新旧対照表をごらんください。改正内容につきましては、第6条中、入居者の資格に第1号、入居の申し込み時において、町外に居住している者を加え、第2号、妊娠中の者であって、母子健康手帳の交付を受けている者、第3号、自治組織に加入し、地域活動等に貢献する意思を有する者をそれぞれ加えるものでございます。

つわの暮らし推進住宅は、平成26年度から若者定住推進対策として子育て世帯の人口の増加及び定住化を図り、地域活性化を推進する目的で整備を行っております。平成26年度、左鑑地区に2棟、青原地区に3棟、平成28年度、木部地区に3棟整備してまいりました。

今回の改正は、これまで入居資格については要件としていなかった申し込み時の居住地を事業の有効性を図る目的で町外に限ることとしたものでございます。

また、これまでの募集要項に記載していた妊娠中のものであって、母子健康手帳の交付を受けている者、自治組織に加入し、地域活動等に貢献する意思を有する者、改めて条例に加えたものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） それでは、議案第75号を御説明いたします。

本案は、5月17日に町の国民健康保険運営協議会を開催しまして、今年度の国保税の改正が決定したことに伴い、津和野町国民健康保険税条例の一部を改正するもので、今年度の県への納付金の額、また来年度の納付金の見込み額を見据えて税額の改正を図るものであります。

1枚めくっていただいて新旧対照表をごらんください。第4条において、医療費分の均等割額を2万5,000円から2万8,000円に、第6条において、後期高齢者支援金分の均等割額を7,000円から1万円に、第6条の2において、後期高齢者支援金分の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の平等割を6,000円から7,000円に、特定世帯の平等割額を3,000円から3,500円に、特定継続世帯の平等割額を4,500円から5,250円に、第8条において介護納付金分の均等割額を9,000円から1万2,000円に引き上げるものであります。

なお、特定世帯とは、2人世帯で1人が後期高齢者医療へ移行し、もう1人が国保に残った世帯でありまして、5年間ほど平等割が2分の1軽減される世帯であります。

また、特定継続世帯とは、特定世帯で6年目以降3年間ほど平等割が4分の1軽減される世帯のことであります。

第21条につきましては、それぞれ（1）、（2）、7割軽減に関すること、（2）に5割軽減に関すること、（3）に2割軽減に関することについての改正を記載しております。

附則として、施行期日でございますが、公布の日から施行し、平成30年4月1日より適用するというようになっております。

以上であります。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） それでは、議案第76号について説明をさせていただきます。

津和野町伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正でございます。今回の改正のポイントといたしましては、職員退職に伴いまして、いわゆる津和野町伝統的建造物群保存地区保存条例、いわゆる重伝建の業務につきまして、町長部局より教育委員会部局に移管をするということのための一部改正でございます。

1枚はぐっていただきまして、新旧対照表をごらんください。第11条1項としまして、教育委員会に審議会を置くと定めさせていただきたいと思います。

第2項の冒頭に、「審議会は」をつけ加えまして、後段の部分を削除しております。

第3項としまして、審議会の委員は教育委員会が委嘱をするという形で定めさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 渡邊教育次長。

○教育次長（渡邊 寛夫君） それでは、議案第77号津和野町立小中学校施設設備の利用に関する条例の一部改正について御説明をいたします。

改正内容につきましては、下の表中で第195条の5号の別表中、屋外運動場照明施設の次に、津和野町小学校校舎の音楽教室、ランチルームの基本使用料及び冷暖房料を加えるものでございます。

津和野小学校においては現在音楽教室及びランチルームを地域開放しています。今回エアコン設置工事を行っており、他の施設と同様、冷暖房料を徴収できるよう条例改正するものでございます。

附則といたしましては、この条例は、平成30年7月1日から施行する予定でございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第14. 議案第78号

日程第15. 議案第79号

日程第16. 議案第80号

日程第17. 議案第81号

日程第18. 議案第82号

日程第19. 議案第83号

日程第20. 議案第84号

日程第21. 議案第85号

日程第22. 議案第86号

日程第23. 議案第87号

○議長（沖田 守君） 日程第14、議案第78号平成30年度津和野町一般会計補正予算（第1号）より日程第23、議案第87号平成30年度津和野町水道事業会計補正予算（第1号）まで、以上10案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第78号でございますが、平成30年度津和野町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ6億909万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ8億6,800万9,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第79号平成30年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ4,512万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ1億2,535万1,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第80号でございますが、平成30年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ2,603万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ1億3,681万8,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第81号でございますが、平成30年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ146万円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ2億9,257万5,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第82号でございますが、平成30年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ5万1,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ3億5,767万9,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第83号でございますが、平成30年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算総額を372万4,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第84号でございますが、平成30年度津和野町診療所特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ327万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ5,654万1,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第85号でございますが、平成30年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ862万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ3億8,012万1,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第86号平成30年度津和野町病院事業会計補正予算(第1号)についてでございます。

収益的収入を880万9,000円追加し、収益的収入予算総額7億5,280万8,000円、収益的支出を23万7,000円追加し、収益的支出総額7億4,423万6,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第87号平成30年度津和野町水道事業会計補正予算(第1号)についてでございます。

収益的収入を1,304万9,000円追加し、予算総額3億5,734万5,000円、収益的支出を1,300万4,000円追加し、予算総額3億3,278万2,000円に、資本的収入を7,100万円追加し、予算総額2億9,987万1,000円、資本的支出を1万3,000円追加し、予算総額3億373万1,000円にするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○議長(沖田 守君) 総務財政課長。

○総務財政課長(岩本 要二君) それでは、議案第78号を御説明いたします。

まず、4ページをお開きください。第2表の地方債補正の変更でございます。総額で4億8,850万円の増額補正をしております。詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明をいたします。

それでは、歳出の主なものから御説明をいたします。

16ページをお開きください。また、お手元に補正予算の概要説明を用意しておりますので、あわせて御参照いただければと思います。

なお、このたびの補正で、歳出の各費目に人件費を計上しておりますが、これは4月1日付人事異動に伴う補正でございます。総務費では、一般管理費の委託料として地方公務員法等の改正に伴う会計年度任用職員制度の創設による例規整備支援業務委託料194万4,000円を新たに計上しております。

財政管理費の積立金として、平成29年度の剰余金に伴いまして、地方財政法第7条に基づき、減債基金積立金4,600万円を積み立てるものでございます。

1枚めくっていただきまして、企画費の報酬では、見守りコンシェルジュとして集落支援員報酬116万2,000円、負担金補助及び交付金として木の口集会所へのエアコン等の整備に係るコミュニティ助成事業補助金130万円、津和野町地域おこし協力隊企業支援補助金100万円を新たに計上しております。

情報処理費の委託料として、起債管理システムのシステム改修委託料118万8,000円を新たに計上しております。

22ページをお開きください。地域情報化推進事業費の負担金補助及び交付金としてFTTH化第2期工事に係る鹿足郡事務組合負担金3億6,993万1,000円を新たに計上しております。

地方創生推進事業費、教育委員会の委託料として教育費の教育魅力化推進事業費からの組み替えに伴い、教育魅力化統括プロデューサー業務委託料770万1,000円を組み替え計上しております。

続いて、28ページをお開きください。民生費の社会福祉総務費の繰出金として人事異動による人件費の減額による国保及び介護特別会計への繰出金、268万5,000円を減額しております。

続いて、36ページをお開きください。衛生費の保健衛生、総務費の繰出金として人事異動による人件費の増や配水管支障移転工事により水道事業会計への繰出金674万9,000円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、医療対策費の積立金として看護学生就学資金貸付金返還金158万4,000円を新たに計上しております。

続いて、44ページをお開きください。農林水産業費では、農業担い手支援センター費の負担金補助及び交付金として島根わさびブランド推進協議会に対する島根型6次産業推進事業費補助金843万1,000円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、林業振興費の貸付金として鳥獣被害防止総合対策交付金の増額により、津和野町有害鳥獣被害対策協議会貸付金610万4,000円を増額しております。

受託事業費の委託料として林業公社への除伐等委託料612万円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、町行造林事業費の委託費として下刈り等委託料376万9,000円を増額しております。

林道新設改良費の委託料といたしまして、林道大久保線測量設計業務委託料400万円、工事請負費として林道大久保線道路改良工事1,042万円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、水産業振興費の委託料として町内の高津川への7万尾以上の稚鮎放流事業委託料200万円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、商工費の商工振興費の工事請負費として日原賑わい創出施設整備工事のうちカフェ棟建設工事等について1,933万2,000円、貸付金として農泊推進協議会貸付金884万4,000円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、歴史的風致維持向上事業費の津和野駅周辺整備事業費の補償、補填及び賠償金として電柱移転補償金1,200万円を新たに計上しております。

高質空間形成施設整備事業費の工事請負費として殿町から稲成丁間の照明設備工事5,212万8,000円を増額しております。地域生活基盤施設整備事業費の委託料として稲成丁河川広場等の測量設計業務委託料として570万円を新たに計上しております。

伝統的建造物群保存事業費の負担金補助及び交付金として建造物1棟分の伝統的建造物群保存事業費補助金600万円を増額しております。

続いて、58ページをお開きください。土木費の土木総務費の委託料として県道柿木津和野停車場線、中座工区開通式に係る会場設営委託料219万2,000円を新たに計上。

まことに申しわけございませんが、ここでおわびを申し上げさせていただきたいと思えます。先般の議会運営委員会時の資料として提出をさせていただきました資料の中では、この金額を319万2,000円と間違った金額を記載しておりました。正しくは219万2,000円でございます。まことに申しわけございませんでした。

続きまして、繰出金として津和野町下水道事業特別会計繰出金256万2,000円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、道路維持費の工事請負費といたしまして、町道舗装修繕費200万円、町道畳線のり面対策500万円を増額しております。

道路新設改良費として社会資本整備総合交付金等の減額に伴い、笹ヶ谷線ほか4路線で総額3,230万円を減額しております。道路長寿命化対策事業費の委託料として社会資本総合交付金の増額により道路橋梁点検業務委託料と総額1,406万7,000円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、河川環境整備費の工事請負費として中郷谷川河床整地200万円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、住宅管理費の委託料として中座団地ストック改善事業に係る耐震診断業務委託料190万円、中座団地ストック改善事業自主設計委託料160万円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、消防費の非常備消防費の報償費として消防団員9名分の退職報奨金439万7,000円を増額しております。

続いて、78ページをお開きください。教育費の教育魅力化推進事業費の委託料として地方創生推進事業費への組み替えに伴い教育魅力化統括プロデューサー業務委託料770万1,000円を減額しております。

それでは、続いて、歳入を御説明いたしますので、10ページにお戻りください。

国庫支出金の総務費、国庫補助金として地方創生推進交付金の増額に伴い、地方創生推進交付金174万9,000円を増額しております。

商工費、国庫補助金として伝統的建造物群保存地区修理事業補助金390万円を増額、社会資本整備交付金の増額に伴い都市再生整備事業費補助金3,142万2,000円を増額しております。

土木費、国庫補助金として社会資本整備交付金の減額に伴いまして、社会資本整備総合交付金5,340万円を減額、地方創生道整備交付金の減額に伴い、地方創生道整備交付金900万円を減額しております。県支出金の総務費県補助金として住民基本台帳法改正による社会保障・税番号制度システム整備費補助金110万1,000円、沼原線の実証運行事業に対する地域生活交通再構築実証事業費補助金149万1,000円を新たに計上しております。

農林水産業、県補助金として、島根わさびブランド推進協議会への島根型6次産業推進事業費補助金529万4,000円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、商工造林事業の搬出間伐事業に対する合板・製材生産性強化対策事業費補助金254万6,000円を増額しております。

繰入金といたしまして、財政調整基金繰入金800万円を増額しております。日原賑わい創出施設整備事業に対する旧日原町ふるさと創生基金繰入金500万円を増額しております。

繰越金として、平成29年度剰余金9,192万3,000円を増額しております。

諸収入の貸付金元利収入として、津和野町有害鳥獣被害対策協議会貸付金返還金610万4,000円、津和野町看護学生修学資金貸付金返還金158万4,000円、農泊推進協議会貸付金返還金884万4,000円を増額しております。

受託事業収入の林業費、受託事業収入として公社造林事業624万1,000円を増額しております。

雑入として、消防団員9名分の退職報償金439万7,000円の増額、つわの暮らし推進課では、木の口集会所へのエアコン等の整備に係るコミュニティ助成事業補助金130万円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、町債の総務債の過疎対策事業債では、FTTH化第2期工事に対する電気通信施設整備事業3億6,990万円を増額しております。

農林業債の辺地対策事業債では、林道大久保線改良工事に対する道路橋梁整備事業1,440万円の増額、過疎対策事業債では、島根型6次産業推進事業費等に対する過疎地域自立促進特別事業500万円を増額しております。

商工債の過疎対策事業債では、日原賑わい創出事業費の増額及び都市再生整備事業費補助金の事業費の増額に伴い観光施設整備事業5,330万円を増額しております。

土木費の公営住宅建設事業債では、町営住宅ストック改善事業に対する公営住宅建設事業1,750万円増額、一般単独事業債では社会資本整備総合交付金の減額に伴い合

併特例520万円及び町道のり面対策等の防災対策事業700万円の増額、辺地対策事業債では、地方創生道整備交付金の減額に伴い道路橋梁整備事業450万円の増額、過疎対策事業債では社会資本総合整備交付金等の減額等に伴い、笹ヶ谷線ほか4路線等で道路橋梁整備事業1,590万円を増額しております。

教育費の過疎対策事業債では、教育魅力化推進事業費から総務費の地方創生推進事業費の組み替えに伴い、過疎地域自立促進特別事業420万円を減額しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） それでは、議案第79号を御説明いたします。

平成30年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。

歳出より御説明いたしますので、10ページをごらんください。総務費の一般管理費8,000円減は、職員手当等の変更によるものであります。

続いて、歳入を御説明いたしますので、8ページをごらんください。国民健康保険税508万9,000円減は、平成29年分所得及び税額改正を反映したものであります。

一般会計繰入金8,000円減は、歳出の総務費で説明いたしました職員手当等の変更によるものでございます。

繰越金5,022万4,000円は、平成29年度分の繰り越しであります。

続きまして、議案第80号平成30年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

歳出より御説明いたしますので、10ページをごらんください。総務費の一般管理費267万7,000円減は、職員の人事異動及び旅費、会議費については、介護保険指導監査事務研修によるものでございます。

12ページをごらんください。包括的・継続的ケアマネジメント事業費2万5,000円減は、職員手当の変更によるものでございます。

14ページをごらんください。諸支出金の国県支出金等還付金2,817万7,000円増は、前年度の介護給付費負担金及び地域支援事業負担金の国県支払い基金への還付金でございます。

続いて、歳入を御説明いたしますので、8ページをごらんください。第1号被保険者介護保険料1,120万7,000円減は、第7期介護計画において保険料値下げ分を反映したものであります。

繰入金の一般会計繰入金270万2,000円減は、歳出の一般管理費及び包括的・継続的ケアマネジメント事業費で説明したものの繰入金であります。

介護保険準備基金繰入金600万円増は、還付金返済のための基金繰り入れであります。

繰越金3,394万2,000円は、平成29年度の繰り越しでございます。

以上であります。

続きまして、議案第81号平成30年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

歳出から説明いたしますので、10ページをごらんください。

後期高齢者医療広域連合納付金の保険料負担金146万円は、前年度分の確定によるものでございます。

1枚戻っていただきまして、8ページ、歳入、繰越金146万円は、平成29年度の繰り越しでございます。

以上でございます。

○議長(沖田 守君) 環境生活課長。

○環境生活課長(益井 仁志君) それでは、議案第82号を御説明いたします。

10ページの歳出をごらんください。営業費の給料、職員手当、共済費につきましては、人事異動に伴い合計で5万1,000円の減額で計上しております。

続きまして、12ページをごらんください。公債費の元金につきましては、251万1,000円の財源振替を行うものでございます。

なお、財源につきましては、繰越金でございます。

戻りまして、8ページの歳入をごらんください。繰越金につきましては、平成29年度の剰余金として251万1,000円を計上しております。これによりまして、一般会計繰入金を256万2,000円減額するものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第83号を御説明いたします。

10ページの歳出をごらんください。営業費の業務費につきましては4万円の財源振替を行うものでございます。

なお、財源につきましては繰越金でございます。

戻りまして、8ページの歳入をごらんください。繰越金につきましては、平成29年度の剰余金として4万円を計上しております。これによりまして一般会計繰入金を4万円減額するものでございます。

以上でございます。

○議長(沖田 守君) 医療対策課長。

○医療対策課長(下森 定君) それでは、議案第84号を御説明いたします。

歳出の10、11ページをごらんください。総務費の負担金補助、交付金が5月末に確定しましたので、前年度交付金精算額として100万1,000円を計上しております。

12ページは予備費として227万円を計上しております。

戻っていただきまして、歳入の御説明をいたします。

8、9ページをごらんいただきたいと思います。繰越金として平成29年度剰余金327万1,000円を計上しております。

以上でございます。

続いて、議案第85号を御説明いたします。

歳出の10、11ページをごらんください。介護老人保健施設事業費の負担金補助、交付金は、前年度交付金が5月末に確定しましたので、前年度交付金精算額として99万9,000円を計上するものであります。

1ページめくって予備費として762万2,000円を計上しております。

戻っていただきまして、歳入の8、9ページをごらんください。繰越金として平成29年度剰余金862万1,000円を計上しております。

以上でございます。

続いて、議案第86号を御説明いたします。

収益的予算の3ページをごらんください。下段の収益的支出の医療費用の給与費26万6,000円の減額は、給料、職員手当等によるものです。

経費の交付金50万3,000円は、前年度交付金精算額として計上しております。

上段の収益的収入をごらんください。医業外収益の負担金交付金26万6,000円の減額は給料手当等によるものであります。

特別利益の過年度損益修正益は、平成30年2月分、3月分の診療報酬実績額が未収金計上額を上回った907万5,000円を計上しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（益井 仁志君） 続きまして、議案第87号を御説明いたします。

14ページの収益的収入及び支出をごらんください。収益的支出でございます。営業費用の原水及び浄水費でございます。

人件費でございますが、給料等につきましては、人事異動に伴うもので合計218万5,000円減額しています。

法定福利費、共済費でございますが、これも人事異動に伴うもので28万5,000円減額しています。

委託料として水道施設周辺環境整備2万円計上しています。

修繕費でございますが、日原第4水源地送水ポンプの修繕、それから野中浄水場電気系統修繕料として合計281万2,000円計上しています。

続きまして、配水及び給水費でございます。人件費でございますが、給料手当等につきましては、人事異動に伴うもので合計8万5,000円計上しています。

共済費でございますが、これも人事異動に伴うもので21万3,000円計上しています。

修繕費でございますが、落雷に伴う上高野第2配水池加圧ポンプ水位計の修繕、それから簡易濁度計の修繕費として合計214万8,000円計上しています。

次ページ、16ページをお開きください。工事請負費として町道木毛線道路改良工事に伴う配水管施設移転工事、県道田万川線道路改良工事に伴う配水管支障移転工事、それから福谷道路改良工事に伴う配水管支障移転工事など合計1,000万円計上しています。

続きまして、総係費でございます。人件費でございますが、給料、手当等につきましては、人事異動に伴うもので、合計19万5,000円減額しています。

共済費でございますが、これも人事異動に伴うもので1万4,000円計上しています。

賃金ですが、水道台帳整備のため臨時雇用賃金で79万2,000円計上しています。

退職手当組合の負担金、これも人事異動に伴うもので32万5,000円減額しています。

特別損失として、これは現金を伴わない支出でございますが、過年度損益修正損として4万5,000円減額しています。これは人事異動に伴う賞与引当金の繰り入れ分です。

戻りまして、14ページの収入をごらんください。収益的収入でございます。営業外収益の一般会計補助金につきましては、先ほど支出で御説明いたしました水道事業費用等の増額で674万9,000円計上しております。

その他、雑収益につきましては、先ほどこれも支出で御説明いたしましたが、工事請負費に伴います移転補償費が630万計上しております。

続きまして、18ページの資本的収入及び支出をごらんください。資本的支出でございますが、積立金としまして基金利息積立金1万3,000円計上しています。

同じく18ページの資本的収入でございます。企業債7,100万を追加計上しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第24. 報告第5号

○議長（沖田 守君） 日程第24、報告第5号統一的な基準による地方公会計財務書類の報告について、執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 報告第5号統一的な基準による地方公会計財務書類の報告についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、国の作成基準に準拠した財務書類を作成いたしましたので、報告するものでございます。詳細につきましては、担当課長から御報告申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、報告第5号について御説明をいたします。

統一的な基準による地方公会計財務書類について、平成28年度決算をもとに作成いたしましたので報告をいたします。

このことにつきましては、平成18年に総務省が示した基準モデルと総務省方式改定モデルの二つのモデルから総務省方式改定モデルを選択し、平成20年度決算に基づき平成21年度から作成しております。

平成25年8月には両モデルの統一を図ることが今後の新地方公会計の推進に関する研究会、中間まとめに決定され、平成26年4月には今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書、次いで9月には財務書類作成要領及び資産評価及び固定資産台帳の手引が示され、地方公会計におけるモデルが統一的な基準となりました。

平成27年1月23日に正式に総務大臣通知より、統一的な基準による地方公会計の整備促進についてが示され、本格的な運用が開始されました。

また、あわせて原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で統一的な基準による財務書類等を作成することが示されましたので、平成27年度から固定資産台帳の整備を初め平成28年度決算をもとに統一的な基準により財務書類を作成いたしましたので、報告するものでございます。

作成した財務書類は、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の四つの財務書類で、対象となる会計の範囲は普通会計と国保や下水道などの公営事業会計や一部事務組合、第三セクター等の決算情報を連結した連結会計です。平成29年3月31日を基準日としており、財務会計システムの執行データや固定資産台帳等に基づいて作成をしております。

最初に、普通会計の財務書類につきまして概要版により説明をいたします。A4横の1ページをお開きください。

まず、貸借対照表についてでございますが、これは本町が保有している資産と、その資産をどのような財源で調達したかを示すものでございます。主な資産は、町有地、庁舎や町営住宅等の公共建築、道路などの有形固定資産のほか各種基金や現金預金などで総額は253億500万円となります。主な負債は地方債のほか退職手当や賞与等の引当金などで、総額は145億5,400万円となり、純資産合計は107億5,100万円となっております。

次に、行政コスト計算書についてですが、ここでまことに申しわけございませんが、資料の訂正をお願いいたします。概要版の右側下段に記載しております純経常行政コストと純行政コストの金額はマイナス表示が正しい記載ですので、数字の前にマイナス表示の追記をお願いいたします。正しくは純経常行政コストはマイナス65億1,900万円、純行政コストはマイナス74億1,800万円となります。

あわせて2ページ、連結会計につきましても、右端からに記載しております純経常行政コストと純行政コストへも同様に数字の前にマイナス表示の追記をお願いいたします。正しくは純経常行政コストがマイナス106億3,200万円、純行政コストがマ

マイナス115億2,300万円となります。まことに申しわけございませんでした。この行政コスト計算書は1年間の行政活動のうち、資産形成につながらない人的サービスや給付サービス等のための経費と、それに対する直接の対価として得られた使用料等を対比させるものでございます。人件費や物件費等の経常費用から使用料等の経常収益を差し引いた純経常行政コストは、マイナス65億1,900万円で、純行政コストから災害復旧事業費等の臨時的な収支を引いた純行政コストは、マイナス74億1,800万円となっております。

次に、純資産変動計算書についてですが、これは貸借対照表の純資産の部に計上されている各数値が、1年間でどのように変動したかをあらわすものです。平成27年度末純資産残高に対し、平成28年度中にマイナス4億700万円の純資産変動があったことにより、平成28年度末純資産残高は107億5,100万円となっております。

次に、資金収支計算書についてですが、これは資金の収支の状況を業務活動収支、投資活動収支、財務活動収支の三つの区分に分けて示すものでございます。平成27年度末資金残高に対し、平成28年度資金収支額がマイナス9,900万円となったことにより、平成28年度資金残高は1億6,300万円となり、これに歳計外現金残高を加えた1億9,100万円が平成28年度末資金残高となっております。

続いて、連結会計の書類につきまして概要版により説明いたしますので、2ページ目をお開きください。

連結会計の範囲につきましては、左側上段に記載しておりますので御確認をください。

なお、財務書類作成の省略が認められていることから、連結対象に簡易水道事業会計は含まず、また連結収支計算書のみ第三セクターを除いて作成をしております。

まず、貸借対照表についてですが、資産合計332億1,500万円に対し、負債合計183億8,600万円となっており、純資産合計は148億2,900万円となっております。

次に、行政コスト計算書についてですが、経常費用から経常収益を差し引いた純経常行政コストは、マイナス106億3,200万円で、純経常行政コストから臨時的な収支を差し引いた純行政コストは115億2,300万円となっております。

次に、純資産変動計算書についてですが、平成27年度末純資産残高に対し、平成28年度中にマイナス4億1,900万円の純資産変動があったことにより、平成28年度末純資産残高はおよそ148億2,900万円となっております。

なお、連結収支決算書については、第三セクターを除いて作成しておりますので、説明につきましては省略をさせていただきます。

以上で、統一的な基準に基づく地方公会計財務書類の報告を終わります。

○議長（沖田 守君） 特にこれについて質疑がありましたら、お願いしたいと思いますが、ありませんか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますから、質疑を終結します。

日程第25. 報告第6号

○議長（沖田 守君） 日程第25、報告第6号専決処分の報告について、執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第6号専決処分の報告についてでございますが、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて専決処分をいたしましたので報告するものでございます。詳細につきましては、担当課長から御報告を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、報告第6号を御説明いたします。

1枚めくっていただきまして、別紙をごらんください。損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条の規定により、平成30年5月30日に専決処分したものであります。

損害賠償の額につきましては、5万9,225円でございます。損害賠償の相手方につきましては、[総務財政課長説明]でございます。

事故の内容でございますが、平成30年4月27日午前10時50分ごろ、町道幸橋中島通線の津和野警察署裏側付近において、つわの暮らし推進課つわの暮らし相談員が公用車を駐車場から方向転換のためバックしようとしたところ、幸橋方向から来た直進車の左後ろ側バンパー付近と公用車の右後ろ側バンパーの角部分が接触したものでございます。

事故の責任割合につきましては、津和野町が90%、[相手方]が10%でございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） これについて特に質疑があれば許しますが、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

日程第26. 議員派遣の件

○議長（沖田 守君） 日程第26、議員派遣の件を議題とします。

お諮りをいたします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は派遣することに決定いたしました。

本日までに受理した陳情書は、既に配付のとおりであります。

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会といたします。大変御苦勞でありました。

午前10時18分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成30年 第4回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第2日）

平成30年6月18日（月曜日）

議事日程（第2号）

平成30年6月18日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

出席議員（12名）

1番	草田 吉丸君	2番	米澤 宥文君
3番	川田 剛君	4番	道信 俊明君
5番	板垣 敬司君	6番	丁 泰仁君
7番	御手洗 剛君	8番	三浦 英治君
9番	寺戸 昌子君	10番	後山 幸次君
11番	岡田 克也君	12番	沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	山本 慎吾君		
つわの暮らし推進課長		内藤 雅義君	
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	下森 定君
農林課長	久保 睦夫君	商工観光課長	藤山 宏君
環境生活課長	益井 仁志君	建設課長	木村 厚雄君
教育次長	渡邊 寛夫君	教育次長	齋藤 道夫君
会計管理者	青木早知枝君		

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続き、議員各位にはお出かけをいただき、ありがとうございます。

これから、2日目の会議を開きたいと思います。

あわせて、本日は傍聴席にたくさんの傍聴者においでいただきまして、心から感謝を申し上げます。

ただいまの出席議員数は、全員の12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、5番、板垣敬司君、6番、丁泰仁君を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（沖田 守君） 日程第2、一般質問。

質問の通告がありますので、順次許します。

発言順序1、4番、道信俊明君。4番、道信君。

○議員（4番 道信 俊明君） おはようございます。久々の一般質問でございますので、抜けるところもあるかと思いますが、ぜひよろしく願いいたします。

質問に先立ちまして、今回の私の質問は、結構細かくなっておりますので、判断とか等々がありますので、全て町長が答えていただきたいというふうに思っております。

まず、私が通告いたしました結論から申しますと、役場の本庁舎を津和野の殿町、私は殿町ということ限定します。殿町に移してもらいたい。これが結論です。

それに対する、いわゆる大義、後で具体的な細かいことは申すけれども、その大義というものをまず皆さんに理解していただきたい。決して私は、旧津和野町と旧日原町が綱引きをするそのきっかけをつくらうというものではありません。合併がなされて13年たちましたが、この13年の間に私が感じたこと、これを一般質問の形にしたまでです。

大義、何か。今の津和野町が全国に名を知られるようになったのは、殿町という存在があった。ほかにも確かにいろいろありますけれども、殿町という存在が中心にあったからこそだと思っております。

殿町というのは、坂崎出羽守が1600年あたりに、あの場所に執務室を置いた、これが始まりです。そして、以後400年、行政の中心となって本日まで来ているという、こういう大きな流れ、これがあったからこそだというふうに私は思っております。

次は、平成17年の合併において、合併協定書というものがつくられました。その写しを私は目にして、4番目に、新町の事務所の位置、これが明記されております。新町の役場を島根県鹿足郡日原町大字日原54番地25に置く。その後、第2庁舎、津和野分庁舎というふうに明記されております。そして、これは条例にもなりました。

ただ、先ほど言ったように、13年の年月を経て、これが本当にいいのかと。これからの津和野町がどんどん人口が減っている中において、この状態を食いとめることがで

きるのではないか。そのためには、変更もやむなしというふうに私は考えておりますし、地方自治法において、変更することはできるというふうには書いてあります。したがって、私は結論を先に言いましたけれども、そのことをぜひ両方、旧両町の皆さんにも理解していただいて、自然な流れとして、津和野本庁舎を殿町に持っていくことをぜひ賛成していただきたいというふうに思っております。

次は、まず通告書の中にありました私の提案というところから入ります。

私は、今の本庁舎を津和野庁舎へ全部持ってくるなどとは思っておりません。今の状態で津和野はやむなしと、分かれることはやむなしと思っております。ただ、総務課と、後で言いますが、議場は津和野へ持って来ざるを得ないだろうと。ですから、大きく新しいものを何億もかけて津和野につくると、殿町のところへつくるなどとは思っておりません。本庁舎という名目と分庁舎という名目を入れかえていただきたい。このことが、使途で細かいところで質問しますが、それぞれの両方の旧町にとってメリットがあるというふうに考えます。

2番目、議場を移動する。

議場というものは、やはり津和野の町民を代表する議員が集まる場所です。非常に神圣な場所だと私は思っております。これを新しく建設するのではなくて、旧津和野町には今まで使っていた議場があります。そのまま残っております。ただ、少しは手を入れなければならない。まあパイプ椅子ではないと。少しはいい椅子も置いていただくというような感覚で、あの議場を使えばお金はかかりません。

次にいきます。議場の今のこの場所、この場所に、私が議員でなかったときにいろいろ日原の方に聞いてみました。いわゆる取材をしてみました。私の感覚で言えば、今の山村開発センターをここへ持ってきたらどうだろうか。議場が向こうへ移るのならば、この場所はいってしまう。あいてきます。これをこのまま使うということは難しいのかもわかりません。ですけれども、この場所があいてくる。そして、隣の建設課が今の第一庁舎のほうへ移れば、ここがすっぽりあいてきますので、ぜひ山村開発センターをここへ持ってきていただきたい。

その理由。やはり200人ぐらい入れるキャパのものがないと、日原の人たちがここで集うということが難しい。だから、人数的には200人ぐらいのキャパが必要だろうというふうに考えます。

そしてあと、中央公民館とそれから日原公民館をここに併設すれば場所が移動する。それで山村開発センターの役割を果たすのではないかと、このように考えております。

最後に、町長の考える庁舎の位置とその理由というものをまずお聞きしたいというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。本日から一般質問でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、4番、道信俊明議員の御質問にお答えさせていただきます。

役場の位置の変更についてでございます。

平成17年9月に、旧津和野町と旧日原町が合併をして以来、12年と9カ月が経過いたしました。合併に際しましては、両町が、地方自治法等に基づく法定協議会を設置し、多岐にわたる協定項目を定めたところでありますが、当時を振り返りましたときに、本庁舎の位置については、合併の成否にかかわるような議論の後、現在の位置に決定したところであります。

こうした背景において、わずか約13年という年月において、重要な協定項目である本庁舎の位置を動かすことについては、旧日原町に関係する多くの方々を中心に合意形成を得ることが難しいと認めております。

また、本庁舎の位置については、議会における特別多数議決として、議員の3分の2の賛成を得なければ可決されないという事実も、最も重要な協定項目であることの裏づけとも言えます。議決において議員の3分の2という多数を得る道筋を描くことも困難であろうと考えております。

そのほかにも、本庁舎は災害対策本部となる場所でありますが、津和野庁舎と隣接地が土砂災害警戒区域内に位置しており、防災面から、適地でないことや、議場とともに本庁舎を設置するとなると、増築にかなりのスペースを要することが想定され、現在の計画よりも財政面においてかなりの負担増となる等の観点からも、現時点において、議員の御提案については現実的でないと認識をしているところであります。

新町発足時に策定しました新町建設計画の基本目標であります人と自然に育まれ、温もりのある交流のまちづくりを現在の第2次津和野町総合振興計画の基本理念として、第1次津和野町総合振興計画に引き続いて今後のまちづくりの目標を定めております。

第2次津和野町総合振興計画において、この基本理念に示す本町の地域特性と今後目指すべき方向は、長期にわたって普遍的なものであり、第2次計画においても変えることなく継承していきますと記述されております。

以上のことから、本町といたしましては、引き続き新町の一体感の醸成を礎とした基本理念の実現に向けたまちづくりを、町民と行政が一体となってさらに進めるため、その環境を一層育む観点から、本庁舎と分庁舎の位置の重要な変更について検討する状況ではないと考えております。

議場につきましては、現在、日原第二庁舎に配置されております。昨年度策定しました津和野町庁舎基本構想業務報告書では、本庁舎の日原診療所への移転に合わせ、議場を移転増築する方向性を報告させていただいております。

また、議会におきましては、昨年度に津和野町庁舎建設問題等庁舎特別委員会を設置していただきまして、現在の本庁舎と日原第二庁舎を日原診療所1階に移設することにはおおむね異論はない。ただし、議場の移設及び増築は、行政効率、ランニングコストを最大限考慮するようにとの御意見をいただいております。

今後におきましては、今年度設置いたしました津和野町庁舎建設検討委員会におきまして、議会よりいただきました調査意見を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

本年3月に開会されました全員協議会におきまして、山村開発センターにつきましては、議場が日原診療所へ移設された場合には、日原第二庁舎に集会施設としての機能を移設したい旨の御説明をしたところであります。

今後におきましては、津和野町庁舎建設検討委員会の議論を踏まえ、具体的具体策を検討してまいりたいと考えておりますが、新設という選択肢については、膨大な事業費を要することが予想されるため、平成25年豪雨災害の復旧事業に係る起債の償還や、CATV改修事業の財政負担の影響等、本町特有の財政課題を考慮すると、困難であると考えております。

○議長（沖田 守君） 4番、道信君。

○議員（4番 道信 俊明君） それでは、具体的に今から質問に入ってまいります。

まず、今最初の答弁の中に言われていたので、そのことからまず、私としての反論を申し上げます。

この中に、津和野庁舎と隣接地が土砂災害警戒区域に位置しており、防災面から、適地でないことと書いてあります。この警戒区域、土砂災害警戒区域というのが、この文言だけを見ると非常に危険な地域であるというふうな誤ったことを町民に言っているのではないかということを私は非常に懸念しておりまして、この言葉が何か一人で踊っているような感じがしました。

ここにも、先ほどにも言われたようなことを、私はこれを一応勉強してみました。そうすると、本来ならこれを皆さんに配ればよかったんですけども、ここに、これが旧日原の、この黄色いところですよ。これがハザードマップ、これは島根のマップです。これに記されております黄色い部分、これが警戒区域です。議員の皆さんにもちょっと見てもらいたい。これが警戒区域です。

そして、次が、これが津和野です。これが津和野ですね、これが津和野。これが津和野です。こう見たときに、ほとんど黄色なんです。ほとんど黄色。それで、津和野庁舎が位置されているところは、土砂がどうつとあの線路を越えて落ちてきて、そして庁舎に影響を与えるというところがもうかすっているようなところですよ——済みませんね、これ。かすっているようなところの三角の端っこのところにあります。

警戒区域とは何ぞやというところなんです。危険区域ではありません。警戒区域というのには二つありまして、一つは特別警戒区域、これは赤い表示であるんですけども、これはほとんどないです。まず赤いという部分は、まあちょろつとあるんですけども、まずない。

特別警戒区域、それでは特別警戒区域とは何ぞや。一定の開発行為をする場合に、制限が出てくる。あそこをこうせい、ここをこうせいということです。住居を構える場合

には、建築物の構造に規制が入る。具体的に補強をこうせえとか、土台をどうだというところですけども、ちょっと専門家じゃないんでここまでわからない。要するに、特別とつくところなんです。

普通の土砂災害警戒区域というのはどんなものかといいますと、避難場所や経路をハザードマップに掲載すればいい。土砂法第8条。行政としては、疑うものは全て指定する、指定せざるを得ないです、疑わしいところは。

これを心配、これは一般の町民の声ですけども、これを心配すると、住む場所がなくなる。今私が皆さんにお示ししましたように、ほとんどが黄色です。これ住む場所がないですよ。家も建てられません。ましてや、津和野に来ていただきたいという人たちに対して恐怖心を与えるという、そういうものとみなされるおそれが、ほとんどが警戒区域の中に入っておる。だから、気をつけましようねということです。そういう状態が出たときには、いち早く情報を伝達して、皆さん速やかに逃げられるような体制をつくりましようというようなことを整備してください、これが警戒区域の意味です。

ですから、今この中に、先ほど町長が言われたような、こういうおどろおどろしいような状態の中につくるということではありません。だから、ここを、何かすごく非常事態、私が言う場所が非常に危険な場所だという印象を与えるということは、これはあつてはならない。

もう一つ、この中には言われておりませんでしたけれども、よく言われるのが、浸水地域、津和野町はあの場所が洪水浸水推定区域、こういうことだからということも私の耳には入ってきます。それで、私はそのものを、やはり私の感覚で言うわけにはいきませんので、当然調べております。

ここに高津川水系津和野川洪水浸水想定区域図、ここにあります。ここにありますね。これは、県が発行したものです。県がこれをつくったものです。一番新しいものは、ついこの前出てきました。私、前回は平成20年でしたから、一番新しいのを見せてくれというふうにして県に依頼したら、県が一番新しいのができておりますから、見てくださいということで、ここにその図面を見ておるんですけども、これを見ますと、何でこの二つを指定したのか。それを河川課に確認しました。そしたら、高津川水系で1カ所、津和野川水系で1カ所、計2カ所をピックアップして、それで選定してみました。ほかはって聞いたんです。いや、ほかはやっておりません。金がかかるんです、これ。これをやるのには。

平成17年にこの調査が始まっているんですけども、このときの最初のが、だから合併前後です。高津川水系で吉賀町、それから津和野川水系で津和野町、旧津和野です。この2カ所をやってみた。基準は何かと聞いたんです。基準は何かと聞いたら、人口規模と財産の規模で、大きいところをやりました。大きいところをやります。理由がこれなんで、決して水量が多いとか危ないとか、何とかかんとかと言うことを議論してこの2カ所をやったわけではない。たまたま今の人口と財産の量に応じてやったのが旧津和

野町の一帯、で吉賀町。だから、この旧日原の場合はやっていないんです。やっていない。だから、どっちが危険で、どこがどうだあだというのはなっていない。

それでもう一つ、この資料は、1日に総雨量481ミリ、1時間96ミリ、これを想定した。この量というのは、聞いてもわからんですわね。これは前年に起きた名賀の水害のことを想定すると大体比較すると見当がつかます。名賀が1日の総雨量が381ミリ、1時間が91ミリ、これでということは、これよりも多いということですね。これよりも多い中において、ここが浸水するのは最高で50センチの浸水、地面から50センチのところまで水が来ますよということを最大規模として想定しましたということが出てくる。この頻度はどのぐらいを想定したのかということを知ったところ、まあ千年に一度でしょうね。これは裏づけはあるわけじゃないです。裏づけがあるわけじゃないんですけれども、千年に一度ぐらいでしょうねということをもあ河川課の担当者が言っておりましたが、それがほんとかうそかというのは千年たってみるとわからんですから。

こういうような、今の二つの例を挙げました。だから危険を、危険だ、危険だ、危険だということで津和野庁舎が否定されるということはよろしくないというふうなことを事例として申し上げました。

それでは、通告書の中に書いてあります、通告した内容に関して、ちょっと具体的に質問してまいります。決して今初めて私が口にするわけじゃありませんので、これでぜひ町長にお答えいただきたい。

ですから、最初に言いましたように、今回は町長にお答えいただきたいということがあります。

まず1番目、本庁舎には国や県や他市町の来賓や職員が多く訪れます。本庁舎というのは町の顔であり、玄関であり、応接間の役割を持っています。さらには——これは私の取材ですけれども、大体そういう方はちょっと観光してみたい、こういうふうに必ず言われるそうです。津和野の、せっかく津和野に来ただけん、観光してみたいと言ったときに、すぐその人たちを連れて津和野の観光を、時間的にわずかですけれどもしていくというメリットが殿町にはあるというふうに、そういうふうな取材を私はしました。耳にしました。

だから、さっきの大義名分というところからの今度は具体的なことですから、今のこのことについてどう思われるかということ。

次が、災害対策本部のことですけれども、災害対策本部というのは警察や消防、土木の本所と入院設備を持つ病院、津和野の場合は幸いにヘリポートがある。ヘリポートが集積した場所である。さらには、通信が不通になる場合に、徒歩で行き来できる。ここは非常に大きいところなんです。最後には人間の足ですから。そして、徒歩で寄り合っ、そしてみんなで協議できる。これが必要なんだということは、私は前回の、先年のあの災害で感じております。携帯が通じなくなったり等しました。確かに、いろんな機

器をあれして、そういうものを増設はされました。ですけれども、機械というものはやっぱりいつ何があるかわからん。ですから、徒歩で集まられる。これは非常に大きな問題です。このことは、本庁舎の位置というものに明記するときに、地方自治法の第4条で、こういう官庁が集積するということが必要だというふうに書いてあります。

次、観光客のほぼ全ての目的地は、まず殿町です。車のナビに津和野町主要部、大体主要部というのを入れるんです、住所がわからなかったら。主要部と入力したときに、思わぬ場所に到着して戸惑う。戸惑ってきた観光客の方を、私は商売をやってくる関係もあっていろいろそういうことの不平とか不満とかというものを聞いてきました。まだほかにもあると思いますよ。

さらにもう一つ、国道9号、これを山口のほうから走ってきました。そしたら、看板があります。道路標識、大きな看板があります。そこには、津和野町まで14キロと書かれています。そして、数メートル走ったらさらに大きな看板がありまして、左側に矢印がついておって、津和野城下と書いてある。

今まだあそこのなごみへ行く道はまだ通じていませんので、実はテープで隠してある。ですけど、見えますよ、透けて見えます。あれをとったら、もうもろに左が津和野城下というふうになっています。それからちよっちょっちょと走っていくと、3カ所に、小さな看板ですけれども、白抜きの文字で、津和野、津和野、津和野とある。あの9号を抜けていくときにそういう看板が目に入ってくる。どう見たって、眼下が広がるものが津和野だろうというふうに思います、観光客の方は。

それで、私は、国交省に行って聞いてみました。あの看板は国交省のものでしょうか。ひょっとして、誰かが、民間がつくったんじゃないかということをおっしゃるので確認に行きました。これ国交省、あの分は国交省がつくったんですよと言ったら、そうですという言葉。で、左は、今私が言うたようなことをちょっと言うてみたんです。苦笑いしていました。苦笑いをしていた。

どうなんだとかというのは、それは言いませんよ、もうそこからは、もう言ったってどうしようもないことだから。だから、観光客がそこで誤解を与える。国交省も疑問に思っている。

それからもう一つ、益田方面から来たときに、たしか三星のところ、あそこで、要するに境です。津和野まで7キロと書いてある。そこから約7キロぐらい走ります。7キロ走った地点が枕瀬、日原の駅の国道9号の上のところ。あそこへ行くと津和野まで11キロ。えっ、7キロ走ったはずなのにな。ならあそこで11キロと出てくるんです。これ一体どうなっているんだということは、国交省も、先ほど言いましたように苦笑いをしているところで、こういうような実態がある。

本庁舎が殿町であったら、これは解消される、このように私は感じましたので、具体的に今言いました。

この通告の中にも書いております今の具体的なことに対して、もしお答えがいただければと思っ、町長、ぜひよろしくお願ひします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、土砂災害警戒区域内というお話でございますけれども、私自身がおどろおどろしく町民の皆さんに不安をあおろうとかそういう思いで最初に回答させていただいたということではございません。この土砂災害警戒区域というのは全国的に発表されているものであります。その警戒区域内に当たる方々は、日ごろの生活の中においてどうぞ用心をしてくださいと、そういう意味で発表がされている。それは道信議員もおっしゃったとおりでございます。

私が回答で申し上げたのは、いわゆる防災面から適地でないということでございまして、それは防災行政をつかさどる我々行政の立場から、本庁舎というのは災害対策本部になるところでありますから、それを土砂災害警戒区域内に置くということは、これは困難であるということをおし上げたというところでございます。

そして、特に災害対策本部でございますけれども、これは、要は大きく分けて、私自身は平成25年の豪雨災害を経験した上からも、二つの役割があると思っております。

それは、まず雨が降りそうだという气象台等々の情報でわかるわけでありまして。その日は大雨になりそうだというところから、災害対策本部を設置して、実際に雨が降り始めて、そして川が増水をして、被害が時には出る。これは25年のケースでありますけれども。そのときに、刻一刻と雨が降って増水をする中で、町民の生命、財産を守るために避難勧告等も出していかなきゃならない。そういう緊迫の中での対応というのが大きく分けて一つ。

そして、雨がやんで、少しずつ川の増水もおさまり始めた中で、被害調査から復旧へ向かっていく、そういう第2段階に分けられるわけでありまして。特にその第一段階の、雨が降り始めて緊縛状態の中で、その災害対策本部が万が一土砂におおわれてしまうと、もうこの町民の生命、財産を守る、避難勧告や指示も出せない。そういうような大きな危険性が生まれてくる。そういう可能性がある中で、やはり災害対策本部になる本庁舎というものを土砂災害警戒区域内に置くことはできないだろうというふうにお考えしているところでありまして。

これは、警戒区域内ということは、大丈夫だからという部分は、道信議員さんはそういうお考えかもしれませんが、私としては、災害対策本部長という町民の生命、財産を守るその責任者としては、とてもそういうことは考えられないと。そこはやはり危機意識の違いであろうかなというふうにお聞きをしたところでございます。

そして、浸水想定区域のお話もあつたわけでありまして。日原側は調査をされていないから、だから殿町には大丈夫ということにもならないわけでありまして、実際にもう浸

水想定区域内にという指定がされているという事実は変わらないということであり
ます。

千に1回ぐらいの頻度というようなお話も紹介されましたけれども、例えば、平成27年、ちょっと間違えているかもしれませんが、津和野の豪雨災害の後に起きた広島
の豪雨災害でございます。こちらは70名を超える方々が土砂災害で亡くなられており
ます。これも数百年に一回という雨が、雨量が降ったからでございます。

先ほど、浸水想定区域内の1時間96ミリが、これが最大豪雨、そういう紹介があっ
たわけでありましてけれども、平成25年の津和野町の1時間の最大雨量はと91.5ミ
リでございました。しかし、広島のその災害の雨量というのは、もう100ミリを超え
ております。

また、昨年、九州北部で起こりました豪雨災害、これらも福岡県朝倉市で129.5ミリ
という、要は96ミリを超える実際に雨が全国各地で降っている、そういう状況の中
でございますから、やはり浸水想定区域内になかなか災害対策本部となる本庁舎を置く
ということも、これは難しいんじゃないかという考えに立っているということであり
ます。

ただ、土砂災害警戒と違って、浸水想定についてはと、ある意味もう少し対策が
できるかというふうに思っております。それは、1階に災害対策本部を置くのではなくて、
2階か3階へそういう災害対策本部を置いて、ある意味浸水対策というのはできる
可能性があるというふうにも思っている。

そういう中で、現在我々が計画をしております日原診療所の施設、これは2階と3階
がああいった状態で使えるわけでございますので、3階のほうへ災害対策本部を置く
というやり方の中において、浸水想定区域への対策もできるんじゃないだろうか。また、
あわせて、今まだ我々検討段階でありますけれども、要避難者でございます。そう
した方々の避難所というものにも3階一緒に置くことで災害対策本部と密接なこう
いう避難行動つなげていけるという意味で、日原診療所が非常に適地ではないか
ということも考えているといったところであります。

津和野庁舎のほうにおきましては、2階建ては可能であろうかと思いますが、な
かなかやはり景観条例の関係もございまして、高さ制限もあつたりして、3階
建てというのはなかなか不可能ではないだろうか、そういう考え方にも基づいて、
われわれの計画を進めているというところもあるわけでございます。

もともとが、今回の耐震化として庁舎の老朽化対策の事業がスタートしたと、
そういう状況でございます。そういう中で、実はこの本庁舎も、御承知のとおり、
もう災害警戒区域内ということになっているわけでありまして、同じように土砂
災害警戒区域内から本庁舎は外していくべきだということで、日原の診療所の
施設については、現在、土砂災害警戒区域外ということになりますので、また
耐震基準も満たしている、そういう中で、お金をかけない方法としてこの日原
診療所への移転というのが本庁舎と

して一番ふさわしいというのが我々の考え方に基づいているというところでございます。

それから、同じく災害防災関係でありますけれども、議員の御指摘の中にも、警察、消防、土木の本所等々が近くて、すぐ駆けつけてくることができるというようなお話もあったわけでございますけれども、実際、平成25年度の豪雨災害では、災害対策本部を設置いたしました。これは、現在の本庁舎に設置をしております。そのときに、いろんなそういう関係団体の応援をいただいているわけでございます。例えば、国交省から情報収集部隊としてリエゾンというチームが入ってきてくださっております。これは当然、浜田を中心に回ってこられますので、逆に日原のほうがより近く来ていただいたと、そういう状況もございました。

また、県も、津和野土木事業所については、彼らの災害時の対策の持ち分がありますので、事業所の中でそういういろんな対応をいただいているということでもあります。むしろ我々の災害対策本部には、県としては益田にある出先機関から災害対策本部に応援に来てくださったと、そういう経過もございます。

また、そのほかにも、企業が、例えば中国電力さん等が我々の災害対策本部に駆けつけてくださって、いろんな対応も一緒にしてきたという経過であります。これも当然益田のほうからお見えになられたと、そういう経過でございますので、決して津和野に全て近きものがあるから有効だということにはならないわけでありまして、そういうことを考えますと、やはり本庁舎としては、防災上は日原地域にあるということも大きなメリットがあるというふうに受けとめているところでございます。

その他もろもろお話がございまして、いろいろな御質問があったので、ちょっと全てにお答えできるかわかりませんが、観光の関係のナビの話であります。これについては、以前にもほかの議員さんから御指摘をいただいたところもありまして、これは課題としては我々としても認識をしているところでございます。その中でいろんな対応も考えてもきたと。看板を設置したりとか、そういうこともでき得る限りやってきたという状況であります。

ただ、やはり我々としては防災という、非常に町民の生命、財産を守るということがまず第一という中において、いろんなメリット・デメリットがあるかと思いますが、そのデメリットの部分については、その現実の中でしっかり対応していくことをやってまいりましたし、今後もそのことはしっかり、何らかの対策が講じられるように努力をしていきたいというふうに考えているところであります。

そして、最後になりますけれども、1回目の御質問でもお答えをしているとおり、町民の皆さんの合意形成でございました。このことをどう全体としての合意に持っていくのかということ是非常に難しい問題であろうかと。私には、その道筋というのは描けないということでもあります。

きょうの御質問の前段で、これを一体感の醸成というものを無にしようという、そういう思いで質問されるのではないということをお話になられたわけであります。私もそう願っておりますけれども、実際、この問題がクローズアップされればされるほど、私のほうにもいろんな御意見がもう既に厳しい御意見が寄せられているという状況で、残念ながら、結果としては一体感の醸成から離れていくような今状況になりつつあるというのが現実でもあるというところでございます。

○議長（沖田 守君） 4番、道信君。

○議員（4番 道信 俊明君） わかりました。それは、また一つ一つ反論していたら時間もないですので、一つちょっとおかしいなと思ったのは、診療所のところのあの場所が、耐震を満たしているということを言われましたね。あれ私も見ました。あの冊子を見てみました。そして、さらに——それは私素人ですから、専門家に見てもらったんです。

今の法律に適しているかどうか——耐震がですよ——という内容ではないと。これは、あの当時、建てられた当時の設計図に合っているかどうかということをお話の中で書いてある。あの中で評価しているだけのものだと、こういうあれだったんです。

確かに、あの中に耐震という文字は一言もないんです。鉄筋がとか、壁がどうかあとかこうとかというのは確かに書いてありました。それは、建てられた当時の設計図と現物がきちんと合っているかどうかということをお話の中に落としたものである。だから、いつかというのはよくわからないんですけども、そこまでちょっと調べてなかった。要するに、当時のものとの整合性を書いてあるものであって、耐震にあれが適しているかどうかという文言はどこにもない。ですから、今の一番新しい法律に照らし合わせてということはないということで、まあ、専門家に見てもらったということです。

そこが、ちょっと今聞いておって、耐震のところ。耐震診断の件は、本庁舎も分庁舎も全てやっていませんよね。これも当然確認はしました。そういう報告が県に来ているかということをお話したら、来ていませんと。ですから、これは27年の3月31日までに一応報告せよということになっているけれども、法律がちょっと変わって、33年の3月31日までに耐震の報告をすることが義務となっております。

耐震のことが今出たんで、え、耐震してないのに何でわかるのみたいな、耐震診断をしていないのに何でそんなことが言えるのかなということをお話の中でしたわけですけども。

大体そんなところですよ。今の耐震の件、課長でもいいですけども、あの冊子。決して耐震をうたっているものでもないし保証しているものでもないということをお尋ねします。

○議長（沖田 守君） これ道信君、担当の総務財政課長に答弁させる。いいね。

○議員（4番 道信 俊明君） ああ、いいですよ。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 耐震診断につきましては、建物自体の建築年によってその当時の建築基準法の中で、今議員さん言われましたように、設計書に基づいていろいろ判断をしているという状況がございます。

そういった中で、昭和56年以前に建てた建物は、旧耐震基準による設計書のつくり方をしております。昭和56年以降につくられた建物の設計書は新耐震基準による、いわゆる構造計算だとかそういったものが設計書の中には盛り込まれてつくっております。そういった観点から、昭和56年以前に建築された建物につきまして、これまでも国の指導のもと、そういった診断調査を行い、診断した経過に基づいて耐震改修、補強工事をしてまいっているという状況でございます。

日原診療所につきましては、平成元年に建築された建物であります。昭和56年以後の新耐震基準の設計基準に基づいて建てられた建物ということで、耐震基準は満たしているという判断をしております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 4番、道信君。

○議員（4番 道信 俊明君） はい、わかりました。

耐震を満たしているとぐらいは文言を書いておかんと、あれ見て、私ら素人ですよ。これ耐震のものは何もないがなというふうに思いますので、ですから、ほんとに耐震耐震ということと言われるんだったら、そこまでの配慮をした文書で、ただ、ほんとに詳しく私、私の友達の設計士も、ほんとに詳しく見ているわけじゃないですから、あれがほんとに正しいかどうかというのは、あくまでもコンサルタントがつくったものですから、だからまあ、ああそうかみたいな程度しか思っていないので、ですから、これはまた今後、本当にそれが適しているかどうかということを私も研究してみます。町のほうもぜひ研究してみてください。

時間もあと6分、7分ですので、次の質問に入ります。

最近、喫煙に関して非常に、いろんな問題があるんです。東京都やら大阪府やら、何やらかんやら、新聞をにぎわしておりますけれども、それはちょっと違った物の見方なんですけれども、町の例規集を見ますと、休憩時間というのは1時間です、たしか。あれ、会社によったら分けてやるところもあるんですけれども、どうもあれを見ると、もう1時間ずっとみたいなんで、45分・15分という書き方ではなかったですよ。ただ、そこはきょうちょっとお聞きして、詳しくちょっと聞いておかんといかんですけれども、例えば、うちのお店なんかは、45分・15分なんです。で1時間、こういうやり方もありますんで、トータルでやりますんで、そこをちょっとお聞かせ願って、それで、やっぱり勤務中、もし今勤務中であつた場合は、やっぱりまずいですよ。そりゃあそこを町民が通りますから。これ津和野庁舎ですよ。あの後ろを通りますので、町民が。駐車場に置いていったら通りますから、勤務中にたばこを吸うというのはまずいんじゃないのと。

それで、まあタイムリーかどうかは別ですけれども、大阪府で2年間に何百回とかいうことで訓告処分を受けたという事例もありました。そこまで私、きょう、どうだこうだとかいう気はないんですけれども、これは喫煙という問題だけじゃなくて、ほかのいろんな、執務しているときの職員の規律みたいな、ここの一つの事例ですので、そういう意味で捉えてもらいたいです。

もう一つちょっと事例を言いますと、私が本庁舎に行って住民票かなんかをとろうとしていたんです。そして座っておいたら、目の前を歯磨きしながら通っているという、こういうのがあったんです。町民の方の目の前を歯磨きしながら、えっみたいな、それは確かに勤務外の昼休み時間でしたよ。ですけれども、こういうもろもろに関しての規律みたいなものがあるんで、一つの事例として、町民の目は見えていますから、だから、という意味でこれを出しました。これに対する回答をよろしくお願いします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、勤務時間内の喫煙についてお答えさせていただきます。

健康増進法では、受動喫煙の被害における責任は、たばこを吸う人ではなく、その場所を管理する事業主となっております。本庁庁舎におきましては、庁舎内を全面禁煙としており、喫煙者のために本庁舎、津和野庁舎ともに喫煙スペースを指定、確保しているところであります。

勤務時間中の喫煙に関しましては、業務に支障がない範囲内で、度が過ぎない限り認めているところでございますので、今後、勤務時間中の喫煙につきましては、節度ある行動を心がけるよう指導してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 4番、道信君。

○議員（4番 道信 俊明君） 私は、これが回答が来るときには、だめですよみたいな、わかりましたというのが来ると思ったら、度が過ぎない限り認めているというのが、この文言があったので、えっ、誰がどういうふうな形で認めているのというふうに、ここだけちょっと教えてほしいんですけれども、認めるというふうなことが、就業規則の中にそんなのがあるのかいなみたいなところがあるんですけれども、これ、ここのところの文言だけちょっと教えてください。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 回答の中にあります業務に支障がない範囲内で、度が過ぎない限り認めているところでございますという表現についてでございますけれども、確かに、議員が言われますように、勤務時間内のたばこの喫煙についてはいろいろと各地域でも各自治体でもいろんな御意見があるとは思っております。

ただ、津和野町としましては、例えばコーヒーを飲んだり、職員の方がそういうふうな時間をとられるわけですけれども、そういった時間と照らし合わせて、ある程度認めて、度が過ぎない程度認めているということでございまして、頻りに長時間もたばこを

吸う時間が長くなったり、回数が多くなったりすると、そういうふうな状況が見受けられた場合には、何らかのルールと申しますか、対応を考えないといけないと考えておりますけれども、現状況におきましては、今御説明しましたように、業務に支障がない範囲内で認めているという状況でございます。

○議長（沖田 守君） 4番、道信君。

○議員（4番 道信 俊明君） まあ、そこを私も片目つぶっておきますから、ですから、やっぱりさっきもう一つ例を出したんですけれども、そういうようなことはやっぱりぴしっとしとかんと、先ほど言いましたように、町民がどこで見ているかということがありますので、襟を正していかれることが町に対する信頼というところにつながってまいりますので、ぜひそこは、認めるという言葉を広大解釈しないように、よろしくをお願いします。

以上で終わります。

.....
○議長（沖田 守君） 以上で、4番、道信俊明君の質問が終わって、ここで10時10分まで休憩いたします。

午前10時00分休憩

.....
午前10時10分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序2、3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 議席番号3番、川田剛であります。通告に従いまして、2件の質問をさせていただきます。

放課後児童クラブ事業についてであります。

今年度より、津和野町の放課後児童健全育成事業施設、以下、放課後児童クラブであります。あおぞらクラブ、きべっこクラブ、つわのっこクラブ、ひまわりクラブが民間事業者へ委託をされております。放課後児童クラブの平成28年度実績では、歳出が1,467万6,572円で、利用料収入が470万2,600円。実支出額が997万3,972円であります。そこから、国の補助金332万4,657円と、県の補助金332万4,657円が歳入として入りますので、津和野町の実質負担額は332万4,657円でありました。

このたび、民間事業者には1,844万4,000円が、平成30年度一般会計で予算組みされており、財源は、国の補助金504万6,000円と県の補助金504万6,000円、そして、津和野町の負担835万2,000円であります。平成28年度の津和野町直営時の放課後児童クラブ事業と、今年度から実施されている民間委託での放課後児童クラブ事業を比較いたしますと、502万7,343円が増額となっております。この差額、502万7,343円の根拠につきましては、以前の会議等で人件費の増額

分、これまでは直営では実施できなかった研修などの費用なども含まれており、職員にとってもプラスである旨の説明だったと記憶をしております。また、放課後という特殊な勤務体系であることから、職員の不足が慢性的に発生しており、全国で事業を展開される子の事業者であれば、他地域の事業所から職員を派遣することが可能であるとの説明もございました。

これらのことから、民間としてある程度の利益の追求が必要であることと、そして、民間委託することで町の仕事量の減少を図ることなど、いたし方ない部分もあり、当初予算の段階では認めたところであります。

これらを踏まえまして、以下、質問を始めさせていただきます。

まず、1つ目であります。民営である畑迫あじさいクラブについて、243万2,000円の運営委託料が組まれておりますが、4事業所を委託された民間事業者の見積もりでは420万円の見積もりが提案されております。この差額はどのような理由か、お示しいただきたいと思っております。また、このたびの委託に際し、入札が行われておりません。プロポーザル方式など、入札をすべきではなかったのか、また、契約更新の際はどのように対応されるのか、所見をお伺いいたします。

2つ目に、津和野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第3項には、「放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。」と定められておりますが、職員や保護者、そして地域に説明の案内があったのか。これまで補食や備品等の購入などで関係していた地域の業者もあったと思っておりますが、その所見をお伺いをいたします。

3つ目に、約470万円程度が見込める放課後児童クラブ利用料は、民間事業者の収入でよろしいかお伺いいたします。

4つ目に、人件費について、先ほど述べた条例第10条第2項に定められた放課後児童支援員及び補助員は、各放課後児童クラブに平成30年4月時点で何人ずつ配置されていて、その方々は全体で幾ら増額されたのか。また、その条例第10条第3項の各号に定められた支援員の資格要件により、賃金に差は設けられていたのか、また、今年度からはどうか、これについてお尋ねいたします。

5つ目であります。職員の研修についてであります。町直営では実施できなかったとのことですが、以前は実施されており、案内等も配布されていたと聞いております。近年研修がなかったことはなぜなのか、今年度からは以前のように実施されているのか、それとも以前行われていた研修以上のものが実施されているのか、お伺いをいたします。

6つ目であります。職員不足の改善について、4月当初において支援員が配置されていない児童クラブがあると聞いておりますが、委託民間事業者から、派遣の対応など支援員の配置があったのか、不在期間はどれくらいか、お伺いいたします。

7つ目であります。一般的に支援員が配置されていない事業所について県に確認しましたところ、国及び県の補助金は交付されないとのことでありましたが、これについてどのように対応されたのか、お伺いいたします。

最後であります。今年度から委託された放課後児童クラブの中で、地域住民での運営を希望した場合、契約上は可能かどうかお伺いをいたします。

以上8点、質問をお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、3番、川田剛議員の御質問にお答えをさせていただきます。

放課後児童クラブ事業についてであります。

まず、1つ目の御質問であります。今年度の畑迫あじさいクラブの委託料については、これまで町が直営で行っていた4事業所と賃金等の条件が同じものとして予算計上されており、直営の4事業所を委託するに当たって、参考のために民間事業者に畑迫あじさいクラブの見積もりを提出させたところ、420万円であったということあります。今年度中に畑迫あじさいクラブの賃金等も4事業所と合わせるため、委託料の契約変更について相手方と協議をしているところでございます。

業者選定方法についてであります。通常、県内においても、放課後児童クラブの運営は、保育所等を運営している社会福祉法人等が行っている場合が多く、当初、町内の関係法人にも打診をしてみました。受託は困難ということであり、本町において事業を開始できるというシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社の運営方針や、他地域での実績等を勘案し、随意契約としたところであります。

契約の更新については、委託した業務内容の実施状況を確認し、検討したいと考えております。

2つ目の御質問であります。委託業者においては、3月に保護者説明会を開催し、運営方針等について説明や質疑応答を行っており、また、各地域の小学校へも、新年度から業務委託を請け負った旨の挨拶や説明を行っております。

備品やおやつ等の購入等に関しては、これまで取引のあった地元の業者を、できるだけ利用するよう要望しております。ただし、委託業者が民間事業者なので、地元の業者から取引できない旨、申し出のあったところもあると聞いております。

3つ目の御質問であります。利用料は委託業者の収入とすることで契約をしております。

4つ目の御質問であります。各クラブの4月時点での放課後児童支援員及び補助員の数は、つわのっこクラブ8名、日原ひまわりクラブ3名、あおぞらクラブ4名、きべっこクラブ2名でございました。

賃金については、支援員資格所有者、支援員資格取得予定者、補助員によって、また地域性を踏まえて決定されているということで、町が運営していた時点より、時給で26円から130円の範囲において増額をされております。

5つ目の御質問であります。職員の研修については、これまで町が行っていたものとして、保育所職員の研修に合わせて救命救急講習等は行ってはいましたが、児童クラブの職員向けに、独自には行ってきませんでした。今年度からは、委託業者より研修の機会は設けられていると聞いており、内容的には、先般も九州から支援員を指導するチューターによる人材育成研修を行ったことを聞いておりますが、今後も防犯や安全のための研修、他地域の職員との合同研修等が予定されているということでございました。

6つ目の御質問であります。5月に入り、委託したクラブのうち1カ所において、支援員が配置されていないことが判明したため、委託業者に早急に対応するように指導をしたところであります。不在期間は、開所期間として32日間でありました。

7つ目の御質問であります。支援員が不在となっていた32日間につきましては、補助金の対象外となるため、その期間を除いて実績報告を行うこととなりますが、現在のところ、基準額に変更はないため、補助額にも変更はない予定であります。

8つ目の御質問であります。現在の委託業者との契約期間は1年となっていて、どちらからも異議がない場合は1年間自動更新するということになっておりますが、今後、保護者や地域住民からの要望により、民間業者ではなく畑迫あじさいクラブと同様に地元で自主運営をされたいということであれば、契約の相手方の変更は可能であると考えております。

○議長（沖田 守君） 3番、川田君。

○議員（3番 川田 剛君） まず、1つ目の質問、回答について再質問させていただくんですけども、この420万円というのが参考で出てきたというわけなんです。実際この420万円というのが、実際の240万円と比べて大分差があるわけでありまして、その津和野町が出している額と民間が提案してきた額、実際にはここは委託はされておられませんけれども、これだけの差額が出るというのはどういった予算組みになっているのか、そこがちょっと聞きたかったわけなんですけれども、その予算の組まれる段階という積み上げについて、詳しく説明できましたらお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 今、町長答えましたように、420万円というのは本当、参考に、まず、畑迫あじさいクラブを委託した場合にはどのぐらいになるのか

ということを、ほかのクラブとも比較をするためにとってみたということで、以前、全協での資料の中に、一応、記入されてありました。

この差額といいますのが、本町の今の金額、畑迫あじさいクラブの委託料の金額は、基本的には基準額で今、行っております。残りが町直営ですので、上乘せ分というのが必要ないので、基準額どおりで、足らずを町のほうで歳出をしておるという中において、畑迫が自主運営をされるときに、一番最初に協議をした中で、基本的に基準額、補助基準額で行ってみて、やれない場合、どうしても何か必要なものがあるというときには相談をしながらやっていきたいと思いますということとなっておりますので、この金額ということになっています。

○議長（沖田 守君） 3番、川田君。

○議員（3番 川田 剛君） その今回の畑迫の部分はわかるんですけども、その420万円という積み上げの提案というんですか、ぼんとその金額だけが出てきたのか、それとも人件費部分はこれぐらいで、研修費用がこれぐらいだと、そういった差額があれば、お示しいただきたいなど。結局この200万円のものと400万円のものと出てくると、何がそんなに違うのかと。サービスの質が向上していくのかとか、人件費部分上がるのかとか、その辺の部分が、民間業者と行政との差、考え方の差なのか、積み上げ方に若干の差異があったのか、そういったところが、ほかの4事業所にもそれが反映されているということだとも思いますので、その積み上げについて行政が把握されているのかどうかについて、お尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 畑迫だけではなくて、全ての、各それぞれの児クラブごとに見積もりの内訳をもらっております。そういう中で、やはり小さいクラブほど、3月の資料を見ていただくとおわかりになると思うんですが、小さいクラブほど、やっぱり必要経費がかさんでまいるということでありまして、例えば木部の児童クラブ、委託料のほうやはり424万8,000円ということでありまして、その人数の割に、じゃあ、つわのっこクラブも429万6,000円であったり、ひまわりクラブ570万円、やっぱりここでスケールメリットが出てきているわけでありまして、小さいクラブについては、最低2人の指導員が必要であると。賃金の改善も当然含まれておりますし、以前もお話しましたように、社会保険等の加入も考えられながら、そのぐらゐの金額を業者が出してきたということでありまして。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） これと、津和野町の関連団体のほうにも打診をされてみたということではあるんですけども、この民間事業者というのが、このたびは春ごろに1社の提案といいますか、全員協議会で紹介がありましたけれども、それ以外の会社というのももちろん全国的にはあると思うんです。県内の他市町村を見てもとそうではないと、社会福祉法人系のものが多いということもわかるんですけど

も、津和野町内においてはそれが難しかった。では、じゃあ民間委託にする。ここもいいんですが、そこで一般競争入札なり、プロポーザルなり、そういった入札の方法というのを取り入れたほうが、より比較できるものがあったんじゃないかと。

一方で、1件だけになってしまいますと、言われるがままといいますか、実際、津和野町のこの課題、実際に保育士さんの不足ですとか、そういった部分があったのも承知しておりますので、それが解決できるのであればという、わらをもすがる思いでというのもわかるんですが、1社だけというのが果たしてよかったのかどうだったのかというのが私の心の中にはまだ残ってしまっていて、これはやはり入札にすべきだったのではないかと思うんですが、こういった児童クラブを運営する事業者の環境など、そういったことも踏まえて、津和野町として見解、この児童クラブのみならず、今後さまざま委託されてはいくと思うんですが、1社のみというのはどうしても、それでよろしいのかという部分が残ります。そのあたりの所見について、お伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 今となつては、川田議員がおっしゃられるように、そういうことも考えていけばよかったかと思うところははっきり言ってありますけれども、ただ、県内合わせまして、鳥取県も民間事業者さんは入っておられません。それから、山口県も今年度ぐらいからこの同じ委託業者さんが入って、初めてという中で、広島県ではこの委託業者さんが以前からやっておられるということでありました。

ほかの事業者さんを調べてはみななかったわけではないんですが、やはり中心的な事業所を持っておられるところが関東のほうであったり、近くでも関西圏であったりという中で、この中国の、しかも近くの近隣圏域の中で事業を開始しておられるのがこの事業者、今回委託した事業者さんのみでありまして、私どももいろいろ話を聞きながら、実績もあるということの中で決めたということでもあります。

今後こういうことがありましたら、もう少し慎重審議をしていきたいかなと思っております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 次は、4番目の質問のところなんですけれども、各クラブの4月時点での支援員及び補助員の数ということで、津和野8名、日原3名、あおぞらクラブ4名、きべっこクラブ2名ということではあったんですが、これは支援員と補助員の数が合算されたものだと思うんですけれども、支援員と補助員、それぞれお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 支援員というのは、支援員になる資格があっても支援員になれる方と、もしくは経験上とかで、支援員の県等が行う養成講座講習を受けまして支援員となれるという方がおりまして、現在、平成27年度から行われており

ます子供子育て支援法によりまして、5年間の経過措置が今、とられている期間になっています。

そういう中で、講習を受ければ支援員となれるという方も含めましての人数で言いますと、つわのっこクラブのほうが4名と補助員が4名、それから日原ひまわりクラブにおきましては2名と補助員が1名、それからあおぞらクラブにおきましては3名と補助員が1名、それからきべっこクラブにつきましては、4月1日の時点でありまして、後の御質問にもありましたけれども、ゼロで補助員が2名ということでありました。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 最初にも申し上げましたように、勤務体系というのがどうしても限られる時間の中での資格を持った方々を探すというのは大変厳しいというのは、これは以前からもおっしゃられておりました。

しかし、この事業者に委託することでそれが解決されるんだという説明がありました。でも、実際、今、中を見てみましても、たまにはいらっしゃっているのは目にしていますが、この不足しているという状況で、外部から支援員の方々が来られているかというところではないように見受けるんですけれども、実際に今回、支援員の方がゼロという状況が生まれた。このたびもクリアはされていると思うんですが、異動された方も、これは日原から木部に行ったような状況でして、結局津和野町内でやりくりをしていると。そうすると、じゃあこの民間事業者に委託することで松江なり広島なりから来ていただけるといふ、その条件というのはどうなったのかなという部分がございますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 4月の木部についてはゼロと2ということで、今、報告をさせてもらいましたが、その期間、それでも毎日はずっとそれであったわけではなくて、その中で事業者さんが松江なり広島から来て、そこに入った日にちもありますし、今、議員が言われますように、日原のクラブ、それから津和野のクラブ、そこから応援に入っているということもあります。

ですから、全く事業者さんがほかのところから来て埋め合わせをしなかったというわけではないんですけれども、そういう日もかなりあったということでお答えをします。

○議長（沖田 守君） 3番、川田君。

○議員（3番 川田 剛君） そういった日もあったかもしれませんが、基本的には、やはり我々が聞いた説明の中ではそれが対応できるというのがありました。実際、じゃあ常勤的にどうなっているかといいますと、やはり津和野の方々にやりくりをしている状態。これだと、結局町直営と変わらないんじゃないかなというイメージも持っています。

ですので、そのあたりの人件費といいますか、職員の異動というのが、果たしてこれが民間委託でよかったのかなという部分の一つあるのと、もう一つ言いたいのが、結局

異動されるとこの登録者、実際に児童クラブに預けられている方々というのが、この小さい津和野町ですので、津和野、日原においてもそんなに多くないですし、きべっこにしてもあおぞらにしても、本当に十数名程度の人数になります。そうすると、預けられるとき、預けられないときというのがあると思います、きょうは帰りますとか。そうした場合に、児童クラブ支援員として仕事がないという状況も生まれてくると思うんです。賃金のほうは上がっているかもしれませんが、必ず子供がいる学校に派遣されている先生方はそこで時給が発生しますけれども、そうじゃないところというのは、子供が預かる日がなければ、仕事がなくなってしまうという本当に不安定な職業になっていると思います。この辺が、町直営であれば何かしら手だてが打てるのかなと思うんです。ですから、民間に委託することで、そのあたりが町が把握されているのかなというのがあるんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 基本的には、春の段階で募集をかけます。その段階で、どのぐらい、例えば平日は毎日来るとか、夏休みだけ来るとか、そういうことを把握しながら行っておるわけでありまして。これにつきましては、今の段階では平日に子供がおられないというところはありませんので、毎日開所をしておるということになっておりまして、土曜日も当然開所をしておるということになっております。これは、今まででもこれまでもずっと同じ状況でありましたし、今年度急に何か変わったということは特にないかなど思っております。

○議長（沖田 守君） 3番、川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 町直営というのがちょっとわかりづらかったかと思うんですが、町直営というのは、僕が言いたかったのは学童保育の部分でして、いわゆるその保育士さんをいろんなところで充てていただくと。もう今、民間になりましたので、町の職員ではない。学童保育という格好であれば、例えば足りないときは保育園の先生にお願いをしてでも行ってもらえるというような体制というのが、町直営だったらできたかもしれない。民間に委託してしまうとそれができなくなってしまうんじゃないか、そういうちょっと僕の思いが、ちょっと伝わりにくかったと思うんですけど、そういったところで、町直営だとそういった職員さんをこっちに行ってもら、あっちに行ってもらということが可能かなと。

そうすることによって、勤務体系として、じゃあ例えば子供が4時から5時しかいませんとなると1時間の勤務体系になってしまう。ではなくて、保育園もあり、その流れの中で、きょうは、じゃあ保育士さんはこっちに行ってもらおうとか、そういった対応にさせていただくことで、勤務体制が充実していくのかなと。もうこれは簡単にできることではないというのはわかっていますけれども、民間委託するとそれすらもできなくなってしまうんじゃないかなという思いでの質問でありましたので、もしそのことでありましたらお願いします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 基本、今、4つ委託した事業所は、3つが小学校に併設をしておりますよね。そういう中で、保育所に併設しておるのは木部だけであります。以前、この児童クラブの形をつくる前は、今、議員言われますように、学童保育ということで、保育所の中で子供の預かりをしておりました。

これにつきましては以前もお話しましたが、やはり今はゼロ歳、1歳の小さいお子さんから保育所に入所されます。そういう中で、小学校の3年生、4年生、5年生の大きいお子さんが、やっぱり同時に同じところにいるというのは非常に難しいということで、それぞれ各学校に1カ所、きちんと別物としてつくっていこうという中で行ってきました。ただし、木部については場所がありませんでしたので、保育所に、逆に言ったら併設をするような形で設置をしたところであります。

今の議員の言われるやり方といいますか、保育所と、町の直営の保育所と組んで、直営であればできたのではないかと思います。保育所のほうも、御存じのとおり人員が非常に不足しております。保育士確保に今、非常に苦慮している段階でありますので、なかなか、もし、仮に今、児童クラブ直営で運営をしておって、保育所をうちが、町が持つておる。そこから、じゃあそこだけ、必要なときだけ派遣をするというのは非常に難しい話になるかなというのは思います。

○議長（沖田 守君） 3番、川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 承知しました。

では、最後の7番目のところなんですけれども、ちょっとここがよく理解できなかったんですが、32日間の不在の中で、補助金の対象外となると、その期間を除いて実績報告を行うこととなりますが、現在のところ基準額に変更はないため、補助額にも変更はない。」ということなんです。補助金の対象外で補助額に変更がないというのが、ちょっとわかりやすく教えていただければと思うんですが。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 記述が大変曖昧で申し訳ありませんでした。まずもって、この32日間ほどは、実際に私ども常に毎日管理をしておったわけではないので、抜けておったというのが言い訳になるような形になりますが、支援員もしくは支援員となる資格を持つておられる方がおられない期間ということになりました。

そういう中で、この放課後健全育成事業の補助金の算出方法につきましては、人数が何人から何人まで、例えば1人から19人まで、20人以上とか、そういう、どういうクラブかということ。それからまた、あわせまして、開所日数が基本的に大きくかわるわけなんです。本町の場合は全て、畑迫も含めまして、町の条例によって開所をしております。基本的には日曜日、祝日、それからお盆4日間程度、それから年末年始と、この期間は閉所という形でありまして、それ以外の期間の月曜日から土曜日、これにつきましては開所期間ということで計算がされます。ただ、先ほど議員が言われまし

たように、子供さんが万が一きょうは全員来んというようなどきがあるかもしれませんが、町としたらそれは開所の期間のうちということになるわけでありまして。そういう中で、開所日数は平成30年度、これ、今年度の話ですんで平成30年度で言いますと、286日という計算になります。

そういう中で、今回その規定を外れておりました32日間を除きますと、254日ということになります。現在のところと申しますのが、要は、今の段階でありますと、開所日数250日はクリアをしておるということで基準額は変わらないということになりますので、報告はあくまでも254日で実績報告を出しますけれども、補助金には影響は出ないということになります。

○議長（沖田 守君） 3番、川田君。

○議員（3番 川田 剛君） わかりました。では、こういったことがないように、また努めていただければと思っております。

では、次の質問に入らせていただきます。

教育魅力化についてであります。

現在、県立高校のあり方検討委員会が随時開催されておまして、3月には2020年代の県立高校の将来像について（案）が検討委員会において示されております。県においては、主観教育の教諭を加配し、津和野町においては集落支援員や地域おこし協力隊の活用、コーディネーターや外国語指導助手、いわゆるALTの加配など、高校支援をより強化しており、後援会においては塾講師を配置しております。

今年度、現在192人の生徒のうち、山口県を含む県外生が18都道府県で61人おり、定員68人、男子40人、女子28人のつわぶき寮に、68人中62人が入寮中で、下宿生が7名と聞いております。これらのことから、これまでの県、町、後援会、地域の方々、そして携わるスタッフなどの取り組みが、入学生徒の減少に少なからぬ効果をもたらしているあらわれであり、評価に値すると考えております。しかしながら、教育は津和野高校のみならず、津和野町の全体で、教育について考える必要があると考えます。

そこで、質問をさせていただきます。

まず、1つ目であります。ゼロ歳からの人づくり事業が実施されておりますが、現在の進捗状況についてお示してください。

2つ目に、放課後の小学校について、帰宅していない児童は教育委員会、放課後児童クラブに通う児童は健康福祉課、つわもの隊に通う児童は教育委員会、帰宅してから再度学校に来る児童は家庭という、こういった責任の所在があります。外遊びを推奨するためにも、週に1度でも所管の枠を外して、屋内外の運動場で遊べる学校開放日の制度をつくってはいかでしょうか。所見をお尋ねいたします。

3つ目であります。津和野町立中学校からの津和野高校入学者数の推移についてお尋ねをいたします。

4つ目であります。中学生の学力、体力向上の取り組みについて所見をお伺いいたします。

5つ目であります。多くの教育移住者に対し、寮や下宿など、県、町がどのように対応されているのかお尋ねをいたします。

6つ目であります。高校のみならず津和野町の教育現場に携わっていただいている方々には集落支援員、地域おこし協力隊、後援会採用職員などさまざまございますが、保育資格やスキル、キャリアなど、これもさまざまであります。今後も津和野町でその能力を発揮してもらうためにも、個々の能力に応じて処遇を検討すべきと考えますが、所見をお尋ねいたします。

最後に、各事業実施に当たり、町では所管課の検討や稟議など、手続きが煩雑化され、予算の執行まで時間を要すると考えます。また、人員の確保や配置など、それぞれの各課の調整や連携なども課題と考えます。そこで、津和野町として、教育の方針を掲げた上で、NPO法人団体等に事業委託し、教育支援の事業を一元化すべきと考えますが、所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、教育魅力化について回答を申し上げます。

1番目の、ゼロ歳からの人づくり事業の進捗状況についてでございますが、ゼロ歳児からの人づくり事業は、内部会議として、平成24年度より教育部局と保健福祉部局の職員により構成し、就学前のお子さんの健やかな育成について、行政としてどのような取り組みを行っていくかを検討してまいりました。

これまでの取り組みといたしましては、ブックスタートパックの配布等を初めとする乳幼児期からの本に触れあえる機会をふやす取り組み、また、「のびのびファイル」等の配布、保育園の運動指導や芸術士派遣事業を実施しております。さらに、津和野町教育ビジョンに掲げる基本理念をより充実、促進することを目的とした計画として、ゼロ歳児からの人づくりプログラムの素案を作成しており、今後は教育魅力化推進協議会や住民向けのフォーラム等を開催する中で、広く意見を聞いた後に策定したいと考えており、策定後にはパンフレット等を作成し、広く住民周知を行ってまいりたいと考えております。

2点目の、放課後の小学校についての学校開放日の制度をつくってはどうかというお問い合わせでございますが、現在町内の各小学校では、自己責任を基本として放課後の運動施設を利用しており、教職員の働き方改革が課題となっている現状から考えても、議員御提案の学校開放日につきましては、現在のところ考えておりません。

3つ目の、津和野町立中学校から津和野高校入学者の推移についてでございますが、町内の中学校から津和野高校への進学者は、ここ10年間の推移では、毎年40%前半から50%前半の間で推移をしておりました。しかし、昨年度は過去最低の36.4%の進学率となっております。学校としては、生徒個人の将来設計に基づいての進学希望

によるものでありまして、強制はできませんので、今後も生徒がみずから希望するような津和野高校の魅力をさらに高める努力を、町としても行っていきたいと思っております。

4つ目の、中学生の学力、体力向上の取り組みについてでございますが、学力向上につきましては、学力調査を活用したPDCAサイクルを確立し、分析結果等を学校全体で教育活動改善に活用する取り組みを行っております。

具体的には、学力調査の結果を分析し、学力育成プランの修正や、指導主事の学校訪問による指導、助言を行っております。年度末においては振り返りを行い、次年度への資料を作成し、取り組みの引継ぎができるようにしております。

また、授業力向上のための施策や、津和野中学校、小学校において、特別活動を充実する研究を推進し、学力育成の基盤となる子供たちの自尊感情や自己有用感を育て、学びに向かう力の育成に取り組んでおります。

また、ICT機器を活用したわかりやすい授業の工夫や学習習慣の定着化を図るために、宿題や学習プリントを活用した復習の習慣化、放課後補充学習等を行っております。

体力向上につきましては、自校の体力的課題の解決に向けて、また、運動の二極化を防ぐための授業の工夫、改善や、準備運動にランニングやサーキットトレーニングを取り入れるなど、それぞれの中学校で工夫して体力づくりに取り組んでおります。

5つ目の、教育移住者に対し、寮や下宿など、県、町がどのように対応しているかということでございますが、教育移住者につきましては、UIターンフェア等で相談を受けた際に、空き家情報バンクを紹介をしております。また、住居を津和野町で探す間の維持知的な居住施設として、お試し暮らし住宅やシルクの里交流館の提供も行っております。

学校の寮につきましては喫緊の課題ではありますが、予算の関係から、現状では新しい施設を建設することは難しいと考えます。今後、下宿事業を行っているNPO法人や関係団体とも協議しつつ、下宿等での支援策について検討したいと考えております。

6つ目の、教育現場に携わっている方々に、個々の能力に応じた処遇検討についてでございますが、津和野町の教育の魅力化に、多くの方々に携わっていただいておりますが、議員御指摘のとおり、資格や能力等の処遇については今後、課題であると考えております。現在、法律改正により検討されている、会計年度任用職員の導入にあわせ、検討したいと考えております。

7つ目の、教育支援事業をNPO等団体に事業委託をして、一元化すべきではないかという御提案でございますが、議員の御指摘のとおり、NPO等に一元化をして事業委託するためには、まずは受け皿となり得る団体があるかが課題だと思います。どの事業も人次第であり、適切な人材の確保が一番の課題です。現在も定員が確保できず、随時募集中の事業もあり、NPO法人に委託すれば町としてその任がなくなるという大きなメリットはありますが、法人がその人材を確保する場合でも、実際にはなかなか難しいと考えます。単純に派遣会社に委託するとすれば、現在の予算額を相当額増額する必要

も想定され、毎年マイナスシーリングをかけて予算運用している現状から見ても、またさらに、現状活用している各種の財源利用が難しくなる事業もあることから見ても、一元化は相当困難な状況です。ただし、財源の確保さえできれば、委託可能な事業もありますので、今後、随時検討しながら事業を進めていきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） まず、大卒の再質問をさせていただきたいと思うんですが、ゼロ歳からの人づくりについては、昨年度、文教民生常任委員会でも調査をさせていただきました。その際に、やはり、とりあえずは各事業の見える化を起こして、各事業が重なることがないように、いろんな分野で重ならず津和野町の人材育成を図っていこうという、まずは事業内部のその教義からスタートしているというふうなお話ではありましたが、ただ、それは生かされていけば、後には人材育成にとって非常に必要な制度になっていくんだろうという期待もしているわけです。

津和野町において、このたびコーディネーターなど、外国語指導助手というのを加配されております。これは、ただ単純に足りないからふやしたとかというのではなくて、津和野町のある程度の意味があったと思いますので、津和野町の教育として、こうしたいからALTを加配したんだ、コーディネーターを加配したんだといった部分があると思うんですけれども、その思いと、今の現在のその事業の進捗状況についてどのようになっているのか、そこをお聞かせください。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 外国語指導助手、ALTでございますけれども、これの加配につきましては、一応年度区切りは7月になりますので、新しい方が一応決まっております。また、2学期から実際の活動に入って行く形になろうと思っておりますけれども、来てみないと、はっきり言ってどの程度の日本語力があるのか。英語は当然、もともとしゃべれるんで、ネイティブだからですが、その辺の対応で、学校に入ってどの程度の能力を発揮していただけるかというのは、来てみないと実際、わからないのが現状でもございます。

御承知のように、小学校に外国語教育が導入されてきておりまして、今年度から、本当は32年度からの正式スタートですけれども、事前に約半分、津和野町の場合はスタートしていくということで、3年から外国語活動が入ってまいります。そういったところに、今のALT、町内で1人しか今、おりませんでしたので、その増員をして、より密接に、その時間に対応できるような体制をつくっていきたいということで、1人の増員を予定をしたところであります。

それに対するコーディネーターでありますけれども、これもあわせて募集を今、この春からしているところではございますが、なかなか応募がいただけないという状況でございます。いわゆる随時募集のような形で、いろんな手を変えたり、広報をしながら、あるいは人づてに声をかけながらとか、そういう形で、今、進めているところ

でございますけれども、1人、2人声がかかっても、なかなかこう、うまいこと行かないというのが今、現状でございます、また引き続いて募集をしていきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 3番、川田君。

○議員（3番 川田 剛君） できたら、そのコーディネーターが配置されて、どのような授業を展開されていく予定なのかというのをもうちょっと詳しく聞きたかったんですけど、そこは大丈夫ですか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） コーディネーターのほうは、コーディネーターという教育魅力化のコーディネーターと、それから今の外国語とはちょっと種類が違って、外国語のほうはいわゆる外国語活動をするときに、授業と一緒にさせていただいて、先ほど言いましたようなALTも、日本語も十分話せるALTであれば一人で活動ができると思うんですが、なかなか十分でない方も過去には来られて、英語の部分だけで活動するという、そういう部分の中で、一緒にサポートしながら授業の活動を進めたいというのが、英語のコーディネーター。

ほいで、教育の魅力化のほうですが、こちらは地域と学校をつなぐ、あるいは学校間、小中をつなぐ、保育園から小学校、大人まで、そういった形で学校間のコーディネート、地域と学校とのコーディネート、そういったところに入っただく、そういうイメージの中で活動しております。これも今、日原エリアは人材が見つかって、非常に活発に活動させていただいております。残念ながら、まだ津和野エリアのほうのコーディネーターが決まらない状態で状態でございます、これも随時、今、募集をかけているというような状況でございます。

○議長（沖田 守君） 3番、川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 現在は配置されていないということなんですけれども、これまでの、先ほど申しましたように、津和野高校の生徒数のうち、県外生がものすごい割合で来ております。人口減少という部分において、割合でいうと、津和野の町内中学から高校まで、津和野高校に進学された方が40%、50%のところは36.4%というぐらいに落ち込んできているのは、これは割合で言っても少ないですし、人口としても、ものすごく中学生の人口が減ってくるという数値がもう既に出ていますよね。これは津和野町だけではなくて、県内全般として言えることで、それが結局県立高校の将来像についてという部分で、いろんな提言がなされております。

そういった地域の実情を、この提言にも書いてあるんですけれども、地域に根差した小さな高校ならではの大きな教育効果を全県に広げ、全国に発信できる島根らしい教育の魅力化を図ると。全県内で同じように魅力化をやるのではなくて、地域地域に合った、そういった高校の魅力を図りなさいよというような提言を、県に向かっては言っているわけなんです、町としてもやっていますよと。

じゃあ、やっていますよと言っているところに、コーディネーターの加配だとかいうのがあると思うんですけども、全般的に中学生が減ってきている中で、県外生を受け入れてきたというこの実績というのは本当に評価に値するところだと思います。コーディネーターとか、教育支援スタッフといいますか、そういった方々が現在トータルで何人いるか、ちょっと僕も把握はできていないんですけども、町、それから塾の講師ですとか、それから、もちろん県の教職員ももちろんですけども、さまざまな方々が、この津和野町高校教育について携わっていただいている中で、それを中学校、小学校まで落とし込んでいくと。もうこれだけの能力ある方々が津和野にかかわっていただいている上に、なおかつ彼らの関係人口というのも少なからずあると思うんですよ。

そういった部分を今後も活用していかなければいけないよねというお話を、きょうはさせていただこうと思っているんですが、そんな中で、じゃあ津和野町として、もちろん中学生にも選ぶ権利はありますから、どこの高校に行くのも自由ではありますが、津和野高校支援をしている中で、じゃあ、津和野町として津和野町立の中学生が津和野高校に行きやすいように、どういった事業をこれまで展開されてきたのか、そしてこれから展開されていくのか、そういったところを聞きたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 中学校としては、やはり津和野高校と、例えば津和野中学校と津和野高校とで一緒にクラブ活動をやったりとか、例えば高校の先生にたまたま柔道の指導の要員の方がおられて、その方に津和野中学校の柔道の指導に来ていただいたりとか、いわゆる高校と密接に中学校とつながるような形が一つ。

それから、昨年ぐらいからいわゆる津和野高校グローバルクラブということで、地域に出られるクラブを部活動としてつくられておりますが、その活動等、津和野中学校の生徒と一緒に活動するような、そういった機会も今、つくっております。なかなか日原中学校は距離的な部分があって、日常そういう形でやるというのは難しい部分が若干ありますけれども、そういう形はもちろん行っております。

それから、去年は講演会、昨年度ですね、高校で講演会をやる、そこへ両中学校の子供たちに来ていただいて、一緒に講演を聞くというような活動もやって、要は津和野高校の存在をしっかりと植えていこうという、そういう意識の中で、そういう津和野高校に触れる機会というのをふやしていこうという活動はしております。

それから、高校の校長先生あるいは津和野の中学校、日原中学校の校長先生ともしっかりと親密な関係は築いていただいておりますので、それを基本として、情報交換をしっかりとしていくということも当然必要になっております。

それから、あと、当然HAN-KOHで、津和野高校のHAN-KOHの指導をしていく方が、それぞれの両中学校の、中学部分の指導もやるわけですので、その辺の連携も当然とられてくると。以前は山大のほうから、土曜日だけ、学習塾のような形で津和

野高校のほうに来ていただいて、そこに中学校が行ってというような形の分もやっておりますが、これは大学のほうの都合でなかなかできないということで、3年ぐらいやったかな、で終わってしまいましたけれども、まずは高校の魅力をどういうふうにご供たちに伝えていくかという、それが基本になるかなというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 3番、川田君。

○議員（3番 川田 剛君） それと、その県外生の受け入れの部分だと思うんですけども、現在、寮が随分と、これまでも、老朽化で、一度は津和野町の方針として、おとしの冬には給食センターなど等も含めた学習支援センターみたいなものというお話もありました。現在もうなくなったんだろうとは思いますが、それまで、津和野町としてもできるだけ支援はしていこうという思いは伝わっています。現在どうかというと、やはり下宿の問題だとか、これだけ県外生がくるのに、やはりこれ、医療従事者の問題と関係してくると思うんですけども、やはり住むところというのが非常に重要になってくると思います。これが教育のスタッフもそうですし、もちろん生徒さんもそうですし、やっぱり親御さんとしてもどこに行く、住むのかといったときに、空き家バンクのところを紹介されても子供1人で住むわけにもいきませんし、そういったところで住環境というのは、これはやはり県もそうですし、高校もそうですし、町もそうですし、それぞれが協議をしなければいけないと思うんですけども、県や高校とは、この住環境についての協議というのは実際に行っているかどうか、お願いいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 県外生も多く、高校のほうですね、来られているということで、今、お試し暮らし住宅、津和野にも日原にもあります。そういったところで、高校を紹介するための一つ的手段として御利用もしていただいている、そういう中で、今現在、先ほど議員からも御指摘がありましたように、津和野高校の寮については40名が男子の定員、女性の定員が28というようなことで、68名定員で、今、定員まで、男子についてはあと4人、女子についてはあと3人というような状況になっています。津和野高校の寮の部分で言いますと、何年か前にその辺の改築について教育委員会、町長部局のところで要望もさせていただいたような経過もございます。そういったところで、なかなか高校の寮を改築をしてというようなことになっていないのが、今の現状ということでもあります。

先ほど議員のほうで御指摘のありました、給食センターと学習支援センターみたいなところを一緒に合わせて、町として両的な機能を持ったものを兼ね備えた施設をつくらうというようなところは、何年か前に教育委員会とも協議をさせていただいたところがあります。私どもが策定をしました総合戦略、人口ビジョンと合わせて、その中にも、やはり教育について、教育移住等も含めて、津和野町の教育、こういうふうにしようというようなところについては記載もさせていただいているところですが、その辺の部分

のところは、なかなか財政的な視点も含めて、まだ話が進んでいない状況にあるということでもあります。

今、地域おこし協力隊員の方が、下宿と、教育型の下宿ということで取り組みを始めた。これが一昨年に、12月に立ち上げられて、去年の4月からこういったところを町内の宿泊の関係の皆さんと連携をとって、教育型下宿というのを始められています。

今、私どもの補助法でいいますと、町内のビジネスホテルのところを下宿として使わせていただいて、今6人入られていると。高校生が6人入られているということでありまして、月7万円の食事費、それから教育的なサポートも含めて7万円お支払いいただいているという形の中で、運営をされているということでもあります。これはNPO法人ということではありますが、私どもとしてはそういった下宿の方法も、ある程度そういったNPO法人とも連携をさせていただいているということで、この高校生の寮の県外生が多く入ってくるというようなところも含めて、対応を今、進めているというようなことで、県との関係でいいますと、先ほどお話をしたように、寮の部分の改築というのはなかなか進んでいないというのが現状だと思っております。

○議長（沖田 守君） 3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 生徒の部分についても、教育スタッフの皆さんの部分についても、この住むところというのがなければ、ここまでやっていただいたことに対して、これからやっていただくことに対して、非常に不憫になってくるんじゃないかと思っておりますので、住環境の整備、これを県とも、また高校とも協議していただいて、もう来年度にも、今の3年生が出られてもわずかしかならないので、来年募集かけられないというような、そんな喫緊な状況だというふうにも聞いておりますので、そのあたりをしっかりクリアしていただけたらいいなというふうに思います。

最後に、最後じゃないかもしれませんが、教育現場に携わっている方々の処遇の改善というのが、一応検討したいということではありますが、16日間勤務とはいえ、彼らもやはり生徒と携わっている以上、四六時中連絡をとり合ったりですとか、相談に乗ったりだとか、いろいろされているようであります。そうした働く環境というのが、今、非常に不安定で、じゃあ、地域おこし協力隊で来られている方々は、じゃあ4年後はどうなるのかとか、集落支援員の方々もわずかな金額で働いて、残りの14日間は働きますよと言いつつも、そんなことできるわけありませんし、じゃあこれから津和野に住み続けていただくためにはという部分をしっかり考えていただけたらなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 高校のスタッフでございますが、私の分野の教育委員会の所属の芸術士であるとか、ことし入っていただいた魅力化のコーディネーターの方、本当に優秀な人材で、これは地域おこしという形で保有をしておる場合には3年とい

う縛りがございますので、その3年を過ぎると必然的にその地域おこしの事業自体ができなくなる。そうすると、新しい人に入れかわってもらえるのか、それを残して違う形で雇用するのか、それがまた、その時期には考えないといけない時期になると思います。

ただ、先ほどもちょっと回答で述べましたが、本当、こういう教育スタッフというのは人でございまして、本当、いい人材が来たときには逃がしたらもったいないというのが私の本当の気持ちです。ただ、そうは言いながら、財政もありますし、制度がありますので、それを自分の、この人はいいからということで勝手に残すということになかなかならないのも現状でございます。

御承知のように、先ほど言いましたけど、町も含めて、全国でいわゆる公務員職場の制度の、雇用の見直しを今、かけている状況がありまして、それに合わせて、どういう形で町が、今勤めているいろいろな臨時職員であったり嘱託職員であったり、それも含めての雇用の場所、どういう形で整理をしていくかによって、まだその辺の部分が変わってくるのかなという思いも持っております、特に教育現場、先ほども言いましたように、本当、人次第でありますので、優秀な人材をどうして津和野の中へとどまっていただけかというのは、本当大きな課題だろうというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 津和野高校存続のためというのがありますが、津和野町の教育の柱として、さまざまな予算や事業が行われておりますが、今後もぶれることなく、津和野町の人材育成に努めていただきたいと提言しまして、私の質問を終わらせていただきます。

.....
○議長（沖田 守君） 以上で、3番、川田剛君の質問を終わり、ここで11時20分まで休憩といたします。

午前11時09分休憩

.....
午前11時20分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序は3、8番、三浦英治君。

○議員（8番 三浦 英治君） それでは、8番、三浦英治、通告に従って、一般質問を始めたいと思います。

まず、1番目に文化財についてです。

新津和野町として、合併して12年が経過しました。合併後、町の文化財に指定されているところの看板等で、いまだに旧日原町名のままで表示している箇所はどのくらいあるのでしょうか。

2点目に、文化財はつくろうと思っても、すぐにできるものではなく、長年の歴史の中で培われてきたものであり、先祖から伝承し、後世に引き継いでいかなければならない大切なものです。伝統行事もその一つです。民俗芸能として各地域で戦中戦後に地芝居が途絶えた中で、町内では、唯一、木部、中曽野の富長山八幡宮例祭で地芝居が3年に1回開催され、ことしの秋9月23日に、その3年に1回の開催となります。

この地芝居を維持継続するには大変なエネルギーが必要なのではないかと思います。町として支援することが必要と思うが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、8番、三浦議員の御質問にお答えをさせていただきます。

文化財についての御質問でございますが、教育委員会所管となりますので、教育長よりお答えをさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、文化財について、最初の質問でございますが、旧日原町内の文化財指定の物件は12件で、このうち、看板と標柱がセットで設置されているものが6件、看板だけが設置してあるものが6件となっております。このうち、県指定文化財の三渡八幡宮本殿と大元神社の樟については、平成28から29年度で看板と標柱を改修しております。

現在、いまだに、旧日原町教育委員会表記のままのものがあり、看板と標柱がセットで設置されているものが5件、看板だけ設置してあるものが5件となっております。

今年度の当初予算で看板10件分の予算措置がされていますので、先に看板の改修を行いたいと考えております。残る標柱につきましては、当初予算での措置ができませんでしたので、予算措置ができ次第、改修したいと考えております。

二つ目の御質問についてでございますが、木部村史によりますと、明治30年ごろ、吹野金刀比羅神社の秋祭りで上演したのが木部地区の地芝居の始まりだと言われております。

その後、木部地区内の神社の奉納芝居として、秋祭りには欠かせないものとなったようですが、現在、その地芝居を受け継いでいるのは中曽野地区だけとなっております。

一方、山下地区で継承されている農村歌舞伎につきましては、大正15年に中曽野八幡宮例祭で上演されたのが始まりで、その後、昭和52年には、山下歌舞伎保存会が結成されました。

現在、中曽野地区の地芝居と山下地区の農村歌舞伎は、吹野、中曽野、山下の三つの大字が氏子であります富長山八幡宮の秋祭りで、それぞれ3年に1度上演されています。議員の言われるとおり、3年に1回当番制で、地域ごとに上演に向けて数カ月前から準備・練習をされ、維持継承されている地域のエネルギーには敬意を表する次第であります。

今まで、団体に対する支援といたしましては、山下地区の農村歌舞伎に対して、衣装の購入時にコミュニティー助成事業、いわゆる宝くじ助成事業が充てられたものとなっております。

また、団体に確認したところ、現在のところは上演時の寄附で賄えているとのことですが、今後は全国的にも少なくなった伝統芸能という観点から調査を行い、地域の御意見も伺いながら、将来的には文化財指定を検討していくこともできるかと考えております。

○議長（沖田 守君） 8番、三浦英治君。

○議員（8番 三浦 英治君） まず1点目ですけれども、私が住んでいる青原八幡宮、ここにも看板があるんですけれども、まちづくり委員会で、これをつくろうかという検討したことがあります。が、これは、まちづくりじゃない、これは教育委員会がするべきものではないかと思って、この質問したんですが、合併して10年もかかっている要因というのは単なる予算不足だけでは済まないと思うんですけれども、どう考えているのかという点をお聞きします。

それと、あと2点目の地芝居についてですけれども、これは明治30年ごろだと推測されておまして、もう120年前になります。昭和30年代から20年間の中断があって、40年前の52年ですか、芝居が復活されたということであります。

それと、平成9年からは中曽野地区だけが地芝居を続けているけども、高齢化による後継者の問題、そして山下歌舞伎保存会が管理している衣装の維持管理等、地芝居を維持することが困難になっているようなことも聞いております。調査検討するということなんですけれども、地域コミュニティー、これは祭りとか、そういったことは、すごく大事な要件になろうかと思えます。地芝居に限らず民俗芸能多々ありますけれども、唯一残っているこの地芝居。何で、この地芝居を私質問したかといいますと、私が住んでいる青原にも地芝居が盛んに過去行われておりました。私が生まれる以前です。芝居小屋もあったように聞きます。3年前にこの地芝居を見る機会を得まして、大変感激しました。地域コミュニティーを守るという部分では、地芝居、民俗芸能に限らず、地域の力という部分がこういうところに反映してくるかと思えます。ぜひ、調査検討していただきたいと思えます。

最後に、文化財指定を検討していくこともできているようですが、指定したら指定したでの重みも出てきます。逆に維持することが困難になる可能性も出てきます。まずは調査を行い、これが長く続けるように努力してもらいたいと思えます。

この点、ちょっと、どう考えているか。もう一度、お聞きします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） まず、最初の看板の件でございますが、言われますように、これずっと課題として捉えてきております。御承知のように、予算が、シーリングがかかる中で、なかなか予算が組めなかったというのも現実ではございます。ただ、そ

れで、旧町名がずっと残るということ自体にかなり我々も責任を感じながら、ずっと要請はしてきておったところでもあります。全く認識がなかったというわけでは当然ないんですけれども、どこかの機会で区切りをつけてやろうという、そのきっかけがなかなかつかめない状況の中で、10年を、合併を10年経過したところで、改めて調査をし直して、それから予算組みに向けてやったところでございますが、ようやく今年度、一部でありますけれども、まとめて予算をいただきましたので、一部修正をします。ただ、先ほど回答しましたように、全部ではございませんので、また、これも随時見直していこうというふうには思っております。

それから、今の農村歌舞伎なり、地芝居についての文化財指定でございますが、文化財指定と言いましても、なかなか国とか、県のレベルは難しいかなあというふうに思っております。指定をしても、町の指定になろうかなという、今のところはイメージでございます。

ほかにも、ああいういわゆる芸能的なもので言えば、小鷲踊りなんか、ことしがちょうど60周年の年にもなっております。通常文化財の大まかな基準として、約半世紀ぐらいをイメージしておりますので、それは十分達してはおるわけではありますが、こういう民俗芸能については、ある程度、学術的な検証が必要になってきて、何年たったから、それじゃあ指定するという簡単なことにはいきませんで、それなりの専門の先生に評価をしていただいて、これなら文化財として評価をしても大丈夫だというお墨つきをいただいた中で、文化財保護審議会のほうにかけていくという手順がございます。

単純にいったら、ここでいくと、例えば、先ほどの農村歌舞伎でいくと、昭和52年に発足をしとるといふ、そこからいくと50年当然たっていない状態になります。そこでやるのか、さかのぼって昔からやっている部分を評価をするのか。そこの辺がどういう形で継承されているかというのが一つの鍵になってくるかなというふうに思っております。

それは、また、調査をした中で、検証されて明らかになってくるというふうには思っておりますが、まず、その調査に向けて、どういった先生を呼んでくるか、そこを、その先生をまず探すところから始めていかないとはいけませんので、その辺に、今ごろ、今年度ぐらいから、せつかくの機会ですので、そういう先生を探していこうかなという、今そういうふうに係とは話をしているという状況であります。ただ、指定をするに当たっては、これが将来的に保存、継承されていくという、そういうお墨つきも逆に地域には必要になってまいりますので、地域の方がこれを継承していくという意識がしっかりできていかないと、文化財指定をして数年でなくなりましたよということにはなりませんので、逆に地域の方にそういう高い意識を持っていただく。そのきっかけにもなるかなというふうな思いも持っているところでございます。

○議長（沖田 守君） 8番、三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 本当、維持継続する高齢化社会の中でなかなか難しい問題ではありますが、やっぱり、地域力と考えると、本当残して欲しいなと思っております。調査検討し、少しでも長く残るように努力していただきたいと思っております。

それでは、次の質問にまいります。

2番目、共存病院についてです。

まず、感染症外来施設の活用はどうなっているのか。というのが、今回、庁舎問題いろいろ出てきた中で、町民の方から、あの施設はどうなつとのかというのをちょっと何人からか聞きましたので、この感染症外来の今の活用はどうなっているのかをお聞きします。

次に、ことし11月には施設の集中と効率化のもとに老健せせらぎが津和野共存病院3階に、来春4月には日原診療所の移転が予定されています。1918年に青原産業組合の組合長に就任した大庭政世氏が翌年には病院事業を始めて、ことしちょうど100年になります。地域の人々が開いた病院としては世界で最も古いとも言われ、我が国初めての産業組合病院、青原組合医院に倣って、全国各地で組合による病院がつくられるようになりました。1931年に日原村に石西利用組合共存病院が開設され、これに合併し、青原組合医院の医療事業は廃止されたことになっております。100年という節目に町としての所見をお伺いします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、共存病院についてお答えをさせていただきます。

まず、感染症外来施設の活用についてでございますが、津和野町発熱外来施設は、新型インフルエンザの発熱患者に対して迅速に医療を提供するための施設として、平成22年度に建設されたものでありますが、施設設置後、これまでの間、新型インフルエンザの発生はなく、一度も利用されてない状況であります。

これまでも、議会の一般質問において施設の活用状況に関する質問を受けてきたところではありますが、町といたしましては、新型インフルエンザの発生がないことは歓迎すべきことであるものの、このまま利用することがない状況が続けることを避けるため、施設の有効活用について検討してきたところであります。その結果、現在、本町において診療科がない精神科を有する病院のサテライト的な診療所として活用できないかということで、益田市内の病院と協議を行っているところでございます。

二つ目の御質問であります。大正7年に旧青原村の産業組合長に御就任された大庭政世氏は、医療問題の解決こそ、地方農民多年の懇願であり、産業組合主義による相互扶助のための施設を持つことが、何よりも重要であるとお考えから全国で初めての産業組合による医療事業の開業、いわゆる農業組合の診療所を創設されました。

昭和6年には、石西購買利用組合共存病院となって診療が開始され、この当時は、内科・外科・小児科・産婦人科・放射線科のある総合病院でありました。その後、鹿足病

院、分院などの変遷はありましたが、昭和21年に日原分院が日原共存病院、津和野分院が津和野共存病院に改称され、昭和23年から島根県施設農業協同組合連合会に、昭和25年から山口県内町村も含めた長石厚生農業協同組合連合会に、次いで昭和51年に鹿足郡厚生農業協同組合連合会、そして平成5年から石西厚生農業組合連合会、以下厚生連と略称させていただきますが、に移管されております。

この間に医療関係の変化などを考え両病院の統合について協議検討がなされましたが、結局、平成元年に日原共存病院、そして平成3年に津和野共存病院がそれぞれ新築されております。

しかしながら、その後、危惧されておりましたさまざまな医療環境の悪化に直面することになったため、機能分担、津和野共存病院を急性期・日原共存病院を慢性期対応の機能分担を図って、その運営に当たってまいりましたが、結果として財政悪化を来し、厚生連での運営は不可能となったのであります。

そうした難局を迎えましたが、津和野町の地域医療を守ることを第一義に考えた結果、平成20年に公設民営化することになり、平成21年より医療法人橋井堂を指定管理者として運営が開始され、今日に至っております。

このように、長年にわたって津和野町の医療が守られてきたのは、大庭政世氏の御功績によるものが大変大きいと思っておりますが、今日に至るまでに経営母体の変遷などもあり、津和野共存病院の100周年を記念する事業等については、現在のところ、特に予定をしておりませんので御理解をいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 8番、三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） まず、感染症外来施設の件ですが、サテライトとして協議を行っているようですが、以前、この感染症外来施設ができて、どう使うかというときに、健康相談業務に活用するというようなことを、していきたいというようなことを、町が言ったような気がするんですが、できてから、一切使われてないということなんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 一切使われてないということはない、ありませんで、がん検診等、感染症外来施設を利用しまして、これまでは行っておりました。ちょっと健康相談については行っていたかどうか、ちょっと私の理解の中ではありませんので、申しわけありません。

○議長（沖田 守君） 8番、三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） この感染症外来施設いろいろありましたけども、精神科を有する病院のサテライト的な診療所という着目して協議しているということなので、協議の進行をまた見ていきたいなと思っております。

2点目の大庭政世氏に関してですけれども、青原組合病院の経営は必ずしも成功したとは言えませんが、全国最初の組合経営医療事業の試みとして、その意義は組合医療史上貴重なものであると島根県農業協同組合史は高く評価しております。

大庭政世氏、亡くなるときに6章からなる遺言が残されております。

これは島根県信用販売組合連合会に宛てた言葉なんですけれども、「利のために節を遣えず、事業を積極的に経営すべし。しかして、常に新機軸を出すべし」。

現在にも通用する言葉ではなかろうかと思います。下森町長が町長選挙に出たときのリーフレットの中にこの言葉があったような記憶があるんですけども、現在、津和野庁舎の問題等さまざまに動いている中で、何か思うところがあれば、お聞きしたいんですけども。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） なかなか幅広くて、少々難しい御質問だなというふうに思っておりますけれども、庁舎云々という、問題云々という話もありましたけれども、それは、また、それといたしまして、いわゆる、私が町政全般に当たっていく。そういう過程において、常に利のために節を遣えず、そして新機軸というのを打ち出していくということ、町政を進めていく上での基本的な心構えとして進めていくということ、を言い聞かせてもいるということでございます。

町長就任いたしまして9年目を迎えております。この言葉今でも忘れるものではないと思いますし、これまでの間、いろんな新しい事業等も打ち出し進めてきたというところでございます。まだまだ十分な成果が出ているということではございませんけれども、今後もこの節を遣えないということをしっかりですね、それを基本的な重心として、これからも、また新機軸を打ち出しながら、しっかり頑張っていきたいという思いでございます。十分なお答えになったかわかりませんが、そんな（ ）でございます。

○議長（沖田 守君） 8番、三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 今回、本来なら町史をいろいろ見てやるところなんです、私、今回資料にしたのが、こういう資料がありまして、これ、いつ手に入ったかわからんですが、これは青原小学校の4年生の社会科の資料で、どの先生がつくったのか、何年前かもわからないのが手元に残って、これを私はいつも見るようにしております。その中で、やっぱり、遺言を子供たちにわかりやすく伝えております。その中の一つですけれども、先ほど言いました言葉を「自分たちがもうけることばかりを考えず、新しいことに取り組んでいってください」というふうに資料として残っております。

こういったように、それぞれの地域にはすばらしい先人がおります。この土地に残って、この土地を思い亡くなっていった方がたくさんおります。そうしたことを子供たちに伝えるということも必要ではないかなと思います。こういった、これは青原小学校の

何年前かわかりませんが、資料なんですけども、こうしたことを伝える。そういう資料の見直しとか、政策は考えていないか、ちょっと教育長、お伺いしたいんですが。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 今、津和野町はキャリア教育とふるさと教育を2本の柱として進めていくんだということで、島根県全体も、ある程度そういう形で流れていますけども、特に、私、教育長になってから、それを強調して、それぞれの小中学校の教職員の方には伝えております。それぞれ学校で、言われるように、地域地域、それぞれの実情があったり、それぞれに自然であったり、人物であったり、産業であったり、地域を伝えていく種になるものっていっぱいあると思うんですけども、そういったものはそれぞれの学校でももちろん見つける。から、子供たちに伝えていく。それは確実に必要なことだと思いますし、その地域に自信を持つそのきっかけになる一つの大きな取り組みだろうというふうに思います。

歴史的な分については副読本として、町全体の副読本としての資料として、以前小学校用の副読本をつくっております。自然編というのと歴史編というのがそれぞれあって、自然編は低学年用、それから歴史編は中高学年用ということで制作をして、それぞれにもう各自1冊ずつ子供たちには配っているという状況でございます。もちろんその中には大庭政世さんも中に書かれておりますけれども、それをまずはベースにさせていただいて、あとは、ある程度、先ほど申しましたように地域地域のものをに入れていくというような形を学校のほうでも、今とっておるというふうに思っています。

また、そういう先ほど議員さんが持っておられたような資料を学校で独自でつくっておるとい資料が、私も残念ながら把握はしておりませんが、どのような資料がつくっておられるかというのを、そこまでの細かいことについては私も把握はしておりませんが、それぞれの学校の先生方の力量の中で、そういった取り組みもされる。こういう前例があるよということ、また、ぜひ、教えていただいて、その資料をまたコピーさせていただいて、ぜひ、有効活用できればなというふうにも思っております。

○議長（沖田 守君） 8番、三浦英治君。

○議員（8番 三浦 英治君） あと、公民館では、やはり、地域を考えるときに、こういう先人の行動とか、いろいろ調べているところもありますし、昔書きとめていたものを掘り起こして住民に知らせるようにしている公民館もあるように思います。ぜひ、先人の次世代につなぐ努力をしていただきたいと思います。

それでは、3番目の質問に行きたいと思います。

集落維持支援についてです。共同体としての集落維持が限界に達している限界集落は、数値的には65歳以上の人口が50%を超えると限界集落になるとされています。人口の50%以上が55歳以上になると準限界集落となり、少し人口が流出が進むと限界集落化してしまう状態になります。当町の高齢化率も50%近くになっているので、津和野町は準限界集落に陥っているのではないかと思います。65歳以上の人口が70%を

超えてくると危機的集落と考えられています。限界集落、危機的集落、それぞれ行政区として、どのくらいあるのか。また、支援策として考える点をお聞きします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、集落維持支援についてお答えをさせていただきます。

平成30年5月31日現在の津和野町全体の高齢化率は47.2%であり、全町内115行政区のうち、高齢化率50%以上の限界集落は49行政区、高齢化率70%以上の危機的集落は12行政区でございます。津和野町内の行政区数の割合では限界集落は全町の42.6%であり、危機的集落は10.4%でございます。

集落の維持支援策としましては、まちづくり委員会に対する支援策を平成24年度より講じており、地域環境美化事業、地域住民交流事業など、それぞれの地域で課題解決に向けた取り組みが実施されているところでございます。

また、今後においても人口減少や高齢化率がますます進むことが予想される中で、地域を支える担い手不足などが進み、地域で共同して取り組まれてきた草刈りや道路側溝清掃などの取り組みができなくなるなど、共同体としての運営が成り立たなくなる集落も増加することから、特に危機的集落につきましては、重点支援策を講じるなどの必要性を感じているところでございます。

集落の維持支援策につきましては、未来づくり協働会議やまちづくり委員会と話し合いを持ちながら、具体的な支援策について検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 8番、三浦英治君。

○議員（8番 三浦 英治君） 国が成長するときには地方の過疎化が進むというのは、もう歴然たる事実なんですけども、少子高齢化に対応し人口問題に歯どめをかける施策として地方創生が進められています。国土交通省によって発表された調査結果によりますと、平成18年における調査では、全体比で12.7%が限界集落数。そして平成28年3月における調査によりますと、これが20.6%という、この10年間で限界集落数が倍、倍まではいきませんが、確実にふえております。これは地方においても言えることだと思います。現在、津和野町では12のまちづくり委員会が組織され、第3期の7年目が始まりました。それぞれの地域で知恵を絞って地域活性化するというこのまちづくり委員会は、地方創生のミニチュア版であろうかと思えます。

3期目に入りまして、新たに地域提案型助成事業の中に組織づくりをテーマとした特別枠というのが設けられました。いまいち、わからないので、ちょっと御説明をお願いします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 平成30年度から3年間ということで、これまで平成24年から3年の期間ごとにいろいろ皆さんから御意見をいただいて、この助成事業については見直しを図ってきたということでもあります。先ほど議員から御

質問のあった組織づくりをテーマとした地域提案型助成事業の特別枠ということで、もともと昨年までの3年間のところは、大体毎年3,000万円の助成金ということで、昨年までは地域提案型助成事業に1,500万、組織づくり交付金に1,500万というような形で、自治会単位でお渡しする組織づくり交付金、それから地域から提案をいただいて補助金を交付する地域提案型助成事業補助金という二つの補助金をこの地域の課題解決のために交付してきたということでもあります。

今年度は、このまちづくり組織交付金のほう、今まで1自治会組織当たり6万円という基本額、あるいは人口一人当たりの金額が1,000円だったと思いますが、その金額を基礎に交付してきたものを1自治会組織3万円ということで半額にいたしまして、人口の一人当たり金額も300円下げさせていただいて、大体600万ぐらいの減額というような形になります。この減額分のうちの200万をこの組織づくりのテーマとした地域提案型助成事業のほうに特別枠として出すということで、トータル的には1,500万の地域提案型助成事業に200万上乘せする形で、この助成金というのを考えさせていただいたということでもあります。

これまでの6年間の中で、まちづくり委員会の構成メンバーであるとか、活動される方々というようなところで、また全体的な活動になってないという反省点も各まちづくり委員会で聞かれるところでした。それから、今後のまちづくりを担う、このマンパワーのところ非常に課題であるというようなところも声として聞かれるところがございます。そういったところを今回特別枠として設けさせていただいて、まちづくりについての話し合いの場づくり、あるいは地域主催でシンポジウムをやるとか、あるいは人材育成としていろんな研修に参加していただくというようなところの部分について、重点的に配分していこうという考え方の中で、この200万の特別枠を設けさせていただいたということもございます。

○議長（沖田 守君） 8番、三浦英治君。

○議員（8番 三浦 英治君） まちづくり委員会ができて、これ再三言っていることなんですけども、自治会活動、公民館活動、そして、まちづくり委員会ということで、なかなかかわる役員さんが本当忙しくなっているということ。それと、あと、この地域には数件、もう3件ぐらいから100件以上の地区が混在しております。この危機的集落、限界集落、それも含めて混在している中で、どう地域として全体に施策を組むかというのはすごく悩ましいことなんですよね。そうした部分では、どんどん研修を積んで、地域の人にも研修を積んでいかなければならないのかもしれないかもしれません。以前、青原まちづくり委員会で、先進地に2年続けて、宗像、そして、みやき町と行きましたけども、そのとき感じたのが、やはり先進地というのはもうスパンがもう全然違うと。今、津和野町は3期目、7年目ですけども、行ったとき感じたのは、この人たちは10年スパンで考えているなど。10年たって1期終わったというような、そういう意識づけから入っているというような気がしたのが大きな成果でした。それを例え

ば何かするときには、ハードじゃろうが、ソフトじゃろうが、やはり、住民に意識づけをどうしていくかちゅうのがすごい大切なことだと思います。その意識づけするのにも、やっぱり、2年、3年はかかります。何かの事業をするにしても。そういった部分の組織づくり、このお金の使い道ですね。今回26日でしたか、未来づくり協働会があるようですけども、どんどん投げかけてかないと、なかなか理解できません。たまたま2年、このまちづくりかかわらせていただきました。委員長という立場で。そこで感じたのが、1年目は会議の進行が悪いという、これはもう課のほうには言いましたけども、ただ、反省ばかり言うて、次につなげる時間がないということをして1年目には言いましたし、例えば、こういう限界集落に関しては、まだ論じられてないような気がするんです。私としては、その小さいところ、その限界集落をどうにかすることが町全体を活性化するのではないかと。特に町部、津和野、日原、町部の中でも空洞化が始まっております。空き家等々考えても。そして、コミュニケーションにしてもそうです。そうすると、やはり、周り、周り、もうやれないところをどう救っていくかを考えることによって、全体に近づくのではないかと考えております。この点について、どうお考えが、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今回組織づくりをテーマとした特別枠ということで、私どもが最初にまちづくり委員会から相談を受けたのが津和野地区のまちづくり委員会であります。津和野地区のまちづくり委員会は、自治会がある、あるいはまちづくり委員会の中に商店会で入られている、あるいは町内会で入られると、こういった形の中で、この津和野の連坦地域については、自治会をどうするかというところで、ずっと課題として出てきていたということでもあります。今回この組織づくりをテーマとして、今まだ津和野のまちづくり委員会と協議中の話ではございますが、それぞれ自治会のないところで、1個1個そういった意識調査をやってみよう。こういった意識調査をやる中で、自治会の必要性というのをみんなで考えようというような取り組みをするということで話を進めているところです。最終的には津和野地区のまちづくり委員会の中で、そういった意識調査結果をまとめて、それに基づいて自治会の結成できるところは自治会を結成していくと。ただ、この自治会が必要かどうかという、その意識ですね。その辺がまだまだ十分に皆さんと意見交換されてないというようなことで、例えば、先ほど議員が御指摘になったような住民のお考えというところをいろんな課題がある中で、行政がどうアプローチしていくかというところは、津和野地区のまちづくり委員会では、そういったところで、自治会の必要性についての考え方というのを一緒に共有していくと。これは一つの事例だと思います。

今回、議員のほうから御質問いただいた限界集落というような危機的集落、私どもこれ行政区で調べて、結果的には先ほど町長が申し上げたとおりですが、まちづくり委員会、あるいは、未来づくり協働会議で、そういう視点で、今回地域提案型助成事業等が

計画されてきたかどうかというところでいうと、やはり、その辺視点が抜けていたようなところは私どもも感じております。他市町村では、やはり、この集落の支援員というのをこの限界集落あるいは危機的集落に置いて、それで集落の応援隊というような形の中で、いろんな、先ほど町長が申し上げた草刈り等のマンパワーが必要なところの部分を課題解決として補完しているというような仕組みをつくっているところもあります。

私どもも、今回津和野のまちづくり委員会とお話をしたときに、やはり、それを担うだけのマンパワーが自治会を結成したときにあるのかというところが一番の課題だろうと思います。

集落支援というのは、1年間を通じて雇用する集落支援員と臨時的といいますか、特別的な扱いとして、年間報酬40万の集落支援員という、そういった立場で雇用するというような方法もございます。そういった集落におられる、そういったマンパワーを中心として、こういった事業を、危機的集落あるいは限界集落のサポートをしていくというような方法も今後は考えていかななくてはならない。あわせて、やはり、未来づくり協働会議、まちづくり委員会でも、今回御提案をいただいているところでございますので、この実態を踏まえて、大小ということで、本町においては自治会的にも20世帯以下の構成のところは5割ぐらいおられるんで、青原の100世帯以上ある共同会と大木、鹿谷というような、大分差が開いていると。そういったところの支援のあり方というのを今後については、やはり、議論していくべきだなというふうに感じているところであります。

○議長（沖田 守君） 8番、三浦英治君。

○議員（8番 三浦 英治君） 自治会活動とか、公民館活動、社会教育という二つの中で、どっちがどうなんだろうかというのが、ずっと私自身、公民館の非常勤主事の時分から、ずっとあったんですけども、このまちづくりというのが入ってきたことと、あと、教育委員会の学びの協同事業、こういったものがうまいこといけば、どうにかなるのではないかなというような、ぼやけた部分しかないんですけども、先ほど出ました青原共同会、今117、実際114世帯ですか。これ何で青原共同会かって、自治会じゃないんですいね。これは今わかっているのが、昭和4年、文書で残っているのが青原共同会となっております。御存じのように、青原は宿場町で、津和野藩の宿場町で、人の入れ変わりが激しいところ。つまり、人が入ってきたことによって町が形成されてきたようなところがあります。ですから、自治会とは言いませんし、共同でないとやってこられなかった土地柄とも言えます。114世帯の中で9組まであるんですけども、どちらかというともう連合会みたいなのも考えられますし、その114世帯の中でも一番少ない組が六、七件、一番多い組が20件ということで、人口が300人ちょっとですけども、4人に1人は7番組に、お宮の下の推進住宅ができたところですけども、7番組になるという、たった1キロ、集落の中にそれがあるわけで、その中でも、いろいろ、ごたごたあるわけなんですよね。それを今度地域でどう

展開してくるかというのはすごい大きな問題で、1番に考えられるのは、高齢化とともに移動手段をどう講じるか、どう手がけていくかというのが大きな課題なんですけども、ぜひ、まちづくり委員会にさまざまな、やはり、知恵を絞るにも材料が要ります。いろんなパターン、いろんなこういうことがあるというのはどんどん提示していったらいいなと思います。

今後の展開に期待して終わろうと思うんですが、何か、町長何かありますかいいね。終わったら、いつも議長が町長とか言うんで。ちょっと何かあれば。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 現在地域活性化センター理事長でございます、島根県にも御縁の深い椎川先生でございます。あの方のいろんな話を聞く機会が多くて、椎川先生曰く、今、地方創生全国で頑張っているけれども、要はなかなか人口減少対策として今やっているけれども、20年後、30年後にこれを増加させるということは非常に難しい至難のわざでもあろうかというふうに言われておまして、ただ、じゃあ、なぜ、地方創生取り組むのかといったときに、20年後、30年後に、その町を本当によくしていきたいという能動的に頑張れる、そういう人をつくっていくということを今から考えながら目指していく必要があるというのをおっしゃっておりまして、そういう言葉に非常に共感をしているというところでもございます。まさに、私ども、このまちづくり委員会というのを展開をして、このまちづくり委員会を舞台として、いろんな方々がその町をよくしていく事業に取りかかっただきながら、結果よりも、その過程を通して、その地域を愛し、また担っていくという郷土愛が醸成されて、その地域に人が残っていくということにつながっていけばという思いを持っているところであります。

しかし、現実としては、今御指摘をいただいたように、いろんな自治会長さんであると公役を持っておられる方がまちづくり委員会にもかかわって、むしろ仕事がふえて大変だという声も現実としてお聞きしているのも事実でございます。そうした中で、この7年目に当たるまちづくり委員会をもっと目的にも達成できるような組織として考えていただけるようにということで、組織づくり枠というのをつくらせていただいたというところであります。

私どもの議論の過程においては、若手枠とかですね、女性枠みたいなものを財源で確保して、そういう新しいまちづくりの担い手が企画をして頑張ってもらえるような枠をつくってはどうかという議論もしたんですが、まずは、その前に、やはり、まちづくり委員会の中で新しい担い手が入っていただけるような、そういう組織づくり枠というのから始めていこうじゃないかということで、進めてきているというようなところでもございまして、今後せつかくできているまちづくり委員会というものを、財源的には続けていくというのが大変な面もありますが、やはり、地方創生というのは、そういう20

年、30年先を見た中でも、人づくりという観点で進めていきたいと考えているところ
でございます。

ただ、そうは申しましても、20年、30年先に限界集落が、その集落としての維持
ができていくかどうかというのは現実問題としてもあるわけございまして、これは先
ほど課長も申し上げましたように、いろんな、また、支援策も講じながら維持ができる
ような、そういうまた取り組みもしっかり頑張っていきたいと考えているところでござ
います。

○議長（沖田 守君） 8番、三浦英治君。

○議員（8番 三浦 英治君） 最近よく聞かれるのが、5年後どうなるとるんじゃろ
うかと。高齢化が進んで、5年たったら集落がすごく変わるんじゃないかとか、そう
いう危機意識も住民は持っているところがあります。ぜひ、このまちづくり委員会、
さらに進めていって、少しでも津和野町がよくなるように努めていきたいと思いま
す。行政のほうも毅然とした態度で住民に当たってほしいなど。特に好き勝手なことを言
う人が多いと思います。はっきり言って、自治会の長というのはその上がおりません
ので、そういう面では毅然とした態度で当たってほしいなどと思います。
それで、私の質問を終わりたいと思います。

.....
○議長（沖田 守君） 以上で、8番、三浦英治君の質問を終わり、午後1時10分
から開会したいと思います。休憩といたします。

午後0時09分休憩

.....
午後1時10分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。

発言順序4、5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） それでは、通告に従いまして、6月定例会では5件の
質問を行いたいと思います。

まず、最初に、先般、4月に行われました津和野町議会議員選挙のことについてお伺
いをするところでございます。

平成30年4月22日に執行された町議選は、合併前の旧町時代から初めて経験する
無投票という選挙結果でありました。全国的な趨勢とはいえ、町政に対する住民の関心
の低さが大変憂慮されます。町長の所見を伺います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、5番、板垣議員の御質問にお答えをさせていただ
きます。

町議選についてでございます。

私もかつて8年間町議会議員を務め、合併等の理由により変則ながら3度の議員選挙を経験しております。有権者の方々からの信任を得ることの大変さを、身をもって知るとともに、議員として付託を受けた後も、町民の皆様から寄せられるさまざまな意見を日々受けとめ、町政をより専門性をもって学び、判断し、町民代表としてのチェック機能を発揮することの責任の重さを感じてきた一人でもあります。

付託を受け、町政を深く知る立場から判断をしたことが、時に支持者から厳しい御意見をいただくこともあり、議員という身分のつらさや信念を貫くことの大変さを経験してもまいりました。

無投票が町民の皆様への町政に関する関心が低い結果との議員の御指摘であります。私は、時代の移り変わりの中で、そうしたときにつらさを伴う重責を、みずから意欲的に担っていかうという方が少なくなっていることも原因ではないかと思っております。

町長である現在の私も含めてありますが、議員の皆様方が、町の将来をよりよくするために、活発に議論し、活動する姿や心意気を広く町民の皆様へ理解をしていただくことが、次の意欲を持った人材を生み出すことにつながっていくのではないかと思っております。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 同僚議員からも質問がありましたね、平成24年から本町が取り組んでおります住民と行政の協働のまちづくりということで、ことし7年目を迎えております。

また、平成28年9月には、「まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略」ということで、その目的を進める上で津和野町女性会議というものが設置されました。そのような、今日までの下森町政が取り組んでこられた施策の中から、やはり、町の将来をこれからも進めていかう、今までどおり町長の企画のもと、機軸のもとに進めていかう、いやいやもう少し立ちどまって、ここはこうしたほうがいいんじゃないだろうか、そういうことで議会というものに挑戦する、そういう果敢な若者が育ってくるのが今日までの施策の一環ではないだろうかと考えております。

そうした中で、前段の同僚議員からもありました、ことしつくった特別枠の200万円の使い方が、その抽象的というか具体的に言えばまちづくりを担う人材育成、または組織づくりと、そういうふうにも文化されておりますが、この人材育成、組織づくり、私も地元のまちづくり委員会に加わっております、今回は、この200万円のソフト事業は自分たちからは、なかなか提案しづらいということで、断念をしたところでございますが、5月いっぱいまでに町内12のまちづくり委員会から、この特別枠について何か提案があったのか、なかったのか、その辺について、とりあえずお伺いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今回の地域提案型助成事業の補助金、5月末ということで、先般、提案のあったまちづくり委員会からのヒアリングを終了したということで、26日が未来づくり協働会議で、その内容について皆さんと協議することになっております。

ちょっと今その辺の資料を持ち合わせておりませんが、今までのところで承知しているところでは、12のまちづくり委員会中、5つぐらいのまちづくり委員会から、この組織づくりについての御提案をいただいているということと、あと、私どもがヒアリングする中で、これは組織づくりのほうじゃないかというような部分も含めて、今までが地域住民交流事業であるとか、地域活性化事業ということで、従来型の助成事業として提案をされていた部分を組織づくりのほうに振りかえたのを含めて、5つぐらいの地域から上がっているというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 先程、女性会議という、既に1期生が終了して、今2期生ということで進められているかと思いますが、1期生の女性会議というものが、どういう一つの提案がなされて、それで一応終わったのか。

この女性会議そのものは、終局の目的というか、町長の諮問機関なのかどうかわかりませんが、私は、その女性会議に参加された方が、ずっと女性会議にずっと名を連ねておるといのもいかなものかと思いますが、やっぱり、いつかは自分たちの思っていることが形になること、そして形にするようなそのものがなかったら、ただの諮問機関で終わるようでは女性会議の設置している目的がどうも曖昧じゃないかなと思って、僕はその女性会議を卒業されたか、さなかであってもいいんですが、こういう方が本当の未来のまちづくりに自分たちの声をどうしてやったらいいのだろうかという、そういう組織をまた自主的に立ち上げる、そういうものを何といいますかね、つわの暮らし推進課が、こういうものを立ち上げることによって、いかばかりかの組織結成助成金を出しますよという形で200万円の一部をそういう形に仕向けるならいいけども、同じように今までの地域提案型助成事業の1,500万円とさらに何かをまたソフト、ソフトでいきますけど、2階建てをつくったって意味ないなと思って、私は思うんですが、その辺についてはいかがでございましょうか。

○議長（沖田 守君） ちょっと待ってください。5番、板垣議員に申し上げますが、通告とちょっと趣旨が変わるような気もいたしますし、あなたが町議選に絡んでのことだから全く関係のないとは言いがたいとも判断をちょっとしかねますので、余り事業の中身というのはいかがかと思えますから、そこら辺を踏んで……。つわの暮らし推進課長、簡潔に。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 女性会議は、若い女性が住みたいまちづくりというところを皆さんに議論していただくために、今1期生もう終わりましたけど、組織化させていただいたものです。

当初、公募で10人ということで、第2期生は今この補正でもちょっと上げさせていただいておりますが、11名の委員をもって構成をしているということでもあります。住まいと子育てということで、2つの視点でこれまで議論していただいて、それなりのところは今月発行する広報に、表紙のほうから含めて女性会議の会議の様態も皆さんのPRが足りないというようなところも含めて、町民の皆さんにPRするたびに、その成果と活動内容については報告することになっております。

先ほどありましたようなNPOというような、新しいそういった若い女性が考えるようなそのまちづくり、その辺の中心となる組織というのは、第1期生の中でも、こういう組織をつくりたいというところでお話がありましたし、計画もしてみたいということでもあります。その方については第2期生としてまだ残っていただいておりますが、私どもとしたら、やはりこれは若い女性が住みたいまちづくり、総合戦略の人口ビジョンというところで言いますと、女性が減って地方自治体が消滅するというようなところも以前はあったかと思っておりますので、そういった対応の中で、いろんな住まい、今は子育てですが、そういうのを提案していただいているというのが、今、現状でございます。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） ちょっと的がだんだん広がるということで、一応、この質問については終わりたいと思います。

続いて、2番目の質問でございますが、つわの清流会の財政状況についてということでございます。

新聞報道によりますと、4月の障害者福祉サービス報酬の改定があったということで、この改定の内容をかいつまんて言いますと、一般就労が少し難しい人を対象とした「就労継続支援B型」、この事業、もちろんつわの清流会が行っているわけでございますが、そういう事業を手がける事業所では、約7割の事業所が減収となる見込みというふうに書いてありましたので、ちょっと読んでみますと、いわゆるB型支援に入られて何年か経過した中で、一般就労への定着を促すその実績に基づいて報酬体系が4月に改正され、それが導入されたら、そういうことで現在の事業所が全国的に非常に経営が苦しくなっているという内容でございましたので、つわの清流会におきましても就労継続支援B型が2カ所で行われておまして、大変心配したところでございますが、この辺について影響と財政見込みについて伺う次第であります。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、つわの清流会の財政状況についてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、本年度から国の制度改定により障害福祉サービス等の報酬改定が行われたところであります。改定内容には、昨年度から事業を開始した社会福祉法人「つわの清流会」が実施する就労継続支援B型事業や、放課後等デイサービス事業にか

かわるものもあり、つわの清流会の試算によれば、両事業とも当初収入見込みより減収になるということを知っています。

具体的には、就労継続支援B型事業につきましては、前年度の平均工賃月額により報酬単価を決めることとなったため、安定している「つわぶきの里」は変わりありませんが、昨年度、事業を開始した「わさびの里」においては影響を受け、年間約30万円程度減収となるということでした。

放課後等デイサービス事業につきましては、重度の障がい児が過半数通所していることや、時間により報酬区分を設けられたことにより、「つくしんぼう」においては、年間約200万円から300万円程度の減収となる見込みであるということでした。

新聞報道にもありましたように、今年度の報酬改定により、つわの清流会のみならず、全国の多くの事業所が経営悪化となる予測があり、国も制度の運用に問題があることを認めているため、現在、実態調査を行っているという聞いています。つわの清流会としては、当面、利用者をふやし、単価が安くなった部分を補うよう努力をしていくとことごとくしました。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 当初の新聞報道は、私は山陰新報じゃなくて朝日新聞であったと思いますけども、先ほどのB型支援の事業ということでしたが、放課後等のデイサービス事業についてもやはり報酬改定で非常に報酬というよりは、これは障がいの程度に応じて区分されるというようなことで、今まで区分がなされてなかったものが4月の改定で区分される。重たい人と軽い人で措置費というか、その報酬が変わってきたということですが。

全協のときにも報酬は障がいの程度において差はないというふうに課長言っておられたかなと思うんですが、4月には、また改定があって確かに2つに区分されたということで、今回、その200万円から300万円の報酬減があると。これも重たい人が通っておられれば報酬の減にはならんのではないかなと思うんですよ。

実は、その支援分には、いわゆる障がいが軽い人、いわゆるその見守りが必要ないから、どこかのテレビか何かをつけておけば、そこで子供たちは夕方まで時間を過ごせる。だから国からもらうその報酬はもらって、その見守りに伴う費用は少なくて済むのが軽度の方だと。

この答弁を見ますと、障がいの重たい方が入っておられるがために、何か見守りに相当人権費がかかって結果的に減収になるというふうに答弁なされていますが、反対じゃないかなと思うんですがいかがですか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） この4月からこの障害福祉サービス事業の内容の変更なんです、放課後等デイサービスにつきましては、これまで来られるお子さんのよって区分はありませんでした。

それが、今回、いわゆる新聞報道にもありましたが、悪質業者いますか、言い方は申しわけないんですが、いわゆる軽度のお子さんもおられれば重度のお子さんもおられるわけで、そういう中で、はっきり言いまして軽度の情緒不安定なお子さんであるとか、発達障害のお子さんだけは通所をさせる。重度のお子さんがそこに行きたいといったときに、うちの事業所は重度のお子さんは受け入れておりませんというようなことを言いながら、軽度のお子さんだけを集めて、今、議員さん言われましたような、本当にテレビを見せるだけとか、ゲームをさせておくだけで、いわゆるその時間潰しでやっておった事業所というのが全国の中にあつたと、見受けられたということで、国のほうがそういうことであつてはいかんとということになり、今回の改定になったということ把握しております。

中身につきましては、報酬区分が基本的には大きく4つに分かれました今回。そういう中で、目安として、まず一つは、いわゆるその判定基準はあるわけですが、その判定基準によって重たいほうになられちゃったお子さんが50%以上おられるところについては、報酬区分が高い判定、それから、そうでないところは低い判定の部分、いわゆる清流会には重度のお子さん来ておられますが、やはり全体で見ますと半分もいっていませんので、その辺で当然、報酬下がっていく。

それから、これまでは一日のサービス時間というのが、区分がなかったわけなんです。それが、3時間未満であるところに、例えば放課後ですと3時間未満のこともあるわけなんです、3時間未満だった場合には報酬を下げる。それ以上だとこれまでどおりというような形に、またそういうところも変更があつたりして、これまではたとえ2時間、3時間学校を4時に終わって連れてきて、6時には送っていくと、それたつた2時間でやったわけなんです、基本それは一日とほぼ変わらないような状況だったわけなんです、その辺がこの4月からは、今までのやつがその短時間のほうに合わせられればまだよかったんですが、逆にそこは下げられているという中で、今回、ざっとの計算なんですけれども、放課後のほうが影響を受けて約200万円から、今後ちょっと様子を見なければわかりませんが、最高で300万円ぐらいの予定していたものよりも減収になるかなということで、今、考えております。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 直近の全協でいただいた資料では、3月12日ですから、報酬改定前の資金繰りというか、収支予測というか、その中で平成29年度で500万円の貸し付けを行って、それは平成30年度末で返すか、それとまた30年度に貸し付けるといふようなそういう繰返しかなと思っております、とりあえずはその3月31日で500万円をこちらへ返していただいて、新たな貸し付け、30年度

の貸し付けはあったのかなかったのか、まだ行われていないのではないかなと思うんですが。

それは、なぜかと言いますと、直地のその児童館の中に子育て支援センターを従来、町の直営でやったものを法人が引き受けたと。それによって委託料が500万円ばかり、そっくり入った。さらに障がい者の相談機能ということで、委託料が440万円ばかりが4月ですかね、法人から言わせれば資金調達されたということで、500万円と400万円があるから当然900万円ぐらいが運用資金としてあるという、運転資金ですか、あるということですが。

しかし、この表で見る限りでも、7月10日、もうあと1カ月ばかりで一回資金ショートを起こすような表になっていますが、新たに30年度に500万円を町は法人に貸し付けたのかどうかも含めて、その子育て支援センターと相談の事業委託料を既に支払って、なおかつこういう100万円ばかりの資金ショートが見通せるという、さらに今回の報酬改定で、報酬が下がれば100万円どころじゃない、その7月時点でも150万円から200万円赤字になるのではないかと、そうすれば500万円の貸し付けどころじゃない、もっとふやさないけんし、その辺、実態をお聞かせいただきたいと思いません。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 3月に説明させていただいた部分の資料から、またちょっと今、変っております、何が変わったかと言え、まず、最初に500万円の貸し付けは本年度は行っておりません。（発言する者あり）はい。先ほど議員おっしゃられたように、今年度からの新規事業を含めて委託料のほうを、一応4月にお支払いをさせてもらっておるということで、資金ショートには陥ってないということになります。

それから、事業計画3月に出した部分においては、ある程度B型の事業所のほうと放課後のほう、少し実は法改正を見込みながら数字を下げておりました。そういう中で行っておりましたが、一応7月ぐらいには△がつくというような形になったであろうかというところではありますが、今回、実は保育園の事業のほう、3月にお示したときよりもかなりふえております。

特に、木部の保育園が3月にお示したときは8名か9名ぐらいの、30年度の出発だったと思うんですが、今現在もう既に12名入っておられまして、また、定住住宅に2学期から入られるお子さんで保育園に入られるというお子さんがおる中で、定員オーバーするというのでどうしようかというような状況にもなっておりますし、直地のほうも、今はちょっとはつきり今、数字を持ってきていないですが、定員12名かそれより1人、2人多い状況で、今、運営をされておるというところがあるんで、現在のところ、一応、収支見込みだけで見ますと、12月まではとりあえずは大丈夫であるというような予定であります。

ただし、今の就労のほう、それから放課後のほうの今の減収分が、人数で今後補っていかねばならないわけですが、要はその減収分については人数をふやすことによって何とか収入を確保していくということをやっている中で、それを今後、町長も申しましたが、努力して今年度は頑張っていくということで考えております。

本来でありましたら、昨年からお話しておりますように、特に就労のほうも放課後のほうもですが、1年たって1周回った段階では、基本的には安定運営にできるというふうに考えておまして、今回も法改正がなければ、そこそこの黒字になる予定であったところが、一応、現在のところ赤字にはならないにしても、何とかとんとんでいけるように出のほうを抑えながら、今、やっておる状況であります。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） それでは、今の状況の中でも12月までは資金ショートは起こさないし、これからのこの利用者をふやすとか何とかで、まだ貸し付け実行されてない500万円の枠という貸し付けの枠があれば、ことしまた30年度その時点で、どうしてもショートしそうなら500万円の貸し付けを実行すれば、当座は30年度はぼちぼち賄えるかなという状況で理解してよろしいでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 今の段階では、おっしゃられるとおりにかなと思っております。法人のほうもいろいろ新規で就労場所を探したり、仕事を探したりしながら一所懸命やっておるところであります。町としても積極的に支援をしていきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） いろいろよろしくをお願いします。

それでは3番目の質問に入りたいと思います。

文化財保護行政についてということで、歴史的風致維持向上計画によって、藩校養老館の修復を初め、空き家再生事業、津和野駅周辺整備、旧城下町等サイン整備事業の進捗を見ております。

この歴史的風致向上計画、長い計画でございますが、残された事業として藩邸跡・公園整備事業や見晴らし広場、棚田公園整備事業など、これからまだ残された事業がありますが、今後の取り組みについて伺うところでございます。

もちろん藩校養老館も修復がまだ済んだわけじゃなくて、これからまだ内部のほうもあるわけでございますし、津和野駅周辺整備もこれからという状況でございますので、済んだという表現ではありませんが、進められているということでございます。あわせて、津和野城山整備計画では石垣修理事業についても、平成24年から平成32年ということで計画が立てられておりますが、石垣修理の現状と今後の見通しについて伺います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、文化財保護行政についてお答えをさせていただきます。

津和野町歴史的風致維持向上計画につきましては、平成25年4月に策定をし、期間は平成34年度までの10年間となっております。議員御指摘のとおり、現在、津和野駅周辺整備事業等の各種事業に取り組んでおり、残された事業においても順次実施していきたいと考えております。

しかしながら、計画を策定後、津和野町豪雨災害の発生に伴う復旧事業、CATVのFTTH化事業など大きな財政負担を伴う事業に取り組む必要が生じたため、町財政状況の今後の推移についても考慮せざるを得ません。

残っている事業において、例えば津和野藩邸・公園整備事業では、津和野城大手門一帯の復元を行うためには、既存の津和野高校「つわぶき寮」の建物移転が必要になるなど、個別の課題も抱えております。

上記のことを踏まえながら、総合的に検討を行い、計画の見直しを含め、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

津和野城跡における石垣修理事業については、平成24年度より仮設道路の測量調査設計に着手し、その後平成25年災害の復旧工事を挟みながら、平成27年度に出丸石垣修理工事の実設計、平成28年度より出丸石垣修理工事に着手しております。現在、出丸石垣修理工事の途中であり、平成32年度の整備終了を目指して事業を進めているところでございます。

また、出丸石垣修理完了後には、引き続き本城の二の丸、三の丸の石垣修理工事に着手したいと考えております。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 文化財の関係で、今、城の関係が篤志家の方によって、あわせて事業は進捗をされているということは大変うれしく思っているところでございますが、一方、以前から津和野の町並みなり、津和野に山口県側から入ってから、非常にいろんな障害物があって見えにくいというようなことも指摘されておられまして、この問題はまだ解決しておりませんが。

ただ、この見晴らし広場という表現ですけれども、事業の内容から9号線から町並みを見たり、城跡を見たりというのが見晴らし広場かなというイメージがあるわけですが、確かに従来の質問での答弁では、地籍調査が進んでないとか、事業の財政的な負担もあるとか、いろんなこともあります。城跡が見える何カ所かを「見晴らし広場」としてとりあえず障害物を伐採、除去するというような、そういうことも補助事業がないと何もできないわけではあります。そんなところをイメージするわけですが、見晴らし広場その辺については非常に緊急性があるような気もしますが、その見晴らし広場のイメージはどういうものかと、その緊急性を私は感じていますが、その辺についてはどのように担当のほうでは思っておられるか、お伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員の御質問でございます見晴らし広場でございますが、このイメージにつきましては、議員からも御指摘ございましたが、国道沿いの廃屋が2棟から3棟ありますが、特に、ホテル側のほうを想定をしております、これあたりを解体をした上で、その上で公的な目的広場として行って車をともられて、町並みを見下ろすことができるというようなイメージで考えております。

ただ、この物件自体が個人の資産であると、個人と言いましょうか、民間の資産であるという部分につきまして、公的資金を投入する上では、そのあたりの整理も必要になってくるということ、町長から申し上げましたとおり、財政的にかなり厳しい部分が出ておまして、いざそれに取りかかるとなると、かなりの予算も必要になってくるということで、現在のところは、とにかくまず駅前あたりに集中をして、ことを進めていきたいという思いでございます。その中のイメージとして国道から見えにくくなってきました樹木の伐採等というものは、このイメージの中には当面は入っておらないところが正直なところだと思っております。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） わかりました。見晴らし広場の具体的な例を挙げただけでしたが、もちろん町の物件であります青野山荘の周辺も何かいい場所だとは思いますが、その津和野町の遊休資産であるあの建物すらもなかなかいい方法に向かない中で、その民間のそういうものを、特定空き家物件として解体して更地のするというのはなかなか現状は難しいかなと思っておりますが、何か住民の皆さんの中には9号線を走るのに、全然、町並みは見やせん。何とか早くしてくれやというような声もありますので、どこがというわけじゃありませんが、何か所かやっぱりそういう立ちどまって城跡も見えるし、町並みも見えるというのは、やっぱり城の石垣の整備が終わる、そして登山道が整備される平成32年、それぐらいをめどには何ぼか、何か所かはそういうところを確保する。歴史的風致維持向上計画の国の交付金をもらわにや何もかもできんちゃできませんが、木を切るぐらいのことは何とかできんかなと思うのが、住民の一人としても私自身も思うところでございます。御検討いただければ結構かと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、続いてアクティブシニア総活躍事業の実用化についてということでございますが、非常に片仮名でアクティブシニア総活躍事業と言えなんだろうかなというふうに皆さん関心があるかと思いますが、やっぱり買い物支援と見守りということで本町が数年前から取り組んでいる事業でございます。この点について、昨年ですか報告会もありましたが、その後、何とか実用化に向けての実証実験ということで取り組まれておることは承知しておりますが、現在の課題、そして今後の見通しについてお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、アクティブシニア総活躍事業の実用化についてお答えをさせていただきます。

高齢者見守り・買い物支援事業につきましては、平成28年度にアクティブシニア総活躍事業（交付金5,000万円）、平成29年度に地域の暮らしサポート実証事業（交付金2,233万4,000円）により、国の交付金を活用し実証実験を実施してきたところでございます。

地域の暮らしサポート実証事業では、見守り支援サービス93世帯、買い物支援サービス221世帯の実証実験を行い、見守り支援については、平成28年度に実施したテレビ見守りサービスに加え、AIロボットによる高齢者の生活リズムを確認しながら緩やかに見守るサービスや、テレビ電話による画面に映る映像で対話しながら見守るサービスを行いました。

買い物支援につきましては、平成28年度に実施したテレビ電話に加え、幅広いニーズに対応するための機能を整備し、電話注文やファクス注文、インターネット注文の手法を新たに取り入れました。平成29年度に追加して行った実証実験については、地域の課題を解決するための友好的な手段であり、新たな運営モデルの構築ができたことは、一定の成果であると考えているところでございます。その一方で、インターネット環境の不安定によるシステムの不具合や費用面での課題もあり、高齢者見守り・買い物支援事業の本格実施に向け、方策等について再検討を行っているところでございます。

平成27年11月から地域おこし企業人交流プログラムを活用して、シャープ株式会社より社員の派遣を受けておりますが、ことしの10月末で3年の任期が終了となります。今後は、これまでの集大成として、シャープ株式会社のノウハウを活用し、ことし10月からの本格実施に向け、事業の担い手となる株式会社津和野開発と連携を図りながら、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、見守り支援につきましては、親族世帯からの問い合わせに対し、サポートをする見守りコンシェルジュの役割を持った集落支援員1名を平成30年9月より新たに雇用し、さらに充実を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） この議会の最終日に報告会があるようでございますので、その報告会を聞くことでこの進捗状況は理解できるかと思いますが、実際そのテレビ画面を使って商品を注文して、それをお届けする、そして代金回収する。そういう取引というか、件数というものは、現実4月以降どういう実態があるのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 平成29年度のところで実証実験は終了しておりますので、今から本格実施、10月から予定をしております。今年度のついて

は、今、まだ準備期間ということでいろんな準備をしているということでございまして、取引的なところは今行っておりません。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 4月以降、今日、取引というか、そういう受注はないということでございますか。これを10月以降には、そいじゃどういう方法でその受注を現実のものとするかという、本当、非常にこの事業は私もテレビ画面を見てやったこともあります、なかなか高齢者がやるというか、なかなか実用化が十分図られるかどうか、大変心配しておりますし、第一、配達の云々支援とか経費なんかについても、なかなかそういうものが賄われるかどうかちゅのは非常に極めて事業化が難しんじゃないかなと思っておるんですけど、両方がいいように、例えば今の場合は小売店の皆様にも何かメリットがなけにゃいけんし、もちろん高齢者の買い物する側にも、当然、大きな買い物支援としてなされなければならないという、そういう中で、なんかこう事業として日の目を見るところはなかなか正直なところ課長、何をこれから検討する、何を検討するんかというのが大変重要になってくると思うんですよ。先延ばしはもうだんだんできんようになってきますよね。その辺について伺います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 去年、一昨年ということで実証実験を行ってきたということであります。去年は商品アイテム数440を超える品物を、今回、先ほど町長が答弁しましたように、買い物の支援サービスの登録をされた方というのは221件あったということであります。

今、現状として私どもが課題として思っているところ、今までは国の補助金等を活用してこの人件費、輸送にかかるコストを全て賄ってきたということであります。先般の28年度の報告会をやったときも、受益者負担をどういうふうにするかということで、私どもとしては、この商品を買ってお届けする、こういった流れというのは、この事象実験の中で十分そのノウハウをつかんできたというふうに考えております。

あとは、受益者負担をどうするかということ、あとはテレビ電話での活用というのを、これは選択として捉えて、ファックス、電話、あるいはインターネット注文というような形の中でどのぐらいの経費がかかるのかというのを、今、試算をしております。今度20日の日にはそういった試算も含めて議員の皆様にも御説明をする予定にしておりますが。

とりあえず買い物支援については、受益者負担毎月500円取ることで、あとについては集落支援員を今2人雇用しております。これはピッキングと配達ですが、それにかかる集落支援員と、あとは注文にかかる集落支援員、もう一人、今回9月から集落支援員を雇用させていただいて、見守りに係るコンシェルジュということで、3人を集落支援員として配置をさせていただきたいと。この3人の活動費というのがそれぞれございます。

今回、高齢者の見守りと、それから買い物支援ということで、その経費にかかる部分については、この集落支援員の活動費プラス受益者負担、受益者負担については、インターネットを使う場合、インターネットの使用料等もございしますが、そういった形の中での現実的な数字を提案をさせていただいて、10月から実施をしてみたいというふうに考えております。

今回、29年度で実施した御家庭の御意見で言いますと、まだ買い物支援等を行わないのかというようなところも御意見として聞いております。ただ、今、私どもがマックスにしているのは、買い物支援が50世帯、見守りの関係が50世帯ということで、そういった世帯数を目標として10月1日から実施をさせていただきたい。それまでのところで住民の皆さんには制度の周知を図って、その辺の内容について御承知をした上で、今回のこの制度について御加入いただくような意思表示をいただきたいというようなところで、今、考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） それでは、20日の報告会を待ちたいと思います。ありがとうございました。

最後の質問でございますが、平成30年度の農業に係るわけでございますが、経営所得安定対策ということでお伺いをいたします。

その一つとして、水田活用の直接支払交付金、さらに産地交付金ということで、30年度対象面積・農家数、交付金の見込額を伺います。

2番目として、島根県は水田の転作として新規事業として、園芸型高収益作物導入実践支援事業ということで、クリの植栽希望ということで各町村を希望を取りまとめておられるようでございますが、津和野町における植栽希望者数とその面積はどのようになっているか伺います。

あわせて最後に、クリということで「栗プロジェクト」というものが数年前から取り組まれておられますが、このプロジェクトによる植栽面積と受益農家数についてお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、平成30年度経営所得安定対策についてお答えをさせていただきます。

水田活用の直接支払交付金、産地交付金の対象面積・農家数、交付金見込額でございますが、平成30年度の経営所得安定対策等交付金の申請については、現在、取りまとめ中でございますので、概算の数字で回答させていただきます。

水田活用の直接支払交付金については、WCS容稲、飼料用米、大豆、小麦、飼料作物の基幹作物が対象となり、おおむね対象面積は53ヘクタール、農家数は57戸、交付金額は4,100万円と見込まれます。また、産地交付金については、そばや山菜、

特定野菜などが対象となり、おおむね対象面積は68ヘクタール、農家数は95戸、1,100万円と見込まれます。

2つ目の御質問であります。島根県では米消費が低下していることを受け、水稲生産から畑や果樹園に転換することによって、耕作放棄地の解消や農家所得の向上を図るため、今回、支援事業を創設しております。

津和野町では、津和野栗再生プロジェクト推進協議会を立ち上げ、新商品の開発やクリ栽培面積の拡大に取り組んでいることもあり、クリの植栽に対してこの事業を充てることにしており、現在2名の植栽希望者と合計76アールの面積を県に要望しております。

3つ目の御質問であります。津和野栗再生プロジェクト推進協議会は平成27年度に立ち上げて、クリ園に補植が必要な場合や新規に植栽面積を拡大する場合、植栽する苗に対して1本当たり1,000円の補助金を出しております。平成27年度は農家数19戸、植栽面積2.1ヘクタールとなりました。

平成28年度からは、植栽面積10アール以上を補助対象とし、苗に対する補助は変わらず、植え穴に投入する堆肥等の資材費に対する補助を加えております。平成27年度の農家数は7戸、植栽面積1.5ヘクタールになりました。平成29年度も、平成28年度と同じ補助基準で行い、農家数は1戸、植栽面積は0.3ヘクタールになっており、合計した植栽面積は3.9ヘクタールとなります。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 水田活用との関係で、直接支払交付金と産地交付金ということで、2本立ての中で数字が示されましたが、昨年もWCSを中心に資料稲と合わせて約49ヘクタールぐらい取り組まれたかなと思います。まあ、ことしも53ヘクタールということで少しふえているということでございます。

非常に収穫の機械なんかも設置されておられますから、大いに結構だと思うんですが、私がちょっと思うには29年度までありました直接支払いの10アール当たり7,500円がすっぽりなくなりましたよね。これに伴う減収は約2,200万円を少し超えるのではないかなと思うんですが、これが30年度はなくなりましたね。

その上で今回の戦略的な作物交付対象としては、先ほどの53ヘクタールで4,100万円ぐらいはあるよと言ってありますが、それと産地交付金が従来どおり1,000万円程度あるわけですから、結果的に2,000万円とWCSを含む大豆、小麦等の直接交付金が4,100万円、あわせてやっぱり3,000万円近いものが農家にとっては大変な減収だと思うんですが、それをやっぱり担当課としてはどのようにしていくかということが大きな課題だとは思っています。

そこで、何でもかんでもWCSが水稲の労働生産性から言っても非常につくりやすいわけですから、機械の対応も田植え機でできるわけですから、いきおいWCSをつくらうとする、つくりなさい、その施策はいいと思うんですが、やっぱりこのWCSが本当

に町内でさばけているのかなあというのがちょっと懸念される。というのは、私が昨年つくったものが、いまだ、もう8月4日か5日には昨年もできたわけでございますが、WCSがいまだ畜産農家で使われていない。

この実態を考えてみますと、むやみやたらとその8万円があるからということでWCSをどんどんつくって、本当に大丈夫なんだろうかなというようなものが、現実的にちょっと不安というか問題があるのではないかなということで、ちょっとその辺についての需要と供給のバランスをお伺いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 議員がおっしゃるこういうWCS、それからSGSとか、それから産地交付金のソバ、菜種等につきましては、売買契約が整った上で栽培するというのが原則でありまして、多分、農家の農家と契約をされた上でWCSに取り組みましたと思います。

それと、畜産農家のほうの見込み違いなのかなんなのかわかりませんが、その辺の理由を追及してみないと、ちょっとその辺の内容がつかめない。基本的には、売買契約が成り立った上で植栽しているというものが、この産地交付金になっております。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 確かに生産者と畜産団体と、さらに収穫を担う作業受託者、その3者による新規需要米の販売に関する契約書というのを取り交わしながら、この作物WCSなり飼料稲が植えつけられているというのが本来の姿だと感じておりますが、現実にはやっぱりあと1カ月ばかりすれば、もう次のものができ上がろうかというときに至って、なおかつまだ目の前にありますと、いやが応うでも気になるところでございまして、その辺について、少し実態をもう少し精査されて、しっかりその事業が目的どおり達成されることを願っております。

いわゆるクリということで、津和野が従来、島根県下の中でも鹿足郡がクリの産地として一時代があったわけでございますが、やっぱり適地・適作ということでクリを進めて、今日もう一度産地をよみがえらせようということでプロジェクトが始まったと思うんですが、ここの答弁、ちょっと平成27年の農家数は7戸で、植栽面積は1.5ヘクタールとかいうふうに書いてありますが、もう一度ちょっと27年は農家数が19戸で植栽面積が2.1ヘクタールとなりました。平成28年からは云々というふうになっておりますが、最終的には合計で3.9ヘクタールになったと。その辺についてちょっともう一度お尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） ちょっと私も今、のみ込めていないのですが、平成27年度は農家数19戸、植栽面積2.1ヘクタール。それから28年度は……、ここが大変申しわけございません。これは平成28年度の農家数は7戸、植栽面積を1.5ヘクタールということで、大変申しわけありませんが、27年度を28年度に訂正の

ほうをお願いしたいと思います。アッ、28年度の農家数は7戸、植栽面積は1.5ヘクタール。

○議長（沖田 守君） それでなげんにや、合いんのう。

○農林課長（久保 睦夫君） それで29年度が1戸で0.3ヘクタール、で、合計した面積が3.9ヘクタールという数字になります。大変申しわけございません。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 30年度はこのプロジェクトはもう終わったんですか、どうですか。そのことをお聞きすることと、例の県が希望調査を募集ちゅうか、希望調査を町村に対してしたわけですが、これやっぱり希望の取りまとめのやり方が、ちょっと私が思うにはどこかに不耕作地があって、どうもあの周りにクリを植えたらいいのではなかろうかという、そういうことを担当のほうから見た上で、「あなた、クリを植えてみませんか。そうすれば県から云々がありますよ」というような、そういう投げかけで、結果的にこの2名の植栽希望で76アールが町として県に要望をしておるといってございしますが、そんなに希望というものがないものでしょうか。

私はもう少し希望というもの、意向調査というものは、やるかやらんかは別にしても全町にお知らせをして希望調査をとって、それを集約した上で本当に面積的に要件がかなっているかどうかも含めながら、最終的に町としての積み上げを県に報告するべきであって、何か担当者レベルで、あの人はやってくれそうなし、あの土地はやってもらえたらいいなあという、そういうようなところに投げかけた上での意向調査では、全体を網羅していないのではないかなあというのがちょっと私あったので、もう少し希望があってもしかるべきだし、町としては本気で植えさせるというのなら、やっぱり広く周知をせんといかんと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） この県の事業につきましては、実証実験の要素もありまして、クリ栽培にたけた方がこれに取り組んでほしいということがあって、クリの生産農家に向けて希望がありませんかという要望をとりました。そうしたところ、余り面積を拡大しようとする方がいらっしゃらなくて、この2名になったということになります。

それと県から一反当たり35万円という補助金の定額が来るわけですが、その中で排水性をよくしたり、苗代を使ったり、防護柵も入れてもいいんだと思うんですが、そういうことに使ってほしいということで、この上限が300万円以内とかいう話を聞いておまして、それを反で割りますと、8反ぐらいのことになるわけです。ですから、今の希望面積とほぼイコールになっておると。

それ以上出されても、県はそれ以上の補助金がありませんと言っておりますので、そういう形での取りまとめをしてきたところであります。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） はい、わかりました。それじゃ、私の質問はこれで終わりたいと思います。

.....

○議長（沖田 守君） 以上で、5番、板垣敬司君の質問を終わり、ここで、14時20分まで休憩といたします。

午後2時08分休憩

.....

午後2時17分再開

○議長（沖田 守君） 少し早うございますが、休憩前に引き続いて一般質問を続けます。

4番、道信俊明議員は留学生の受け入れという所用でございましたので、退席をいたしました。

発言順序5、1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 1番、草田吉丸でございます。それでは、通告にしたがいまして一般質問をいたします。よろしくお願いをいたします。

1点目でございますが、一体感の醸成についてでございます。

平成17年旧津和野町と旧日原町が合併し13年目を迎えようとしております。合併時、両町は厳しい財政状況の中、合併は避けて通れないとの両町の強い思いの中、町名を津和野町、本庁舎を日原として平成17年9月新津和野町をスタートをいたしました。そして、今日まで行財政改革に取り組むと同時に、行政運営上も両地区の均衡のある発展に努力をされてきたというふうに考えます。

そこで、平成30年度施政方針において、町長は総合的なまちづくり施策の中で第2次津和野町総合振興計画にのっとり、人と自然に育くまれ、温かみのある交流のまちづくりを実現するため、引き続き町民の一体感の醸成を図りながら住民参加のまちづくり体制を整備し、諸施策に取り組んでまいりたいとの考えを示されました。

そこで、次の点について質問をいたします。

町民の一体感の醸成についてであります。合併後、行政及び民間各種団体・組織、そして個人がそれぞれの立場で努力をしてきたと考えます。行政として現時点までの両地区の一体感の醸成についてどのように評価をされているか、また合わせて、今後さらに両地区の交流を進めていくためにどのような視点で取り込まれるのか伺います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、1番、草田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

一体感の醸成についてであります。

平成17年の合併以降、それまでそれぞれの地域で育まれてきた個性や魅力を大切にしながら、住民相互の交流を活性化することで新町の一体感を醸成することに努めてま

いりました。平成24年には12の公民館等エリアにまちづくり委員会が設置され、地域の身近な課題解決に向けて地域が一体となり取り組みを進めております。まちづくり委員会や民間各種団体で組織をされている未来づくり協働会議においては年2回開催しており、お互いの地域におけるそれぞれの課題を共有、認識し町全体の課題として捉えることで一体感の醸成にもつながっていると考えているところでございます。

また、一体感の醸成には町民間の交流による人と人とのつながりも重要であると考えており、交流促進を目的とした津和野町長杯グラウンドゴルフ大会を開催するなど、地域を超えて交流できる取り組みを行っております。多くの方々に参加していただき交流が図られていると考えております。

また、少子高齢化が進展する中、とりわけ山間部等人口減少が進んだ地域においては、地域コミュニティーを維持することが困難な状況になってきております。今後はまちづくり委員会が中心となって、地域提案型助成事業等の活用により地域コミュニティーの再生を図り、世代や地域を超えたコミュニティーの交流、連携を強化することで地域の個性を際立たせることにもつながり、子供から高齢者までのあらゆる町民が津和野に住む喜びを感じることができると考えているところでございます。

人口減少対策や集落維持対策など本町の重要な課題の解決には、行政と民間組織、個人等が一丸となった取り組みが不可欠であり、裏を返せば一体感の醸成なくして本町の明るい将来は展望できないとも思っております。津和野町総合振興計画の柱でもある一体感の醸成をさらに進めるために行政としてもこれまで以上の努力をしてまいり所存でありますし、議会や町民の皆様にも一層の御理解、御協力をいただきますようこの場をお借りしてお願いをいたします。

○議長（沖田 守君） 1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 一体感の醸成ということで回答をいただきました。主に、まちづくり委員会等でその辺に取り組んでいるという回答でございました。

確かに、合併をいたしまして、私たちもお互いの町がわからない部分もあったわけですが、こういったまちづくり委員会等を通じていろんな各地の実態、課題等も共有をできるようになったということもございます。そして、特に同じ悩みを抱えてそれに取り組んでいるというような状況を共用しながらいろんな取り組み状況も参考にできる、そういったこともこのことで確かにつながってきているというふうに感じているところでございます。特に、スポーツ関係といいますか、一例として、グラウンドゴルフ大会等も一緒に行っているというようなこともありました。やはりスポーツ関係、あるいは文化関係においても、相当、両町で交流が私も進んでいるというふうにも感じているところではございます。

合併から12年が経過したところでございますので、なかなかそうはいつでも、すぐにこういった一体感が醸成するということはまだまだ私は十分ではないというふうに

も感じているところもあるわけでございます。また、本当に一つになるにはまだ年数も必要である、そういうふうにも感じているところでもございます。

特に、いろんな町民の皆さんの声を聞いてみますと、例えば、予算面においてもどうしても片方に予算が集中しているんじゃないかというような声も時たま聞くわけですが、私たちはこうして議会に出て事業内容等も十分聞いてわかっているわけですが、町民の皆さんからすればいろいろわからない部分もあるわけで、そういった声も出てくるんだというふうに思いますが、これは、私はいろんなインフラ整備の整備状況も違いますし、それぞれの地区にある歴史・文化の建物とかもあります。そういった部分によっていろんな予算配分が行われているわけでありますので、町民の皆さんからそういった声があったときは、できるだけそういった説明も私はしながら来ているところではございますが、まず、そういったことについては、やはりある程度均衡がとれた両地区のことはやる必要があるというふうに思いますが、実態というのをもう少し町民の皆さんに理解していただくというようなことも必要だというふうに思うわけですが、そのあたりについて、まず下森町長、どのようにお考えでありましょうか。聞きます。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 私としては今9年目の町長職でありまして、これまでの8年間、余り旧日原とか旧津和野地域というようなそういうことを意識して事業を展開してきたということではございません。それぞれの事業の目的があって、それがやはり町のために振興に必要なだとそういう観点から事業を進めてきた結果でもあるということでもございます。ただ、いわゆる予算がもう潤沢にある町政であるならば、そういう声も出ないのかもしれないけれども、やはり限られた財源というものをより有効的に使っていかなきゃならない、そういうようなことも背景がございますので、実際、町民の声として、いわゆる旧町意識の中でそういう声が出てくるということもこれはこれでやむを得ないことなのかもしれないというふうにも思っております。

特に、昨年10月には町長選挙も開催がされたわけございまして、そのときにも私に直接的にも、いわゆる旧日原の地域の方々、町長は津和野地域ばかりお金を使う、あるいは津和野地域からの方々からも日原地域ばかりにお金を使うんじゃないかというような、そういう御意見もいただいてきたということも事実でもございます。私としては、せっかくの町長選挙といういい機会でもあるので、そのときに発行した後援会だより等々で今までやってきた事業というものをオープンにその後援会に盛り込んでいただいて、そして、決してそのどちらかに地域バランスをやってその事業を進めているわけではないんだということ、もう道路の改良の一路線から全て載せましたし、水道事業のことやら、まちづくり委員会等のことやら、もう本当に8年間やってきたことをあからさまに出させていただいて、それが少しでもいわゆる全体事業としてやってきた

ということの御理解につながればということでも期待も込めて10月の町長選挙を臨んできたというような経過でもあるわけでございます。

今後も、やはりそれぞれの全町的に、例えば、きょうも前段で御意見が出た限界集落問題というのは、それぞれの地域にやはり事業を投じていかなきゃならない話でもあろうかと思えます。また、中心地には中心地域のいろんな取り組みも必要でもありますし、そこにはやはりまだ合併して13年でありますから、私はこの津和野町には津和野地域と日原地域、それぞれ昔からの歴史の中での中心地域というはあるというふうにも思っておりますので、そういう中でできる限りやってきている事業が今進めているのが、仮に、例えば、津和野地域であれば駅周辺整備事業であり、日原中心地域であれば賑わい創出事業であるというようなところもあるわけでございまして、今後もやはりそういう意見が出るということは、一体感の醸成という部分からは少し離れていく場合にもつながってまいりますので、我々としてはできるだけこの一体感の醸成というものを常に頭にとどめながらできるだけ町民の皆様に理解を深めていただくような事業を遂行するとともに、そういうこの理解を深めていただく努力というものもこれからもしていかなければならないと、そのように感じているところでございます。

○議長（沖田 守君） 1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 余り地区にこだわる、そういうことは本当でできるだけもうこの後なくしていったって、本当に一つの町という気持ちでやっていかなければならないというふうに思っております。一つの町ということで考えれば、津和野地区でやる事業であろうが、日原地区でやる事業であろうが、全て住民のものになるわけですから、そういったところまで本当に一体感の醸成が進んでいけばいいというふうには思いますけれども、しかし、まだまだそういった面では時間もかかるのではないかなというふうにも思うところでございます。

津和野町というのは農林業が主体ではありますがありますけれども、商工観光、これもすばらしい歴史と文化を持っている町であります。そういったよそから観光客が訪れる町でありますので、町の自体が本当に一つにまとまってそういった人を迎える、こういったことについては、本当に一体感の醸成というのは大事なものであるというふうに思うところでございます。これからも、私たちも議員としてもしっかりとそういったことに努めていかなければならないというふうに思いますし、行政についてもさらにそういったものに努力をしていただきたいというふうに思っているところでございます。回答にありますように、一体感の醸成なくして本町の明るい将来展望はできないというような回答でございましたが、まさに私もそうであろうというふうに思います。この今努力をしております一体感の醸成が決して後退することのないように、これだけは皆で避けて通らなければならぬことではないかということをおっしゃっているところでございます。

それでは、1点目の質問につきましては、以上で終わらせていただきます。

2番目でございますが、防災対策についてであります。

ことしも梅雨の時期を迎え、防災対策に万全を期す必要があると思います。平成25年の豪雨災害を教訓にしたデジタル防災無線の工事も平成29年3月完成をしたところでもあります。これらを十分活用して迅速な防災情報の伝達に努めていく必要があると思います。

そこで、次の点について質問をいたします。

防災無線についてであります。防災無線の設置状況について。また、全地域で受信が可能かどうか。

それから、防災無線の運用試験の状況について。個別受信機の受信状況の確認、避難所や公民館に設置した屋外スピーカー装置の送受信の確認等。

どのような情報を伝えるのか。

防災無線を活用した避難訓練等の計画は。

もう1点でございますが、土地災害防止法に基づく基礎調査結果についてであります。この基礎調査結果の現在の状況について。

今後の基礎調査の活用について。

基礎調査結果は町の防災計画に反映されているのか。

以上について伺います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、防災対策についてお答えをさせていただきます。

まず、防災無線についてであります。防災行政無線戸別受信機の設置状況につきましては、平成30年3月末時点で申請3,144件に対して3,117台の設置が完了しておりますが、全戸設置には至っていない状況です。住家の立地条件により受信状態の強弱に差はありますが、屋外アンテナ等の設置により、全戸で受信可能な環境は整っているものと判断しておりますので、引き続き設置戸数の拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

戸別受信機の受信状況の確認につきましては、利用者において御確認いただくこととなります。戸別受信機のACランプが点滅している場合や毎月1日と15日の18時に音楽と防火に関するお知らせの放送が聞こえない、聞こえづらい場合は、正しく受信されていないことが考えられますので、総務財政課宛てに御連絡いただき対応することとしております。

屋外拡声子局等に設置している送受信機の確認につきましては、地域ごとに子局から親局に対する通信を行い、相互の通信状況を確認するとともに、無線機の操作方法になれていただけるよう通信訓練を計画しているところですので、実施に向け、引き続き準備を進めてまいります。

防災行政無線で伝達する情報につきましては、台風の接近や警報の発令など気象状況に基づく注意喚起、避難所の開設や避難勧告等の避難に関する情報、震度5弱以上の地震やミサイル発射等の危機管理事案が発生した場合のJアラート（全国瞬時警報システ

ム)により伝達される情報など防災・危機管理事案に関する情報のほか、長時間の停電等によりCATV告知端末機放送が使用できない環境下において必要な情報の伝達などを想定しております。

全国各地でさまざまな災害が発生し激甚化する昨今の状況において、このような事象を想定し日ごろから訓練を行うことは重要と考えております。今年度につきましては、具体的な訓練計画は立てておりませんが、今後、検討を行い、防災訓練や防災学習等を通じた防災意識の向上と地域の防災体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果についてでございます。

現在の状況は、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域基礎調査につきまして、平成26年度に津和野地域、その後平成28年度に日原地域において津和野土木事業所による基礎調査等が行われ、調査結果が示されたところであります。

住民の皆様に対しまして、平成28年度に木部、畑迫、小川、津和野公民館において、町・津和野土木事業所の共催で地区説明会を開催させていただきました。平成29年度には、須川公民館及び池河公民館において説明会を開催させていただいたところでございます。

また、平成29年度及び平成30年度年に自治会長・嘱託員合同会議においても御説明させていただいたところです。説明会におきましては、土砂災害防止法の概要、基礎調査結果について等を御説明し、区域指定後の規制等に関する御相談も含め開催させていただいております。今後、各地区におきましても開催要望がありましたら、積極的に説明会の開催をしていきたいと考えているところであります。

土砂災害特別警戒区域基礎調査結果の公表は義務づけられており、説明会等に御説明させていただいているほか、島根県のホームページでも公開されており、閲覧が可能な状況です。本町におきましては、今年度中に更新を予定している防災ハザードマップに土砂災害特別警戒区域に関する情報を追加し、住民周知を図ってまいりたいと考えております。

津和野町防災計画におきましては、土砂災害警戒区域について、資料編等に掲載し反映しているところですが、土砂災害特別警戒区域につきましては、基礎調査結果の公表段階であり指定しておりませんので、防災計画に具体的な内容の記載は行っておりません。なお、土砂災害特別警戒区域基礎調査結果の公表は義務づけられており、本町においても実施しているところですが、今年度におきましては、更新を予定している防災ハザードマップに土砂災害特別警戒区域に関する情報を追加したいと考えております。

○議長（沖田 守君） 1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 防災無線についてでございますが、これについては、戸別受信の受信状況の確認については、利用者において確認いただくこととなりますという回答でございました。このことでございますが、一応、取りつけたときにはもう業者の人が、多分、完全に受信できるというような確認もしているというふうに

思いますけれども、これは、特に、毎月1日と15日、18時ですか、音楽と防火に関するお知らせの放送を流しておられるということなのですが、この辺の流しておれば受信できる状態だったら必ず入るわけですけど、しかし、本当にボリュームを小さくしとったり、あるいは聞こえていない人が中にはおられるんじゃないかと思いますが、1日、15日にこういったことを流すといったようなこと、これを文書等でも戸別に連絡は、当然、されているというふうに思います。その辺と。あと防災行政無線の戸別受信機のいろいろちょっと使い方というか、そういったこともわからないというような意見があって、今、町のホームページでも、これで受信機についての説明ということで載っておりますけれども、こういったことはなかなか、町のホームページを見るつちゅう人もなかなか難しい部分があると思いますが、こういった紙ベースでそういったことは、実際に、戸別にやっておられるか、まずそのことをお聞きします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 戸別受信機の受信状況ということで、今議員さんおっしゃいましたように、各御家庭に設置する際には受信状況、良好な受信状態であるかという確認をして設置をしております。ただ御家庭によりましては、その後、エアコンを設置したり何らかの関係でいろいろしておったりというふうな状況もある中で、受信状況がいわゆる点滅しておるので、どうなんだろうかというふうな問い合わせも総務財政課のほうにはいただいております、そういった受信状況の確認をするということもあって、1日と15日に音楽等を流しているということでもあります。そういった情報が入ったときには、総務財政課のほうから業者さんのほうに御連絡させていただいて、受信が良好な場所に再設置をしていただくようお願いをしているという状況であります。

それから、今の戸別受信機の利用方法等につきましては、その設置の際に、そういった情報はお渡しをしておりますけれども、現在、ペーパー等で改めて皆さんのほうには周知をしておりませんので、また改めてそういった取り組みについては内部で検討してまいりたいというふうに考えます。

○議長（沖田 守君） 1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） ぜひそういった取り組みをしていただきたいなと思います。特に、高齢者世帯がふえてひとり暮らしでおられる方も随分おられますので、ぜひわかりやすくその辺を伝えていただきたい、そういうふうに思います。

それから、特に、耳の不自由な方向けの文字表示つき機能戸別受信機ですか、これも何戸かあったというふうに思いますが、こういったものはもう本当に戸別にそういった対面で受信が確認とかをされているのかどうか、その点についてお伺いします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 文字表示装置ということで戸別受信機と接続をされておきまして、その放送内容を文字により表示をしております。そういった文字表示による確認をしていただいているという状況であります。

○議長（沖田 守君） 1番、草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） それはもう本人さんも確実に見て確認をされておるといいますか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今議員さんおっしゃいましたように、それを見て本人さんは御確認いただいているという状況でございます。

○議長（沖田 守君） 1番、草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） それから、屋外拡声子局等については公民館等に配置をされておるといふふうに思いますが、回答の中では、無線機の操作方法になれていただけるよう通信訓練を計画をしているところだと思います。訓練の計画を現段階はしているということかと思いますが、少し遅いような気がするんですね。もう少し、これも去年に完成してもう1年たっておりますから、こういった訓練はもう既に、ある程度、やっておくべきものではないかというふうに思いますが、その辺はどういうお答えでしょう。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今議員のほうから御指摘がありましたように、設置からかなり年数が経過しておる中で、本来でありますと出水期を前にこういった訓練をしていくことが大切だろうというふうに思っておりますけれども、なかなかそういうふうな訓練実施の計画を立てるに、現在、至っていない状況でございます。

ただ、今年度につきましては、今内部で訓練を計画をしております、子局が24地域ありますので、そういった地域に対しまして訓練参加の要請といいますか、希望をとって行く中で期日等も決定していきたいというふうに思っております。まず、訓練参加を希望した地域ごとに、訓練時間等を割り振って子局から親局等に対して通信訓練を行うと、そういった訓練内容を総務財政課の中で煮詰めていきまして、年度内で約2回ぐらいこういった訓練を、今後、実施していけるように計画をしていきたいなというふうに考えております。今年度につきましては、今からなるべく早い段階で訓練実施ができるように計画をしまいたいというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） ぜひ、せっかくこういったものができたわけですから、十分活用できるようにひとつ早目なそういった訓練等もぜひお願いをしたいと思います。

土砂災害の関係でございますが、回答のように、県がこの調査を、基礎調査を実施をいたしまして、現在、公表が行われている段階であります。

そして、その中で、特にイエローゾーンについてはもうこれは指定がされているというふうに思いますが、その中でレッドゾーンの関係については、これから指定になるというふうに思いますが。これも県のほうが町村のほうに相談といいますか、それをしながら、それで町村側の意見を聞いて、これ最終的に指定をするというふうになるかというふうに思いますが。このレッドゾーンについては、特に、土地の危険な場所が指定されるということで、持ち主さんにとってはなかなか土地の評価が下がるとかそういったこともあって難しい部分も、多分、あったのではないかというふうに思っております。島根県のほうがどうも土砂災害の特別警戒区域、レッドゾーン、これについては、平成32年度を県が全域の指定を目途として取り組むというような方針をどうも出されているようでございます。そういったことになると、近いうちに津和野町についてもそういった相談もあろうかというふうに思いますが、何にしましてもこの土砂災害から生命、財産を守ることはやはり行政の重大な責任であるというふうなことから考えますと、やはり人命を最優先に考えて、このレッドゾーンの指定の方向に向けて私も行くべきであるというふうに思いますが。津和野町としては、今後のことではありますけれども、県からレッドゾーン指定の相談があれば、当然、指定の方向で検討されるというふうに思いますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 今議員さんのほうから御指摘のあったとおりでございます。土砂災害特別警戒区域の指定につきましては、そこの自治体の長の意見を最大限に尊重した上で知事より指定を受ける運びと至ると考えているところであります。今まで地元のほうに対しましては住民説明等々でお知らせをしているところですが、近いうちには町としてもレッドゾーンへのついでの姿勢については県のほうにお答えをしていかなきゃいけないということでもあります。

草田議員さんがおっしゃいましたレッドゾーンの指定のところ、なかなかその地域にお住まいの方々にとっては厳しいものであるかもしれませんが、町民の生命、財産を守るという観点からいいますと大事なことでございますので、先ほどの議員さんおっしゃった方向で、今後、進めていくようになると思っております。

○議長（沖田 守君） 1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） ぜひ住民の皆さんにもその辺の理解をしっかりといただくような説明をしながら、ぜひこの指定に向けて進んでいただきたいなというふうに思うところであります。

それでは、次の質問に移ります。

テレビ見守り・買い物支援についてであります。

平成29年度実施した地域の暮らしサポート実証事業の結果と現在の取り組み状況について質問をいたします。

1点目でございますが、実証実験の結果と課題や問題点について。

2点目として、株式会社津和野開発との連携について。

3点目といたしまして、株式会社シャープとの連携について。

4点目で、拠点センターの機能と体制について。

5点目として、今後の取り組みについて、お伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、テレビ見守り・買い物支援についてお答えをさせていただきます。

平成29年度に実施しました地域の暮らしサポート実証事業の取り組み状況につきましては、平成29年11月27日から平成30年1月31日までの間において、見守り支援サービスが66日間で93世帯、買い物支援サービスが32日間で221世帯の実証実験を行ったところでございます。

見守り支援につきましては、平成28年度に実施した高齢者世帯のテレビ電源オン／オフ情報を離れた親族世帯へメールで配信するテレビ見守りサービスに加え、AIロボットによる高齢者の生活リズムを確認しながら緩やかに見守るサービスやテレビ電話により画面に映る映像で対話しながら見守るサービスを新たに行いました。

買い物支援につきましては、平成28年度に実施したテレビ電話での注文に加え、幅広いニーズに対応するための機能を整備し、電話注文やファックス注文、インターネット注文の手法を新たに取り入れました。

電話注文に関しては、電話が集中する対策として、町内コールセンター事業者に委託して行ったところでございます。津和野・日原地区ともそれぞれ週2回の配送を行い、実証実験期間中93件の利用があり、品数は475品で売上金額は13万8,500円となりました。

注文形態としましては、電話が42%、テレビ電話が40%、ファックスが10%、インターネットが8%という結果となっております。

次に、課題や問題点についてでございますが、実証実験を行う中で、見守り支援についてはサーバーのふぐあいによる重複メールの配信やインターネット環境の不安定によるシステムのふぐあいがあったところでございます。

買い物支援につきましては、受付時間や配送時間、品数など利用者の多様なニーズにどこまで対応できるかが課題として上げられます。

次に、事業の担い手となる株式会社津和野開発との連携につきましては、平成29年6月1日の新会社設立時において、新事業推進本部を新設することとしており、ことし10月からの高齢者見守り・買い物支援事業の本格実施に向け協議を進める中で、連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

また、平成27年11月より総務省の地域おこし企業人交流プログラムを活用して社員の派遣を受けておりますシャープ株式会社とは、これまで民間企業のノウハウを活用しながら連携して取り組みを行ってきたところでございます。ことし10月末までの3年間の任

期における集大成として、高齢者見守り・買い物支援事業の実用化を目指し、継続して連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、拠点センターにつきましては、平成29年度において、元日原駐在所に地域の暮らしサポート実証事業の拠点となる津和野町買い物支援センターを整備したところでございます。

機材につきましては、平成28年度アクティブシニア総活躍事業における既存設備のほかに、買い物支援用として冷蔵庫、冷蔵ショーケース、配送用電気自動車、インターネット環境を整備し、事業を実施してまいりました。

人員体制としましては、買い物の受付担当1名とピッキング担当1名を集落支援員として雇用し、実証実験期間中には配送を行う臨時職員を津和野・日原地区それぞれ1名を雇用したところでございます。

今後につきましては、ことし10月からの本格実施に向け、見守り支援として親族世帯からの問い合わせに対しサポートをする見守りコンシェルジュの役割を持った集落支援員1名を平成30年9月より新たに雇用し、津和野町買い物支援センターを拠点とした高齢者の見守り・買い物支援事業を実施してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 買い物支援の件でございますが、今、町が取り組んでおりますこの買い物支援については、買い物の支援にもいろいろな方法があると思っておりますが、まず、その地域に店をつくる、そしてまた、店に移動する手段を提供すること、そしてあともう一つ、商品を届ける、いわゆる宅配、また移動販売等がございますのが、今、津和野町が取り組んでいるものが商品を届けるという部分でこの取り組みをされているというふうに思いますけれども。

いろいろ実証実験をやったいろいろ課題等も回答があったわけですが、その中で幾らかの課題の中で、実証実験の中でなかなか電話回線が伝わらない部分があったというようなこともあったと思うんですよ。そうした場合に拠点センターのテレビ電話回線というのは、どれぐらいに今度はなるのか、一つであるとなかなか通じないというような意見もあったんじゃないかと思うんですね。あと、ファックスとかいろいろな方法も取り入れているということなんで、テレビ電話だけに集中するかどうかわかりませんが、まず、その電話回線についてはどうなるのかお聞きします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 注文方法といたしまして電話回線、テレビ電話というのは、加入者宅の御自宅に光ボックスというのを設置をさせていただいてインターネットで経由してテレビ画面に商品が映る、そういった形の中でテレビを見ながら品物を注文するというのがシステムでございます。

これについては、平成29年度は日原のシルクウェイにちはらのところにありますコールセンター、ここに委託をして、基本的には3回線ぐらいのところ、あつこれは今

電話です。済いません。電話の関係はそちらのほうで注文受けるということで。テレビを使った注文については今の拠点センターのほうで、要は、1回線ということになりますが、対応してきたということでもあります。

今後についても、今度は津和野開発ということで今やろうとしておりますが、テレビの回線については基本的には1回線ということで、あと注文方法としては電話による方法、ファックスによる方法、それからインターネットが使える御家庭でいいますと、スマホ、それから御家庭のパソコン、そういったところから注文も受け付けられるようなシステムについては、平成29年度の実証事業のところで構築をさせていただいたということでもあります。

○議長（沖田 守君） 1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 先ほどの同僚議員の中の質問の若干ダブる部分もあるかというふうにも思いますが、この買い物支援事業というのは、要するに、家にいて注文して持ってきていただくというようなこと、それもいろんな電話とかテレビ電話とかを操作してやるということでもありますけれども、実際に、実証実験として、ものすごくそれを希望する方、人数的にもそんなにまだ出ていないというふうに思うわけでもありますけれども、どうしても自分で外に出て買い物ができない、そういった方についてはやはりこの方法というの、確かに、重要な部分もあるかなというふうに思うところでございますが。町として、以前、移動販売のこともいろいろと研究、実証実験等もされていたというふうに思いますが、この移動販売については、もう、特に、そういった取り組みについてはされていないのかということでございますが、一つ、津和野町の商業支援事業費の補助金の中で、移動販売支援事業というのがありまして、こういったところではね、その取り組みをもうされているというふうに思っておりますが、移動販売についての考え方は今どのように思っておられるか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今回、集落支援員として、まず注文を受けた商品を選んでいただく、そういった方については、従来、移動販売をやっておられた方を集落支援員として雇用させていただいて、その人の目で商品を見ていただいています。今まで2、3年前に移動販売の調査をさせていただいて、津和野町内に移動販売車がどのぐらい走っているのか、空白地域はどこなのかというところで、これについても2年間検証を行わせていただいたところでもあります。

以前は、そういった移動販売の車も、結構、地域に入られて行っていたところが、だんだんやはり営業的なところが課題となって撤退をしていくというようなところで、実際は、今、集落支援員としてやられている方がこの月16日以外のところで、今、回られているような状況があらうかと思えます。移動販売もなかなか経営上は厳しい中で、私どもとしましては、やはり御自宅に配送する行政として今やっていることと、それから、移動販売のほうもそういったものをお手伝いしながらこの移動販売も続けていただ

けるような二つのことを今進めているようなところということで、なかなかこの移動販売というのが営業が厳しい中で、皆さんが、それから撤退していく状況を踏まえながら、私どもとしてどういうふうに対応していったらええかというところは、現状、今からの支援サービスと合わせたような支援というような形の中で、以外のところで、今移動販売も実際はやっておられるということでお聞きしているところであります。

○議長（沖田 守君） 1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 本当はいろいろな形態があつていいというふうに思っております。ぜひ、このこともやるからには本当に成功させていかなきゃいけないというふうに思いますが、もう1点だけ、全体、テレビの見守りの関係も含めてでございますが、株式会社津和野開発と町との、どういうところが町がやってどこまでを会社でお願いしとるか、その辺も簡単でいいですが。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 本町といたしましては、3名ほど集落支援員を雇用させていただいてこの見守りと買い物支援を行うということでありまして、配送等については、基本的にこの3名だけで賄えない部分も、当然、出てくるというようなことで、先般も津和野開発の社長さんと専務さんとお話をさせていただいた、また、町長に申し上げましたように、昨年6月に合併した時点もこういった地域カラーを解決する仕組みも第三セクターの津和野開発として、これ合併をしてこの会社になりましたが、役割として担っていこうということで、私どもとしてはそういった受付であるとか、あるいは配送のところの臨時的な手伝いについては津和野開発にも担っていただきたいということで考えております。

○議長（沖田 守君） 1番、草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） もう一遍、テレビの見守りの関係でありますけれども、これも引き続いてやられるということでございますけれども、問題は何かあったときにどう対応するかということだろうというふうに思うんですね。その辺を、今後どのように地域の人ともいろんな協力も得ながらというようなこともあろうかと思いますが、その辺はちゃんと対応を今からされるように検討をされていくのか、そのところも確認をさせてください。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 結論から言いますと、見守りのコンシェルジュ、こういったテレビ見守りを行うための集落支援員を1名配置するということと、もう一つは、やはりまちづくり委員会等を通じて地域の協力者の方をそれぞれお願いしなければならないというふうに思っております。

システム的なところで、ほかの自治体では、そういった見守りに隣の方が見てもらって1回500円とか、ああいった経費も含めて負担を、その見守りされる側のほうが負担をしていただいているというような事例もあります。私どもとしては、見守りのコンシェ

ルジュを配置するということと、あとは地域、まちづくり委員会の皆さんと協力をさせていただいて、地域のその方に対する協力者というのを限定した形の中で取り組みが行われたらというふうを考えておるところです。

○議長（沖田 守君） 1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） それでは、次の質問に移ります。

ヘリポートについてであります。

島根県は県民の安全安心な暮らしの実現を目指し、平成23年6月13日から医師、看護師が搭乗する医療専用ヘリコプター、ドクターヘリの運航を行っております。着陸した場所で治療を開始し、重症患者に早期に適切な医療を行う現場救急や、より高度の医療機関への患者の搬送を行う転院搬送により、救命率の向上や後遺症の軽減を目指した活動が展開をされています。ドクターヘリはかけがえのない命を救うため、救急現場と病院間の命をつなぐかけ橋として、県内各地に出動するというようになっております。

そこで、緊急搬送のヘリコプターの離着陸場の現状と課題について質問をいたします。

町内の離着陸場の一覧と整備状況について。

近年の利用状況について。

離着陸場の整備状況による問題点と課題について。

今後の整備計画について、伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、ヘリポートについてお答えをさせていただきます。

町内の離着陸場の一覧と整備状況についてであります。現在、離着陸場として登録してあるのは、喜時雨グラウンド、津和野中学校校庭、木部小学校校庭、日原カントリーパーク、日原中学校校庭、なごみの里前ヘリポートの6カ所です。このうちヘリポートとして整備したものは、なごみの里前の1カ所のみとなっております。

近年の利用状況についてでございますが、本年につきましては、ドクターヘリ事案がこれまでに3件あり、カントリーパークに2回、なごみの里前ヘリポートに1回着陸しております。昨年は4事案あり、カントリーパーク、なごみの里前ヘリポートにそれぞれ2回着陸しております。

離着陸場の整備状況による問題点と課題についてであります。ヘリポート以外の場所については着陸前に散水する必要がありますので、例えば、日原カントリーパークに着陸する際には津和野分遣所に応援要請して散水する場合や、役場勤務の消防団員に呼びかけて散水する場合があります。場合によっては、ヘリコプターが上空で待機することも考えられますので、散水の必要のない芝か舗装したヘリポートの整備が望ましく、また、国道沿いになれば利便性が高まると考えております。

今後の整備計画についてであります。ヘリポートの離着陸場の今後の整備計画につきましては、現時点においては計画をされておられません。

○議長（沖田 守君） 1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 私もこの質問については、町民の皆さんが、ヘリコプターが来て上空で待機をする、要するに、コンクリート舗装とかしていない離着陸場については、回答にありましたように、散水をしなければ下りられないということがあるということでございます。もう少し早く離着陸ができないんだろうかというような声があつて質問をしているわけでございますが、今、津和野町についてはアスファルト舗装部分でなごみの里の前のヘリポート、これが一つそういったところがあります。あとは学校の校庭とか、そういった土砂のところは指定をされているわけでございますが、できれば、私は、津和野町に、津和野地区に一つそういったところがあれば、日原地区にも一つ舗装をした離着陸場もあつていいんじゃないかなというふうに思うわけでございますが、特に、日原のシルクウェイにちはらのグラウンドゴルフ場の川の手あたりは空き地があります。今、残土処理場としてどうも貸しておられるかというふうに思いますが、そういったところもこういったことを考えればできないこともないんじゃないかというふうに思うわけですが、何かそういった検討はされているかどうか、それについてお聞きします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） ヘリポートの今後の整備計画につきましては、先ほど御回答させていただきましたように、現時点におきましては、計画を整備計画としてはしておりません。今、ヘリポートとしては、先ほど町内のそれぞれの学校のグラウンドでとか、喜時雨グラウンド、そういったところをヘリポートとして指定しておりまして、ヘリポートとして整備したのはなごみの里の1カ所という状況にあります。今後のその整備につきましては、益田広域消防等いろいろ関係機関等もございまして、そういったところに相談をさせていただいて検討を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 1番、草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） このドクターヘリについては、平成23年からやっておられますけれども、平成25年から山口県、広島県、そこからも要請できるようになっているというふうに思います。県立中央病院から来るのと山口か、あるいは広島から来れば時間的にも短縮をされるわけでありまして。そういったことになると、できるだけもう早く来て早くやはり患者さんを運ぶためには、散水をしている時間というものも待ち時間になりますので、できるだけそういったすぐ着陸できるようなヘリポート、ぜひ必要ではないかというふうに思いますので、前向きにひとつ検討をしていただきたい、そういうふうに思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、1番、草田吉丸君の質問が終わり、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。大変御苦勞でございました。

午後 3 時 15 分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 30 年 第 4 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 3 日)

平成 30 年 6 月 19 日 (火曜日)

議事日程 (第 3 号)

平成 30 年 6 月 19 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

出席議員（12名）

1番	草田 吉丸君	2番	米澤 宥文君
3番	川田 剛君	4番	道信 俊明君
5番	板垣 敬司君	6番	丁 泰仁君
7番	御手洗 剛君	8番	三浦 英治君
9番	寺戸 昌子君	10番	後山 幸次君
11番	岡田 克也君	12番	沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	山本 慎吾君		
つわの暮らし推進課長		内藤 雅義君	
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	下森 定君
農林課長	久保 睦夫君	商工観光課長	藤山 宏君
環境生活課長	益井 仁志君	建設課長	木村 厚雄君
教育次長	渡邊 寛夫君	教育次長	齋藤 道夫君
会計管理者	青木早知枝君		

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。

昨日に続いて、お出かけをいただきましてありがとうございます。

これから3日目の会議に入ります。

ただいまの出席議員数は全員の12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名、会議録署名議員は会議規則第126条の規定により7番、御手洗剛君、8番、三浦英治君を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（沖田 守君） 日程第2、一般質問。

昨日に引き続き、順次発言を許します。

発言順序6、11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） 皆様、おはようございます。

それでは一般質問を始めさせていただきます。

通告に従いまして、3点質問をさせていただきます。

まず、最初に町財政についてであります。合併特例の算定かえの交付税も、合併後10年を経過して段階的に削減され、最終的には10億円程度の削減となります。人口減少に伴う地方交付税の削減や税収の減少等を鑑みたとき、近い将来に町の基金も底をつき、財政が極めて逼迫することは確実であると思われまます。

財政的見地から、持続可能な適正標準財政規模は幾らか、適正職員数は何人か。また補助金や負担金等の見直しや民営化できるものは民営化して、町の財政支出軽減を図り、繰り上げ償還や基金積立を行い、町財政が破綻しないように厳しくても財政健全化対策を早目に講じていかなければならないと考えます。所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆さんおはようございます。一般質問2日目でございます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは11番、岡田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

町財政についてでございます。

平成29年度に見直しを行いました中期財政計画において、平成34年度普通交付税額は32億9,494万3,000円と推計しており、平成28年度普通交付税額と比較して4億1,377万9,000円の減額になると見込んでおります。

また、基金残高につきましては、財政調整基金が4億9,182万5,000円減の5億1,879万4,000円と推計しております。減災基金につきましても、1億4,933万4,000円減の5,802万2,000円と推計をしております。地方公共団体の一般財源の標準的の大きさを示す標準財政規模につきましては、平成34年度で43億4,156万4,000円と推計をしております。この標準財政規模につきましては、地方公共団体の一般財源の標準的の大きさを示すものであり、その数値は実質収支比率、実質交際費比率、連結実質赤字比率、将来負担比率、経常収支比率などの財政指標である財政健全化指標の分母となるものであります。

各年度間の予算の連続性・整合性を図り、将来を見通した行政運営を行うために計画された中期財政計画に計上されている標準財政規模が持続可能な適正標準財政規模であると考えております。

適正職員数につきましては、平成26年までの定員管理計画を平成19年1月に策定しており、平成26年の定員管理職員数は135名となっております。平成25年の豪雨災害の復旧等の対応のため、平成27年以降の定員管理計画については策定できていない状況にあります。

平成30年4月1日現在の職員数は138名となっております。今後は、平成28年3月に策定した第3次津和野町行財政改革大綱実施計画に基づいて、平成32年までに組織の統廃合も含めた定員管理計画の見直しを行う予定としております。

財政健全化対策としましては、平成28年3月に策定を行いました第3次津和野町行財政改革大綱実施計画に基づき、重点課題となっております8項目、具体的な取り組み項目をして設定のある42項目について取り組みを行います。

また、平成27年度から計画的に実施してまいりました公債費繰上償還につきましても、現行計画の見直しを行うとともに、今後、公共施設等の改修等に備えた基金の創設を考えております。

申しわけございません。訂正がございます。

最初のほうであります。平成18年度普通交付税と比較して、4億1,377万9,000円の減額となるというべきところを、「平成28年」と誤って申し上げております。正しくは、「平成18年」の普通交付税と比較しての減額ということでありますので、訂正させていただきます。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） この財政の質問であります。私が考えるのは、やはり今の保育園や小学校や中学生に通っている町内の子供たちが将来非常に津和野の財政が逼迫したとき、どうしてあのときに財政をもっと厳しくやっていかなかったのか、そういうようなことをやはり感じてつらい、悲しい思いをすることがないように、やはり非常に厳しくても、今から財政を考えていくべきだと思い、決して言うことは歓迎されることばかりではないかもしれませんが、やはり、私は財政を厳しく見るべきだと思いますし、それも議員の責務だと思っております。

その中で、一つずつ再質問をしていきたいと思いますが、まず、適正職員数について、平成26年の定員管理計画を135名が災害、豪雨災害の対応などで現在138名となっているということでもあります。

現在の財政状況から見たときに、適正人員は何人と考えるのかそれをお尋ねしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 行財政改革を担当しているつわの暮らし推進課のほうで、定員管理計画を所掌しておりますのでお答えをさせていただいたと思います。

この定員管理につきましては、全国と同規模の類似団体、ここと比較して数字が今のぐらいになっているかというところが、毎年調査がございます。人口が1万人以下で国勢調査の産業別の分類、これによって町村が分類されて、その標準の職員数が今これぐらいであるというところが出てはいるわけですが、現在のところ、16名超過をしているということでございまして、現状的には138人が今職員数でございますが、122人が適正規模と考えております。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 122人が適正ということであります。合併特例の算定外の交付税の削減や人口減による交付税の削減、そして税込減などを考えると私も122人という人数は理解することです。その122人していかなければならないと思いますが、どのように持っていこうとしているのか。当然、退職も出るわけでありまして、新規採用者を減らしていくという、そういう対策が求められるわけですが、122人という数字に今は138名、16名超過というその現状とこれからどのように考えているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） まだ町と方針として122人というふうに管理計画を定めているわけではございません。現場の実態も見ながら、やはり管理計画を進めなければならぬ。財政状況というのは、当然必要でありますけれども、現状今の138名でも相当な事務料がふえてきているという状況の中でありまして、これを122人にも目標を定めていくということは、状況では現実的ではないというふうに私は感じているというところであります。

先ほどは、国のある程度の試算ということですが、私も少し国に恨み口も申し上げたいのは、今は地方分権という名のもとに、国からいろんな事務が地方自治体におろされてくる。その一方で職員数はそういう試算がなされていくということでもあります。これは私だけの思いでありまして、県内の同じような首長さんたちも、実際、定員管理計画はあんまり気にせずに、やはり住民サービスをしっかりしていく上では、これはやはり人が一番大事であって、そのためには職員数というものは、やっぱりある程度、その自治体の中での実情に合わせた適正規模というものを考えていく必要があるということ、もう何人かの首長さんもおっしゃっておられます。

私も一緒であります。そうした中で今後、定員管理計画を本町がどういうふうに定めていくかというのは、最初のお答えでも申し上げたように、平成32年までの間において、財政的な当然議員御指摘のような、そういうこともしっかり加味した上で適正な規模というものを導き出していきたいというふうに思っております。

現行の職員数がこれで十分とは思っておりませんので、やはり削減の方向には代わりはないというふうには思っているところでございます。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） 当然、そういうお答えがあるということはわかっておりましたけれども、しかし、今からの財政状況、先ほど町長の答弁にもありました基金の残高、いろいろなことを考えてみるときに、やはり、適正人員というものを厳しく弾き出しながら、またそれに伴って、やはり事業も縮小していかなければならないのではないかと思います。

現在、津和野町が約今回の補正も入れて86億円の予算規模であります。隣町の吉賀町が64億円ぐらい、約22億円ぐらいの差がありまして、それは地域おこし協力隊員の方々の人件費とか、さまざまなものが入ってあるので一概に比較できるものではないと思いますが、先般、吉賀町のほうもその内情を非常に今、県下でも財政がいい状況の中で、どうしてそこまで行ったのかということを知っていると、やはり一つには補助金なども厳密に一つ一つ削っていった、これは本当に必要なのか、削ることはできないのか、補助金や助成金、そういうものも逐一、細かく削りながらこれはなくてもいいんじゃないか。

そして、その団体に対しても、今、そこまで補助をしなくてもやっていけるんじゃないか。そういうことも厳密に検討したというようなお話も聞いたことであります。そういう形でやっていかないと、やはり今までやってきたんだから、今からもそれを継続していくという形では少なくとも、10億円の合併特例の算定外の地方交付税のその減少、10億円というそれだけでも、非常に大きな金額であります。それを賄っていかなければならないということは、やはり決していい形、いい答えばかりにはなるとは限りませんが、やはり厳密にやっていかなければならないかと思っております。その点について御所見をお尋ねしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 吉賀町さんも非常に財政をよくされるために御努力をされて、その成果も出ているというところもありまして、私ども津和野町としても、これまで何もやってこなかったわけではございませんで、補助金につきましても、枠配分方式の中で各課がそれぞれの担当の事業に係る団体への補助金等も見直しをかけて、その該当の団体からはいろいろな御意見もいただいてまいりましたけれども、それでも補助金もカットも多くなってきたと、御理解をいただいてきたというような状況でございます。

町のほうも、10年前は実質公債比率がもう20%を超えとったわけでもございまして、そういうこの10年間の行財政改革の成果の一つとして、実質公債比率等も10.9%というところまで、財政的にはよくしてきたという状況でございます。

ただ、平成25年の豪雨災害の復旧事業でありますとか、また、ケーブルテレビのFTTH化というような予期せぬと言ったら語弊があるかもしれませんが、そういう財政的に、大きな負担を伴う事業が発生をしてしまったという状況の中で本町が今後どういうふうな財政をよくしていくかということで、さらにしていかなきゃならないというふうにも考えているところであります。

ただ、将来につけを残さないためにということは当然大事でありますけれども、今、あまりにも財政を切り詰めて、いわゆる人口減少対策等がおろそかになってしまうと、何もしない場合の三、四十年後の人口推移というのは、2060年で2,222人という大変厳しい数値が出ているわけでありますから、人口増とは行かないまでも、人口減を緩やかにしていく、そういう対策を今しておかないと、やはり仮に2,200人台の人口のときに、地方交付税はどれだけ下がるのかというような話も出てくるわけであります。ですから、そのとき、そのときの財政状況を見ながら、また将来のことも考えて、バランスのとれたそういう事業を展開をしていくということが大事であろうかというふうにも思っているところでございます。

あわせて、本町は他の市町村と比較して、やはり特殊なところは、これは財産と言っておるわけでありますが、やはり観光というものがあるということと。それから観光の資源になっている文化財を豊富に考えているということでございます。

やはり、そういう部分はほかの町と比べると、実際に事業費がやはりかさんでくる。そこがほかの市町村と比べると財政的に実質公債費比率でも常に高い状況にあるということは、これはもうやむを得ないことでもあろうかと思っております。そういう事情も抱えながらであります。要はバランスのとれた、そういう事業、財政とのバランスのとれた事業を展開をしていくということを中心にしていくということになるのかというふうにも思っております。

ただ、10億円というふうにおっしゃられますけれども、平成18年度の普通交付税と比較に対しての、この平成34年度の普通交付税が約4億1,377万9,000円の減額ということでもございますので、そういうこともしっかり考えながら、また今後の地方交付税の動きというものも、なかなかここは国の裁量によるところが大きいので予測が難しいところもありますが、そうしたこともしっかり考えながら、いろいろな事業を見直しをしたり、取り組んでまいりたいと思っております。

また、そのためにも、これも災害で一時的にストップをしておりました行政評価制度を早く正式に取り入れて、一つ一つの事業の点検というものをしていきたいというふうにも考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 町長のおっしゃられることは当然でありまして、私が考えるのは、やはり事業の集中と言いますか、あれもこれもと言うんではなくて、やはりこれに集中的にお金をつぎ込んでいくんだと。あとは少し我慢をしなければい

けないところもあり、やはり予算が大きいということは、当然、先ほど町長が言われましたように、観光や資源の文化財、それがあるということはそれは私もわかっております。ですので、単純な比較もできないと思っておりますし、それはそうであろうと思います。しかし、例えば、観光に関しても、よりこのことに集中にしてやるとか、あれもこれも先般の商工会や観光協会などの皆さん方からもお聞きしましたが、今まであれもこれもとやっておったことをより効果のあるものに集中してやっていきたいという、そういう話も観光協会の中からあったわけであります。

やはり事業の集中ということは大事でありますし、例えば子育てなら子育てというものに集中的にやっていくと、子育てと観光をメインにやっていくとか、一つの柱を立てながら、あとは申しわけないけれども、削減をしながらというそういうことを考えていくべきではないかと思うことでもあります。それで一昨年でしたか、直地と木部の保育園が民営化をされまして、今どちらも園児数が12名ぐらいおられたかと思っております。非常に、今、雰囲気もよく、そして保育園の雰囲気もいいし、今のところ職員でやめたいというような職員もいない。そして、経営的にも保育園の事業というものは黒字ということになっておるわけであります。

この直地、木部の保育園を民営化したということに関して、財政的負担が前も聞いたかと思えますけれども、実質的にどれぐらい削減になったと見込んでいるのか。そして、この民営化というものがどうだったのかということをお聞きしたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 済みません。詳しい資料を今手元に置いてないところではありますが、たしか以前もお話をさせてもらいましたが、各園で約2,000万円ぐらいは町の費用を持ち出しをすることがなくなったというふうに、今の段階でちょっと記憶しているところでもあります。民営化されたことによりまして、例えば地域の方々、もしくは保護者の方々からいろいろな御意見を聴取して回ったりもしたところなんです、これまでやってきた公立の保育園がよくないというわけではありませんが、民営化されたことによって、先生方もやはり変わられて、新たな気持ちでやっておられるところでもあります。そういう中で本当、保護者の方からはすごくいい保育園で子供が楽しんでいるというようなお話は何っているところでもあります。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 私も民営化した2つの保育園の保護者の方々からお話を聞くと、非常にいいということで民営化されなかった保育園が悪いというわけではありませんが、非常に自由度も上がったということで財政負担も軽減されたということで、こういうことも今後必ずするというのではなくても、検討はしていくべきだと思いますが、その点について検討しているのか。また、検討していこうとしているのか、その点についてお尋ねしたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 検討はしております。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 検討されているということですので、民営化しなかった地域のところからも一緒に民営化してほしいというような声も聞いたりします。それは、非常に自由度が高くなっているというようなこともあるのかと思っております。一概に民営化するのがいいとは申しませんが、やはり検討していくことは大事ではないかと思っております。財政については、厳しくなることは間違いないことですので、より一つ一つのものを厳密にしながら、人員に対しても、やはり多く人員が要するという事は、それだけの業務があるということであり、そういうことも集中しながら考えていくべきであると思っております。

それでは、1番目の質問を終わらせて、次の質問に移らせていただきたいと思います。

介護老人保健施設せせらぎ移転による諸課題についてであります。

介護老人保健施設せせらぎが津和野共存病院の3階に移転することに伴い、さまざまな課題が出てきていますが、次のことについてお尋ねします。

1点目、老健施設専用のせせらぎは、現在とてもいい雰囲気と職員の対応が好評であります。しかし、病院の3階に移転した後に、今のようないい雰囲気が保てるのか、町内各地から心配の声を聞きます。移転後の構想についてお尋ねします。

2点目ですが、発熱外来建物は診療所などに使えないのか、また前回の質問でもお尋ねしました東棟3階の活用についての進捗状況についてお尋ねします。

3点目ですが、せせらぎと日原診療所移転後の旧日原共存病院建物には、日原消防分遣所や日原駐在所が隣接し、日原地区の重要な場所にあり1階を役場庁舎とする方針が出されており、廃屋にしないことは重要であります。しかし、2階、3階はどのように活用して行こうとされているのか。また、山村開発センターが使えない日原地区民の教養・文化活用の位一部をそこでやることができるのか。民間活用ができるのか。また、3月に答申がありました特別委員長報告で特に委員長の思いがこもった町内産木材の活用は、林業関係者から非常に好評の声をいただいております。これらについて御所見をお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは介護老人保健施設せせらぎ移転による諸課題についてお答えをさせていただきます。

まず移転後の構想についてでございます。

せせらぎの雰囲気と職員対応について、お褒めの言葉をいただきありがとうございます。介護サービスは、人を介して提供されるサービスでありますから、そのための職員の教育も含め専門職としての看護師、介護福祉士等の確保は、医療法人橘井堂として移

転後も重視していくお考えであります。施設がどこに移転しても、利用者の皆様にとって居心地のよい環境を提供するのが使命であります。

また、現行のスタッフは、定年後の高齢者再雇用調整と職種転換等ありますが、原則可能な限り法人において勤務を継続してもらうよう協議しております。

これまでは入所者にスタッフが付き添い通院されるか、または医師が老健を訪問しておりますが、今後は同一建物ということで申し送り事項や医療、介護の連携もスムーズとなり、より一層の介護サービスの充実が期待されると考えております。

移転後においても、せせらぎのよい雰囲気を壊すことなく、医療と介護の同一建物で利用者の皆様に、よりよい療養と生活の場を提供できるよう職員一同引き続き努力していきたいと指定管理者である橘井堂から伺っております。

2つ目の御質問であります。津和野町発熱外来施設は、新型インフルエンザの発熱患者に対して迅速に医療を提供するための施設として、平成22年度に建設されたものであります。施設設置から現在まで新型インフルエンザの発生はなく、一度も利用されていない状況であります。これまでも、議会の一般質問において施設の活用状況に関する質問を受けてきたところではありますが、町としましては、新型インフルエンザの発生がないことは、歓迎すべきことであるものの、このまま利用することがない状況为避免するため、施設の有効活用について検討してきたところであります。

その結果、本町において診療科がない精神科を有する病院のサテライト的な診療所として活用できないかということで益田市内の病院と現在、協議を行っているところであります。

東棟3階の活用については、前回の質問にもありましたように、地域包括ケアシステムの構築に必須である住まいと住まい方、生活支援を踏まえて、さまざまな角度から検討してまいりました。

今回、在宅復帰支援を視野に入れて、しまね型医療提供体制構築事業（医療近接型滞在施設の整備）の補助金を活用して、有識者や介護経験者等からも意見を伺い、看取りも視野に入れた医療近接型滞在施設として、5月22日に開催された津和野地域医療協議会において、協議をしてまいりました。

なお、医療近接型滞在施設とは、医療サービスを受けるために滞在するための施設（介護保険が適用される場合を除く）であります。

結論としては、津和野町の医療、介護情勢と町民のニーズ等を兼ね合わせると、医療近接型滞在施設よりも、必要に応じて入居できるサ高住的な施設や看取りを視野に入れた一時滞在の医療近接型の住まいが求められているという御意見でありましたので、今後は老健施設の後利用にかかわらず、もう少し時間をかけて多方面の有識者との協議を重ねる必要があるという考えに至りました。このような経過から東棟3階の活用については、引き続き、多角的に検討・協議を実施していかねばならないと考えております。

三つ目の御質問にあります、現庁舎はいずれも旧耐震基準で建設されているため、耐震性も含めた防災上の問題があると同時に施設・設備の老朽化、バリアフリー、情報セキュリティ等に対する課題が多いため、これからも現状のまま庁舎を利用していくことが難しくなっております。

そのため、昨年度から、現庁舎等の現状と課題、庁舎のあり方に至る経緯、基本的な考え方や方向性について、内部検討講会議において、検討を行い、ことし3月に津和野町庁舎基本構想をまとめたところでございます。

構想の中で、本庁舎については、日原診療所の1階を改修し利用するとしていますが、2階以上については、積載荷重平方メートル当たり180キログラム以下の利用に限定されるとしています。

現在、上階の用途について具体的な用途を特定していませんが、管理上の課題はあるものの、積載荷重限度以下に抑えれば、規制の範囲内で多用途での利用は可能と考えているところでございます。

今後、上階の有効活用について、緊急時防災施設、各種避難所、会議室といった用途も考えられますが、さらに利用の可能性を模索し、町民の利便性・サービス向上が図られるような用途での活用ができるかどうか検討を進めていきたいと考えます。

また、町内産木材の活用についての所見であります、建物を改修して行くことになれば、内装等において、町内産木材も含めた地場素材を積極的に使用していきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） 最初の①のことではありますが、必ずしも懸念ばかりではない。一つには病院がそのところに併設されているということで、いざというときにすぐに診療を受けられるというそういうメリットもあるんですよというお話はしておりますし、それは心強いということもあります。

ただし、やはり病院というそういう雰囲気の中でやはり、今せせらぎが持つておるようなその在宅に帰っていくためのそういう雰囲気がどうしてもちょっと損なわれるんじゃないかという、そういう懸念の声が多々あるということでもあります。

建物的にもやはり専用的につくったものと、病棟としてつくったものは、やはり違いがあるわけではありますが、それはいろんな人的なその対応の中で考えていけるとは思っております。やっておることも、基本的には踏襲していくんでありましょうし、また、給食についても現在のせせらぎの給食がそのまま津和野の共存病院の1階のほうへ移ってつくるということでもありますので、ほとんど違いはないとは思っておりますが、特に内容もそのまま継続するとは思いますが、病院というその中の雰囲気ということに対しての不安であるということをおし上げておきたいと思うことでもあります。

どうもお聞きすると給食などもすぐに移転をして、また次の日から津和野共存病院の調理場で運営ということで、いろいろ大変なところもあるかと思いますが、橘井堂とし

て、ここら辺のことは重々に引き継ぎながらやっていくと思うわけでありますが、特に留意してあることがありましたら、お聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） まず、このたびの津和野共存病院のほうに移転ということでありまして、まずは利用者様家族におきまして、やはり圏域外のまず人が約3割おりますので、そこを居宅関連と打ち合わせをしまして、利用者にとっては不利益を講じないような対策をとっているところであります。

それと2階が一般病棟、地域包括ケア病床を含む49床と、約50床と、それと3階がこのたび老健になるということでありまして、当然、2階の部分においては、病院の制度の中で決まっている。3階はこのたび転換ということで、それに応じた老健の施設基準をしております。議員さん言われるように、医療と介護ということでそれぞれで利用者様が心配だということがありますが、これはいずれにしましても基準の中でちゃんとした人員配置をしてやっておりますので、どうかそのことは御安心をしていただきたいと思っております。

それと給食におきましては、老健側のほうは非常に直営で評判もいいということでありまして、今後は津和野共存病院と一緒に直営の形の中で9月、11月以降はそういう形をとっていきたいと思っておりますので、これまで同様にサービスは提供できると思っております。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 今、課長が申されたことによって、多分皆さん方も非常に安心をされるんじゃないかと思っております。特に老健の食事をつくっておられるのは、一つには生活の場の食の楽しみということもあって、それが非常に実現されていたということがあると思っております。

それをまた津和野共存病院のほうで継続してやっていかれるということで、非常にまたその雰囲気も保たれるのではないかと思っております。

2番目の質問で出しておりました発熱外来施設、それは前代の議員のお答えにもあったわけでありまして、精神科を有する病院のサテライト的な診療所として活用できないかということでありまして、町民の中からは、わざわざ、せせらぎの東棟の2階に上がらなくても、1階の発熱外来を使って診療所にして使ったらどうかというそういうことがお話が出ておるので、それは不可能なのか。もう一度お尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 今回の施設の集中と効率化ということで、現在の診療所を東棟の2階ということでありまして、これはやはり医療資源がどうしても今の発熱外来の施設を利用することにより、公の町道を挟んでおります。当然、デイサービスのほうがデイケアのほうを1階でやっておりますので、一種の常設ということがありまして、やはり、現在の状況におきましては、医師確保は非常に厳しい状況であり

まして、ここでまたもう1人、医師を確保ということは非常に町としても橘井堂の理事長も厳しいということでありました。

それと発熱外来の部分の施設の診療所を使うとなれば、この診療所は発熱外来の部分の施設で建てております。患者におきましては一方向でなっておりますので、そういうことを考えますと、当然常勤で医師、あるいは看護師等の休憩室、あるいは院長室、そして材料等の部屋も必要になりますので、このような増改築が必要ということで経費的にもそういうことを考えて現在の東棟2階がベストであると考えております。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） それと、しまね型医療提供体制構築事業の補助金を活用して、医療近接型滞在施設として活用も考えられるということですが、今後は老健施設の利用にかかわらず、もう少し時間をかけて多方面との有識者との協議を重ねる必要があるというそういう考えということですので、今すぐにですと、11月過ぎてすぐに活用というのは基本的には、やはり現時点では難しいというのが結論でしょうか。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 今、議員さんおっしゃいましたように11月からの移転でその次の4月までにこの3階の活用という部分は、現在のところ厳しい状況であります。先日の地域医療協議会でいろいろ伺ったことではあるんですけど、やはりこの事業を活用するとなれば、1所当たり約340万6,000円のベッド数ということでありまして、現在、3階においては、多床室で4人部屋が2つあるような状況であります。やはり、そこを住居型にすると、水道設備、あるいはキッチン、バス・トイレ等で多額の費用がかかりますので、東棟3階においては、財政状況厳しい状況でありますので、経費をかけないでどうにか利用ができないかということで検討してまいりましたが、住居としては、そういう形の中では非常に難しくなるということでもあります。

今後におきましては、東棟3階にこだわらず、やはり地域包括ケアを進めていく中で、今回の補助金の活用はいわゆる一時滞在という状況になっております。先ほど町長がお答えしたように、何らかの形で医療を受けなければならないということでありまして、例えば、先生のほうがこの患者さんにおいては、1週間程度点滴が必要ということであれば、そこで一時的に滞在ということでありまして、これまで出た夜が不安だからそういう宿泊ができるとかという部分の中の事業活用ではありませんので、その辺の部分も踏まえて現在のところ東棟3階においては、まだ結論が出ていないという状況であります。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） ということは、もし活用するとすれば、退院後もう家に帰ってくださいと言われるけれども、すぐに家に帰るには、例えば一人で不安だとか、もう少し点滴も必要だとか、そういう医療的行為が必要な方に限りということ

でありましょうから、なかなかそこが埋まるかどうかというのは、非常に厳しいところもありましょうので、今後、いろいろな形で検討されながら、3階のところも使えれば今まで前から申しておりましたように、年をとって、そして一人になって、子供さんのところに行って、そして話す相手もいなくて、そして認知症になるというような、そういうようなケースが見受けられる。それを何とか町にとどまっていたきたいという思い出申し上げたわけであります。

また、いろいろ検討されながら進めていっていただきたいと思うことであります。の中で先ほどお答えがありました、せせらぎ移転による日原診療所の建物の活用でありますけれども、基本的には耐震基準を満たしているということで、耐震補強などは必要ないということであると思いますが、その中で改装などをして、そして上層階を緊急時の防災施設、各種避難所、そういうものとともに、会議室でも使える、そういうような検討も進めていきたいということでありますが、この役場と民間とが入り混じったような形の役場庁舎というのは、それは可能なのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 建物自体につきましては、今、議員がおっしゃいましたように耐震基準を満たした施設であります。それと民間との活用が可能かということでありまして、いわゆる管理上の問題と言いますか、セキュリティとか、そういった部分が整理していければ一緒に使っていくことは可能であるというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） もともと、かなりの病床数を有していた病院でございますので、役場のみで使うには少し部屋なども、まだ活用できるところもあるかと思っておりますので、そこら辺がもし使えれば、今、山村開発センターが使えないことによって、会議室がないといういろんな会議をしたり、そして趣味や文化活動や、そういうことをする場所がないということで、周辺の公民館などを使って、そっちのほうが、また非常に集中しておるという状況もありますので、そういうことも考えながら進めて行っていただきたいと思うことであります。

町内産木材についても、先ほど申し上げましたように、特に特別委員長を努められました委員長の個人的な思いも多分に含まれまして、町内産木材の活用ということですが、農林課としては、この町内産木材の活用は、今、推奨しておられるのでしょうか。確認したいと思っております。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 町内産の木材、それから流域産の木材、県産木材等々につきましては、補助金を設けておまして、これ民間の方がそういうものを使う場合には、補助金の対象となるというような政策になっております。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） それでは3番目の質問に移りたいと思います。

町内宿泊者増加対策についてであります。

平成29年度は、シルクウェイにちはらの前の道路改良工事のために、シルクウェイにちはらの入込客数の減が響き、全体での入込客数は減少したが、津和野地区などは増加している。しかし、ペンション北斗星の管理人の退去や、受け入れ体制が伴わなくなったことによる旅館の閉館等が響き、宿泊客数は減少しております。ペンション北斗星の現況と今後についてお尋ねします。

また、最近では目立って外国人宿泊者が増加しているように感じます。町内の商工業後継者にもヨーロッパの方が就業され、外国の方々にもPRや動画配信、メディアやパンフレットも活用して、外国人観光客をふやしていけるのではないかと考えております。町内無料Wi-Fiの整備や言語対応、魅力的な旬の食材の提供などを行っていけば、まだまだ宿泊者数もふえるのではないかと考えております。町内の宿泊のキャパシティをふやすことも必要と考えます。

また、徳佐りんご組合など等の一層の連携で、滞在時間を伸ばし、宿泊者をふやすことも考えられると思いますが、所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、町内宿泊者増加対策についてお答えをさせていただきます。

ペンション北斗星については、長期間にわたって営業しておられたテナント事業者が平成29年9月末に撤退されました。撤退の理由といたしましては、宿泊業は体力的にも負担が大きく、将来を見据えたときに体力等の不安があり、場所を変えて料理店を開設するためというものでした。

町としましては、公の施設の指定管理者である株式会社津和野開発と運営方針や応募方法等を協議し、プロポーザル方式によるテナントの公募を平成29年12月からホームページで行いました。その後、ペンション北斗星の運営に関する問い合わせが複数件あり、現地説明、運営方法の協議等も具体的に行いましたが、決定には至っておりません。

その上で、教育委員会が所管する天文台とペンション北斗星とあわせて運営する形態も選択肢して、教育委員会、株式会社津和野開発と協議をし、当面はペンション北斗星のテナント事業者の募集を継続すること、天文台の運営についても、場合によっては委託することで検討しているところでございます。

募集方法につきましては、町とシルクウェイにちはらのホームページによる随時募集を継続し、さらに求人サイトへの掲載や広島市内の路線バスの社内広告等を検討しております。町といたしましては、津和野町の山や川等の自然を堪能できる代表的な施設であるペンション北斗星の運営を早期に再開したいと考えているところでございます。

外国人宿泊者については、平成28年は1,080人と近年増加を続けておりましたが、平成29年になると一転、849人に減少いたしました。国全体のインバウンド観光客を増加をしているものの、本町においては旅館等の廃業、休業、また人手不足のため、宿泊受け入れを自己制限されたケースもあり、町全体の宿泊のキャパシティが下がったことが減少の原因と思われます。

一方で津和野旅館組合に加入されていないため。集計対象にならない町内施設について、外国人宿泊者数が伸びているとい情報もあり、今後集計方法の検討も行いたいと思います。

また個別の旅館においては、外国人宿泊者が増加している例もあり、平成30年1月から3月の同宿泊者数は増加しているなど、復調の兆しも見ている状況です。

6月13日付の新聞報道によりますと、旅行口コミサイト「トリップアドバイザー」の訪日客に人気の観光地トップ30が発表され、2位に広島平和記念資料館、3位に宮島がランクインし、西日本勢がトップ10のうち、8カ所を占めております。さらに同社広報担当者は今後は足を延ばして、地方の観光地に向かう人がふえるであろうとの予想もしております。

現在、本町では津和野地区のWi-Fi環境工事も進んでおり、インバウンド観光客を中心に利便性は向上します。今後津和野町観光戦略会議の中にインバウンド対策会議を設け、関係機関が役割を整理しながら連携することで、効果的なインバウンド対策を進めていく考えです。その上で高津川流域通訳案内士、また日本遺産センターの外国語スタッフ、さらには商工観光課に4月より配属された国際交流員などさまざまなチャンネルを通じてインバウンド向けの情報発信を加速してまいりたいと思います。

徳佐りんご組合については、町観光協会、旅館組合とともに町商工観光課も会合に参加し良好な連携関係が維持されております。今後とも九州エリアを中心にしたりんご狩りを組み込んだ津和野旅行ツアーのPRなど継続をしてまいります。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） ペンション北斗星については、長らく管理をされておられました方がいろいろ仕入れとか、いろいろなことで宿泊の準備もあるし、だんだん年をとってきて、やっぱりそれが担い続けるのが難しくなってきたということは御本人からも聞いておったことであります。

今、開業されまして、そちらのほうも大変流行っておりますので、今までもその評判のよさで今までペンション北斗星は高い評価を得ておったことであります。ただ、これからその後継を探していくということの中で、例えば2月の雪、ことしなどの大雪のシーズンなどはほとんど一月間、収入がないということも見込まれ、そこら辺が厳しい一つではあると思いますし、また、現在、あのような形になると、やはり部屋の中にトイレやバスなども備えたものがどうしても主流になっていく、そういうこともあるのかなと思いますが、少しそこら辺の天文台との一括の管理ということも考えているという

ことではありますが、今後、そこら辺で要望があれば対応していこうとしておられるのか、その点について尋ねたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今、公募をかけていろいろ課題がありながら、なかなか見つからないという状況というのがございます。先般、教育委員会とも協議をさせていただいて、ペンション北斗星の経営と、それから先ほど議員が御指摘になった閑散期の所得の出どころというのを確保するという意味でも、天文台等の管理を今教育委員会のほうで行っておられるところを、一緒にあわせてやったらどうかということで、協議も行っていったという経過があります。

ただ、今までそういったことで公募をかけようというところで言いますと、津和野開発のほうの協議の中では、このペンション運営自体が簡単なものではないということで、応募者がなかなか容易に見つからないということで、業種が異なる天文台の運営とペンションの運営の双方を一体的に受け合う、そういった条件で公募するのが本当に妥当なのかというところを今お話をさせていただいておるところでございまして、なかなかこの運営と経営というところのマッチングというのが、さらに公募のところでは条件のレベルを上げてしまって、なかなかまた公募が少なくなっていくのではないかというようなお話もさせていただいているところでございます。

従いまして、今現在のところペンション北斗星の運営に業務を絞って今回は公募をかけさせていただきたいということで、この公募をかけて応募された方と天文台の運営があわせてできますかというようなところは、応募があった際にそういったお話をさせていただきながら進めていきたいという。そういったことで考えております。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 特にペンション北斗星も今、管理人がいなくなって閉鎖され、そして、町内の旅館も受け入れ体制ができなくなったということで、そのこともあわせて町内宿泊者が少なくなっておるわけで、減少したわけではありますが、各旅館に関しては、非常に評判もよく頑張っておられ、外国人観光客もたくさん見ることあります。

その中に、やっぱり津和野町に泊まれるキャパが減少しているということについて、旅館業を営んでおられる方々からも、やはりもう少し全体のキャパがないと団体の何か催しなどをしたときに、受け入れがなかなか難しい現状があるということでもあります。

そういうことに関して、キャパシティの拡大ということについて、多分、お話もあっておるかと思いますが、現況をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 大変キャパシティの問題につきましては、こちらも苦慮をしておるところでございまして、まず基本的に自己制限で宿泊を抑えておられる旅館については、要はやっぱり一番マネージャー的に管理される従業員さんがいら

っしやらないというところが大きな問題になっております。そのあたりを金融機関とも連携しながら、どなたがいい方がいないかというところも、いろいろ幅を広げてあたっておるといようなこともしております。

それとこれもなかなか功罪両方ある可能性はあるんですが、このたび民泊法、いわゆる民泊の緩和条例が県も制定をされまして、津和野町からも旅館組合を含めていろいろな御意見等も出させていただいておりますが、これあたりも活用の仕方においては、津和野地区の中で場所の制限や機関の制限等も出てはまいります、一つ新たな宿泊の層を掘り起こすというところでは、一つの対応できるのかということもあるのかなと思っております。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 個人的に去年、りんご狩りに集落で行ったわけですが、かなりの方々がりんご狩りに来ておられました。いつもりんご組合の組合長さんが観光協会などの総会にも出られまして、非常に今、連携をしていくということは、津和野の観光にもかなり好影響を与えるだろうと思っておりますし、また、いろんなもう少し商品でも連携ができればとも思っております。りんご組合のほうとは、商工観光課のほうは逆に出向いてどうこうしているというようなこともあろうか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 直接出向いて商談を何かを企画をといるところはないんですけど、ただ、観光協会と町長から申し上げましたように、三者いろいろ連携して、また旅館組合さんも一緒ですが、りんご組合さんの総会をやる際に旅館組合と私どもも一緒に出させていただいて、あちらの組合員さんも多数いらっしゃる中でいろいろな意見交換をして、そういう中で具体的に九州方面を中心にりんご狩りを組み込んだツアーのPR等も観光協会さんも積極的に出おられます。こういったところをさらにいろんなツールを使って情報発信をしていきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 宿泊者がふえるということは、当然、津和野町にも落ちていくお金がふえるということであり、それはいろいろな多角的な魅力をふやしていくということが大事だと思っております。

観光協会長、旅館組合長が就任されたときに、津和野町の宿泊者を倍にしたいというそういうことをお聞きして、非常に感銘したことを今でも鮮明に覚えておるわけであります。

やはり、津和野に泊まって、津和野のすばらしい食材を味わって、泊まってよかったなど、そういうことになるように、また尽力していただけたらと思うことであります。

これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

.....
○議長（沖田 守君） 以上で、11番、岡田克也君の質問を終わり、10時10分まで休憩いたします。

午前9時59分休憩

.....
午前10時10分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序7、2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 議席番号2番、米澤宥文でございます。

通告に従い、質問をいたします。

まず最初に、町道森野坂線の新橋森三差路間1キロメートルの県道昇格の進捗状況を質問します。

県道昇格の要件として、平成26年、27年、森野坂地区（森村、町田、中座の一部）の地籍調査事業における一筆調査が始まり、28年度で成果がまとまっております。

これに伴い、津和野町は島根県に県道昇格の要望書を提出されていると思いますが、昇格の見込みはいかがでしょうか。

県道昇格後の対策として、一つ目に、側溝を整備し、歩道の確保計画はありますか。津和野警察署前から郷土館まで、道路両側に幅1.2メートルから1.3メートルの側溝があります。この間の側溝未整備箇所を整備することで、安全な歩道となります。

特に、津和野警察署から津和野小学校までは未整備であり、小学生、中学生、高校生の通学路、また、町民、観光客など、多くの方が歩道のない道路を通行されております。

国道9号線となごみの里を結ぶ中座バイパスは、8月4日に開通すると聞いております。大型観光バスや大型トラック、また乗用車などの通行が激増すると、十分予測されます。側溝整備は、交通安全の面から重要と思いますが、いかがでしょうか。

また、新橋から森方面に100メートルの間は道幅が狭く、大型自動車同士が離合できない箇所があります。非常に危険な通学路、また通路であります。早期の道路改良が必要と思いますが、いかがでしょうか。

2点目に、無電柱化計画の申請をするべきではないでしょうか。

観光津和野の南の玄関、道の駅なごみの里から、町中心部への進入路となります新橋、郷土館前まで1.5キロメートルの要望書を島根県に提出し、観光地にふさわしい広い空と電柱撤去で、歩行者に優しい歩道環境を整えることが必要ではないでしょうか。

以上2点、質問いたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、2番、米澤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

町道森野坂線の新橋から森三差路までの県道昇格の進捗状況についてでございます。

議員御質問の町道森野坂線の県道編入の進捗状況であります。編入要件にされておりますこととして、1点目に、町としての道路網整備のビジョン、2点目に、津和野警察側の遺構（水路）の整理、3点目に、歩道が両側に必要かどうか、4点目に、用地境界の明確化、5点目に、両路肩部にある電柱の移転が可能かどうか、6点目に、道路の両側にある水路を歩道に取り込んだ場合、車の駐車ができなくなることによる駐車場確保を含めた対応が可能かなどの整理や、住民合意形成が求められているところでございます。

幾つかの要件の中で、現在クリアできているものとしては、遺構（水路）の整理と地籍調査事業による用地境界の明確化であります。こうした中ではあります。これまで森野坂線県道編入、改良整備についての要望を吉賀町と本町で構成する鹿足土木協会として、県要望をしまいできております。

具体的な御質問の一つ目でありまして、議員御指摘の側溝を整備し、歩道の確保について、当該路線が通学路であり、また大型車両のすれ違い時には、歩行者が安全に退避するところがない状況も十分理解しているところでございますので、交通安全の面から歩道の確保に努めていきたいと考えているところであります。

また、県道萩津和野線と町道森野坂線の接続部の新橋から森方面への100メートル区間についてであります。平成24年に道路改良に関する要望をいただいております。このことにつきまして、県道編入に合わせて、改良整備を図りたいとの考えで、今日まで県要望をしまいでまいりました。

先ほど申し上げましたように、引き続き、県道編入、改良整備推進を図ってまいります。

二つ目の無電柱化計画の申請をするべきとの御質問であります。本町では、共同電線溝電線類の地中化が、津和野地区の橋北になります。県道萩津和野線の殿町通りから、本町、祇園丁、津和野駅前の通りまでの区間が整備されております。これにより、町並み保存や景観に配慮されるとともに、通りでは、歩行者と車との共有空間が創出されております。

一方、国土交通省は無電柱化について、景観・観光、安全・快適、防災の観点から推進をしているところであります。これは、景観の阻害要因となる電柱・電線をなくし、良好な景観を形成すること、無電柱化により、歩道の有効幅員を広げることで、通行区間の安全性・快適性を確保すること、大規模災害、地震、竜巻、台風などが起きた際に、電柱等が倒壊することによる道路の寸断を防止することなどを目的として、推進するものであります。

この無電柱化には、電線共同溝によるものと裏配線によるものなど、手法があると言われております。町としては、議員御指摘の区間についても、主要な幹線道路として位置づけられ、さらに、観光地にふさわしい通りとして、景観対策や防災面の観点からも無電柱化を推進していく必要があると思っております。しかしながら、無電柱化を推進

していくためには、道路管理者や電力・通信事業者、地元住民の御理解や御協力が必要であり、国や県など、関係する機関との調整も必要となりますので、時間がかかるものと思っております。

いずれにしましても、解決をしなければならない課題もありますので、関係住民の方々の御理解と御協力をいただきながら、あわせて島根県当局や津和野土木事業所と連携をして、要望実現に向け、努力をしてみたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） ただいま答弁をいただきましたことにつきまして、全部で7点、ちょっと解釈しがたいところがありますので、再質問いたします。

1点ずつ、質問をいたします。

まず1点目、町の道路整備網のビジョン、つまり、未来像がないとは信じられません。旧日原町は昭和29年、青原村と合併しています。旧津和野町は木部、畑迫、小川村と昭和30年に合併しております。現在の津和野町は、旧津和野町、旧日原町と平成17年に合併し、12年、これらを合わせて、2回の合併を合わせると、約64年になります。この間、町の道路整備網のビジョンがなかったこととなります。町の道路整備網のビジョンとは、どのようなものでしょうか。質問いたします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 議員御指摘の道路整備網のビジョンでございますが、これは、今、県道編入をしようとしております町道森野坂線の、これは、いずれ編入されれば、県道萩津和野線ということになりますが、要するに、県道編入しようとするに当たって、町の、その路線のみならず、町内全体の、県道も町道もございしますが、それを含めた、町はこういうふうには道路網を整備していくんだという、その中の、今、県道編入の路線、そのところを示してほしいということです。

でありますので、今、その、ビジョンがないということではございませんが、そのあたりを整理をして、作文といいますか、文言にしておこなきゃいけないということで、今、言われているところでございます。

また、津和野田万川線が接続をしていますが、これも県の御努力によりまして、現在改良整備が進められているところであります。そうしたものももろもろ含めまして、これからまだ、鹿足土木協会でも要望しています、笹山側の柿木津和野停車場線、国道を挟んで笹山側方面ですが、そのあたりも含めて、広い範囲で津和野町の道路網整備はこうするんだと、その中で、今度、県道編入しようとする、萩津和野線道路網整備が必要なんだと、そういう訴えをするようなビジョンを示してほしいということをおっしゃっておりますので、その整備には若干時間かかると思いますが、整備をしていきたいということでもあります。

○議長（沖田 守君） 2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 時間がかかるということですが、どれぐらいの、もうかなり前から取り組んでおられるとは思いますが、やはり県道昇格の条件としてのビジョンであれば、もう早速といいますか、早急に仕上げるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 議員御指摘のとおりで、早急に進めてまいりたいと思います。

○議長（沖田 守君） 2番、米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 2点目の、警察側の遺構の水路、これは整備済みとあります。しかし、反対側の、図書館側のこの調査は行わないのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 警察側のほうの水路、溝ですが、これについては遺構ということで、昨年の段階で特に、道路側に石垣が積んでございますが、それが重要なものになりますが、そこを触れるか触れないかというところで、教育委員会等とも話をして、一応、気持ちとしましては残したい部分もありますが、この道路改良、整備促進をしていくために、もう仕方がないというような判断をいただいているところで

す。その反対側になりますが、これについては、文化財にかかわるところはございません。したがって、触っても構わないということになります。

○議長（沖田 守君） 2番、米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 3点目の、歩道が両側に必要であるかということが書かれてありますが、私は必要であると思っております。片方だけの側溝整備であると、必ずどこかを渡って歩道に行かなければなりません。4月25日に観光客の男性の方が、森村の側溝に転落し、亡くなられているのを発見されております。

また、小学校児童の保護者の方も、子供が側溝に落ちたと言われております。まだまだたくさんの方が、たくさんではないが、何人かの方が落ちておられると思われ

ます。そして、側溝は、増水時には、もう落ちたら助けることができません。新聞にもいろいろ載っておると思います。1回はまり込むと、もう上がることはできません。かなりの、増水時ですよ。したがって、私は、両方必要と思います。これは、後で言いますが、青道、青線とも言われ、今から10年ぐらい前ですかね。県から町に移管されていると思います。したがって、これは町の、今、管理物件であると思いますが、その点、落ちられる人、そして資料にも入れておりますが、県のほうの、2番目の右側の下です。右側です。県道であれば、全部、森村に向かっては、舗装整備がされております。左側につきましては、島根県土木事業所が転落防止柵をつくっておられます。したがって、私は必要と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 両側に歩道が必要かどうかということですが、これは、議員さんのほうからお話もございましたが、通学路であったりもします。この路線につきましては、以前も通学路点検、現在も通学路点検をしているところです。

今、御紹介のありました、県道側のほうにつきましては、その通学路点検によりまして、歩行者が溝に落ちてはいけないということで、転落防止柵を設置をしております。これは、島根県さんのほうがやられたことですが、津和野町のほうも、森三差路から警察方面の両側につきまして、溝があいているところがございます。そこについては、町の財政状況もありますが、茶色いコーンを立てて、危険を察知するような、防止するようコーンを立てております。町と県との違いはございますが、そういった、今のところの対策は講じているところです。

今現在、溝にはコンクリートのふたがかけてありまして、その上に車が駐車されています。御承知かもしれませんが、側溝の、特に警察側では、水路の半分は民地になっています。ですので、車をとめている方は、自分の土地の中に車をとめられているという状況があります。

今度、県道が編入されたときには、その水路全体、両側ですが、全部取り込んだ形での道路改良を考えるようになってお思います。そうしますと、車はどこへとめるのかという話もあります。両側、歩道つけるということでいきますと、そうした駐車場問題が出てきます。このことにつきましては、まだ、住民の皆様方としっかりと話し合いができておりませんので、今のところわかりませんが、議員がおっしゃいます、両側に歩道が必要ではということは、私としても、そういうふうにお思っているところでもあります。

○議長（沖田 守君） 2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 今、駐車場の答弁がありました。駐車場につきましては、また6点目で、ちょっと聞きたいと思っております。

4点目に、用地境界の明確化、これは国土ミニ調査、つまり地籍調査事業における一筆調査のことであると思えます。これにつきましては、説明会に、私、2回参加しております。この説明会の資料では、資料といいますか、説明では、この地籍調査が終われば、すぐにでも県道昇格の申請をして、早目にできるような説明であったと思えますが、ちょっとこれだけの条件がいろいろ入りますと、そのときの説明とちょっと違うなという感じがします。これは、答弁は要りません。ちょっとおかしいなと思っております。

5点目、道路両肩の電柱の移転が可能かについては、次の2番目の質問の無電柱化計画の再質問で述べさせていただきます。

6点目、水路上の車の駐車ができなくなることにつきましては、側溝は青線であると思っております。これも、先ほども言いましたように、県から町への移管が済んでおります。

個人のもの等、ところどころあるというのも聞いております。水路が自分の個人の土地であるというのも聞いております。そして、個人のものでないものにつきましては、駐車することに町への届け出制といたしますか、そのようなものがあるのでしょうか。

確かに、両側に9台から10台の駐車が、水路上のコンクリート舗装の上にあります。8月に中座バイパス開通で、乗用車はもちろん、大型バス、大型トラックやダンプカー、これらの通行が激増し、交通危険度は倍増することがもう十分予測をされます。もしも両側溝の歩道設置が実現のときは、ぜひ、駐車されている方の御理解をいただきたいと思えます。

駐車場対策につきましては、津和野消防分遣所の裏に商工観光課の管理する駐車場があります。これ、まだまだかなりあいているスペースがあると聞いております。したがって、この駐車場につきましては、御理解をいただければ、商工観光課管理の駐車場に駐車することも可能である。ただし、これは月に3,000円かかるそうではありますが、これは、交通安全上の問題を御理解いただいて、ぜひとも説得していただきたいと思っております。説得につきましては、難しいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 駐車場の確保についてであります。まだ地元の皆さん方とちょっと話し合いを持っておりませんので様子がまだわかりませんが、ただ、本当に県道に取り込んで、県に事業を展開していただくという場合に、必ずその駐車場問題は解決しなければならないということになります。

米澤議員さんのほうがおっしゃいました、分遣所裏のところ、あるいは今、若干その近辺で空き地がちょっと出ております。そうしたところが近くに駐車場として求められるかなというふうには思っておりますが、そうしたことも頭に置きながら、地元の関係の方々と話をしてまいりたいと思っております。これは努力するしかございませんけれども。

○議長（沖田 守君） 米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） もちろん、このことにつきましては、県道昇格が決まり、いろんな計画がなされたときで、かなり先になるとは思いますが、こういうことも考えに入れておいていただきたいと思えます。

もう一点は、森野坂線県道編入、改良整備についての要望を、鹿足土木協会がしているとありますが、ちょっとこれはおかしいような気がします。県への要望は要請であります。津和野町がするべきではないでしょうか。

もう一点、この進捗状況の説明では、県道編入時期はいつかわからないと解釈してよろしいのでしょうか。

この2点、お願いいたします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） この県道編入のことにつきまして、要望は、以前から鹿足土木協会として要望し続けています。これは、吉賀町さんにおかれましても、当町におきましても、いろいろ県道改良等々、要望事項はたくさんございます。その中で、この県道編入については、特に、知事要望ということで、要望させていただいております。でありますので、町独自でという要望はしておりません。これからも、鹿足土木協会、この鹿足郡というくくりの中で、それぞれが、吉賀町、津和野町がもうちょっと要望をまとめて一緒に要望していくという、このスタイルに変わりはないと思っております。

編入の、要するに、時期でございますが、先ほど、町長が最初、答弁させていただきましたが、要件がございます。今、駐車場の問題も、これもきちっとクリアしなければ、要望の俎上に上がらない、上げられないというような状況もありますので、そうしたところが、今、ちょっとおくられているところありますが、そういったところをクリアしなければ、編入にはなかなかならないということでございます。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 鹿足土木協会について、もう少し補足をさせていただこうと思うんですが、この鹿足土木協会というのは、吉賀町さんと津和野町で、私、町長、それから吉賀町の町長さん、それから津和野の町議会議長さん、それから吉賀町議会の議長さんと、そして建設サイドの事務局等で、これで構成しているものでございまして、1年任期だったか、2年任期だったか、ちょっと忘れましたが、会長も交代交代でやっているということでございます。

その中で、年に1回、この鹿足土木協会として、私初め、吉賀町長さん、今のメンバーが全員で県のほうに出向きまして、そして、県の土木部、部長初め、関係者にさまざま郡内の要望をさせていただくと、これはもう道路改良から河川改修、それから治山・砂防対策と、さまざまに具体的な箇所を挙げて、整備の要望をさせていただくということでもありまして、その中に、この県道森野坂線も入れて、要望させていただいていると。

そのうち、特に県知事にも直接要望させていただきます。これは、先ほど申し上げた、全てを要望するわけにはいきませんので、特に重点項目として、一つか二つを吉賀町と津和野町が出し合って、重点要望をさせていただくと、その重点要望の中に、この森野坂線のこの昇格ということを入れて、特に、重点的にお願いをしてきていると、そういうような状況でもございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 鹿足土木協会の構成がわかりました。吉賀町、津和野町の主張も残しておられるということで、納得をいたします。

高齢者の事故が、テレビや新聞で報道されています。これは、皆さんもよく御存じと思います。また、若い人でもブレーキとアクセルの踏み間違えで、集団登校の児童をはねる事故が多数発生しております。

中座バイパスの開通も8月です。県道編入を急いでいただき、悲惨な交通事故抑制のためにも、ぜひ、歩道の設置が実現するよう期待をいたします。

2番目の無電柱化計画の申請をするべきということで、一つ目に、松江県道整備事務所、都市整備課では、松江市の電線地中化は、松江市内の県道3,000キロメートルのうち、市街地の主要路線90キロメートルが実施済みで、最近では、大手前道路約1キロメートルが完成しております。3,000キロメートルのうち90キロといたしますと、たかが3%ですが、町なかの主なところは90キロですとかなり進んでおります。そして、国土交通省の通達といたしますか、文書では、電線共同溝の、共同溝ですね、費用負担ということで、道路の掘削、管路の購入、管路の設置、道路の埋戻し、道路の舗装を道路管理者が行います。これは県のことです。したがって、先ほども言いましたように、県道昇格が問われると思います。

そして、電力・通信事業者はケーブルを購入し、道路管理者が設置した管路に通すとともに、地上機器等を購入し、設置します。最後に、電力・通信業者が電柱・電線を撤去いたします。ということで、したがって、町負担は一切発生いたしません。ただし、県に電線地中化の申請が必要となり、順番待ちとなると聞いております。したがって、何度も言うようですが、県道昇格、これを急いでしていただき、そして、この無電柱化計画の申請もされるべきではないでしょうか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 無電柱化についてでございますが、今度、県道編入、それから道路整備にあわせて、この無電柱化をということでございますが、今、現存しています電柱は、道路の両側のほうに建っております。これを地中化をするかどうかということ、それから地中化以外の方策もありまして、裏配線という方法もあります。

この地中化がかなわないときには、裏配線ということになります。裏配線というのは、今、道路側に建っている電柱を住宅側のほうに少し追い込んで、そこに、要するに、家引きじゃございませんが、後ろに後退させるというような考えのものでございます。

これも、島根県さんのほうへ、これを編入された後は、事業者はもちろん島根県さんになりますので、島根県さんのほうにもこのことについて、今、話はしているところですが、無電柱化の中で地中化をするのか、それか裏配線するのかと、具体的な話は今しておりません。今から、もうちょっとその話に、協議はしてまいりたいと思います。

観光地でもありますし、そうしたことで景観も配慮するということで、無電柱化の必要性は感じているところであります。

○議長（沖田 守君） 2番、米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 以上、質問いたしましたように、できるだけ早い時期の県道編入は望まれると思います。望んでおります。

今後、津和野田万川線が、鷲原の流鏝馬橋から高田、喜時雨を通過して、喜時雨から山入へトンネルを抜く計画が今進んで、測量もされております。

今、木部までの道路、ほぼ2車線が完成しております。これは、恐らく、ちょっと先になりますが、山陰道との連結をにらんでのことだと思います。山陰道との連結が可能になれば、さらに交通事情が激しくなると思いますので、ぜひとも、重ねて県道申請を早く実現するようよろしく願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 米澤君、最後の質問はとりやめ。

○議員（2番 米澤 宥文君） ごめんなさい。まことに申しわけない。

2点目に、J R津和野駅舎待合室に津和野観光宣伝用テレビの設置で、観光客のさらなる誘致を図るべきではないでしょうか。

津和野駅前開発で、駅舎の改築時期はいつごろを見込んでおられますか。S L津和野駅発15時45分、改札15時25分、25分から30分前から、多くの乗客が駅に集まり、何もすることなく改札を待っております。この待ち時間を利用して、津和野の年間行事の稲成神社初詣、稚児行列、花まつりですね、鷲原八幡宮流鏝馬神事、乙女峠祭り、部栄の蛸、弥栄神社輪くぐり、弥栄神社鷲舞神事、灯籠流し、日本三大芋煮、そして3地区あります奴行列などの行事、また、津和野城、あと、旧堀氏邸などの名所旧跡、そして高津川の鮎、ワサビ、うずめ飯などを放映し、観光客の誘致や山口線の利用促進を図ってはいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、J R津和野駅舎待合室に、津和野観光宣伝用テレビの設置について、お答えをさせていただきます。

津和野観光宣伝用テレビの設置につきましては、津和野駅舎改修の際、全体レイアウトの中で、より効果的な位置に新設すべく検討しております。プロジェクター等、宣伝用画面新設後は、列車の待ち時間等を中心に、四季折々の自然の映像等を放映し、観光客の皆様に、津和野の情報をより周知いただくように活用していく予定です。

なお、本年7月1日にスタートし、9月末まで実施される大型観光企画「山陰デステイネーションキャンペーン」では、米子駅、松江駅及び津和野駅において、スタートイベントを開催することとなりました。

当日は、石見部の市町が津和野町に集結をし、町内において、石見神楽公演、石見の特産品を販売する野外マルシェ、キャンペーン体験メニューのお試し体験など、企画されております。ついては、この企画の中で、キャンペーン事業費も活用させていただき、宣伝用プロジェクターの設置ができないか検討いたしました。しかし、J R所有の駅舎に、他が管理利用する広告宣伝機器を設置することは、占有に関する他の事例との関係もあり、J R側の判断が難しいため、時間的な問題も考慮し、断念をいたしました。

J R側からも、駅舎改修事業の過程で、本町が駅舎を取得した後、機器を設置することが望ましい旨、お話を伺っているところでございます。駅舎整備事業につきましては、平成32年度末までに完成するよう進めてまいります。

○議長（沖田 守君） 2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） S Lやまぐち号、乗客満員で450人、乗車率は93%～94%であると聞いております。この6～7%の乗車されていないのは、S Lは故障時、ディーゼル牽引でするときにキャンセルが多く発生すると聞いております。S Lだけでなく、特急でもかなり待合室で待っておられます。そして、普通列車の待ち時間の有効活用を視野に入れていただき、今の御答弁で観光宣伝用のテレビの設置の予定があるということで、この質問は終わります。

以上です。

○議長（沖田 守君） 以上で、2番、米澤宥文君の質問が終わり、ここで、11時まで休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前11時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続いて一般質問を続けます。

発言順序8、10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） おはようございます。

通告をしておりますので、逐次発言をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目であります。

柿木津和野停車場線についてお尋ねをいたします。

この道路は、8月5日の開通の予定のようではありますが、津和野町の南の玄関口、なごみの里に待望の柿木津和野停車場線の道路が開通の運びとなったわけでありまして、大変長い日数がかかったわけでありまして、豪雨災害や豪雪、こういったものにいろいろ阻まれておりまして、待望の開通になったわけでありまして、津和野町の商工観光の発展のためにも、大いに期待される道路であります。

そして、観光客のためにも、なごみの空間地帯に津和野町全体が一目でわかるような地図式案内板の設置はできないか。下の玄関口、津和野駅舎には、町全体がわかるような地図式の看板が設置されておるわけでありまして、なごみの看板も一工夫されまして、例えば、津和野のシンボルである大鳥居というふうな外枠をつくって、中に看板を地図式で描くとか。また、外側をお城の城壁の形をした看板にして、中に地図式の看板を描くとか、そういったようなことができないか。

今、森の三差路のところに案内板が設置されてありますが、これは文字で書いてある看板でございます。どここの何がどこにあるというのを矢印で下でぱっと見ればわか

るような看板でございますが、なごみの里にも今回設置されました看板は、やはり同じような大きい文字式の看板になっておるわけでありましたが、案内板の文字型では店舗の場所が全くわかりません。そういったものを踏まえて、まだまだ開通するまでには時間があるんですが、もっと英知を結集されて、集客に対する看板設置の工夫はできないものか。

今、なごみの里につくってあります看板は、本当に大きなものがつけてありますが、あれでは全く町内の商店の何がわかりません。ただ、文字が書いてこっちが何だかんだいって書いてありますが、大きいそれなりには書いてありますが、地図式にして書いてあると、どこへ何があるというふうに判断ができるんですが、そのような看板設置が今回できないか、お尋ねをいたします。

2番目でありまして、柿木停車場線について、今回、鷲原になごみの里へ大きな柿木停車場線の道路がつくわけでありまして、そうしますと9号線の大鳥居より、森の三差路、ガード下の区間でありまして、この区間は道路が大変急カーブで、急勾配でもあります。大変、冬季には、凍結による事故が多い区間でもあるわけでございますが、これが県より移管になりますと、町はどのように管理体制を考えておられるか。まだ、移管されておりませんので、そんなにはないと思われまして、もし、このことも考えておられるようであればお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、10番、後山議員の御質問にお答えをさせていただきます。柿木津和野停車場線についてでございます。

まず、最初の案内標識板の設置についてでございますけれども、本年8月4日、県道柿木津和野停車場線中座工区の完成に伴い、開通式を挙ることとしております。念願でありました国道9号から津和野温泉道の駅なごみの里までの区間が完成し、供用開始されることは、観光地津和野にとりまして、観光のみならず、広域連携促進、物流などの産業経済効果に大きく寄与するものと期待をしているところでございます。

議員御指摘の町全体の案内標識板の設置についてであります。なごみの里敷地内中央部に津和野旧城下町案内図の看板が設置されており、主要な観光施設等が掲載されております。

また、この中座工区の開通に伴い、国道9号交差点、県道萩津和野線の交差点には、道路案内標識が設置されます。特に県道萩津和野線の交差点部には、旧城下町への案内として、津和野駅、あるいは安野光雅美術館、太鼓谷飯稻成神社など、距離表示も添えた町外からの来訪者にもわかりやすい標識の設置もされることになっております。

2つ目の御質問であります。柿木津和野停車場線の中座工区の完成に伴い、国道9号から森ガード下までの県道は、県との協議の中で、町へ移管されることとなっております。現在、その移管に向け、県として市町村道維持管理修繕工事等の対策をいただいております。この工事の完了予定は、本年10月末と伺っており、その後、正式に

移管の手続がなされた後、町で管理していくことになります。管理等につきましては、道路の維持修繕、草刈り、除雪作業等が発生いたしますが、今後、管理体制も含め検討してまいります。

また、県から移管を受けるに当たり、町道認定の議決が必要となりますので、移管が整う段階で議会に上程したいと考えております。

○議長（沖田 守君） 10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 御答弁いただきましてありがとうございます。なごみの里に看板は確かに上げてあります。普通の人なら、私ら、どこへ何があるというふうに認識しておいてすぐわかるんですよ。矢印もつけてありますし。そういった看板でなしに、県外の方から見られるときに、やはり地図式にしてあると本当にわかりやすい北の玄関口と言いましたが、津和野駅舎の横にもそういった看板がつけてあります。あれを見ますと、本当によくわかるわけですが、あのような看板をぜひ私は設置していただきたい。このように思っておりますが、予算的なこともありますし、それがなかなか実現の可能性は難しいかもしれませんが、これは町内業者の方からも、そういった私たちには要望が来ておるんですが、そういったことが執行部のほうに、町のほうには1件もなかったのか。町内業者からそういったことの要望はなかったのか、それについてちょっとお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員御指摘の民間事業者の皆さんも含めた地図ということですが、現在、なごみに置いてあります地図につきましては、町のサイン計画に基づいて統一的なサイン、デザインで総合的な案内板、観光地のそれぞれの施設の概要を書いたものと写真、さらには広域のマップを含めた案内を表示しております。それと町内の中心地、津和野地区の主要な観光施設を書いておるところでございますが、なかなか、これ、民間の事業者さんを含め始めますとどこまで入れるかということが出てくるかなど。町事体には、議員の御指摘のようなお声というものは直接、私が知る限りでは伺っておりません。

議員が御指摘になられました津和野駅舎にある民間の事業者の入った地図というのは、あれはJRさん系の民間事業者の方が広告等をとっておつくりになられた案内板になっておりますので、町とするとなかなか公というところもございますので、そこまで踏み込むのはどこまで載せるかっていうことが出てまいりますので難しいと思っておりますが、今後、民間事業者さんあたりの中からそういう動きが出てくれば、管理をされているなごみの里さんとの意見調整も必要だとは思いますが、可能性はあるのかなというふうに思っております。

○町長（下森 博之君） 10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 民間経営の会社がやられたというふうなお話ですが、民間であろうと行政であろうとわかるような看板であれば、積極的に取り

組んでいていただきたい。町内業者の方も役場へ行ってこられるのは大変であろうと思いますが、そういう声があったということは、間違いなくありましたので、それもまた参考にして、今後の看板設置に役立てていただきたい。このようにお願いをしております。

2番目であります。公園整備についてお尋ねをいたします。

中座地区の高崎亀井邸跡に児童公園が設置されたのが昭和55年に完成されまして、遊具も当時は、鉄棒、ブランコ、シーソー、滑り台、砂場、ベンチ、水飲み台、こういった便所も設置をされて、一時期は子供たちの天国の場所でにぎわっていたというふう聞いております。今は、昔の面影もなく、グランドゴルフ場として利用されております。

近年、中座地区にはIUターンの若い人が相当ふえております。自分で家を新築したり、また、古民家を購入されたり借用されて改造したり、若者の定住が進んでおるところであります。一挙に子供たちが今ふえている地域でもあります。子供たちのために公園整備、遊具の設置ということも急を要しても、早急には実現は難しいと思われませんが、子供たちのふえる状況を見ながら、この公園下の問題も一つ検討課題にさせていただきたい。このように思っております。

また、公園近くにJRの中座踏切があるわけでありましたが、SLの写真撮影には最適な場所でもあります。また、狐尾線も車で大渋滞になるようなことが再々起きております。駐車場については、自治会のお世話で駐車場は確保されているようではありますが、公衆便所がこの付近にはないわけでありまして、付近住民の方は大変迷惑な問題が起こっております。幸いに、ここに児童公園があるわけですが、このトイレも大変古いトイレでありまして、改造されて使用できれば、狐尾線には今、公共下水道も完備しておるわけでもありますので、これにつながってしまえば大変いい公衆便所が設置できるように私は思っておりますが、こういったことも便所の一つも新設してと言いますか、今の便所を改造されますと、これも観光の一助になるのではないかというふうに思っております。ここの便所の問題も大変な皆さんの念願でありますので、一つ前向きに検討していただきたい。このように思っておりますが、いかがでございましょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、公園整備についてお答えをさせていただきます。

SLやまぐち号運行時のJR山口線中座踏切付近の混雑については、地域住民の皆様を中心に御不便をおかけしており、申しわけなく思っております。現在、混雑が予想される際には、警備員を配置し交通整理を行い、渋滞解消を心がけております。また、路上駐車禁止、私有地・農道への立ち入り制限、停車時のアイドリング禁止等、さまざまな立て看板も設置して、マナーの徹底も促している状況です。駐車場については、撮影者用駐車場2カ所、児童公園を臨時駐車場として利用するなど対策をとっております。

同付近で撮影をする鉄道ファンに伺ってみたところ、「カメラの三脚等を路上や立入制限地内に設置する人はほとんどおらず、一定のマナーは守っている。ただ、SL通過後、次の撮影ポイントに移動するための撤収課程、駐車場からの車の発進、離合過程など一定時間に混雑が起きている。また、急ぐ余りスピードを出して、町道丸山狐尾線を通る車がある。」とのお話でございました。今後とも、JR山口地域鉄道部や山口線SL運行対策協議会、津和野警察署とも連携し、マナー向上のポスター作成やPR活動を行い、予算面の考慮は必要ですが、混雑解消に努力してまいります。

トイレにつきましては、議員御指摘のとおり、児童公園内の公衆トイレを利用させていただきよう、児童公園トイレの案内、また立ち小便禁止の看板も設置しております。トイレの改修についてでございますが、予算も伴うため、町全体として利用頻度等も考慮をしながら、順次整備をしてみたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 大変ここは、津和野でもSLの写真を撮るのに相当いい場所であるんであろうと思います。本当、SLファンがあそこでたむろして、もちろん駐車場もいっぱいになって、今まででもいろいろな問題が出てきたんですが、一番困るのは、やはり便所の問題であります。自動車の陰に隠れていろいろというふうな問題も地元住民からも聞いておりますので、一つ出来ましたら、せつかく公園内に古い便所ではありますが、これを改造して、予算的なこともありますので早急にというわけにはいきませんので、一つ、今後の課題として検討していただきたい。このように強くお願いをして、次の質問に入りたいと思います。

3番目に、日原にぎわい拠点づくりの事業についてお尋ねをしたいと思います。

津和野町まちなか再生推進協議会の解散と同時に、まちなか再生総合推進協議会の日原部会としてスタートをされまして、単独ブロックとして活動を行うことにされております。日原提言部会は、このたびの提言書をまとめた段階でその役割を終えられまして、一旦解散されて、新たに日原賑わい創出推進協議会なるものを発足させております。町との内部調整、財源検討、所有者の協議、現在も改修工事が進んでいるわけですが、この事業は国の地方創生推進交付金を活用した事業でもあるわけですが、当初お聞きしたところ、総事業費が3億5,000万円ぐらいであろうというふうに聞いておったわけですが、これも30年度から3カ年の整備計画であったというふうに伺っております。

本年3月にも日原賑わい創出施設整備事業費、これが1億972万8,000円が計上されております。6月議会でもカフェ等の建設工事が1,900万円ばかりが計上されておりますが。昨年、8月の拠点づくり総事業費、概算でハード整備関連事業、これ6項目があったと思いますが、これが4億2,400万円ばかりであったと思います。また、ソフト関連事業がこれもやっぱり6項目ぐらいで、3,800万円程度であったと思います。総合計が4億6,000万円ぐらいの概算枠であったわけですが、

本年度が最終年度になるわけでありましたが、ハード関連事業、工事費等でありましたが、そしてソフトの関連事業と。まあ、これは備品購入とか関連経費等が入るわけでありませんが、どのぐらいになっていますか。また、地方創生交付金の金額はどのぐらいに入ってくるのか。それをお尋ねしたいと。そして、総事業費が一体幾らかかるのか。まだ年度途中といたしますか、今工事中でありますので、まだ最終的に金額を幾らというのは大変難しいかもしれませんが、およそ今までの総事業費についてお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、日原賑わい創出拠点づくり事業についてお答えをさせていただきます。

まず、ハード整備関連事業と金額については、既に完成をしております古民家側3棟の改修工事の工事費、実施設計施工監理委託料、さらに空き家2棟の解体を含む外構ほか造成・修景工事費を合計いたしまして、1億69万1,000円となります。

今年度より整備工事に入りますカフェ棟、図書館棟、トイレ棟計3棟、広場、駐車場等につきましては、現時点では予算ベースも含めますが、工事費、基本計画設計、実施設計施工監理委託料を合計すると、3億4,204万3,000円となり、賑わい創出拠点エリアのハード整備関連事業の総合計は4億4,273万4,000円となります。

なお、拠点エリアの整備後には、懸案でありました日原中心街の町道にかかるアーチの改修、また周辺エリアのイベント用インフラ整備についても計画をしております。アーチにつきましては、既存のアーチによる広告塔がよいのか否かも含め、検討し、計画してまいりたいと思います。

2つ目の御質問であります。ソフト関連事業につきましては、平成28年度より3年間の計画で地方創生推進交付金を活用し、全体計画の策定、日原賑わい創出推進協議会への運営費補助や実証実験の実施、備品購入等を進めてまいりました。運営の効果を高めるための基礎資料として位置づけた実証実験を実施し、この取り組みの中でアンケート調査、結果分析を行い、実現性と収益性にも配慮した計画につなげることで重要であると考えております。

ソフト関連の事業費については、商工観光課、教育委員会のソフト事業を合わせ、今年度の予算ベースも含めまして、平成28年度は887万8,000円、平成29年度694万1,000円、平成30年度700万円、合計2,281万9,000円となります。本年度は中心商店街のブラッシュアップ事業、情報発信のためのツール造成、実証実験、まちづくり・人づくりのための人材育成等を計画しており、官民で組織しております日原賑わい創出推進協議会で検討・調整を図り、実施したい考えであります。

3つ目の御質問であります。地方創生推進交付金につきましては、先に述べました3年間分のソフト事業及びハード事業の一部に充当しております。ソフト事業につきましては、直接的なソフト事業が2,281万9,000円、また、地方創生推進事業では

設計委託料がソフト扱いとなるため、基本・実施設計委託料1,992万5,000円を合わせ、計4,274万4,000円となります。

ハード事業につきましては、空き家の解体、造成工事費、図書館建築工事費の一部に充当され、対象事業費は3,922万6,000円、ソフト・ハードを合わせた総事業費合計は、8,197万円となります。このうち2分の1については、地方創生推進交付金4,098万5,000円が充当され、補助残分については起債対象となり、ソフト事業分は普通・特別交付税により有利な措置が受けられます。

4つ目の御質問であります。総事業につきましては、先に述べましたソフト関連事業2,281万9,000円とハード関連事業費4億4,273万4,000円に、用地購入費2,098万円を合わせ、計4億8,653万3,000円となります。

○議長（沖田 守君） 10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） このような巨費を通じてやられます拠点施設の付近が大変私は心配しておるのは、この場所が急傾斜地崩壊危険区域に指定された場所です。危険番号2416番、山根町日原町字山根、また、危険番号の2418番、扇町日原町梅の木下というふうな番地が載っております。これが急傾斜の崩壊危険区域の指定場所です。

また、土石流の危険区域が春日川日原町日原、これが指定されております。この避難場所が増野医院、小学校、旅館というふうに避難場所も表示されております。そしてまた、この付近にあります火の谷川、日原町日原ですが、この避難場所が日原郵便局、高津川漁協というふうな避難場所が表示されております。日原賑わい創出拠点施設を津和野町日原268番地に設置する条例が今回出されるわけでありましたが、この管理体制は、拠点施設は津和野町長が管理し、管理に関する事務は商工観光課において所掌するというような条例が今度出されるわけですが、私はこの日原268番地1の拠点施設が急傾斜地域崩壊危険区域指定箇所内に、また、土石流危険区域内で地域文化の伝承、交流の増加による商工業の振興を目的とされているわけでありましたが、ちいと場所が悪すぎるような気がするわけでありましたが、ここの道路も大変狭うあります。2台で離合するのも大変な場所でありましたが、こういった、もう工事は今年度で完成するわけですが、こういったところで隣接する民間との問題点は1件もなかったのか。これについてお尋ねをしたいと思います。

日原賑わい創出推進協議会の中で、この場所が最適の場所であると判断のもとに実施計画がなされたのであるのか。こういった急傾斜地区であるので、そういった疑義はなかったのか。工事も今年度で完成の段階でありますので、今、私がここで苦言を申し上げても仕方はないわけでありましたが、計画の段階で対応のあまさはなかったのか。また、この事業に対して費用対効果もまだ完成しておりませんので大変であろうと思いますが、費用対効果も評価は継続的にしていられると思うわけでありましたが、巨費を投じた

この事業であります。私も今後のこの場所での活躍は期待するものでありますが、ここを建設するときにそういった声は1件もなかったのか。それだけお聞かせいただきたい。

そして、もう1件大変気になるんですが、いつやら議会で建物を視察させていただきましたね。そういったことで完成した主屋があったわけですが、この中に仏壇がまだ置いてありました。それは永久的にここへ置かれるのか。こういったものは早急に持ち主と話をされて撤去をされんと集会の場であるんですが、そういったことはどのように対応されているのか。それをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員御指摘の件につきまして、何点かございますが、一つずつまずお答えをさせていただきたいというふうに思います。

急傾斜地、土石流の危険区域にあるというお話でございます。これにつきましては、今回の計画自体が地域の皆さんと準備会、さらには街なか再生推進協議会日原部会、さらには今の推進協議会という形で進む過程の中で、計画に対する提言もいただいたところでございますが、やはり、この計画の全く最初の始まりがとにかくこの本庁舎もございます日原地域の中心商店街の賃貸ムードというものの何らかで打開をしていくことに対して、何かのアクションを動かしていくことができないかということが事の発端でございました。

そういった部分でいきますと、どうしてもやっぱりこの商店街との連携をとというようなことを考えていきますと、この中心街にそういった施設を設けるべきであろうということで、ワーキンググループの中で連担地域を空き家がどのようなものであるかということも全て歩いて回って、具体的に調べたりもしてまいりました。その中で、皆、いろいろな話し合いをする中で、まず公募をしてみようという形で、今回、施設、空き家を再生する上で活用させていただく空き家はないかということで公募をさせていただいて、応募をいただいた中から選ばせていただいたということでございます。

そういう部分では、いかんせん急峻な山と大きな川の間に挟まれた細長い連担でございますので、どこかの場所がしてくれば、どうしてもいかんせんともしがたいところがあるかもしれませんが、この上では、運営を図る上で非常事態等の危機管理等も十分考慮して運営、まあ、指定管理等の運営になるかもしれませんが、管理者におかれても集中豪雨時との危機管理の意識についても、マニュアル等の整備もいただく中で対応をきっちりしていきたいというふうに考えております。

それから、この地域に設置をした上での費用対効果というような問題も出てまいりましたが、そのあたりについては、やはり、なかなか観光地の津和野とは違う部分もございまして、イコール観光ということにはなかなかすぐにはならないかもしれませんが、いろいろ日原地域にもいい素材がございますので、今まで実証実験をやった中でもそれなりの集客が益田地域から、また周辺からもあったりということで、やり方によってはなかなか面白いものも出てくるのではないのかなということも思っております。そうい

ったところをさらに精査をして進めてまいりますし、工事費等につきましても、今後、予算ベースもありますので、入札等においてはさらに抑え込むことも可能かということもあります。

加えまして、今回、農林水産省の農泊推進対策系の農村漁村振興交付金の申請を行った上で内示をいただきましたので、カフェ部分については、ハード事業で5,000万円に対しまして2,500万円の交付金の補助がいただけます。また、ソフトについてはこれがハードをとる上での必須条件になるんですが、約800万円、これについては10分の10補助でいただけるということで、2年間の事業になるかとは思いますが、そういったものも利用して、財源部分をなるべく一般財源の部分を抑え、また起債部分を抑えるというようなことも努力をしてまいりたいというふうに思っております。その上で、今後、なかなかすぐ、いきなりの観光地ということになりませんが、現在、城下町津和野地区と畑迫、さらには天領、日原地区、この2つの天領を結びつけた事業等も進める所存で計画等を進めておりますので、そういったところも活用しながら連携して、日原地域に何がしかのぎわいと呼び起こすような形に持っていきたいというふうに考えております。

仏壇の件でございますが、これが我々も30年間の、要はいわゆる固定資産税程度の賃借料でのお借りをするというので、30年間はまだ一切所有者の方には権限がございませんで、こちらが全て管理をします。また管理運営をできるという事業用の借家契約をもとに進めてまいりました。その過程の中で、やはり所有者の方との協議をする中では、どうしても交渉の中で仏壇というような話が出ておまして、現在の所有者の方の御意向とすると、まずそれについてはその中で納めて、外から見えないような対応をとって管理だけはしておいてほしいということでございます。

具体的には、それ以上のことを我々は望まれておりませんので、きっちりした形で今は別区画で見えない形にしながら、そのまま運営を続けさせていただくと。この交渉中の合意事項でございますので、それをもとに進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 大変、集会所になるわけでございますから、皆さんが憩いの場で集まれるんですから、そういった仏壇が中へ置いてあると、私も本当たまたま見学へ行って、それをここは何かって言って開けてびっくりしたようなわけなんです、ここはやはり観音開きになっておりますので、そこはもう何かで金具や何かを取っ払って密閉するというふうな形をとっておかれないと、誰かが間違っ戸を開けたときに仏壇があったというようなことじゃあ、なかなか印象が悪くなると思います。こういったことも一つのお願いでございますから、一つそのような改善をされて有効利用をされていっていただきたい。このように強く希望しておきます。

それでは、4点目の駅前周辺整備についてであります。平成27年2月に駅前のSL館が2,850万円で解体されました。28年度より32年度までの5年計画で整備スケジュールが示されておるわけですが、本年が中間の3年目であるように思っております。

現在では、駅舎のトイレの工事が完成し、今、JR社宅の解体、4,562万4,000円、始まったばかりであります。JRの駅周辺整備工事の基本設計、実施平面図、整備スケジュール表が我々も随分前に配付していただいてここに持っておるんですが、この整備計画ですとやっていかれるのか、それとも新しい設計図があるのか。それをお聞かせいただきたいと思っております。

駅前の開発検討委員会の協議進捗状況、そして最終的にはどのような基本構想で実施計画がいつごろまでに示していただけるのか。また、この中にもらった図面の中にもあるんですが、SLの移転先、それから駅前のインターロッキングの舗装等、これをどのような改善計画の中に入れておるのか。まだ、これからそれは計画するというのであるのか。それについてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、駅前周辺整備についてお答えをさせていただきます。

駅前周辺整備の計画につきまして、基本的には変更しておりませんが、歴史的風致維持向上計画協議会の御意見もいただき、SL移転予定箇所付近の回廊の長さ等について、修正検討を行っているところでございます。

駅前周辺整備に関する用地取得関係は3月末で完了し、現在、JR津和野宿舎解体等解体工事を施工しております。今後、整備工事を随時発注し、平成32年度末までに完成するよう進めてまいります。あわせて、駅舎整備事業につきましては、既に施工中でございます実施設計の完了を受けて、建物取得等の手続後、整備工事をを行い、平成32年度末までに完成するよう進めてまいります。両整備につきましては、近接しており、施工順序等の調整が必要であり、早期完成できるよう、施工計画の精査に努めてまいります。

○議長（沖田 守君） 10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 御答弁いただきましたが、駅舎のほうはそんなに改造されようが、町が購入されようが、そんな大幅な改造はないと思うわけですが、駅周辺周辺の改造が大変であろうというふうに思っております。

前回、駅前の公園部分までを整備されておりますね。SL館の横のほうは皆整備をされたわけですが、このときの整備についてお尋ねをしたいんですが、今、駅より横断歩道を渡るとき、真正面に町の小さい案内板が設置されております。幅が60センチ、高さが1,800、1メートル80センチ、そのすぐ横に照明柱が建っております。これは目どり30センチぐらいあります。その横に、今度は町内の地図が約1メートル、幅が1メートル70ぐらいの地図が設置してあります。これ、高さが1メートル

70ぐらいあるんですが、駅前三差路でありますので、ここへ駅からの横断歩道を渡って、子供たちが右に曲がって安美のほうへ曲がって学校へ行くわけですが、この正面歩道の先へこの看板が立っておるんです。これがいかなもんか。その先が公園なんですよ。そして、その中にも植樹がしてあります。だから、そういったことがどのような当初の計画で、横断歩道の真正面にそういったものの障害物があるようなことになっておりますが。

それともう一つ、駅前の三差路になっておりますが、本町通りから左折する場合、駅のほうからずっと上がってきて、駅正面に向かって左折、安野美術館のほうへ曲がろうとしたときに、わかりますかね、一旦停車の線が引いてあります。いつも警察の方が駅前でパトカーに乗ってそこで監視しておりますが、この一旦停車をすると左側に公園がありますね。それで安美のほうへ曲がろうとするときに、ここにやはり照明の制御盤が立っております。高さが1,100ぐらいであります、幅が50センチぐらいの制御盤が立っておる。一旦停車する制御盤があるけん左が見えんということを言いますが、その照明の制御盤と路上の変圧器というのが置いてあるんです。それはまたその横にあるんです。それは、高さが1,400の幅が1メートル10センチぐらいあります。ちゅうのが2つ立っておるから、一旦停車してかがんでおるんじや左が全く見えんです、歩行者から。何でこういうところに制御盤やなんかが設置されたのか。こういう中へ入れるわけにいかんけん、あそこがちゅうてやれたのか。今度また整備をされると思いますが、その照明の制御盤やら路上の変圧器が位置を変えることができるのか。そういったことも今後の整備計画の中で1回検討していただきたい。このように思っております。

それからもう一点であります、もとのSL館の前の歩道の防護柵がありますね。これは前にも申し上げたと思いますが、この歩道の横の防護柵がトタンで絵が描いてあるんですよ。それで今、もう20センチ上が傾いております。ちゅうのは、倒れはせんとは思いますが、裏へ回ってみますと、やはりワイヤーのゆるみ、鎖のゆるみ、それからビデ足場が組んであるんですが、そういったものがもうなくなりますんで、これも点検せんと、もしくはあれだけのもんがぼっさり倒れたら。それで、左のほうはコンクリートを解体したときについ簡単にそこのコンクリートをくくってやってあるんですが、そういったことも危険のないように一つ、歩行者が毎日おるんですけん、高校生が毎日通るんですから、そういったところも今後整備される中で一つ検討していただきたい。どうせあそこの整備計画の中へ入ってくるとは思いますが、それまでに今の防護柵については至急点検が必要であろうというふうに思っております。風でも吹いて防護柵が倒れたりしたときには、歩行者に迷惑をかけることとなりますので、そういったことも事前にやはり点検しておく必要があるというふうに思っております。そういったことも踏まえて。

それと、我々の駅前の整備の図面でもできましたら、一つ早い時期に我々議会にも相談してほしいと思っております。前、課長さんと話したときにもSLの機関車、今の観光協会の前に持って行くような話がそのままになって、絵もそのままになっておるんです。こんなこと一般町民が見たら本当に怒ります。こういったこともありますので、一つもっと、いつごろその図面ができるのか、整備計画の。それをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） まず、仮設の防護柵につきましては大変ありがたい御指摘をいただきましたので、これについては業者さんのほうで管理を委託しておりますが、今の話をすぐこの後しまして点検をしていただいて、ゆるみ等があれば直ちに改善するようにさせていただきたいと思います。

それから、平面図につきましては、町長の答弁にもございますが、歴史的風致維持向上計画の推進協議会の中で、皆さんからいろいろな御意見をいただきながら進めておるところでございます。SLについては、たしかにかなりのボリュームがありますので、あの位置に置くのがいかなものかという点についても随分時間をかけて話もさせていただいておりますが、推進協議会の皆さんの御意見とすると、やはり津和野駅前にひとつモニュメントといいますか、一つのランドマークになるものがほしいということがございまして、今の状況では、あそこにやはり設置をということが意見としては強うございます。

ただ、それをやる際に、要は雨をしのぎます回廊が歩道部分に出ておりますが、その回廊があると、今の横断歩道に向けて回廊が出っ張っておるんですけれど、これをこのまま残すとちょっとSLのほうがかかなり窮屈になってしまいますので、この回廊についてはある程度長さを調整して、広場全体を一体感の中でSLが見える形に持っていったら記念写真等もより写しやすくなりますので、そういったところも含めて検討したいということになっております。

そういった部分で、その辺の図面の調整ができ次第ということで、今、ちょっと私もすぐいつということが申し上げられないかもしれませんが、協議会の話より詰めて、そのあたりの変更した図面ができ次第、ぜひとも議会のほうにも御提示をさせていただきたいというふうに思っております。

それと、変圧器とかそのあたりの問題については、管理がうちではないのかもしれませんが、県の方とも今後の整備の中でまた協議も必要にはなってくると思いますので、いろいろ相談させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） もう一点ほど、これはお願いをしておきたいと思いますが、SLのことでありますが、どこへどういうふうを持っていかれようと、前に

も一般質問でやっておりますが、私は屋根を設置していただきたいというふうに一般質問をしておりましたが、そのときに町長の答弁は、一般観光客は写真を撮るのに支障があるというふうな答弁であったんですが、今、あの機関車がもう古くなってなくなるといふふうになると、津和野の一つの名物がなくなってしまうわけでございます。両維持がなくなるといふことは大変寂しくなりますので、毎年毎年、これ塗装するって言ったって、相当な費用がかかりますので、屋根のことは今度の整備計画の中でも、一つ検討していただきたい。このように思っております。

このSLも貴重な津和野の観光資源でありますので、その一つの、そういった協議会でも話を出していただいて、一つ保存に対してしっかり検討をしていただきたいと思っております。

以上、お願いして、私の質問を終わりたいと思います。

.....
○議長（沖田 守君） 以上で10番、後山幸次君の質問を終わり、午後13時まで休憩といたします。

午前11時52分休憩

.....
午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序9、6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 6番、丁泰仁でございます。

本日、通告に従いまして2項目の質問を用意しております。早速でございますが第1項目から入ってまいりたいと思います。

1項目めは、当町の経済状況についてでございます。

世界経済情勢を見てみますと、近年、米国王中国の経済が堅実に推移し、我が国を初め世界経済を堅調に支えてきましたが、ここに来て米国王トランプ政権の保護主義的経済政策により米・中貿易戦争の懸念が生じるとともに、同盟国といえ日・米貿易において我が国輸出品への関税強化策の実施、鉄・アルミ・自動車への関税現在2.5%を25%と及び農生産産物市場の開放を要求し、今後想定外の圧力を受けかねない情勢になっています。

さて、我が国の国内経済状況はと申しますと、2017年0.5%プラス前後で成長してたGDP数値が2018年1月から3月期マイナス0.6%となりました。マイナス要因として設備投資の減少、景気の回復は一服しているとの見方が示されています。一方、今冬季天候が強寒波のせいで例年になく不純で、日常生活において野菜が高騰、また悪天候で外出を控えるなど諸要因が重なり、GDP60%を占める個人消費の減少、成長減速の要因とし、一時的現象と捉える見方もあります。

次に、この間の政府経済政策について交渉すれば、2013年アベノミクス3本の矢に始まり、2014年9月に示した人口減少と地方の衰退の問題に一体的に推進する政策である地方創生の諸施策も効果のほどは顕著に見られず、地方における人口減少はとどまるところを知らず、相変わらず東京一極集中の図式は変わるどころか拍車がかかっている状態ですが、これらの検証は行われず、引き続き14年女性活躍、15年新3本の矢と一億総活躍、16年働き方改革、17年人づくり革命と矢継ぎ早の相次ぐ政府の経済政策スローガンの看板の掛けかえにより、ややもすれば私たちは現在どの政策に立ち望んでいるのか面食らう昨今です。日銀政策も2年で2%アップというデフレ脱却の国家目標を6度延期したあげく、18年4月には達成時期を撤廃してしまいました。

また、プライマリーバランスを黒字化する財政健全化目標の達成時期を2020年から2025年へと先送りしました。19年度10月消費税10%の実施は消費低迷を引き起こし、我が国経済を再びデフレ状況へ引き戻すとの大方の経済専門家の予測です。どちらにしても、不安定な将来経済予測は続きます。

このようなさまざまな経済環境の中で当町の経済状況を見ますと、災害復旧後の土建業の工事受注減少による町内経済活気の減退、それに伴う個人消費の低迷、観光産業は昨年、亀井家入城400周年イベント、やまぐちDCキャンペーンを中心に各種イベントを繰り広げましたが、観光客昨年入り込み客数117万4,000人、前年比0.6%減、横ばい推移の状態です。これらの現状を踏まえ、町内の景気活性化を目指して質問します。

1、今年度建設関係の主な工事計画は、公営住宅関係を中心にまた現在、公営住宅空き室状況の説明もお願いします。

2、観光関連の主な工事計画は、JR津和野駅舎改修計画、駅前ロータリー整備についての工事工程の説明をお願いします。

3、そのほか、個人消費を喚起させる工事、企画があれば説明をよろしく。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、6番、丁議員の御質問にお答えをさせていただきます。

当町の経済状況についてでございます。まず、一つ目の御質問であります、公営住宅の関係でございますが、まず、中座団地ストック改善工事につきましては、本年度社会資本総合整備交付金事業として実施していく事業であります。この交付金を受けるに当たりまして、本改修事業に先立ち非木造にかかる耐震診断が必要となります。現在、この診断内容の協議を島根県と行っているところであります。中座団地の壁式プレキャスト鉄筋コンクリートづくりの耐震診断を8月には完了し、その後実施設計、工事発注を行い、年度末には工事完了する予定であります。

土井敷団地ストック改善工事についてであります、屋根のさび及び壁等の劣化により居室への雨漏りや漏水が発生している現状がありますので、屋根葺きかえ、外壁補修、

雨どい再設置等を計画しております。実施設計を8月中旬までには終え、9月には発注したいと考えております。

また、青原住宅集会所建設につきましては、現在、県道青原停車場線青原橋のJR側接続部分の県工事と同時に町が集会所敷地造成工事を行っているところでありますので、敷地造成完了後に元集会所とおおむね同程度の集会所建設を計画しております。10月までに設計を終え、11月には発注できるように計画しているところでございます。

このほか、道路新設改良費にかかる道路改良工事、落石対策工事、灌水対策工事、橋梁長寿命化対策工事など11件の工事については、現在発注準備をしているところであり計画的な執行をしております。

次に、現在の公営住宅の空き室状況について、6月1日現在となりますが、町営住宅管理戸数の津和野地域190戸中28戸、日原地域107戸中14戸が今現在で募集中となっております。この募集中となっております主な空き室住宅は、災害関連事業の終了などに伴いまして、定住促進住宅が80戸の管理戸数中30戸の空き室状況となっております。そのほかには、政策空き家といたしまして、老朽化に伴う空き居室などが25戸あります。また、ストック改善事業等のため、移転用として9戸が確保してあるところです。

また、島根県住宅供給公社住宅サンハイツつわの、星の子団地につきましては、管理戸数26戸中、2戸が募集中となっております。

次に、二つ目とそれから三つ目の御質問についてでございますが、観光関連の主な工事計画は、議員御質問のJR津和野駅舎改修工事及び駅前周辺整備工事を初め、平成29年度の繰り越し事業を含めると、養老館改修工事、殿町から稲成丁、弥栄神社へつながる灯籠整備工事、津和野地区内のサイン整備工事及びWi-Fi整備工事などが進行中です。

また、約7億5,000万円の多額の御寄附を受けて実施する城山整備事業については、調査、測量が行われており、今後大規模な整備が行われる予定です。一方、日原地区では、観光面からも活用を計画しております日原賑わい創出拠点づくり事業がありません。

駅前周辺整備の計画につきまして、用地取得関係は3月末で完了し、現在、JR津和野宿舎解体工事を施工しており、今後、整備工事を随時発注し、駅舎改修工事等も含めまして、平成32年度末までに完成するよう進めてまいります。

個人消費を喚起する工事、企画ですが、観光関連も含め町が行う公共事業については、雇用、資材購入等の関連する裾野は広く、二次的な効果も含めれば個人消費を喚起する効果はあると思われまます。

直接的な企画としては、本年度を一応の区切りとさせていただくプレミアム商品券販売に関する商工会補助金は、カンフル剂的な効果とはなりますが消費を喚起する直接的な施策と考えます。

○議長（沖田 守君） 6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 今、説明をいただきました。再質問に入らせていただきます。

この質問ありましたのは、先ほど私申しましたように、非常に景気の減退が町内見られてまして活気がちょっとない、建設関係の工事人に聞きました。工事はどうですかと、景気はどうですかと、いやもう工事はないんだと、発注工事ないんだと、こういう話を聞きまして非常に不安がってます。

そこで私は、本日まず町発注の公共工事、特にこの住宅を中心にちょっと質問をしてみたいと思って上げました。その前に住宅というよりも、ただいま答弁にありました現在、橋梁長寿命化対策工事など11件の工事について、今公共工事として発注するようなこと回答がありますが、大体この工事に対して総額どれぐらいの金額を予定されているんですか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 道路改良費にかかるようになりますが、総額ちょっと今把握しておりませんが、これは社交金にかかるものになります。社交金と道整備交付金にかかるものになります。年度当初の予算で計上させていただいてお認めいただいている額がそれになります。この4月に入りまして国からの内示がございまして、それが平均で70%ちょっとぐらいの内示率ということになりました。

それで、直ぐに年度から発注したいところもございましたが、年度当初の予算規模で事業は進めていくというのが町の考えでございますので、補助以外のところの補助裏のところをどういうふうにしていくかということと詰めて検討してまいりました。この6月の補正予算でその分、不足分を上げさせていただいて、これで議会でお認めいただければ6月以降のところ発注をしてみたいなと思っております。定期予算を見ますと事業費全体のところでは、当初予算に上げさせていただいている額というふうに思っただけであればと思っております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） いや課長、総額の金額は大体あらましでいいすでから、ちょっと今課長が記憶しているところで金額がちょっと町民の方に知らしたいんですね私、どれぐらい今町が発注しているか金額を、ちょっとそのことで。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 先ほど言いました、社会資本整備交付金にかかるものになります。およそ2億6,000万、これ事業費でございます。そして道整備交付金にかかるものがございまして、これが6,000万でございます。

○議長（沖田 守君） 6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 今、金額いただきました、まあトータルしまして3億ちょっとということは発注するというので、これは土木関係だと思っております、それでこういうふうに出発計画あります。

それから、次に本日ぜひ聞いておきたいという住宅関係ちょっと入りますけど、今いろいろ住宅が町民の間、まああそこの住宅、町営住宅、ここにも公営住宅、一体どういう住宅なのかという話なのよね、それで先般私は、私自身もよくわかりませんので、住宅の種類を上げて入居資格なり、いろいろなあれを表にしてくださいと言って出してもらったのがありますので、これちょっと申し上げますと、大体、津和野町ですね住宅のかかっている住宅の種類として4種類あるんですね、一つは普通に言われる町営住宅ですね、それから元雇用促進住宅であった町一般住宅と申します、ここね、それから今、木部それから左澄、それから青原に着工しましたつわの暮らし推進住宅っていうのがあって、それからさらに今度新しく地域優良賃貸住宅というのがまたできるんですよ、それでそうしましと町民の方、何が何やらさっぱりわからんと、こういうなんで町営住宅という一区切りで大体こうやると、自分たちが今住んでおられるところは町営住宅なんだけど、そのほかいろいろ建っておると、あそこへどうやったら入れるかというような話、それが入居資格なんですね、今4種類上げましたけれども、それぞれに所得制限があったり、それから入居資格で要するに年齢制限があったり、さまざまあります。だから、そういうことを今ここで申し上げますとちょっと時間がございませぬが、一応4種類あるということは理解を今してほしいと思います。

それで、今年度、この住宅の中で町営住宅ですね、いわゆるその中で改修工事の計画があるのが、中座団地と土井敷団地ですかね、この2件を今回答をいただきましたけれどね、それで確かめたのは、中座団地はこれは計画では本来なら中座団地は平成26年の改修工事計画でしたけど、水害のために災害工事のためにこれ3年、4年延びてるといことですが、ようやくここに入っていけるわけなんですけど、計画的には最初に6戸、今年個別改善ということで上がってます。それから、その次を追いまして10戸、これを建てかえました16戸にするという計画になってるんですよ。それから、土井敷団地も10戸をこれは平成32年の計画だったんですけど、前倒ししたのかな、10戸を個別改善ということ。ここ回答いただきました土井敷団地につきましては何戸と何も書いてないですよ、これ、中座団地も。私は計画、これは例の津和野町住宅マスタープランそれから津和野町公営住宅と長寿命化計画に基づいての計画プランですが、これを参考に今話をしておるわけですが、それで気になるのは、この個別改善で終わって、後の建てかえという問題が続いてくるんですけど、ここを中座団地にしても土井敷団地にしても、これ実行されるのかそこです。それから、その前に個別改善どちらも一体どれぐらいの金額かかるかということなんですけど、ちょっと私が算入していることがあるんですけど、建設としては一体どれぐらいを考えてられるか、住宅個別改善、わかりましたよね回答。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 建設課で所管をしております中座住宅であります。今年度6戸分についてはストック改善で改修をしていくということは決めております。これも有限参加をされております。残りの平屋建てのほうになります。この分については建てかえということで長寿命化の計画の中ではうたってあるところです。

まずは、今の今回予算計上させていただいておりますところにつきましては、それをして、それからもう一戸建てかえのほうについては、近接の土地を買う予定をしておりますが、これは造成工事が伴います。その造成工事をまだはっきりと決めてはおりませんが、次年度以降のところで造成工事をして新しく建てかえるという計画を今しているところです。ちょっと年度を詳しく申し上げることはできませんけれども、そういう考えではあります。

それから、土井敷につきましては、先ほど丁議員さん前倒しだというようなお話ございましたが、今屋根と壁とかそうしたところで今維持修繕で結構お金をかけている状況が毎年、毎年続いているところであります。これよりは計画でいきますともう少し後になるわけですが、早目に改善工事をするということで維持修繕費にかけるお金を極力小さくしていきたいという考えで、ちょっと前倒しを修繕をしていくように今年度予算を立てさせていただいたところです。

ただ、事業費についてはちょっと把握しておりませんので、大変申しわけございませんがお答えはできないと思っております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 要するに今年度やりまして、後もうやることはやるんだけど、直ぐ続いてということにはまだ計画にはないということなんですね。それで、そのこの平屋の部分の10戸の方がこれきれいになるん、新築になるんだと、この個別改善の後やるんだというような期待を持って住まわれておるんですが、だから非常に楽しみにしているんですね、これ。だから、それが今度個別改善やる時に順番では次に自分たちのところを建てかえるんだということで希望を持っていますので、重々にその今平屋に住んでる方々にそのこのところはどうなるんだということを個別改善やってる時に恐らく住民説明するんだと思うのですが、よくよく説明をしてあげてほしい。

それから、今の個別改善で代替かかる費用が1件大体400万弱だろうと、6戸やると2,400万ぐらいかなと、そういうことをちょっと考えました。土井敷のほうも、まあ大体そこら辺で出るんじゃないかなと思いますけど、住宅に関しましては金額的には1億未満かなとそういうふうに思っていますけど、まあ何か間違いがありましたら言ってください、課長。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 議員さんのほうから事業費について金額述べられましたけれども、それで間違ってるかどうかちょっと持ち帰ってでないと確認ができないと

ころもあります。中座住宅の平屋建てのほうにつきましては、今年度二階建てのところ個別修繕を掛けますので、その際には平屋のほうの方々にほうにも十分説明はしてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 重々に住民の方に説明をして工事に入ってほしい、こういうふうに思います。

次に、今度は観光関連の主な工事計画のところですが、JR津和野駅舎改修、それからロータリー整備についてですけど、これは同僚議員からも随分質問がありまして、その計画で平成32年までは大体駅舎を改修して完成させるということなんです。私がこの駅舎を完成してちょっと聞きたいのが、これ駅舎改修した後、観光協会が桑原史成館に入っておりますがこの観光協会が駅舎の中に移住すると、そしてそこで観光案内をするんだということだと思っております。今観光協会あれですけど、ちょうど観光協会のこと出たのですが、あの史成の建物は、これはどこの担当になるんか知りません、商工観光課、教育長か、教育委員会かわかりませんが、床にひびが入っているんですね、ひび割れがして、それでお客さんが観光来て案内をしてちらっと見たら、こうちょっと目立つ、そういうひび割れが2カ所、ここは一応恐らく担当の方が来て確かめとるところです。確かめてそれ以来どれぐらい期間がなってるかわかりませんが、そういう観光客が来て観光協会ぱっと見てひび割れがあるのその放つといて、そんな貧乏くさいよなことを、幾らの補修費がかかるんですかね、これ。ちょっとさっと見たら、さっと直すような気持ちやってくれませんか。ちょっとこれはどうですか、担当課長。

○議長（沖田 守君） 齋藤教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 今の御質問についてお答えいたします。

確かにひび割れが入っております。これは実は、安野光雅美術館の犬走り側もそうなんですけど、若干道路側に面するほうが下がっているんじゃないかという気がしております。通常クラックの通常乾燥のひび割れとか、そういった感じのひび割れではないような気がしております。

ただ、御指摘がありましたように、観光の目玉と言いますか、入り口部分にある施設でございますので、そういったことにつきましては、今後改修の方向で検討してまいりたいと思います。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 今、次長お答えになっているので、私見ましてこのひび割れは建物全体からくる、何か地震が起こってそれからきてるものかというのと、もう一つ壁がある、壁が出とるんですよ、ぱつとこう、だから建物に何か異変が起きとるんじゃないかと思うわけ、それで平成32年に駅舎を改修してそこに入るまでにこれ持つのかなと、もうちょっと次長がそういうふうに思われるのなら、ちょっと建築に詳しい人にしっかり見てもらって、それからどういう補修をしたらいいのか、そ

れちょっとやってもらえませんか。それと、観光協会だけじゃなく、あと出ても桑原史成館としてそこを使うんなら、そこもそんな手入れが要るんじゃないかなと思うのです。そういうことで、ぜひそこはやってほしいなど、そういうふうに思います。

それから、次にいろいろ工事がありますが、今私、先ほど一緒に言おうかと思いましたが、空き室出ますね住宅の、これ随分出てるんですが、これは津和野地域で190戸のうち28戸、日原地区で107戸のうち14戸、それから定住促進住宅80戸のうち30戸ですか、これらは出てるのはいいんですけど、ずっと空き室のままだったら維持、管理するんで絶えず回って点検は恐らくしてると思うのですが、そこら辺の状況どうですか、課長。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 現在、空室のところにつきましては、寺田の定住促進住宅含め月に一度の点検はさしてもらっています。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） はい、わかりました。そこら辺をしっかりと空き家があってもいつまたそこに埋まるような条件が出てくるかもわかりませんので、絶えず点検だけしといてくださいよ。

それから次に、観光公共工事で観光関連になりますが、養老館の改修をして今大体ほとんど完成に近いんで、表見は出して、鯉を今、そこを鯉の放流をとめとったのをそのまままたばっとう流すわけでしょう。それである観光の業者が鯉の数が少ない、だからそこを延ばしたんだから、もうちょっと鯉の数をふやしてほしいと、そういう要望があります。だからそういう手当てを、観光客今ショウブと鯉ということで非常に売り出して、見たらどの町も非常に賑わっているような気もしますので、鯉の数がもうちょっとほしいということ、そこもちょっとできるのやどうやら、ちょっとどうなんですかそこ。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 殿町の鯉の数でございますが、確かに一昨年前になりますでしょうか、こういうヘルペスがかった時にかなりの数がなくなった後というものについては、特に補充はしておりません。民間の中でもまちづくり委員会の中で補充をいただくというようなこともやっていた経過もございまして、また新たに何か計画をされているやにはお聞きをしております。

今回、養老館の外観については補修がほぼほぼ完成をしたというところで、いままであちらのほうへ囲いがございましたんで鯉を上げておりませんでした。今後あちらにも上げていくということを進めてまいりたいと思いますし、今度数辺りについては、そういった民間の動き等も踏まえつつ、今後ちょっと検討をさせていただいて必要があれば補充というようなことも、これ県のヘルペスに関する規制がございまして、そちら当たりの条件をクリアした上になります。考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） わかりました。ぜひちょっと努力してください。

ちょっと次にまいります。3番目の何か個人消費を喚起する企画なりそういう方策はあるのかということで、回答いただきました。

それで、まさに一番最後に直接的な企画としては、本年度一応の区切りとさせていたで、例のプレミアム商品券販売に関するこの商工会に対する補助金の問題ですが、今年度までこれ継続しまして、非常に他市町村ではできなかったことを、本当に努力してもらいまして、よく庁舎頑張ってもらいましてこれ出してもらいました。このことは私は波及効果550万の補助金で4,350万円の経済的波及効果をもたらしてきたんです、ちょっと。1,000万のときなんかこれ倍とっております。これがなくなって私が聞きたいのは、これに変わる経済波及効果を及ぼす政策がありますかということが聞きたいのです。廃止する、これでやめますよというのは簡単なんです。だけど、これで町民は非常に楽しみに年末にこの550万の1割ですよ、1割のプレミアム求めて4,300万、4,500万ぐらいのお金が動いたわけです、年末に。それははい終わりましたということになると、これ動かない、町民は今までやっていたけどどうするのとうことになる、お金はある、ダンスにストックされたら、町内の経費は4,500万の経済波及効果で回っていた分が個人消費が、これで回らなくなると、それだけでも町内の景気は全体揃ってこの話ですよ4,500万。だからこれに変わる経済政策として何を出すんですかという、それを聞きたいのです。それどうですか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） プレミアム商品券につきましては、議員も御指摘のとおり他市町村ではほぼほぼもうやっておられるところがないような状況下でも、津和野町におきましては災害からの復旧に向けての経済対策等もございまして、長年継続しておったところでございますが、いかんせん財源等も起債のソフトあたりを充ててということで、後年にその債務を残すということになりますので、どっかの時点では1回見直しをということにさせていただいております。これ当たりも商工会事務局等とも話をしながら進めてまいりました。今はそれを補完する意味でも事業承継とか、そのあたりに力を入れてほしいというようなお声もいただきましたので、そういった専門委員も配置してやっておくという、そういう状況でございます。

今後につきましては、プレミアム商品後の対応等につきましては、今直ぐここで何か代案をとということにはなかなかかなりかねる部分もございまして、商工会あたりとも話をしながら、今後の対応についていろいろ模索をしてみたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） この間、町の経済施策としていろいろ条例やいろいろ定めてました。津和野町個別商業包括支援事業、事業承継計画、それから中小企業振興条例、なかなかいろいろ努力してもらいました。

それでも、要するにこういう制度がありまして、なかなかこれが活用するまでにはいってない、制度を利用するのは、なぜかという、商売して儲かる町にしなきゃいけないんです。ここの町で商売したら儲かるということなら、若者はどんどん、どんどんこういう制度を使って店出してくるんですよ。それでその状況を見ますと、今現実問題として、商工会のこの前の総会の資料出てるんですけど、今どういう現状かと言いますと、平成29年度末、当初324件で13件会員ですよ、会員数が減少して311件です。それで事業承継に関するそれこそアンケートによれば、自分の代で生産廃業したいというのが54%も、それから後継者がいない、事業の将来性がない89%示している。商売が成り立つまちづくりをしてくださいと、こういう話なんです。

これが今の現状、津和野ですね。こういうことですので、ひとつ努力しまして、しつこいようですが、プレミアム550万は本当に効果絶大だったんですよ。もう一回よく考えてみてください、この捻出すること。

そいじゃあ、ちょっと時間がございませんで、次の題に行きます。

そいじゃあ2番目の質問です。2項目めの質問です。

滞在型観光施策の課題についてですが、現在、観光基幹産業とする自治体は全国津々浦々で日本遺産認定、伝統的重要建造物群保存事業、歴史的風致維持向上事業などの観光に関する政府認定補助事業のいずれかを看板に他市町村との差別化を図り、観光客入れ込みにしのぎを削っています。その中で、現在の当町の観光状況を見てみますと、年間約120万人の観光客訪れますが、多くが日帰り型で宿泊率3%前後で約4万人、飲食業においては、地域素材を生かした料理を提供できる食堂も少なく、お土産も地酒、源氏巻、鮎、ワサビなど定番でバリエーションも少なく、観光商品も低迷、経済活動に活気がないように見受けられます。今後、観光商品を助長し、観光経済を活性化するには日帰り型から滞在型の観光地へ方向転換しなければなりません。そのためには、いろいろな課題を克服しなければなりません。それらのうち、今後の滞在型観光に至急を要する幾つかの必要な課題について質問します。

1、滞在型観光に必要な回遊型観光様式における観光便宜供与施設の整備、管理、維持は完成しているのか、トイレ、休憩施設、公園など、また鷺原神宮、堀庭園へのアクセスに欠かせない周遊バスの運行はどうか。

2、近年特に顕著になったインバウンド客の観光宿泊であります、インバウンド客に対する快適な観光インフラサービスの整備の進捗状況はどうか、Wi-Fi整備、多言語化メニュー、多言語化サイン標識の整備、通訳の状況など。

3、滞在した夜の楽しみとしての過ごし方は、周知されているか、神楽公演見学、蛍バス運行など等々。

4、町内宿泊施設は足りているか、利用度の状況はまた町屋ステイ2館の昨年度の業績はいかがであったか、大きく変動があった場合は、その理由を述べてください。

5、観光戦略会議の設置の効果は、観光関連事業者の連携が促進できているかどうか、観光振興のための情報を共有できているか。

以上です。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、滞在型観光施策の課題についてお答えをさせていただきます。

まず、1番目でございます。トイレの整備に関しては、県補助事業とも活用しながら、既存のトイレの状態、また利用頻度等を勘案し、適時、整備を行っているところです。平成20年度以降では、津和野町地区公衆トイレ6カ所の新設、更新を行いました。今後、歴史的風致維持向上計画の中でも、津和野駅舎改修に伴う休憩場所の設置や公園整備等を計画しており、財政面にも配慮しながら、整備、維持を進めてまいります。

周遊バスについては、つわの暮らし推進課を中心に石見交通株式会社、町営バス関係者、津和野町観光協会、町商工観光課が協議をし、路線バスの活用等により巡回バス機能が構築できないか、具体的に検討を行いました。協議の中では増便に伴う経費負担や人手不足等解消に向けたハードルもあり、現時点では実現に至っていない状況です。

なお、津和野駅周辺整備完成後は、駅ロータリーに石見交通株式会社のバスの進入も可能となるため、町営バス等含めて全てのバスの時刻表を統一して表示するなど、利便性の向上を図る予定です。

二つ目の御質問であります。Wi-Fi整備事業については、災害時の避難者・住民・観光客向け情報伝達手段の確保と、平常時における主に外国人観光客を対象としたWi-Fi環境整備として、津和野中心エリア8カ所に施工を進めており、6月末完成予定となっております。また、7月以降試験運用を開始する予定です。

多言語化や通訳の常駐については、高津川通訳案内士、国際交流員、日本遺跡センターの外国語スタッフ等人員の充実も進んでおり、津和野町観光戦略会議の下部に位置づけたインバウンド対策会議の活動を通して、改善を図っていきたいと考えます。

また、津和野町個別商業包括的支援事業制度により、多言語化に向け、飲食メニューやリーフレット、ホームページ作成、看板設置に対しての補助も可能となっております。

三つ目の御質問であります。夜神楽公演・蛍バス運行など夜の楽しみの周知に関しては、町観光協会のホームページやチラシを初め、旅館組合から宿泊者・観光客への周知を行っております。

またCATVを活用し、音声・テロップ放映による町内周知を行い、さらには島根県、山口県関連の観光団体等も通じて情報発信を行っております。

四つ目の御質問であります。町内宿泊施設については廃業や休業、人手不足による自主的な宿泊制限など町全体の宿泊のキャパシティが下がっており、観光客の入り込み

を図る上では大きな問題となっております。現在営業している旅館等の利用状況についても、季節ごとの波はあるものの、ほぼ横ばい状態で宿泊キャパシティの不足を補うために伸びているという状況ではありません。

一方、町家ステイ2棟につきましては、平成28年度が計158人の利用実績でありましたが、平成29年度では284人、前年比1.8倍の利用と順調に伸びてきております。なお、売り上げについては、おおむね425万円という状況です。

この要因としましては、旅行の形態がこれまでの団体客中心であったものから個人客へとシフトしていることがあると推察されます。

また、指定管理団体である津和野町観光協会において、接客及び施設管理等に御尽力いただいていること、平成29年3月にホームページを改定し、あわせてカード決済が可能となったこと、さらには平成29年度中に高級旅館予約サイトの一休.comのバケーションレンタル（一棟貸しの専用サイト）に町家ステイがそれぞれ登録されたことも大きいとお聞きしております。

町家ステイは泊食分離システムをとるため、宿泊者が町内の旅館や飲食店で朝食、夕食をとるため、経済的波及効果も生まれます。またこのたび津和野旅館組合に加盟したことで他の宿泊事業者と連携し、新たな顧客層の掘り起こしにも貢献しております。

5つ目の御質問であります。観光戦略会議については町内大手民間事業者にも委員となっただき、まず情報共有を行い、共通で使用可能な向こう1年後の観光素材集を適時作成し、長期的な視点から各々の立場で効果的に観光PRを行うこととしました。各事業者、関係団体でターゲットが違う中、津和野町の観光資源を季別で共通してPRするためには、有益な素材集になったと感じております。

今後は、津和野町観光振興計画に掲げる施策実施に向け、各事業者、団体等が主体的に、それぞれの役割を認識し、観光事業を展開しながら戦略会議を本部的位置づけして取り組む必要があると考えております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 質問1の観光便宜共用施設の整備ということでトイレ、それから休憩施設等々が順調に一応進んでいるみたいなので、これは継続して計画的にどんどん進めていってほしいなと、そういうふうに思います。これは本当に、当初、私が4年前にこの議会に入りました当時には、看板もできていない、トイレも本当にお粗末でした。それ以降、随分町長頑張ってもらいまして、看板も随分整理されているのではないかと、私の目から見まして。それからトイレもそれなりの拠点で、ある程度でき上がっているのではないかと思いますけど、まだまだちょっと念入りに距離なりをはかって、必ずトイレは必要なので、最新式のきれいなトイレをどんどんつくるようにしてやってください。

それから、サイン看板ですけど、今この前ちょっとJRで旅行したときに、JRの駅にこう、よく看板があります。あそこは全部多言語化されています、JRは、駅は。だ

から非常に早いですね、やっぱりそういうふうにインバウンド化、お客さんたちが利用しているから、早くそういう多言語化を駅の看板にするということで、私どものこの町も観光地ですので、早く多言語化でおこなっている——できているのは順番にやっているとは思いますが、もう早くやるべきだと思います。これは至急を要します。

その次ですね、滞在の夜の楽しみなのです。滞在型観光というのは、夜泊ってからの勝負なのです。それを何度も申し上げますように、夜泊って、どこで料理を楽しみ、それから町を散策して、ふらっと夜店が開いていれば夜店に入って、お土産買うていくとか、そういう楽しみが必要なのですね。そこで当町としましては、前々から神楽公演を夜コミセンで臨時でやったり、それから殿町付近はライトアップして、ちらっと見ますと、観光客はそれなりに動いています。だからさらにこれに拍車をかけて、どんどん外に出させるように戦略を練ってほしいなど。

それできょう、前半で同僚議員から例の日原の天文台とペンションの問題出ましたけれど、私はここも本来なら活動していたら、旅館組合が——津和野地区のですね——拾って、バスで、要するに天文台、日本一の星を見られるという天文台、あれだけのものを設備しておきながら、それを利用しないということはないのです。あれを売り子に、ホテルバスと同じようにバスで宿泊客を募って、それから日原まで、そこまで案内してそれを見せるというキャッチフレーズでポスターを大々的につくって、本来的にはやらなきゃいけないのです。そのために、前年たしか1億近いような修繕費をかけて、天文台直したのではなかったですかね。ちょっと相当な金額だったと思います、何かあれ、天文台。だからあれは宝の持ち腐れですよ。今全然使っていないのでしょ、だから。ペンションが閉まっているのだから。

だからペンションに泊まったお客は、その天文台を見られたわけでしょう、利用して星を。だからそれは、きょうお話を聞きましたら、分離して考えようかというのなら、天文台だけは天文台で生きているのだったら、そのツアーを組むと。ペンションはまた借り手がなければ、後で考えるという、そういう分離方式は確かに賛成です。そうしないと天文台が、お金がかかっているところが、せつかくの観光キャッチフレーズの最高のものが眠ってしまうということです。そこもぜひ考えてみてください、所得にして。津和野地区にあったらものすごいものですよ、あれは。ペンションしかり、それから天文台しかり。ただ、日原ということで、ちょっともうひとつ宣伝が足りんのかなと、そういうふうに思います。ここはしっかり今から組み立ててほしいなど、そういうふうに思います。

そういうところで観光につきましては今度、中座バイパスがおりにきまして、何度も申し上げますように、しつこいようですが、さっき神楽公演の話出ましたが、夜はコミセンで、もう一種の常設舞台みたいですから、そこでステージできますが、今、なごみの里でやっている、一々舞台をつくって、それを崩して、また舞台つくってって、そういう煩わしいことをさせるのではなくて、もう神楽を全面的に観光宣伝の目玉として売

り込んで、中座バイパスおりてきた、日中でもどんどん神楽をやると、常設舞台をつくってください、ぜひ考えて。簡単に組み立てればいいのではないかと思うのです。何億もかかるものじゃないでしょう。土地はいっぱいあるのですから、そのあたりに。ぜひ、ちょっと考えてください。ちょっと答えしてください。

○議長（沖田 守君） 商工観……つわの暮らし（「両方」と呼ぶ者あり）誰でもええわ。商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 確かに神楽は大変魅力的なコンテンツで、今度山陰DCが始まる時も大田以西がみんな集まって、神楽公演を1日中というような話になっております。また県の観光連盟あたりからも予算を、また石見の観光連絡協議会も組んでいただいた上で、津和野町で開催するという事になっております。

常設については、なごみがよろしいのかどうかということはあるんですが、現在も稲成神社でやったりというようなことも進めております。今後、管理はつわの暮らし推進課ということにはなっておりますが、そちらあたり等も話をして、どういったやり方があるのかなというところだと思っておりますが、そのへんの意見は、いろいろ調整はしてみたいなというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 稲成さんは稲成さん、私が申し上げるのは、中座バイパスが開通するから、今でさえなごみにお客さんが来て、神楽を見学しているわけです。そこが集客地点になるから、その人たちがおりてくる、外から来られる方を迎えるのは、あの場所が最適だから、そこで少しにぎやかにやったらどうですかということなのです。それで集客をして、それからついでに観光品を、お土産品を売れるじゃないですか、個人消費を喚起できるから、そういうビジネス探知を総合的に、相乗効果を狙ってやるのが、ひとつのそういう宣伝の目玉じゃないですか。それを言うわけです。ぜひ、そこは検討してください。

それからもう一つはどういうのですが、観光案内所が中座バイパスをおりてきて、なごみの里の中に、あの付近に本当は要るのです、観光案内所が。それでその人件費の問題、設置の問題でまた経費もかかるというので、私が申し上げたのは、なごみの里の社長なりと話をされて、ちょっと今窓口があるんですよね、なごみの里へ。あるでしょう、パンフレット置いたりしている。そこへ観光案内受け付けますというぐらいで、相談してくださいと紙に書いて張るだけでいいんですよね。私はあれから何度も言っている、なごみの里へ。どっか張っているかな、張っていないのかな、きょうは張っているかなって、毎日行って確かめている。しつこいですよ、私も。

だけどそこまでしっかり観光のことに言われたことは守らなくては、即。はいはいじゃだめですよ。そうして初めて、みんな観光協会も商工会も動くのですよ。ぜひ実行してください。

そういうことで、私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

.....
○議長（沖田 守君） 以上で、6番、丁泰仁君の質問を終わり、ここで14時10分まで休憩いたします。

午後1時55分休憩

.....
午後2時07分再開

○議長（沖田 守君） おそろいでありますので、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

発言順序10、9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 9番、寺戸昌子です。通告に従い3件質問させていただきます。

まず、放課後児童クラブについてです。

御存知のように放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、子供の状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る場です。大切な津和野町のたくさんの子供たちが過ごす放課後児童クラブの民間委託、民間企業への委託は慎重に検討し、利用者や職員に十分な説明を行うべきと私は考えています。

津和野町には、五つの放課後児童クラブがあります。地元運営の畑迫を除く四つの放課後児童クラブは町が運営してきました。しかし、町が運営してきた四つの放課後児童クラブは、ことし4月より民間企業への業務委託が行われました。その目的は、不足する職員の確保、職員の待遇改善、職員研修の充実でした。

そこで、ことし4月より四つの放課後児童クラブの業務委託が民間企業へ行われたことに関して質問させていただきます。

津和野町の放課後児童支援員の資格者や補助員職員の確保、職員の待遇改善、職員研修は、どのように改善されてきているのでしょうか。

定期的に行われるとされていた町と委託業者、放課後児童支援員と委託企業との報告、連絡、相談はどのように行われているのでしょうか。

民間企業への委託にかかわることで放課後児童クラブの子供たちへの環境の変化はないとの説明を受けていましたが、4月以降利用者や職員からはどのような声が上がってきているのでしょうか。

おやつや文房具などの購入は主に地元商店から購入されていましたが、4月以降も地元商店から購入されてきているのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、9番、寺戸議員の御質問にお答えをさせていただきます。

放課後児童クラブについてでございます。

まず一つ目の御質問であります。各クラブの4月時点での放課後児童支援員及び補助員の数は、つわのっこクラブ8名、日原ひまわりクラブ3名、あおぞらクラブ4名、きべっこクラブ2名で、4月から放課後児童支援員1名、補助員2名を新たに採用しています。

賃金については、支援員資格所有者、支援員資格取得予定者、補助員によって、また地域性を踏まえて決定されているということで、町が運営していた時点より時給で26円から130円の範囲において増額されております。

職員の研修については、これまで町が行っていたものとして、保育所職員の研修にあわせて救命救急講習等は行ってはいましたが、児童クラブの職員向けに独自には行ってきませんでした。

今年度からは、委託業者より研修の機会は設けられていると聞いており、内容的には、先般も九州から支援員を指導するチューターによる人材育成研修を行ったことを聞いておりますが、今後も防犯や安全のための研修、他地域の職員との合同研修等が予定されているということでした。

二つ目の御質問であります。委託業者の各クラブへの訪問は月に一、二回行われており、そのときにあわせて本庁にも立ち寄っていただき、運営状況の説明や報告を受けているところでございます。

三つ目の御質問であります。業務委託を行ってまだ2カ月余りではありますが、本庁への保護者からの苦情や不満などの御意見は聞いておりません。

職員からは、賃金がこれまでよりよくなったことや委託業者が他のクラブでも使用している連絡帳を利用することにより、児童クラブでの様子を保護者に伝えることができ、保護者との距離が近くなった等の話を聞いております。

利用児童からは、児童クラブの活動が楽しいという声を聞いているということでした。

四つ目の御質問であります。備品やおやつ等の購入等に関しては、これまで取引のあった地元の業者をできるだけ利用するよう要望しております。ただし、委託業者が民間事業者なので、地元の業者から取引できない旨、申し出のあったところもあると聞いております。

○議長（沖田 守君） 9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 4月から新たに放課後児童支援員を1人、それから補助員2人の確保が新たにできたということで、それはよかったと思うのですが、4月までの職員の数よりも、これだけふえたということなのでしょうか。退職した方もおられるという話を聞いたので、その辺の説明をしていただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） それにつきましては、民間委託をしてから民間業者さんが探したといえますか、募集をかけて応募してきた方が今のところ3名おられるということでもあります。

3月までの直営でやっていたときの方の中では、民間委託をする段階でおやめになられた方もおられます。

○議長（沖田 守君） 9番、寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） では、その3月までの職員さんと、それから全体ですね、支援員さんも全部含めての人数と、それから4月から民間委託になってからの職員さんの総数というのはどうなっているんです、ふえているんですか、減っているんですか、何人。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 都合1名ふえていることになっていると思いますが。

○議長（沖田 守君） 9番、寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） ということは、1人しかふえていない。民間委託にすることで、1人の方がふえられたということですね。就業時間とかもあるので、職員さんが足りなくなるとかそういうことは別個にしてなんですが、お一人しかふえておられんということですね。

先ほどのお答で、日原ひまわりクラブでは3人、きべっこクラブでは2人の職員さんが従事しておられるということですが、これではお休みをとるのがとても困難な状態になるのじゃないかなと思うんですが、その辺はどのように今されているのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） これはいわゆる委託業者さんに全て雇用されておられるわけですし、例えばつわのっこ専属ですよという方もおられれば、つわのっこに行っていたり、きべが足りないときにはきべに応援に行くとか、青原の方が日原に行くとか、そういうことを今回委託業者さんはやっておられます。そういう中で、また賃金の格差をつけておられることもあるみたいですので。

要は全体の中で、全体で言いますと20人ばかりはおられると思います。そういう方を足りないところがあれば言ってもらって、埋めて運営をしていくというようなやり方を町のときにはあんまりやっていなかったですが、町のときにも現実的にはどうしても人が足りないときには日原からつわのに、ちょっと一時的に応援に行ってくれとかいうことはやっていたわけなんです、そういうことを委託業者さんはやっておられるということなんです。

○議長（沖田 守君） 9番、寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 町の運営されていたときも、ほかのクラブからの応援が行ったりして職員さんが行き来があった、それから民間企業さんになられても行き来があった、どこが変わったんでしょうか。濟いませ、聞き方がまずいですね。町

が運営されているときも、職員さんの行き来は、きべとかつわので行ったり来たりされていたのかもしれませんが、そういう行ったり来たりがあったにもかかわらず職員さんが足りなかった。しかし民間委託にされた場合には、その行き来も同じようにするんだけど今度は足りているということは、一体どこが違うのかなとちょっと不思議なんです。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 町の直営のときには、よっぽどのことがない限りそういうことはしていませんでした。それで今回、今大きな違いはやはり賃金でありまして、賃金をそうやって動ける方については少しアップさせるとか、そういう中で御本人の了解を得ながらやっておるということだと思います。

○議長（沖田 守君） 9番、寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 今回企業に委託することができて、職員の確保ができているというお答えだったんですが、原因というか、それは賃金をアップしたりすることができるようになったから確保できることになったちゅうことですか。企業を委託することで、地域によって賃金の格差をすることができるので、職員さんの確保ができるようになったということですか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） それも一つの民間のノウハウだとは思いますが、まだ2カ月ですんで、今も常に委託業者さんは職員さん募集されておられます。これでもう全てが固まったわけではありませんで、まだまだこれは実際には足りていない状況であるということも聞いていますんで、今も募集をしたり、今も採用をしておるということでもあります。

まだ何分2カ月しかたっておりませんので、議員さん言われますようなことを確定的に今お話することはちょっとできません。

○議長（沖田 守君） 9番、寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 2カ月しかたっていないということですが、早急にその辺を調査されて改善する方向は、どのようなふうにご企業さんが改善されるかというのは見ていただきたいなと思います。

町が、最終的には町が責任を持って放課後児童クラブというのを運営されているので、委託はしているけど町の責任なので、その中での職員さんのやりくりをどのようにしていかれていくかというのは、職員足りないから民間委託ということを選ばれたのですから、そこはしっかり調査しながらしていただきたいなと思います。

それで、先ほどひまわりでは3人、きべっこでは2人ということですが、急な場合はほかから借りてこれるという、現在急な場合はほかのところから職員さんに来ていただけるということですけど、その賃金アップのことですが、ただ賃金アップだけで、それだけができるものなのかなというのが一つ不思議なのと。

それから、賃金アップということに関しては、益田とか吉賀ではかなりいい時給を出されているということは、実際に働かされている方からお聞きしたんです。それ民間企業に委託しなくても、企業委託をしなくても益田とか吉賀ではされているということと私は思ったんですが、地域の運営委員会とかがされている場合もありますけど、そういうことを選択肢をもっと持ってほしかったな、今もう民間委託を始めてしまったので今さら言うのもあれなんですけど、その選択肢を持ってほしかったなということを思います。

それで、同僚議員が昨日質問した中に、5月に入り支援員が配置されていないことが判明したということをお答えの中であったんですが、月1回、2回、企業の方と状況の報告とかをやりとりをされている町自身がやりとりをされてお答えをいただいた中で、何で5月に入るまで支援員さんが足りていないということがわからなかったんですか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 私がいつも委託業者さんとお話をしているわけでは
ありませんので、そのことを私が確認したのが5月でしたということでした。

○議長（沖田 守君） 9番、寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 今ちょっとすごい問題な発言をいただいたような気がするんですが、課長は把握していないけど、誰かは把握をしていたということに受け取ってもよろしいのですか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 私が聞いたのが5月だったんですが、ちょっと担当
者が業者と、委託業者さんとお話の中でどういうことになっておったのか、私もちょ
っと今は確認をしておりますので。

○議長（沖田 守君） 9番、寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 国が定めた基準の中で、支援員さんがおられるところ、
各事業所に支援員の資格を持っておられる方がいないといけないということがたしか
あったと思います。その確認を企業に委託されてすぐの時点で確認がとれないとい
うのは、かなり問題なことじゃないですか。

ずっと何年も委託している間、途中抜けていたというならまだわかりますが、これか
ら未知の世界に突っ込んでいこうという中で、大事な大事な子供たちを預かっていただ
くという、その場面に支援員さんがちゃんとおられるかどうかというのを把握きちん
とされていなかったというのは、すごく私はびっくりしたんですが。

その、今何て言われましたっけ。5月に支援員が配置されていないことが判明したと
いう、そこまでのいきさつを課長は御存じなかったというのもすごくショックで、なぜ
5月に入った時点で、配置が行われてなかったというところの原因究明はされなかったん
ですか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） それは委託業者ともちょっと話をして、どういう状況でそういうふうになっていたかという中で、それまで全ての日にちに支援員が配置されていなかったというわけではなくて、抜けている日があったということで聞いております。そういう中で、委託業者には当然のようにそういうことがないようにというふうに指導をしたところであります。

○議長（沖田 守君） 9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 委託業者は、導入されるときの説明で全国的に展開をされておるというて、すごくノウハウを知っておられて、そんな大きなミスを犯すような企業ではないというようなイメージを私は受けていました。

それで民間委託ということ初めて町がするので、児童クラブについてもうちちょっと慎重に調べられたらいかがですかということをお聞きしたときに、以前委託がもう決まっているので、委託が始まってからしっかり調べますねというお答えをいただいていたので、この1カ月間支援員の方がおられない状況が、まさか起こるとは思わなかったもので、びっくり仰天してしまして。それで今、その後どういう再発の防止策をされたのかなというのが、ちょっと余り詳しくいただけなかったんで、その辺をもう少し詳しく、再発しないため、そういう防止策をとるためには、どのように企業さんとお話をされたのかなと。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） そのとき以降は、できるだけ私のほうが、委託業者が訪問時には一緒にちょっと話を聞きながら、その辺が今後同じようなことが起こらないように、そこの話と一緒に入りまして確認をしていきたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 9番。

○議員（9番 寺戸 昌子君） いやいや、今からじゃなくて、これまでは何をしてこられたのかなというのが一つ疑問と。あと、とても大きなミスというような気がするもので、企業さんのこの対応の仕方はどのようにされたのかな、どういうふうなお話があったのかなということをお聞きしたいんですが。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。詳しく、もうちょっと当初の企業の従業員の体制がどうであったのかというような確認のところからしっかり話さないと、行ったり来たりする。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 私のほうでも、どういうことでそういうことになったのかというところで確認をしました。当初は、きべにつきましては、お一人ほど支援員をやっていただけという方がおられたということをお聞きしておまして、その方が3月ぐらいに急遽やっばりやめるということをおっしゃったと。それから大至急で、企業のほうは人材探しをしたところでありますが、そこが間に合わなくて一時的にいない日があったり、またはほかのクラブから応援を送ったりとしたというふうにお聞きしております。

○議長（沖田 守君） 9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） その報告は5月時点ちゅうことになるんですか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） そうですね、はい。

○議長（沖田 守君） 9番、寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） いやいやいや、これは支援員さんが急に退職されたので、ちょっと支援員さん足りなくなるんで、どうしようという相談があるのが普通かなと私は思うんですが、その辺の連携がちょっと企業さんと町側の連携がとれていないんじゃないかなと私は、かなり不安を今思っておりますが。

国が定めた基準というのは、同僚議員の質問のときに補助金は返さなくていいぐらいの軽い、ちょっと国の基準から外れたものだよというような感覚を私は最初は持っていたんですが、そのお話を聞くと。もしこのままわからなかったらどうなったんだろう、子供たちは。国が指定するものをちゃんとクリアできないまま、ずっといつてしまったんじゃないかなという。

一番大事なのは子供たちで、それから働かれる職員さんも責任を持って働いておられるので、その職員さんの立場も守ることをしていただかないと、本当に就業時間短い中で賃金もそんなに高くない中で、子供のためにと行って支援員さんも補助員さんも働いておられるので、その点はもうしっかり連携をとって、津和野の子供をしっかり育てていくんだよということを、意思の疎通を本当しっかりしていただかないと、これから先が非常に不安でたまりません。何か改善策を考えておられますか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 議員おっしゃられるとおりでありまして、町としましてもこういうことがあったということにつきましては、率直におわび申し上げるところであります。委託業者のほうにも先ほど申し上げましたが、今後こういうことのないようにということで十分指導をしたというつもりであります。

今後につきましては、先ほどもまた申し上げましたが、当面の間、事業者の訪問時には私も一緒に同席をしまして、最近の状況、現場の報告、その辺を受けていって、もし指導しなければいけない点がありましたら指導していきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） それから、私、委託をされている放課後児童クラブを1回ずつですけど全部訪問させていただいて、畑迫のほうもちょっと訪問させていただいて、ちょっとですけどお話を聞いた中で、社会保険はどうなっているのか。それは5月ぐらいなので、まだわかっていなかったのか、社会保険は一体どうなるのか、それは私まだ知らないんですとかいう職員さんもおられたんですが、待遇改善の中に社会保険も入りますよという言葉があったと思うんですが、その辺は職員さんどのようになっているんでしょう。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 以前の説明の中にも、全ての方が社会保険の対象になるということではなかったと思います。そういう中で、各クラブの、いわゆるそこで責任者のな方、いわゆる時間数が一番多い方になる方になろうかと思いますが、そういう方については現在社会保険に加入されておられていますが、4月から加入となっている方がおられます。

○議長（沖田 守君） 9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） その点は安心しました。

それから、お話する中で、今まで全て町に何でも気になったことは町には相談できたんだけど、町に相談するべきか、それとも企業さんに相談するべきか、電話一本で企業さんにはつながるとのことだったんですが、どこら辺はどこに相談していいかがわかんないんですよという言葉をお聞きしたんですが、そういう辺の線引き、こういうことは町のほうに相談、こういうことは企業のほうに相談してくださいというものはあるんです。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 特にそういう線引きはありませんけど、基本的にはこれは別に児童クラブだけではなくて、いわゆる民間業者になり、仮に指定管理なり、いろんな意味で委託業者のほうにしておりますので、そこで働いておられる方については、その企業さんに、委託業者さんにまずは相談をするということが、本来の筋ではないかと思われま。

ただし、例えば緊急のお子さんが何かけがをしたとか、救急車で搬送をされなければならないというようなときには当然、委託業者には連絡当然入るでしょうが、どちらからか、そういう場合はもしかしたら委託業者さんに連絡することも当然ですが、緊急時にはこちらにもというのは一応お伝えをしたようなことがあると思います。

○議長（沖田 守君） 9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 緊急事態が起きたときに、町にも連絡するし、企業にも連絡するしというのはとても大変なことだと思います。先ほど2人しか職員さんがおられないところもあるので、1人は子供の対応、1人は連絡ということになると思うので、その辺はしっかり、緊急の場合は、まず町にしてください、町が後はやりますとか、まず企業に連絡してください、企業が町に連絡しますとか、その辺はきちんと決めておいていただかないと、本当に子供は何が起きるかわからないので、その辺きちっと線引きをしていただかないと、企業さんが受け持つところ、町が受け持つところをしっかりと線引きをしていただかないと、働いておられる方が大変な思いをされると思います。

それと、放課後児童クラブをととても子供たちが楽しんでいるということですが、町が直営のときもとても楽しんでおられたわけですが、連絡帳を利用することで保護者との

距離がとても近くなったというお答えをいただいたんですが、これ企業さんのきちっとしたこういう連絡帳というのはあると思うんですが、町が直営というか町が運営されていたときは、連絡帳をつくろうと思えばつくれると思うんですが、これはなぜつくられなかったんですか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） なぜつくられなかったと私に聞かれてもよくわかりませんが、以前からそういうものは、保育園のようなものは、保育園で使っているようなものは、各クラブではなかったということでもあります。

○議長（沖田 守君） 9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 保育園でやっている、保育園さんでもう既に町としてはそういう経験があります。まして放課後児童クラブの前は学童保育ということで、保育園に子供がいるという、小学生の子がおるということもあったので、その辺は企業委託する前に気づいていただきたかったなと思います。

それで私いろいろ今お聞きした中と思うんですが、今企業さんが入っているような連絡帳ができたりとか、給料がアップしたりとかいうことがあるんですが、このノウハウをいただいて、来年度からはやはり町が運営するべきだと私は考えます。委託業者との連携のとり方が非常に不安です。最初の4月がやはり移行期が大変、子供は何も環境変わらないと言いますが、その移行期にいろんなことが何でも起きるはずのところで連絡不足とか連携不足ということが出てきています。これから先、子供たちを預けていくには、やはり町が責任を持って津和野町の子供として預かる、放課後児童クラブで預かるべきと考えます。

先ほど賃金のことで、職員の確保ということができたんじゃないかというのもありますので、吉賀町さんとか益田市さんとかがやっておられる放課後児童クラブを研究していただいて、賃金面のアップとかを町の運営でもできるような気がするのですが、ぜひ町の運営に戻していただきたいのですが、いかがでしょう。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 益田市においても全てが市営でやっておられるわけではありませんが、ほとんどが委託であったと思います。一部直営の部分があるかなとは思いますが。

本町としましては、まず今年度初めてでありますので、そういう中で、先ほど申し上げましたが見直すところは見直しながら、またはきちんと指導體制をつくりながら、しっかりやっていきたいと思っております。

もしくは、昨日の議員さんの御質問の中に最後に一部ありましたが、万が一、例えば地域で地元でやりたいということであれば、そういうことは可能であるということではありますが、町の直営に戻すということは現在のところは考えておりません。

○議長（沖田 守君） 9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 畑迫地域では、地元で手を挙げられて、地元で運営して、放課後児童クラブをされています。ですので、ぜひ地元で手を挙げやすいような環境をつくっていただけたらと思うんですが。

同僚議員も質問していましたが、今現在町が委託料として払っているあじさいクラブに対する金額と、民間の企業さんが計算された、もしうちが預かるんだったらこれぐらいの金額ですねという試算が出ていましたが、その差額が余りにも大き過ぎるので、その辺は地元の運営ができるように考えていただけたら、運営がうまくいくように、手を挙げやすいようにと考えていただけたらと思います。

ぜひ地元で運営できるよう、益田で私の知人も運営委員会を立ち上げて、地元の小学校の子供たちを預かっておられる方もおられますので、そういう力、津和野町にもあると思いますので、バックアップしていただけたらなと思います。

では、次の質問に移ります。子供の医療費についてです。

子供の貧困が全国で広がっています。津和野町でも例外ではありません。平成28年度の就学援助率が13%となっています。10人に1人の子は就学援助を受けています。子供の貧困は重要な問題です。

そのような環境で子供の医療費は保護者にとって大きな負担となっています。子供の医療費を気にかけて病気やけがの受診をためらってしまうことは重症化のおそれもあり大変な苦悩になります。

津和野町では既に中学生までの子供の医療費の無料化を行っています。子育て世帯からは、医療費を気にすることなく早期に医療機関を受診することができる。大変助かっているという声をお聞きしています。

全国の自治体でも子供の医療費の無料化は進んでいます。この4月から国は、子供への自治体による医療費助成が全国に広がったことを踏まえ、未就学児までの助成に対するペナルティーを廃止にしました。これは津和野町を初め全国の自治体が努力し、子供の医療費を助成してきた成果だと思います。

大阪府の摂津市では、子供医療費の無料化は1973年に初めており、ゼロ歳児から段階的に年齢を引き上げてきました。ことし4月からは18歳までの通院、入院に係る費用を無料に拡大しています。森山一正市長は、

市の国民健康保険ベースによれば、子供のレセプト件数は無料化の後でも急増しておらず、安易な受診がふえているとは言い切れない。子供はちょっとした変化で受診することで、早期発見につながることもある。長期的に見れば、医療費は減ることになる。

と述べられています。地方が発信し、国を動かし、住民の福祉を守ってきました。

そこで以下の点について質問します。

保護者の収入の格差が、子供の健康に影響を及ぼすようなことがあってはいけません。また、子育て世帯の定住のためにも今の中学生までの医療費無料化を高校生まで引き上げ、より安心して子育てできる町にするべきと考えますがいかがでしょうか。

高校生までの医療費を津和野町で無料化した場合、町の財政負担額は幾らでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、子供の医療費についてお答えをさせていただきます。

まず、1番目の御質問であります。平成29年度において、島根県の乳幼児等医療費助成事業の上乗せ分として医療費無料化を実施している市町村は、県内19市町村中、就学前までが2市、小学校までが1市、中学校までが10市町、高校までが2町村となっております。

本町においては御存じのとおり中学校までの医療費を無料化しておりますが、現在の財政状況等を考慮すると、現時点での高校までの医療費無料化については困難と考えております。

二つ目の御質問であります。町内の高校生の医療費が幾らかかっているかということは、資料がなく不明でございますが、参考として、平成29年度の町内中学生への医療費助成額としては266万円程度となっております。

○議長（沖田 守君） 9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 中学生の医療費補助額が266万円ということで、多分高校生も266万円に近い数字になるというお答えだったと思うんですが、その266万円、津和野町の一般会計予算がたしか90億ぐらいありますが、266万円というお金を出すことができないというのがちょっと不思議です。

町長は、これから先、津和野町を存続させていくため、発展させていくためには、やはり人口増を若者の定住が不可欠ということを一—あ、人口増じゃなくて維持か、ということをおっしゃられたので、この点では一致しているなと思っていたのですが、高校までの医療費無料化を県内では2町村しかしていないということです。ということは、3町村目に入れば、津和野町は3番目に高校生まで無料にしているんだよということを主張できます。

若い子育て世帯に話をすると、今中学校まで医療費無料化なので、「あんた子供を産んだら津和野町においでよ」ということを言うと、「無料化はいいね、いいね」ということをよく皆さん言われます。本当ちょっとくしゅんと言って、子供が風邪を引いたなというところで病院に連れていくのは、おじいちゃん、おばあちゃんからすれば、あんたちょっと過保護過ぎだよという気がするかもしれませんが、子育て中のお父さん、お母さんは、昔と違って相談する人がなかなかいません。やはり病院に行って、あ、「これは大丈夫だよ。暖かくして寝ていたら大丈夫だよ」と一言言っていただだけでも全然、子育ての世代にとっては負担が軽くなると思います。ですので、ぜひ高校までの医

療費の無料化を考えていただきたいのですが、260万円というのはそんなに出せない金額でしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） やはり266万円というのは認識の差かもしれませんが、町全体の財政を預かっておるものとしては、全体では今回補正予算も86億円ということで提案させていただいておりますけれども、それは一つ一つの積み上げであって、やはり一つ一つの事業を精査した中で、大変大きなウエートを占める金額であるなどというのが、まずは率直な感想であります。

ただ、ああして、子育て支援中心に人口減少対策にも取り組んでいかなきゃならないという中で、さまざまな施策も町としてもやってきております。ほかの市町村と比べると十分ではありませんが、保育料についても第2子は半分、第3子は無料化というような形でも進めているところではありますが、それ以上にサービスをしている町村との競争ということになると、やはりどうしてもおくれをとっている——おくれをとっている言い方がふさわしいかどうかわかりませんが、サービスがそこまで充実しているということではないということでもありますので、その辺をどう受けとめてやっていくかということになるんだろうと思います。

財政的な考えの中でいくと、御承知のとおり来年の10月から国の施策として、保育料が完全無料化になるというようなことも予定されているということでもありますので、そこで町の財源というものがどの程度、今までも2分の1程度ということですから、2市の。ですから3市の全額というようなところでもございます。

どこまで財政的に財源が影響があるかどうかはわかりませんが、そうしたことも加味しながら、そしてまた来年10月時点での全体としての財政の状況というものを勘案しながら、またどういう充実した子育て支援策ができるのかということは検討はしてみたいというふうに思っております。

ただ、御承知のとおり、本町も津和野町女性会議というものを設けておりまして、まさに女性や子育てをされる皆さん方の率直な意見をもとに応援をしようということに取り組んでいるところでもありまして、実際に特定不妊治療の助成でありますとか、それから産前産後のケアでございます。これはまだ十分な形ではできておりませんが、それでも一歩進み始めているということでありまして、実際そういうところにもお金はかけているというような状況でもございます。

こうした中で、単にサービスをお金の面で充実していくことだけが本当に子育て支援になるのかということ、疑問を持っておられる御意見も聞いてもいるということでもありますから、今後本当に費用対効果の高い、町民の皆さんに納得していただける、そういう子育て支援策という面において、医療費を高校生まで無料化するのがいいかどうかということも含めて検討させていただきたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） ぜひ若い方々とお話をされたり、いろんな検討をして、高生までの医療費無料化がその視野の中に入れていただけたらと思います。では、次の質問に移ります。救急医療体制についてです。

先日、地域で20人ほどが集まり昼食をとっているとき、一人の方が急に体調を崩し119番通報を行うことができました。幸い適切に対処していただき病院で治療を受け回復することができました。突然起きるこのような事態に、その辺に居合わせた人はパニックになりがちで、あらかじめ知識や情報を持っていることが大切だと痛感しました。

地方における救急医療体制は、医師不足や医学の進歩により変化しています。10年前、20年前のイメージを持っている住民も少なくありません。

現在の救急患者の搬送は救急車のみではなく、ドクターヘリでも行われる場合があります。複雑になっています。救急車で搬送されたが途中でドクターヘリにかわり、結局は益田日赤に運ばれた。初めから救急車で益田日赤に運ばれなかったのはなぜなんだろうと疑問を抱く住民の声もあります。

そこで、以下の点について質問します。

救急患者として搬送される場合、運ばれる方法や病院はどのようにして決まるのでしょうか。

また、救急車が到着する前に居合わせた住民がAEDを使い、命を救う場合もあります。行政の責任で自治会や町内会の集会所、災害時の一時避難場所となっている場所にもAEDを設置するべきではないかと思います。現在のAED設置場所の基準は、どのようになっているのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは救急医療体制について、お答えをさせていただきます。まず一つ目の御質問であります。搬送方法については、救急車での搬送とドクターヘリによる搬送が考えられます。緊急通報受診の際に、通報者との通話において消防本部の通信指令室が必要と判断すれば、この段階でドクターヘリを要請します。また、救急隊員が現場到着後、必要と判断すればドクターヘリを要請することもあります。ドクターヘリを要請した場合であっても、ヘリ搬送するか救急車での搬送とするかは医師の判断によります。ドクターヘリは搬送手法以上に、患者により早く医師の診察を受けさせることが主目的であります。

搬送される病院の決定につきましては、益田日赤、医師会病院及び六日市病院が救急指定病院に設定されており、原則としては、この救急指定病院に搬送することになります。かかりつけ医への搬送を考慮しなければならない場合は、患者からかかりつけ医を聞き取って、受け入れ可否の確認をとった上で搬送いたします。受け入れ可否の連絡をとり、医師の判断により津和野共存病院に搬送する場合がありますが、これは日中に限定されるものであり、ほとんどの搬送先は救急指定病院となります。

二つ目のAEDについてであります。厚生労働省がAED設置基準のガイドラインを定めており、人の集まる場所や救急隊の到着まで時間のかかる場所などへの設置が望ましいとされております。具体的には駅、空港、デパート、役所、公民館、学校、ホテルなどであり、本町内では現在57カ所に設置してあり、学校、役場、集会所、保育園、事業所、スーパーなどに設置してございます。

避難所への設置については、指定避難場所全てに設置するには至っていない状況です。また、一時避難所は本来、長時間の避難や滞在を想定した避難所ではありませんので、まずは指定避難場所へのAED設置について、今後検討したいと考えております。

○議長（沖田 守君） 9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 国のガイドラインに沿ってAEDを順次設置しておられるということですが、指定避難所へのAEDの設置はもう本当に、これは緊急の課題だと思いますので、ぜひ設置していただきたいのですが、大体どのくらい時間がかかるのかは、どうでしょう、もしわかれば。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） AEDの設置につきましては、今町長が答弁したように、また議員さんからも言われましたように、厚生省の設置基準、ガイドラインがありますので、それに沿って設置をさせていただいております。今、指定避難所が27カ所、指定避難所にしておりますけれども、そのうちこの厚生省の基準ガイドラインによって設置をしておりますのが21カ所ございます。あと残り6カ所という状況でございますので、その6カ所についていろんな経費等もかかると思いますので、そういったところを見ながら設置に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） ぜひ急いでいただきたいと思います。

それとガイドラインというのは、やはり大まかな指針で、日本全国を見渡した指針なので、津和野町としてはどうだろうということをもう一度見ていただきたいと思います。というのが、今回私が居合わせた緊急事態の場所には、AEDはありませんでした。その時は使わなくて済んだのですが、使う必要が全くなかったのですが、もしそのときにAEDが必要な場合だったら、どこへAEDをとりに行けばいいかがわかりませんでした。そういう地図を町民の皆様のところには届いているのかもしれませんが、私が見落としているのかもしれませんが、ここの集会所だったらここへ早くとりに行きましょうという、そういうのがあったらありがたいというのが一つと、私が居合わせた場所に一番近いのはシルクウェイだと言われました。ところがどっこい、シルクウェイには車で運転していかないと、とても走ってはとりに行けません。地域の集会所なのですが、もしそういうことが起きた場合、走ってとりに行ける場所があるとありがたい。

本当はその自治会の集会所とか、そういうところに設置をしていただきたいのですが、走ってとりに行ける場所に設置していただけるようなことも考えていただきたいというのと、青原だと、たしか公民館と小学校にAEDがあったと思います。結構近いところにあるのです。そういう距離のこととか、あといろんなガイドラインの中にあるのかもしれませんが、津和野町の現状に合わせて、ガイドラインにはないけど、ここには置いたらいいよなというのがあるのではないかなという不安があります。それでそれを町が探すのは何なので、やっぱりここにはAEDが欲しいのだけどという手を上げていただいて、ここならちょっとガイドラインから外れているけど、本当に必要だなというところに設置していただけたら、先ほどの6カ所が済んだ後ですけど、そういうことも検討していただけたらと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） AEDの町内への設置場所につきましては、現在、益田広域消防のホームページがありますけども、その中で町内のAED設置場所ということで掲載をさせていただいております。それから議員さん言われますように、緊急時に、いろんなことが想定されます。議員のお気持ちはわかるのでありますけれども、あらゆるそういった場所に、全てにおいてAEDを設置するというのはやはり困難であります。そういった状況の中で、まずは厚生省のガイドラインに示されている場所について設置をしていく。そして先ほどもお答えをさせていただきましたけれども、避難所として指定されている指定避難所等について、そういったものを設置していきたいというふうに考えておるところでありますので、どうか御理解をいただきますよう、お願いいたします。

○議長（沖田 守君） 9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） なかなか難しいとは思いますが、まずその指定避難所がないというのは問題というか、万が一、いろんなところで今地震があつて、つい昨日も大阪のほうで地震があつたりしているので、そういうガイドラインに載っている必要なところにまずしていただいて、そこからまた新たに考えていただけたらなと思います。

では、これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（沖田 守君） 以上で、9番、寺戸昌子君の質問を終わります。

以上で、2日間にわたりました一般質問を終わらせていただきます。

○議長（沖田 守君） 本日の日程は、これで全て終了いたします。

本日はこれで散会といたします。御苦勞でございました。

午後3時02分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 30 年 第 4 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 4 日)

平成 30 年 6 月 20 日 (水曜日)

議事日程 (第 4 号)

平成 30 年 6 月 20 日 午前 9 時 00 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 68 号議案 藩校養老館調査保存修理工事請負変更契約の締結
について
- 日程第 3 町長提出第 69 号議案 平成 29 年度津和野町立学校施設空調整備工事請
負変更契約の締結について
- 日程第 4 町長提出第 70 号議案 平成 29 年度中座地区下水道管布設工事請負変更
契約の締結について
- 日程第 5 町長提出第 71 号議案 小型動力ポンプ付普通積載車の取得について

- 日程第6 町長提出第72号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第7 町長提出第73号議案 津和野町日原賑わい創出拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第8 町長提出第74号議案 つわの暮らし推進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第9 町長提出第75号議案 津和野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第10 町長提出第76号議案 津和野町伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正について
- 日程第11 町長提出第77号議案 津和野町立小中学校施設設備の利用に関する条例の一部改正について
- 日程第12 町長提出第78号議案 平成30年度津和野町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第13 町長提出第79号議案 平成30年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 町長提出第80号議案 平成30年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 町長提出第81号議案 平成30年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 町長提出第82号議案 平成30年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 町長提出第83号議案 平成30年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算(1号)
- 日程第18 町長提出第84号議案 平成30年度津和野町診療所特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 町長提出第85号議案 平成30年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 町長提出第86号議案 平成30年度津和野町病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第21 町長提出第87号議案 平成30年度津和野町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第22 町長提出第88号議案 平成30年度津和野町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第23 請願第1号 津和野町役場本庁舎の津和野地区への移転と新築を求める請願について
- 日程第24 各委員会から閉会中の継続調査の申出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 町長提出第68号議案 藩校養老館調査保存修理工事請負変更契約の締結について
- 日程第3 町長提出第69号議案 平成29年度津和野町立学校施設空調整備工事請負変更契約の締結について
- 日程第4 町長提出第70号議案 平成29年度中座地区下水道管布設工事請負変更契約の締結について
- 日程第5 町長提出第71号議案 小型動力ポンプ付普通積載車の取得について
- 日程第6 町長提出第72号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第7 町長提出第73号議案 津和野町日原賑わい創出拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第8 町長提出第74号議案 つわの暮らし推進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第9 町長提出第75号議案 津和野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第10 町長提出第76号議案 津和野町伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正について
- 日程第11 町長提出第77号議案 津和野町立小中学校施設設備の利用に関する条例の一部改正について
- 日程第12 町長提出第78号議案 平成30年度津和野町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第13 町長提出第79号議案 平成30年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 町長提出第80号議案 平成30年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 町長提出第81号議案 平成30年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 町長提出第82号議案 平成30年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 町長提出第83号議案 平成30年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算(1号)
- 日程第18 町長提出第84号議案 平成30年度津和野町診療所特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 町長提出第85号議案 平成30年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 町長提出第86号議案 平成30年度津和野町病院事業会計補正予算(第1号)

日程第 21 町長提出第 87 号議案 平成 30 年度津和野町水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 22 町長提出第 88 号議案 平成 30 年度津和野町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 23 請願第 1 号 津和野町役場本庁舎の津和野地区への移転と新築を求める
請願について

日程第 24 各委員会から閉会中の継続調査の申出について

出席議員（12 名）

1 番 草田 吉丸君	2 番 米澤 宥文君
3 番 川田 剛君	4 番 道信 俊明君
5 番 板垣 敬司君	6 番 丁 泰仁君
7 番 御手洗 剛君	8 番 三浦 英治君
9 番 寺戸 昌子君	10 番 後山 幸次君
11 番 岡田 克也君	12 番 沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	山本 慎吾君		
つわの暮らし推進課長			内藤 雅義君
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	下森 定君
農林課長	久保 睦夫君	商工観光課長	藤山 宏君
環境生活課長	益井 仁志君	建設課長	木村 厚雄君
教育次長	渡邊 寛夫君	教育次長	齋藤 道夫君
会計管理者	青木早知枝君		

午前 9 時 00 分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。6 月定例会最終日を迎えました。きのうに引き続いてお出かけをいただきましてありがとうございます。

これから4日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は全員の12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、9番、寺戸昌子君、10番、後山幸次君を指名します。

日程第2. 議案第68号

○議長（沖田 守君） 日程第2、議案第68号藩校養老館調査保存修理工事請負変更契約の締結について、これより質疑に入ります。ありませんか。1番、草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 参考資料のほうでちょっとお聞きをしたいと思いますが、少し変更が出ているようでありますが、元の剣術教場のほうが特に変わっているかなというふうに思いますが、これは当初、こういったことはわからなかったから変更されているというふうに思いますが、これは、何か床を剥いだりして、基礎があつてこういうことが判明したのか。そのあたりをお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 齋藤教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） おはようございます。

御質問の件ですけれども、剣術教場、北棟ですけれども、こちら側につきましてはこの今回の、まず修復工事なんですけれども、正式な図面というのはございませんので、明治期に陸軍省が作成しました養老館並びに操練所図面という図面がありまして、こちらのほうでまず長さが書かれているものがございます。あと、大正時代になりまして、津和野藩の加部巖夫という人が記憶をもとに平面図を描いて残しておりますが、それをもとにしております。

今、御質問の当初の平面図で、変更後の平面図で和室等間取りが違うんですけど、これにつきましては当初は今の加部巖夫の記憶をもとにして描かれたという平面図をもとに、その部屋の存在自体は確認していたんですけども、実際建物を解体しまして、その礎石ですとかあと柱の梁の跡とか構造とかいうことを調べまして、結局こういう部屋の間取りであったということで確認して復元をしております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 仮契約は5月16日となっておりますが、約1月後のこの提出ですが、この図面で行きまして、元の図面で資材等は既に購入されていたのか。例えば、上に行けば板張りになっていきますね。この部分等の補正というか追加予算なのか、そこんところお願いします。

○議長（沖田 守君） 齋藤教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 資材等につきましては、手配の関係もございますので、この段階ではもう準備をしております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 内部構造変更についてお尋ねをしたいんですが、今同僚議員も言いましたが、土間やら畳の間がいろいろ変更されております。出入口も4カ所ぐらい変更になっておりますね。それと、大変気になるのが支柱間の寸法、要するに総延長、大工さんが言われる「い」から横へ並べて「いろは」で順番をつけていかれるんですが、これの支柱間の寸法が図面でちょっと違うんじゃないかというふうに思っておりますが、当初設計図より変更の部分が、検討委員会の指示でこういうふうに変更されるか、また国・県の指導のもとで変更されるのか、変更金額が大きいということは、梁やら土台、柱や母屋といったものが大きな当初計画よりも腐食が多かったのものでそういうもので増額になったというふうに理解はしておるんですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（沖田 守君） 齋藤教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） ちょっと大変申しわけないので、訂正させていただきますけども、上の図面、変更後の図面、北棟ですけども、この柱間の距離というのはこれで間違いはないのですが、今ちょっと検算しますと、今ちょっと字が小さくて申しわけございませんが、23725とこの建物の長さが書いてありますが、この柱間を足しますと23679になりますので、46ミリですか、46ミリほどちょっとこれ数字が違います。柱間のほうが正しいのでこの幅のほうは口頭ですが訂正させていただきます。

それから、さっき御質問の件ですけども、先ほども言った話と若干繰り返しになりますけども、図面上、この和室の部屋があるというのは把握してございましたので、当初の平面図でも和室を入れておりますけども、その後全解体したときに、この柱の痕跡です、梁ですとかほぞ穴ですとかそうした痕跡、あと下も、埋蔵のほうも発掘のほうもしておりますので、そちらのほうで礎石等の痕跡を確認をして、和室の配置を決めております。

それから、こちらの北棟につきましては、もともと養老館というのは下中島のほうにあったんですけども、火事で焼失をしまして、今の位置に移築、再建されて、それから廃藩置県がありますので17年間、現在のところで藩校として使われておりました。藩校が閉校しましてからは、郡の特産品を展示する集散館ですとか、あと郡役所、町役場、使われてきました。昭和45年に全面改装しまして、民俗資料館と図書館、南棟を図書館、北棟を民俗資料館という形ですとずっと使用してまいりました。このときかなり大改修されて、北棟につきましては建物自体が切り詰められております。その関係で今の大きさになっているわけですけども、実際、その解体をして柱の跡とかを調べた結果、上の

ような柱間の寸法になるということがわかりましたので、若干変更前の全長と長さが変わっていると思いますけども、それにつきましては復元の結果、この大きさになったということで御理解をいただいたらと思います。

あと、この北棟、南棟共に土間があったことが発掘の調査によって確認できておりますが、今、ここの施設の活用については活用検討委員会のほうで検討しておりますので、まだ具体的な方向性というのはまだお示しできませんけども、ただ北棟につきましては、そういった形で切りつめられて元の大きさではないということがわかっておりますので、こちらにつきましては、図面でもわかりますように土間の部分に板を張りまして、講義とか研修、あといろんなことができるような形での今、活用の方向で整備を進めております。そういった形で、変更前の図面と変更後の図面というのが変わっておりますのを御理解いただいたらと思います。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 建物の北棟の距離が違う、延長が違うのは、次長さんが計算されて23679になったというふうな御説明がありましたが、当初図面が23メートル53センチ、それから変更図面で23.725、19センチ5ミリ、これも延長が違うというようなことは大変おかしいんです。何ぼ当初平面図をつくられて変更しても距離は変わらない。建物の距離は変わらないはずなんですけども、そういったところの設計士さんはどういうふうなこの考えで距離を、寸法を入れておられるのか、実測されておるのか、そこがところが大変疑義を感じておるんですけども、今後はこういう図面の提示なんかはですね、十分気をつけられて見ていかれんと、家を建てるのに寸法が違うじゃ何ちゅうのは考えられません。一つずつの柱の支柱間を考えていって、それと総延長が違うちゅうような家は絶対建つようなことはないんです、何ぼ古うても。じゃけやっばり、設計士さんにこれは徹底的に聞かれて、何が原因でこねいな数字が出てきたんか、しっかり何をして、また聞いておいていただきたい。このように強く要望しておきます。

○議長（沖田 守君） ほかに。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） るる説明がございましたが、当初設計から変更になった理由というのは大体わかったんですけども、発掘するまではわからなかった部分で、この当初の部分においては発掘したらわかってきて最終的にはこの形になるだろうという考えで設計されていたのか、それとも当初設計の状態ではここまで至ると思っていなかったのか。もし、今後いろいろ調査していく中で、入口がふえたりですか土間がふえたりとかしているわけじゃないですか。また、わかった場合、ここには実はこういうものがあったんだといった場合、また変更になっていくのかなど。それ、どこまで戻していくのかというのが、我々から見ても知らない部分が多くて、ここまで忠実に再現されたんだというのが当初設計を見ても変更図面を見ても、正直どちらが本物でしょうと言われてもわからないぐらいのレベルの復元だと思うんです。

それ、どこまでの復元を目指されているのか。また、それは町の考えなのか、それとも文化庁からここまでやりなさいよという部分で行っているのか。3,000万円の増額ですので、どのあたりの予算の経緯があったのかをお示しいただければと思います。

○議長（沖田 守君） 齋藤教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 今、御質問のあった件ですけれども、北棟につきましては当初半解体とあって、骨組みを壊さずに解体をして修理をするという方向でいたようですが、結局解体をしてみますと、かなりその部材の傷みがひどいということもあって、結局南棟と同じように全解体という形でやったわけなんですけれども、当初、南棟につきましてはごらんいただいてわかると思います、ほぼ変わりがない、そんなに大きな変動、あと東側に入口があったというのは解体の結果わかって復元さしていただいたんですけれども、ほかについては土間があって、畳の間があって、板の間があるというところはわかっておりましたので、それについて大きな変更はないんですけれども、北棟につきましては、やはりかなり改修がされておりましたようで、解体しないとわからない部分がほとんどでした。

南棟、北棟、両方について言えるのは、解体の結果、殿様がその練習を見に来られる上段の間というのがあるんですけれども、その存在が確認できたということで、以前はなかったその殿様が出入りする入口というのを今回、設けておりますけれども、そういったことも解体の結果、判明したということです。

ただ、ここにつきましては、写真等ですとか正式な図面というものが残っておりませんので、どのようにもとに戻すかというのは、今の発掘ですとか解体の結果でしかやりようがないところがございます、今後例えば、古い当時の正式な図面ですとか、写真ですとかというのが出てくれば、またそこでちょっと検討の余地があるかと思うんですけれども、今の現在の改修につきましては、この施設が県の文化財指定となっておりますので、まず県の文化財課と当然協議をさせていただきます、それから県の文化財保護審議会の委員さんにも現場に来ていただきまして、見ていただいて、御意見をいただきまして、また町の当然文化財保護審議会のほうにも諮りまして、変更については決定をしております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） このたびの変更契約でありますけれども、先ほど同僚議員からも指摘がありましたように、数字が違ふとか、いろんな意味でもう少し厳密に行っていかなければわからないということを痛感します。

今後、3,000万の変更契約であります。かなりの大きな金額でもありますので、今後は重々にこのようなことがないように進めていただきながら、今回はもう変更契約を認めるしかないと思いますので、賛成はいたしますが、今後このようなことがないように重々に注意をして進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第68号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第68号藩校養老館調査保存修理工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第69号

○議長（沖田 守君） 日程第3、議案第69号平成29年度津和野町立学校施設空調設備工事請負変更契約の締結について、これより質疑に入ります。ありませんか。ありませんか。10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） これも先ほどもついでですが、変更金額が245万ばかりの変更であります。こういった機器の熱交換機の防護柵等の設置が両校とも抜けておったというふうな説明であったろうと思いますが、こういったことは当初予算でもうわかるはずなんです。一旦当初の設計の段階で、もっと精査をして発注をされるべきじゃないかというふうに考えておりますが、その点いかがでございますか。

○議長（沖田 守君） 渡邊教育次長。

○教育次長（渡邊 寛夫君） 後山議員のおっしゃるとおりでございます。当初からこういう生徒、児童の安全性を考慮して防護ネットを考えておけばよかったなと思っております。今後は気をつけたいと思います。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第69号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第69号平成29年度津和野町立学校施設空調設備工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第70号

○議長（沖田 守君） 日程第4、議案第70号平成29年度中座地区下水道管布設工事請負変更契約の締結について、これより質疑に入ります。ありませんか。2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） これについての質疑ではありませんが、例えば68号、69号、70号を通じてですが、70号につきましては資料2がついておって非常に見やすいと思います。68号、69号につきましては、口頭説明だけで非常にわかりにくい。このような資料がつけられないものでしょうか、今後。

○議長（沖田 守君） ただいまの質疑は、この案件についての質疑であります。前にさかのぼってもらっちゃ困るんだけどね。それは重々忠告があったりしましたから、今後教育委員会では重々気をつけますという答弁でありましたから、70号についての質疑をお尋ねをしております。ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第70号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第70号平成29年度中座地区下水道管布設工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第71号

○議長（沖田 守君） 日程第5、議案第71号小型動力ポンプ付普通積載車の取得について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第71号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第71号小型動力ポンプ付普通積載車の取得については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第72号

○議長（沖田 守君） 日程第6、議案第72号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、これより質疑に入ります。ありませんか。7番、御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） この林道大久保線の道路改良でございますが、平成25年の災害の関係から、災害対応と外れた状況がある中で、今回このような対応があるんだろうというふうに思っておりますが、2カ年で事業費が3,560万4,000円、財源のほうは一般財源で辺地対策事業債を予定しているというふうなことでございますが、この道路改良事業の中身と申しますか、幅員とか延長とか、そういったところをお知らせ願いたいと思います。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） おはようございます。御手洗議員さんの御質問でございますが、林道大久保線でございますが、これについては2カ年で事業を執行して終わらせていきたいというふうに今、考えているところであります。

お尋ねの延長につきましては、今年度、30年度におきましては延長が112メートル、幅員は3メートルです。翌年の31年度につきましては、160メートル、同じく幅員は3メートルで、これで計画をさせていただいております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますから、討論を終結します。

これより議案第72号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第72号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第73号

○議長（沖田 守君） 日程第7、議案第73号津和野町日原賑わい創出拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。4番、道信俊明君。

○議員（4番 道信 俊明君） この建物については、ちょっと余談ですけども、私は高校時代に私のこれ親友ですんで、しょっちゅう行っておりました。ですから、構造的にはわかります。それでその後、いろいろ変わっておった。中は私、議員ではなかったんで、ちょっとよくわからないんですけども、そこでお尋ねしますが、これどこの資料だったか、ちょっと資料を持ってきていないんですけども、山村開発センターのかわりをなす的なことが書いてあったんですけども、ここがそんなのになるのかなという感じがして、まずキャパ、ここでキャパを知りたいのと、それから山村開発センターのかわりというのは、まさか集会の所、席がたくさんあったあのところじゃないと思うんですけど、中央公民館と日原公民館というものを持ってこようとしているのか。ちょっと私、津和野なんで、そのあたりがちょっとよくわからないんですけども、そのあたりちょっと教えてください。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） おはようございます。よろしく願いをいたします。

議員の御質問でございますが、山村開発センターのかわりとして、会議を行ったりする施設として使うことはできると思っておりますが、イコールということにはなかなかならないのかなと。

とにかく、これをつくったきっかけが商店街、日原中心街のとにかく経済的衰退や人口減という中で、何かここに賑わいを持ってきたいということがありまして、日原も川、また山菜やいろんな食べ物を中心に素材もたくさんあると、こういったあたりもうまく生かしていこうと、有名な料亭等もございますので、そういった部分も含めて何らかここに賑わいができないか。その賑わいをつくる上では、昨日も申し上げたところですが、観光地とは直接まだまだ言い切れない部分がございますので、平日については町民の皆様中心に、また図書館が隣接するというのもあって、そういったものを中心にサーク

ルやいろんな会合、また図書を持ってそれぞれの場所で読んでいただくこともできるというようなことになっておりますので、そういった部分でとにかく使い切ろうと、また、非日常時、平日の夕方以降、また休みの日とかについては、さまざまなイベント等も行いつつ、そこに町外からも含めて人に集まっていただけんかということを使い切りたいということでございます。

その中に会議というようなものも想定はできるのかなと思います。ただ、現在ああいふ形で山村開発センターのほうが使用ができない状況になっておりますので、当面今回の設置条例につきましても、エリア全体ができ上がったときには、また新たな設管条例という形に衣がえをする必要が出てくるかもしれませんが、現時点ではとにかく、山村開発センターの代替としての会議室機能を当面まず設けて、皆さんに使っていただきたいという思いでございます。

そう急いでとにかくまず、使うことを始めようということございまして、その設管条例というふうに御理解をいただきたいというふうに思っております。

それで、キャパの問題ですが、今までやったイベント等を考えますと、母屋のほうが和室が二つございまして、これが8畳と10畳ぐらいだというように認識をしておりますが、入った人間で行きますと、多かったときにコンサート等をやっておりますけれど、40名ぐらいは行けたのかなと思っております。それはもう、本当に座布団に座って会議というような形ではございませんので、会議はもう、そのサイズを御理解いただけたらと。

蔵のほうが、川側のほうが20人ぐらいまでは行けるのかな、それと道路側のほうにつきましても、プロジェクター等を設置しておりますので、今後、日本遺産当たり、日原地区に関するものもそこで資料等も展示というようなことも考えておりますけれども、これが10名から15名程度は行けるのかなと、会議です。というような感じで考えております。

現在でも、放課後のツワモノクラブですか、子供さんたちが放課後にそこで活動をしたり、藩校の、日原中学校の生徒さんたちが放課後にそちらのほうで今、塾をしておられるというようなことで使っていたいております。

今後、公民館の主事会議や日原地区の自治会長会議あたりもそちらで行いたいということで、摂関条例定めさせていただきましたら、7月1日以降は広く御周知をして、申し込み等していただいて使っていただくという予定でおります。

○議長（沖田 守君） 4番、道信君。

○議員（4番 道信 俊明君） 公民館が行くということはないんでしょう。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 現在の想定では、公民館がこちらになるという話にはなっておらんと思います。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） この建物は、先般実証実験をされまして、参加された方からいろんなお話を聞いておったことでありますが、一つには地元でこういう施設ができて、同窓会などここでできないだろうかという、そういう問い合わせもあったわけでありまして。例えば、今全て覚えているわけではないので不確かなわけでありまして、例えばお茶を沸かしたり、そういうこともしたりする場合は別途その料金も定めるのか、飲食を伴うこともできるのか。そういうところは聞いておいてほしいということでありましたので、実際使用したときに、使用目的等お尋ねをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 現時点では、一番基本的なところを条例で定めさせていただいております。実証実験をやって、数字等も徐々に集まっておりますので、1時間当たりの光熱費がどうこうというような話もいずれは出てくると思っております。そのあたりも、ぜひ今回使っていただいて、その中で数字あたりも見ていきたいなというところもありますので、現時点ではまだまだちょっと定めておらんのが正直なところですよ。

ただ、議員がおっしゃいましたような用途では、あとお見合いで使いたいとかいろんなこともおっしゃっておられますが、そういう部分でお使いいただくのは大変大歓迎でございますので、積極的に使っていただきたいということと、申請は当然必要でございますが。それと、料理をですね、程度にもよりますが、一からつくるというような設備にはなかなかありませんので、持ち込んだものを温めたりとか、仕出しをとってやっていただくとか、お酒関係を温めたりと、冷蔵庫と、また電子レンジ等もございまして、そういったことは可能だというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） ほかに。9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 開発センターが今使用できないということで、その会議室としての機能をこちらのほうで使えればということだということだったので質問なんです、使用料がかかりますよね、会議室として使いましても。その場合、開発センターを使った場合は、たしか町民の場合、光熱費のみで使わせていただいていたと思うんですが、その点、町民の使用に関しての考慮をしていただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員の御指摘、ごもっともなお話だというふうに思っております。これにつきましては、町長の意向もございまして、とにかくまず開けて、皆さんの会議室の不足を解消する上で、少しでも働きを出していきたいというところもございまして、第5条のほうでも、町長が公益上必要と認めたものについては利用料を減免するという規定もございまして、いろいろな地区の方がまず使われる上では、使ってみていただくということで、まず御利用いただけたら、その上で今の

条項を適用して、ケース・バイ・ケースで考えさせていただきたいというふうに思っております。というところでございます。

○議長（沖田 守君） ほかに。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） これ、名称なんですけど、これは今はとりあえず開けるのでこのままなのか、それとも今後、何か新たに、ずっと日原賑わい拠点施設とは言えないと思います。そういった名称はどのように考えておられますか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） おっしゃるとおりで、何か名前をつけてくれんと大変呼びにくいというような、割と声をいただいておりますが、図書館等もできて、ある程度エリアが全体的に整備できた上では拠点地区ということで、教育委員会さんにも協議をした上にはなりますが、エリア何々というようなことの中で、個別の施設が名前がつくというようなことも、トータルなイメージでサイン等も含めて考えていく必要が出てくるだろうと。そういうことで、当面まだ置かさせていただいておりますが、例えばひとつ例としますと、あちらの屋号が大和屋さんという屋号がございまして、そういったところを使ってひとつ何か生かしていくということはあるのかと思っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。8番、三浦英治君。

○議員（8番 三浦 英治君） 管理に関する事務は商工観光課において掌握するというふうになっております。申請書は出して、あと使うときの調整ですね。そういったことが入ってくると思います。それでまた、ここには図書館も入ってきます。そこのはどのように考えているのですか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） くどいようで申しわけございませんが、当面のまず、基本的なところで定めたということで、まず走り出して使っていただくということで、そうなったときに議員のおっしゃるように商工観光課が所管でございまして、津和野まで鍵を取りに来てくださいというわけにもなかなか行かんのかなと思っております。そういった部分では、本町、また総務課さんや教育委員会辺りともいろいろ連携をとらせていただく必要は出てくるのかな、土日の貸し出しとかもございまして、そういったところを含めて、ある程度現実的な対応をとらせていただきたいと思います。でき上がって後のことにつきましては、指定管理とかいろんなこともございまして、改めてまた御説明をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 一、二点をお伺いしたいと思いますが、この設置及び目的でありますけど、これが日原町2、168番地1に拠点を設置するという条例でありますけど、私も一般質問でも質問しておりますが、この地区が急傾斜地区崩壊危険区域の指定箇所になっておるわけでありまして。危険番号が2、416番、山根町、日

原町宇山根町、もう1カ所が2,418番、扇町、日原町梅の木下というふうなここが、危険崩壊危険区域、急傾斜のですね、危険区域に入っておるわけでございますが、今後この場所ですね、この付近に急傾斜の対策工事でも計画があるのか、そういった工事の進捗状況がわかればお聞かせいただきたい。

もう1点、ここは土石流の危険区域でもあります。春日川谷ですか、これが避難場所が増野医院やら小学校やら旅館になっております。そして土石流の危険場所であるので、火の谷川ですか、ここも避難場所が日原郵便局、高津川漁協、このようになっておりますが、この危険度をどのように考えておられるのか。

災害はそんなにたびたび起こるものでもないんですが、ここにこうした拠点施設を設けられるということは、私たちは大変危機を感じるわけでございますが、ここしか場所がないんで仕方がないんで仕方がないというふうなことでありましようが、この危険度をどのように考えておられるか、また今後、そういったことの対策をどのように考えておられるかお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長、答えるか。（「先に答えて」と呼ぶ者あり）
商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 私、お話をした上で、治山等についてはまた建設課長さんのほうからでもお答えをいただければというふうに思っております。

議員の御質問について、一般質問でもございました。そのあたりにつきましては、やっぱりこれ、一つの基本の条例でございますので、この後実際に使う上では鍵の引き渡しや申請書の様式等、別途また要項的なものを定める必要があると思っておりますので、そちらの中で定めさせていただいて、総務課の防災担当あたりとも話をしつつ、警報発令時の対応とか、また雨量の問題等も含めて、こういったときにどのような対応をとるべきであろうかということも確認をとって、非常時においては管理者側から連絡をとって、今こういう状況なので使用を中止してほしいというようなことも想定する、危機対応のマニュアルというものは本当御指摘をいただいている部分、大事だと思っておりますので、考えさせていただきたいというふうに思っております。

それと、先ほど寺戸議員の御質問で、もう一つちょっとつけ加えさせていただいたことがございまして、当面、町民の皆さん御利用が、特に中心になると思っておりますが、公益上無料ということも当然あると思うんですが、ただ将来的に本当指定管理とかいう状況になった場合に、単純な公民館ということにはならないかなと思っております。そうすると、何がしかの使用料というようなことも出てくると思っておりますので、料金がこれだけはいります、ただ今はこういう状況で免除をしておりますというところも申請書等でよくよく、特に記述をさせていただきて、御理解を賜りつつ、御利用いただけたらというふうに思っております。

治山等につきましては、建設課長のほうからお答えを、お願いをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 後山議員さんの最初に御質問された件でございますが、現在扇町急傾斜地崩壊対策事業ということで、これ島根県が事業主体となっておりますが、今、栄町のほう工事をしていただいております。これが、栄町から扇町の方面にかけて、今からかなり期間的にはかかると思いますが、事業の指定をして進めていくことになっております。したがって、今の賑わい創出の拠点施設のところのあたりにつきましては、まだかなり先になるのではなかろうかというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 課長さんの答弁をいただきましたが、今、栄町から扇町へのほうへ急傾斜の対策工事が逐次やられていくというふうなことでありますが、今後も継続して、この地区を徹底的に急傾斜の崩壊対策事業を進行していただくように、県のほうとも協議していただきたい。このように強く要望しておきます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第73号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第73号津和野町日原賑わい創出拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第74号

○議長（沖田 守君） 日程第8、議案第74号つわの暮らし推進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。ありませんか。9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 今回、妊娠中の方も対象になるということなんですが、とても妊娠中は微妙な時期で、そのとき不測の事態が起きた場合とかはどうなるのかなというのがすごく不安なんですが、その辺の対策はいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今回の、この妊娠中で母子手帳を交付された方と、ここは入居資格というところになります。今まで小学生以下のお子さんがおられないと、このつわの暮らし推進住宅は入居資格がなかったということで、ただ、町長が必要と認めた者ということで、それでもう、妊娠中で母子手帳を交付されている方も入居の対象になりますよということで今までも広報をしてきました。

この対策というか、これあくまでもつわの暮らし推進住宅のほうに応募ができる資格でございますので、その辺の対策のところまで、子育て住宅という点では住宅の中で業者さんにも提案をしていただいているところですが、この入居資格ところでの対策というところの部分については、今言ったような形での応募を受け付けているということがあります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） これ、入居者の資格を改めているわけですよ。前は町内の者でも一応条件そろえばいいということですね。今まで建った中で、町内から入っている方、木部にちょっといらっしゃったんじゃないですか。それで、どういう反省からこういうふうになったんかわかりませんが、こんな入居者の資格をこういうふうに町内もよかった、しかし今度からは町外に居住している者であるということ。これはこれで、条例なりこれが改正されたということで、周知徹底すればいいんかと思いますが、今後の入居の条件としてこういうふうになったちゅうのは、何かその周知の方法、何を使ってこういうことを伝達しているのか。それ、どこでやっているんですか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今回、今から畑迫ということで、ここは2軒以上ないと事業を中止しますよということで、業者の皆さんにも周知をしております。

今から、今回の補正予算にも組んでおりますが、チラシの10万枚あるいはポスター、あるいはホームページ、そういった部分で新聞折り込み等も益田市と山口市に入れておきます。この町外でないとだめですよという内容については、きょう、議会のほうで可決をいただきましたらその募集のチラシ等に、中身的にはつけ加えさせていただいて周知を図っていくということで考えております。

この町外というところの部分については、今まで左鐙、青原それから木部ということで、三つの地域でこの住宅を建ててきました。当初は町内、町外問わずということで、住所要件は関係なかったということではありますが、いろいろその経費的にもかかる中で、この事業の効率性等いろいろ考慮した中で、ことし以降については町外に限った部分でつわの暮らし推進住宅の入居資格とさせていただきたいということでもあります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） もう1点ですね、これは入居資格に津和野町に25年以上居住する意思があるとありますね。やはりそのときには面接しまして、存分にありますと。ところが住んで、前例があるように1年たつか、たたんうちに、もうさっさと出ていってしまう。そうしますと、本当に意思がある人と公募して採用したと、A、Bといらっしやった。Aの人はその時もある、Bもあると、それでAの人は1年で出ちゃったと。Bの人は本当に25年住み込むという意思があったそうです。これはちょっと何とも言えんような状態出てくるわけですね。これはもちろん、途中で出た場合は、その損害賠償とか何かこう違約金みたいなものをちゃんと課しておりますか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 違約金等は科していません。ないということでもあります。

私どもが入居者を審査するときに、審査委員会というのがございまして、その当該地域のまちづくり委員会の会長さんあるいは事務局の方に入っていて、いろいろその地域活動ができるかどうか、あるいは25年の住む意思があるかどうか。この入居資格の中で、皆さん応募されてきます。当然その面接のときには25年住む意思があるということでお話もされます。

先般、木部のほうで1年たたんうちに出られた方、この方はいろいろ仕事上の悩み等もいろいろ抱える中で東京のほうに帰られたというようなこととなりますが、私どももどこから来られたか、子供の人数がどのくらいおられるかというようなことを総合的に点数化して、点数の高いところから順番に入居の決定をしていくというようなシステムを今、構築をしておるところであります。

今回、木部のほうで出られたところの部分は大変残念なことでありましたが、再度募集をすることで2件の応募があつて、そのうち1件、神戸のほうから今入っていただいたというようなことございまして、私どもとしてはそういった対応の中で入居者資格に相応するような方を今後も入居の決定をさせていただくような考え方でおるところであります。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 私は、最終的に聞きたかったのは、そういうふう採用されまして、それはいいんです。で、途中で出られた場合は何か違約金になりますと、25年意思があるということで採用しとるわけですから、それ前に一、二年で出る、あるいは3年そこそこで出た場合に、25年の意思があるということで、一種の契約条件じゃないですか。そこを破って出るわけだから、何かそういうところにその、違約金みたいなものを課しているんですかと、条件に。それを聞きたかったんです。やっているのか、やっていないのか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 違約金はとっていないということでございまして、そういった条件をつけて入居をしていただければ、今、現時的にはないということでもあります。

○議長（沖田 守君） いいですか。6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 何と落ちんのです。さっき言いましたね、そのときに意思があると、それはいいんです、採用して。それが25年、それは理由があって途中から出るかもわかりませんが、本当に住みたい方を落として、入れたとするわいね。そうすると、やっぱり入れる人にも覚悟を持って、25年住んでもらわなきゃいけないわけです。そのときに、これ途中で出れましたらこういう今までの家賃も3万円ですか、それからそれまで所有権も与えるわけでしょう、もう。それを、そういうことを違約して出た場合は、普通だったらここは町としましても今までの家賃プラスのちょっと普通並みの家賃をかけて、ちょっと損害賠償的に違約金をいただきますよという念を押したら、それなりにそれが、ある程度プレッシャーになって、本人もそういう違約金があるけえ、それじゃあ我慢しようかと、そういういい方向のプレッシャーになるわけです。

だから、それがない限りは、ああ勝手に今困っているから、とにかくそこへ応募して、好きなこと言って入ろうと、それで採用されたら、そしてちょっとおって条件がよくなったら、ちょっとまた都会へ出ようじゃないかと、そんなに仮に、臨時の仮の宿にしてもらったら困るということを行っているわけです。大金をかけて、1戸2,500万も3,000万もかかるわけでしょう。だからそういう中途半端なことをせずに、やるなら徹底的にそういう違約金を、こういうのありますと、莫大なものをかけるんじゃないかと、ちょっとしたそういう違約というのは契約ですから、契約違反したらこうなりますよというのはやらなきゃいけない、それは。そういうことなんです。ちょっとどうなんでしょうか、そこ。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今、現状は議員の御質問で言いますと違約金をやっていないということでもあります。ただ、先ほど御意見をいただきましたので、これはまた条例事項にもなってくるかと思えます。内部でよく検討して今後のつわの暮らし推進住宅の25年間というところをどう担保するかというところについて検討させていただきたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 同じく、入居資格の件でございますが、新しく3番として、自治組織に加入し、地域活動等に貢献する意思を有する者であること。これが新しく加えられておりますけども、このことは、以前の募集要項の中にも書かれておりましたですね。そして、何か今までの入居者の方へ、何かそういうことで問題等で

もあって、それで改めてここに条例化をされるのかどうか、このものを入れた理由と
いうののひとつ。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今までは、入居の資格というところで第5
号として、その他町長が必要と認めたというところで、その内容については、先ほど
議員が御指摘になったような自治組織で積極的に活動してもらおうんだというところ
を募集の要項については記入をさせていただいたということでもあります。

今回、町外に限るという文言を、今回整理をさせていただいて条例につけ加えたとい
うところで、今までの母子手帳を持った方でも大丈夫ですよ、それから自主地域の活動
に参加してくださいねというような、今まで町長が定めていたものをそのまま条例に明
記をさせていただいて、きちっとその辺については条例にうたった中で入居者の資格を
確定をし、皆さんに周知をしたいという意味で、今回入れさせていただいたというこ
とであります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） 前段の議員からもお話がありましたように、途中で
数年で出られたりしたときに、例えば畳の表がえとか、汚れているところとか破損し
たところは、これは直して行って出てくださいという、そういうことはあるのか。そ
れがなければ、今後そういうふうに、今回の条例改正には間に合わないけど、次回以
降改正していこうとされているのか、現状についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 25年住むというのが前提の中でのつわの
暮らし推進住宅の条例ということでございまして、先ほど議員からも御指摘があつた
ように、原状回復義務というのは当然ございます。退去するときに、いろいろ自分の
ところで触られた部分については、どけるなり回復していくというところはちゃんと
明記をさせていただいておりますが、先ほどの違約金と含めてのその辺のところは
再度、応募のところでも周知もさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 25年という期間が定められておりますが、例えば1
0年で家庭の事情で出なければいけなくなつたと、後から入った人は15年住めば所
有権が自分のものになると解釈してよろしいですか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 当初からそういうところの御質問をいた
だいておるところですが、先般、木部から出られたところの部分についても、残存の期間
ということで考えておるということでもあります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。8番、三浦英治君。

○議員（8番 三浦 英治君） 確認になりますけども、町外に居住している者というふうに、もう限定されております。それ、ちょっと気になるのは例えばIターン者、空き家に住んで、当然住所をこちらに有している。その人たちがここに住もうと思って募集したとしますね。そうしたら、先ほど言ったその他町長が認めた者というところに入ってくるのか。ちょっとこの町外に居住している者ということで限定することによって、ちょっとこう、やりにくくなるんじゃないかなというような気もするんですが、その点ちょっと。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 人口の、どういいますか、社会的な人口の増加というようなところも目的にしながら、今まで町内と町外住所問わなかったところ、ここを町外にしたというのは、もう町外から入られる方だけをこの入居していただくということで考えて、この条例改正ということでありまして。

その他、町長が認めるというところで、先ほど御指摘のあったIターンの方ですね、Iターンの方をどうするかというところはまだ、内容的には検討していないところでありまして、今、今回の条例提案では町外に限るという中で、文言的には整理をさせていただいたということでありまして。

議員の御指摘のところも含めて、ちょっと今から募集要項等をつくっていきますので、そこは内部で再度検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） よろしいですか。ないようであります。質疑を終結します。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論なしと認めます。

これより議案第74号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

起立全員であります。したがって、議案第74号つわの暮らし推進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第75号

○議長（沖田 守君） 日程第9、議案第75号津和野町国民健康保険税条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 以前、全員協議会で資料をいただいた部分も併せながらちょっと質問させていただきたいんですけども、町現行保険税が現在、均等割額医療分2万5,000円が2万8,000円に、支援金分7,000円が1万円に、介護分9,000円が1万2,000円に増額するという改正案による試算がいただいていたわけなんですけれども、この所得割の部分というのが県提示によりますと所得割率が減っていますが、現行の町保険税率と改正案の率というのが変わっております。所得割の部分のというのがどのような議論があったのか、お願いをいたします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 先般、全協のときにもちょっと簡単に御説明させてもらったと思いますが、所得割の部分につきましては、県の標準保険税率よりも本町のほうが既に上回っておるところでありますので、ここについては据え置きということで据え置きになっております。

○議長（沖田 守君） 3番、川田君。

○議員（3番 川田 剛君） この県の、ちょっとこのあたりのルールがわからないんですが、県の提示よりも上回っていなければいけないのか。例えば、下回っているものがあってはいけないとかそういうのがあるのか、上回っているからいいということではなくて、結局その県に納める部分の額というのが所得割の部分をしていじることによって、所得割を上げることによって、率ですから所得が低い方にはそれなりに、そして所得が大きい方にもそれなりにといたしますか、所得によって納める額というのは変わってきますので、この所得割のほうを触ったほうが恐らく町民の方には納得できる納める率になっていくんだらうと。

均等割、平等割を上げることによって、県の提示よりは上にはなると思うんですけども、それによって、所得の低い方も高い方も一律に3,000円アップしていくような気がいたしますが、この所得割率の検討というのは、県よりも上だから検討されなかったということではよろしいのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 検討はしなくはなかったんですが、要は先般の資料で言いますと過去3番、県の標準保険税率の部分ですが、はっきり言ひまして将来的には県のほうが今の納付金を集めるに当たって、津和野町においてはこのぐらいの率、もしくはこのぐらいの金額を標準的にとっていかないと県納付金に合いませんよというような形の提示があるわけでした、それはこの数字でありました。

そういう中で、今後ここに、今の段階で所得割率だけを触ってほかのを触らないと、今後、また県の統一化であるとかそういうところを見込んだときに、これはもう、全県下統一的な平等割であったり、均等割になるわけでありまして。

そこにいきなり上げるというのはまた難しくなってくるという中で、現段階で今の足らず部分については、県の標準保険税率に合っていない部分を上げながら将来を見据えていこうということでもあります。

○議長（沖田 守君） 3番、川田君。

○議員（3番 川田 剛君） おっしゃる意味はわかりますし、その段階的に上げていかないと県統一になったときにどんと上がるだろうという、そういう説明だと思っただけなんですけれども、ただ、この今の御説明はわかるんですが、一方でその所得割をやったときに、じゃあ果たしてどれだけの金額になるのかということも、今回はもう審査会など開いて提示することは難しいと思いますが、今後、こういった税改正があった場合は所得割のほうをいじっていただいて、今8%、県は7.05%を提示しているものを、改正案、津和野町は今8%だからということで触っていないかもしれませんが、これが10%、20%になったときに、じゃあ果たして所得に応じてどれぐらいの差額が出てくるのか、それによってトータル的に収納予想額がどれだけ達していくのか。そういったものも併せていただければ、我々も審議しやすいかなと。それによって出てきた部分が、今後県と統一になったときを見据えて、それでもそっちのほうがいいという場合があるかもしれませんので、そういった試算をしていただければと思いますのでお願いをしておきます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 今回、そこの試算という提示をしなかったということで、今後、改正のときがありましたらそういうふうな数字もまた出していきたくとは考えますが、今議員がおっしゃられるような所得割の部分だけで調整をかけますと、かなり所得によって差がつくということもまた考えられるということも一言つけ加えておきます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 津和野町国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場で討論を行わせていただきます。

町民の暮らしは厳しくなっています。2018年の日本共産党津和野町委員会のアンケートでは、町民の方は国保税が重いと答える方が7割を超えていました。加入者の生活に視点を置いていただきたいと思っております。加入者の生活は厳しくなっています。国保税については、扶養者である子供がふえたら、その子供のほうにも税金がかかってくるという、家族が多くなれば多くなるほど大変な事態になります。

国は、一般会計からの繰り入れを否定はしていません。引き上げにより国保税を払えなくなる方がふえたり、収納率が下がったり、保険証をもらえない方がふえる可能性が

考えられます。このような場合に病気になれば、医療機関への受診は抑制が起こり重症化を招きます。かえって医療費が高くなることも考えられます。国民皆保険制度の崩壊につながります。税金は応能負担のはずです。国保税を上げるのはやめていただきたい。国保加入者の苦しみをわかっていただきたい。

以上の理由から反対いたします。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第75号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第75号津和野町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第76号

○議長（沖田 守君） 日程第10、議案第76号津和野町伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 1点だけお伺いをいたしますが、この建造物の保存地区が、今度教育委員会のほうで見られるようになるわけではありますが、ここにこの審議会の委員が定数が12名以内というふうに、これは学識経験者が入られるわけですが、今までは大学の先生が3名入っておられましたんですが、これは引き続きそのような形でされるのか。それとも、町内の学識経験者で構成をされていくのか、その点いかがでございますか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 現時点では、商工観光課が所管をしておりますので、こちらのほうから御説明をさせていただきます。

議員の御質問につきましては、現時点では大学の先生方が3名いらっしゃいます。それから抜けられるということは想定をしておりません。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。10番、後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 今度は商工観光課から変わるわけですが、続いて大学の先生はそのまま引き継がれるということでしょうか。そのところをもう一回。

- 議長（沖田 守君） 教育長。
- 教育長（世良 清美君） 基本的には現委員をそのまま移行させていただこうというふうを考えております。
- 議長（沖田 守君） ほかにありますか。10番、後山君。
- 議員（10番 後山 幸次君） いろいろこの、伝統建造物保存地区内の保存条例がありまして、我が家を解体をしたいという場合でも、中にこの地区に入っておるところがあるわけです。そういったところから我が家が危ないから解体をしたいと申請をされてもなかなかその許可が出ない。理由を聞きますと、やはりこの審議会で先生が来られて集まって話をされんと、その解体の是非が決められないというふうな案件が発生しておったんですが、今後もこういうことは緊急を要する問題もあるんです。そういったときには即対応ができるような体制になるのか、ならないのか。大学の先生を大阪のほうから呼ばれるんじゃないか、すぐちゅうわけにもいかんと思うんですが、学識経験者をそれだけ入れて、その委員を構成をしなくてはならないのか。そこんところはいかがでございますか。（「それは教育長じゃないか」と呼ぶ者あり）
- 議長（沖田 守君） 教育長。
- 教育長（世良 清美君） 基本的にやはり、重伝建、重要伝統的建造物群保存地区という国の指定を受けた地域でございますので、やはりそういった専門的な知識の意見は必要になってまいります。ですので、大学の先生、適任者がその委員の中に入ることとは必要だろうというふうに思っております。
- 議長（沖田 守君） ほかにありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。
これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。
これより議案第76号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
- 議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第76号津和野町伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

○議長（沖田 守君） 日程第11、議案第77号津和野町立小中学校施設設備の利用に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第77号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第77号津和野町立小中学校施設設備の利用に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第78号

○議長（沖田 守君） 日程第12、議案第78号平成30年度津和野町一般会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 商工費、53ページ。日原賑わい創出拠点づくり事業委託料です。これカフェ棟1,933万2,000円です。この事業になりますが、これはどこまでやるんですか。つまり、私が申し上げるのは、カフェ棟をつくって、カフェ——喫茶店になるわけですね。どういう形で喫茶店を開くかどうか知りませんが、その営業ができるまでを、つまり什器備品を備えたまでをやるのか、この工事費の中で。まず、それを答えてください。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 御質問の、今回の変更増でございますが、直接的な要因は、地質調査、ボーリング等を行った際に地盤が大変軟弱であるというあたりから、構造計算等の変更を余儀なくされて変更増があったということが主でございます。

議員御質問の工事費においてどこまでかということにつきましては、起債や補助事業等のこともございますので、固定して設置する、稼働ができない備品については工事費の中に含まれるということになってくると、そのあたりはある程度一定数含めておるとい認識しております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 具体的に什器備品とか、その店の、そういうものは抜いて、入っていないということですね、まだ。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 固定して配管があつたりとか、ある程度もう、その枠の中に入れたり、冷蔵庫あたりもある程度入ってきているのかなというところはおっしゃってありますが。

○議長（沖田 守君） 6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） これ、最終的に、ちょっと早いかわかりませんが、どういう形でカフェ棟、喫茶店を運営する、つまり外へ、民間へ委託するのか。民間にさせるのか。直営で町がやるのか。どういう形で考えておられるか。それによって、将来什器備品を備えるのにまた補正予算、追加予算出るのかどうか、そういうことに絡めてまいりますので、民間に委託するときには民間がやるでしょう。そこはどうなんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 今、いろんな団体も含めて、今後の運営母体になります指定管理を受けられる団体等について、組織化について協議をいろいろしよるところでございますが、そういったところを踏まえてやる上では、現時点では町が直接ということはまずないと思いますけれど、指定管理となった団体もしくはそこが採択という可能性も今の時点ではまだないとは言い切れなかなと。実証実験等繰り返した中の数字あたりも含めて今後はっきりさせていただいて、またどこかの時点で御説明をさせていただけたらというふうに思います。（「議長、休憩動議」「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（沖田 守君） 休憩動議が出ました。ちょっと途中で不手際がございましたから、途中ではありますが10時30分まで暫時休憩といたします。

午前10時20分休憩

.....
午前10時28分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続いて会議に入ります。

傍聴席の皆さん方、改めて本日もこの議会にたくさんの傍聴をいただきまして、高席からではあります心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、引き続き会議を続けます。

質疑をお願いします。2番、米澤宏文君。

○議員（2番 米澤 宏文君） 先ほどの関連ではあります、カフェ棟建設工事等で1,933万2,000円出ております。昨日の一般質問のお答えで、総計が4億8,653万3,000円とありましたが、これは入っていないと思ってよろしいでしょ

うか。これを入れますと、5億5,860万5,000円になると思うんですが、これは含まれている、きのうの答弁の。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 大変、きのう答弁でも予算ベースも含めてということでお話をさせていただきましたが、確かに議員の御指摘のとおり厳密に言えばまだ予算は通っておらんわけですので、本当は入ってはいけなかったかもしれませんが、正直なところそれも含めております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） やっぱり、ページ数は53ページの商工振興費と、まず最初にそれなんです、2点ほど伺いますが、今回農泊推進協議会ということで、貸付金が884万4,000円というものが予算化されております。そしてこれは、歳入のほうでも、今度は返すという形で歳入に上がっていますが、これの国から直接入るお金なのかなというふうに推察はいたしますが、ことし初めてもらえるお金でこれはどのような性格のもので、これをこう予算化して推進協議会、この日原賑わいの中で何か体験的なことをやられるのかというふうにも思いましたが、その辺について。

そして、期間はことし限りなのか。そしてまた、この町内で何か農泊というと農家民宿というような雰囲気がありますが、そういうものがこれから広く国としても進めておられますけども、これが町内に手を挙げればそういうものが予算化されるものなのかどうか。その辺をまず、1点聞きたいということでございます。

それともう1点は、歴史的風致維持向上事業費の稲成丁の河川広場の測量設計業務委託料が予算化されておられますが、これについてのイメージがちょっと私、わかりませんので、どのような場所でどういうふうなものを計画として現状持つておられるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） まず、1点目の御質問でございますが、農泊関連の事業で、ソフト事業で八百幾らということで上げさせていただいております。これにつきましては、きのうも申し上げましたとおり、国の10分の10の補助事業、農泊関連の補助事業で全額国費ということになってまいります。これをなぜとったかというあたりにつきましては、これは農村地域における宿泊と観光業を結びつけたような形で、農産品をさらに利用拡大していこうというところでございます、農林水産業ということになりますので、日原賑わいの中のカフェ棟もその一部として見ることができるといってございまして、それを行います。このソフトを取り組むことが必須条件になるんですけれど、これを行うことでカフェ棟、トイレ棟あたりの財源のほうにハード部分で2,500万の補助金がとれますので、それをまずとりに行きたいということが大きな目的であったと。

プラス合わせまして、当然その後利用していく上では、漁協の日原支部あたりとも、皆さんと協議をしながら実証実験の中でもツガニ汁みたいなことも具体的にやってみました。こういったもののパウチ化による、パウチにして商品化できないかとか、さらにはワサビや山菜、農泊でございますので杣の里あたりも一緒に入ってやっていると、さらには包友会の皆さんとか入りまして、サトイモや栗とかそういった事業も含めて全体的に農林産品と宿泊、さらには観光と結びつける形をとっていきたいというところでございます。

御指摘のとおり、貸付金で上げておりますのが、事業主体があくまでも協議会になりますので、キャッシュフローの問題から当然、最初からお金はございませんので、一応貸し付けをさせていただいて、その上で国費が入った段階で全額町へ戻すという形で対応させていただきたい。一回に全部出すつもりはございませんので、順次、財政状況等も鑑みながら対応させていただきたいということでございます。

そういったということで、トータルでいろいろ農業系の栗の再生プロジェクトあたりも、この財源ある程度使っていこうということもございまして、そういうところも含めて考えております。

もう一点の御質問でございしますが、稲成丁の河川公園という部分につきましては、これが、今回亀井家入城400年の関係で灯籠整備を繰り越し事業で、まず弥栄神社あたりはもう、繰り越しで入っておりますが、今年度から殿町から稲成丁に向けて行きます。これをとりに行ったときに国交省のほうから併せてその何か、照明だけでなく、その一帯で修景関係に対応してほしいと、国交省側からの希望もございましたので、補助全体をとりに行く部分でのことも考慮しまして、稲成丁のそれこそ宗家さんの前あたりが徳川夢声の碑とかございしますが、あの部分が割とうっそうとして余りうまく使い切れていないところもございまして、あれをもう少し、明るく照明を整備する上のときに公園化して、もう少し皆さんが利用できるような、使っていただけるようなものに持っていけないかなというところで予算、今回まず設計に入らせていただくというところでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。5番、板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 今回のその測量設計業務委託料は、まずは測量をして、それからハードの事業を次年度以降、むしろ国交省サイドがおすすめされたということで、570万の予算という設計費をもって、将来どのぐらいのハードの事業料が予測されるものなんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 確かにちょっとハードが、そのあたりがイメージの部分があるので、五百幾らということになっておるんですが、事業費は1,500万

程度というような考えでおる。それほど大きい額にはならないのかなということで、今のはとほころ概算で聞いておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 現実的な問題として、稲成丁といたらあのスクランブル交差点付近から高校のほうに行くほうが稲成丁かと思うんですが、全体的に稲成丁というイメージからして、下の高岡通りもやはりその稲成丁に関連しておるかなと思っておりまして、現在その高岡通りの多胡の駐車場がありますが、いわゆるそのスクランブルからガソリンスタンドまでの約150メートルぐらいの非常にあの、側溝があります。その側溝は極めて自分たちで掃除するというような状況にはありません。ところどころはコンクリートでやって、グレーチングがあったり明渠があったりいろいろするんですが、それをしっかり安全確保のため、そして景観のためにもいつかはこれをやっぱりやらんと、もうスクランブル交差点の周りがどっか言えば津和野のイメージとしてはあるわけですが、そのすぐそばを流れている側溝が極めて衛生的にも問題があります。その辺も含めてこういう事業を絡めるほうが、自主財源の乏しい本町としては大切ではないかと、徳川夢声の碑も大切ですけども、そんなことを提案して一応終わりたいと思っておりますが、よろしくお願ひします。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。4番、道信君。

○議員（4番 道信 俊明君） 今、板垣議員が言われたことにちょっと追加するんですけども、先般、稲成丁商店会から要望がわたしのところでありまして、まさにあのスクランブルのところのちょうど宗家の前のところのコンクリの、あれは溝ぶたじゃないんですけども、10センチぐらい下がっておるんです。それで、毎日高校生があそこを通っています。ですから、修景的な見栄えだけではなくて、今のようなこととにかく商店会からも要望も来ていたりしていたんで、それでこの前も担当課には見てもらってはおりますんで、ぜひそのあたりを何とか、ふっくるめるような形もぜひ、この際とっていただきたいということでお願ひしたいと思ひます。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 板垣議員さん、それから道信議員さんのほうからいただきました稲成丁のスクランブル交差点、宗家さんの前のところ、10センチぐらい段差ができていますと、それは水路のところになりますが、それから高岡通りに入りまして、多胡の駐車場からガソリンスタンド方面にかけて、これも水路の流れが悪いということ、これは現場を確認もさせていただいているところであります。

これについては、早目に解決すべきところであると思ひます。景観の問題もありますが、水の流れが悪いということで衛生的にどうかということもございまして考えていきたいと思ひます。

先ほど来ありますような商工観光課のほうの稲成丁のほうの修景のところ、合わせてできるのかどうかというのは、私ども建設課、それから商工観光課のほうとまた協議をして、検討してまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） 51ページの農林水産業費の水産業振興費の中のアユ対策事業委託料であります。全員協議会の中で御説明がありましたが、アユが放流されて今回、予算に上がってきたと思いますが、当初は少し苦戦をしておるようですが、昨年度はこの放流の効果もあって、大変町内全域、津和野地区の飲食店などからも大変歓迎の声を聞いたことであります。

ことしの状況と、もう少し放流したアユはもうしばらく、7月以降ではないかと思いますが、状況等尋ねながら御説明をいただきたいと思います。

それと、63ページの土木費、河川環境整備費であります。これは、中郷谷川河川整地の費用だと思うわけですが、この整地の内容についてお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） アユの追加放流でございますが、これはもう既に執行が終わっておりまして、5月27日に放流をしております。私のほうも立会いをさせていただきまして、トータルで7万尾の契約ではあります。若干プラスもあったと聞いておりまして、そのここを中心にした左鑑方面それから、道の駅方面、合わせて放流をしておりますので、その効果が出るのはこれからもうちょっとたってからかなと思います。確実に放流は終わっております。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 河川環境整備費でございますが、工事箇所につきましては、岡田議員さんからのほうからもありました、小直にあります中郷谷川になります。今回、予算計上させていただいているところは、従来から川の底が洗掘してございまして、左右にございまして護岸が崩落した部分もあつたり、このまま放置すれば、大雨等によりまして被害が出てくることも十分考えられます。このことによりまして、近接の住宅地を控えておりますが、そちらのほうへの影響も懸念をしているところでございます。

今回の工事の中身としては、川底を掘れておりますので、川底にコンクリートを張るなりして、それで河床洗掘を防ぐ、護岸の崩壊を防ぐということを考えております。約、延長では100メートルぐらいになります。川幅がこれも約1.5メートルぐらいですが、その部分につきましてはコンクリートを張っていくようなことを考えているところであります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 19ページのまず、企画費なんですけれども、負担金補助及び交付金の合宿及び研修等受け入れ促進事業補助金というのがありますが、

29万円という額なんですけれども、これどういった予算なのかというのをお尋ねすると、それとその下の津和野町地域おこし協力隊企業支援補助金の100万円がありますが、これはどういったものになるのかをお尋ねいたします。

以上です。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員御質問の、まず最初に合宿及び研修等受け入れ促進事業補助金でございます。これ、石見空港を往復利用して津和野に泊まっていたという、10名以上の方ということなんです、今回は文京区のラジオ体操会連盟73名の方がお越しになるということで、4,000円掛けたものが29万2,000円ということになります。

それから、地域おこし協力隊の企業支援補助金ということで、これ国の交付税措置で最終年次または任期終了翌年の起業する者1人当たり100万円を上限に補助金を交付するというようになっております。今回、対象になるのはつわの暮らし推進課でことしの3月に退職といたしますか、2年半で退職した瀬下君という方がおられますが、その方が今回、地域おこし協力隊をやめられて、事業として津和野町での活動を紹介する有料会員Webメディア運営をしたいということで、こういう事業計画に基づいて、内容的には津和野町の移住等に参考になるような情報を発信していきたいということでありまして、コンピュータあるいは事務所の整備に100万円を使うということで、この地域おこし協力隊の制度を活用して、100万円を上限に交付させていただきたいということになります。

○議長（沖田 守君） 3番、川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 地域おこしの関連で、この予算の中、地域おこしとかも入っていると思うんですけども、総務課長にお尋ねするんですけども、労災についてなんですけれども、地域おこし協力隊の制度、社会保険は入っていると思うんですが、さまざまな分野で、業態でついていると思います。今年度も多くの方が来られると思うんですけども、いわゆる皆様方はそういう事務職員として労災というのがあると思うんですけども、現場に出ている職員、地域おこし協力隊員というのは、これはいわゆる林業係だとかいると思います。この辺はきちんとそういった労災の部分は入っておられるのか、これちょっと先日も聞かれました、これ過去にも一般質問で何度かしているんですけども、いわゆる労働保険という任意の保険という部分ではなくて、強制加入の労災の部分というのがどういふふうはこの地域おこし協力隊は扱われているのかをちょっとお尋ねしたいんですけども。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今の部分につきましては、公務災害の関係で保険に入っているというふうには認識をしております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 60ページの道路新設改良費について伺いますが、国庫支出金が5,600万少し減額になって、地方債が2,390万追加で計上されておりますが、このことは国庫支出がそれだけ減ってきておりますから、当然事業量がおちてくるということで、津和野町の建設事業をこれ、確保するために新たにこの起債を起こしてきたというふうに理解をしてよろしいのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 町内のこうした建設に絡む公共工事につきましては、30年度当初予算で計上させていただいておりますが、昨日の一般質問の中でもお答えをしておりますが、いわゆる国からの内示が約70%ぐらいに落ち込んでいる。それでいきますと、そのままいきますと、工事量、事業量は減ってくるということになります。

30年度当初で考えていたのは、今までたくさんの地元からの要望もございまして、長年の懸案事項であります事業がたくさんあります。その中で、何とか解決していくために予算を計上させていただいております。この国からの補助金が落ち込むことによって、それが削減されていく、また先へ延ばしていくということになりますので、何とかその辺、財政状況厳しい中ではございますが、起債等を充てて、何とか当初に近いところの事業量を確保していくということを考えて、今回補正として上げさせていただきました。

町内の建設業者、工事がどのぐらいあるかということは大変気になるころではありますが、これを執行することによって経済状況も少しはよくなっていくんじゃないかと、そういうふうに今考えているところであります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。7番、御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 45ページでございまして。農業費の中の負担金補助及び交付金、農業担い手支援センター費として、今回当町の特産品であるワサビの流通促進及び生産振興を図ることを目的に、事業展開をされようとしておられます。その中で、今回ハードにおいては、ワサビ漬けのすりおろし器等の導入、またソフトではテストマーケティングで国内並びに海外への展開が予定されております。

この中で、海外マーケットの視察商談ということでございますが、これについて現地でのコーディネート業務も委託されるということで、補助事業の実施契約書の中で50万程度予定もされておろうかというふうに思っております。このコーディネート委託先、こういったところをすでに持っておられるのか、また、この海外展開を行うための、主に推進をするところ、これについてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） この委託先であります、「やもり」という会社でございまして、ここは元地域おこし協力隊の者が代表になっておりますが、その彼が今までの前職で食品を扱う会社のほうにございまして、多くの知人等がおります。その関係

で、今回はシンガポールのほうに海外進出するために訪問するわけですが、そちらのほうも多くの人をつてを使いまして、ワサビの製品を持って行って売り込みをするということを計画しておきまして、そういったコーディネート業務ができる者がいるということで、やもりのほうと契約をしようと考えております。

○議長（沖田 守君） 7番、御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） そうしますと、やもりにおかれましては、今までにもそういった契約、商談等の経験もある、そのように理解してよろしいわけですか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 今、地域おこし協力隊でいろんなことをやっていただいておりますが、そういったことも含めて、いろいろと彼には相談しておることもありまして、そういう前例も含めて契約していこうということでもあります。

○議長（沖田 守君） 7番、御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） そういった確かなコーディネートと申しますか、一応の世話役が確定されておれば何よりであるわけでございますが、やはり、我々も今までいろいろ輸出事業にも取り組んだ経験がある中で、一般的にはジェトロと申しますか、日本貿易振興機構、こういったところにも確かな契約をとる。輸出事業においてはやはり、ただ契約だけでなく、検疫とかもろもろの約束事が必要であろうというふうに思っておりますので、そういったことも対応できると認識してよろしいわけですね。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 先ほども言いましたものに対しては、その奥さんのほうがワサビのほうで地域おこし協力隊として製品をつくっておりますが、彼女も同じような仕事をしておりまして、それを衛生面、そういったことも既に勉強しておって、海外に持っていく場合にはどのような措置が必要かと、そういうことも全て把握したうえで対応しておりますので、それも大丈夫だと思っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。ないようであります。——失礼、10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 55ページの伝統的建造物群の事業費についてお尋ねをいたしますが、これは先ほど条例のときにも申し上げたんですが、この地区で家を改装すれば最高800万の助成金が出る事業でありますね。これも地域指定がしてあります。新町から万丁、のこぎりの歯みたいな選定がしてあるんで、大変地区選定がわからないようなところであります。この中で、自分の家を解体したいという場合には、なかなかそれは重伝建のなんで相談をせんにやいけません、したときになかなか許可が出ない。それ、どういう理由かという、家を解体したときに、3面はよそのものになりますわね。そうすると、その3面をその塀を解体した人が施工しなさいというふうな指導をされるわけです。そうすると、それから、伝建地区から外れ

たところ、ちょっと外れたところで家を解体されたちゅう事例があるんです。そういう方は、今度は解体された人でなしに、その隣の人が自分の家をですよ、隣が解体されたから壁が出てきたと、ちゅうときにはその隣の人が自分でその塀をやるような指導をされておるわけです。その差があるんです。

重伝建の中にある建物は何でよその、外部、塀までその方の負担になるのか。そこんところがどうも納得できないんです。そういうことで今、いろいろ1件ほど、課長のところにも問題が行っておると思うんです。それがやはり、先ほど申しました大学の先生が来られてみんなやいけんとか、どうじゃこうじゃちゅうなものがあるんですね。ただ、重伝建の中にある建物とない建物、そののえらい開きがあるんです。中へあるものは自分でよその壁をちゃんと修理しなさい。その地区以外の者が、本人が隣家の人がその塀を自分ところで、塀なり壁は直しなさいと、そういったことがあるんですが、それをどのように今後、指導されていかれるのか。

今、1件問題が出ておるところがあるわけですが、それをどのように解決されていくんか、それをお聞かせいただきたい。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員御指摘の事例につきまして、確かに先日の審議会でも事案になって審議の内容になっておりました。

その中で、大学の専門家の先生方も含めて、基本的に重伝建というのがそれだけ、今おっしゃるように特定物件については800万まで、国が65%、残り35%を県と町が、町が3分の2、県が3分の1ということで負担をした上で外観修復に対してお金が出せるという、大変ある意味有利な制度を設けておるだけに、それだけやっぱり重い制度でありまして、皆さんの御同意をいただいた上で地区選定をしておると。その中でこのぎり型になったかもしれませんが、ある程度その状況を見ながら専門家との話の中で地域指定があったというふうに我々も認識をしております。

今回御指摘の事例について、審議会の中にも出てまいりましたのが、担当者レベルでのまだ説明の仕方が十分でないんじゃないかということがございました。御本人が御要望されている駐車場のあり方も、屋根のついている駐車場なんかもう本当、空き地、完全に解体した上での駐車場、そのあたりもまだ十分わかりきらないようなところもあったようでございまして、このあたり、もう少し制度自体をもう一度所有者の方によくわかっていただくように御説明をしようと、そこからも一回始めてほしいということがございましたので、その辺からまた取り組みをさせていただくというふうな思いでありますのでよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 10番、後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） その町のほうに相談された家主さんは、もしかもう、家が古くて本当に窓枠も2階の窓が落ちそうなので耐震用の金具をつけたり、窓へですね、本当苦労されておるんです。そういった、自分はもう解体したいと、町

の中であるんですが解体したいという希望があるのに町のほうで待ったがかかるといことが、大変こう疑義を感じるんですが、そこんところもっとよく話されて、本人を説得されてええ方向に、ただ解体するちゅうてもこれ業者が入りますんで、そういう方も家主と業者ともう契約をされたりしたこともあるんですから、そういったことも加味して、もっと真剣にいろいろ取り組んであげていただきたい。このように強く要望しておきます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第78号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第78号平成30年度津和野町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第79号

○議長（沖田 守君） 日程第13、議案第79号平成30年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 済いません。提案理由のときに説明があっていたら大変申しわけないんですが、まず歳入のところなんですけれども、8ページ、9ページになります。補正額としてマイナスの予算が上がっておりますが、先ほど、国民健康保険税条例の一部改正があって、この税負担がふえるということで歳入がふえるものだと思うんですが、これが反映されていない予算になるのかというのが1点と、それと、反映されていないにしてこの補正額が減額になった理由というのを済いません、以前説明があったと思うんですがお願いします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 済いません、きのうの説明、ちょっと早口だったかもしれないんですが、今回反映はされています、先ほどの条例の関係が。ただし、今回29年分の所得と、現段階での被保険者数で計算をし直すわけなんです、現段階の被保険者数が昨年度より減っておるといこと、それから、所得が前年度に比べて減っ

ておると、そういうところの関係で上がり部分よりも下がり部分が多くなったというところでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第79号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第79号平成30年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第80号

○議長（沖田 守君） 日程第14、議案第80号平成30年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第80号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第80号平成30年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第81号

○議長（沖田 守君） 日程第15、議案第81号平成30年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第81号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第81号平成30年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第82号

○議長（沖田 守君） 日程第16、議案第82号平成30年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第82号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第82号平成30年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第83号

○議長（沖田 守君） 日程第17、議案第83号平成30年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第83号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第83号平成30年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第84号

○議長（沖田 守君） 日程第18、議案第84号平成30年度津和野町診療所特別会計補正予算（第1号）について、質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第84号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第84号平成30年度津和野町診療所特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第85号

○議長（沖田 守君） 日程第19、議案第85号平成30年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第85号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第85号平成30年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第86号

○議長（沖田 守君） 日程第20、議案第86号平成30年度津和野町病院事業会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第86号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第86号平成30年度津和野町病院事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第21. 議案第87号

○議長（沖田 守君） 日程第21、議案第87号平成30年度津和野町水道事業会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第87号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第87号平成30年度津和野町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第22. 議案第88号

○議長（沖田 守君） 日程第22、議案第88号平成30年度津和野町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 今定例会に追加で提案をいたします案件は、一般会計補正予算案件1件でございます。

重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議案第88号平成30年度津和野町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、既定の債務負担行為の追加を行うものです。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第88号を御説明いたします。

裏面の2ページをごらんください。第1表の債務負担行為補正の追加でございます。木部地域つわの暮らし推進住宅整備事業の指定管理費といたしまして、平成31年度から平成53年度分として、限度額を198万8,000円。畑迫地域つわの暮らし推進住宅整備事業の整備費及び指定管理費といたしまして、平成31年度から平成56年度分として、限度額を1億1,005万円、森村地区地域優良賃貸住宅整備事業の社会資本整備交付金及び指定管理費等といたしまして、平成31年度から平成60年度分として、限度額を1億7,503万円とする債務負担行為であります。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わり、これより質疑に入ります。
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。
これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第88号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の
起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第88号平成30年
度津和野町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。
それでは、ここで11時半まで休憩といたします。

午前11時16分休憩

.....
午前11時26分再開

○議長（沖田 守君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

日程第23. 請願第1号

○議長（沖田 守君） 日程第23、請願第1号津和野町役場本庁舎の津和野地区へ
の移転と新築を求める請願についてを議題とします。

本請願につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りをいたします。本請願につきましては、会議規則第92条第2項の規定により
委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。4番、道信俊明君。

○議員（4番 道信 俊明君） 4番。動議を提出いたします。

ただいま議題となっております請願第1号については、議長を除く全員の委員をもつ
て構成する津和野町役場本庁舎の津和野地区への移転と新築を求める請願について特
別委員会を設置し、これに付託の上、審査されることを望みます。（「賛成」と呼ぶ者
あり）

○議長（沖田 守君） ただいま、4番、道信俊明君からの動議であります。御賛
同の議員がおられますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 2人以上の同意でありますから、この動議は成立をいたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

午前 11 時 29 分休憩

.....

午前 11 時 59 分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

時刻も 12 時に迫ってまいりました。傍聴者の皆さんには大変御迷惑かとは存じますが、午後 1 時まで休憩いたしますのでお許しをいただきたいと思います。

それでは、午後 1 時まで休憩いたします。

午後 0 時 00 分休憩

.....

午後 1 時 02 分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

.....

○議長（沖田 守君） 日程第 23、請願第 1 号津和野町町役場本庁舎の津和野地区への移転と新築を求める請願についてを議題といたします。

休憩前にも申し上げましたが、道信俊明君から提出されました津和野町役場本庁舎の津和野地区への移転と新築を求める請願についての特別委員会の設置動議については、2人以上の賛成者がありましたので、動議は成立をいたしました。したがって、道信君より本動議に関して追加で発言することがあれば、これを許します。4番、道信俊明君。

○議員（4番 道信 俊明君） 私は一般質問の中で、1時間近くにわたって私の思いを述べました。したがって、そのことについては今ここでは申し上げませんが、動議を出した、みんなで議論しようという動議を出しましたが、これは、私たちは、議員は、選挙はなかったにせよ立候補をしました。立候補したということは、町民の皆さんに対して、町民の皆さんの声を届けるという役割を負っております。私は4年間、一町民としてそれを感じ取っておりますので、この席に私が、ものを言えるというのは非常に光栄なことだと思っておりますので、そこで、なぜ特別委員会を設置する、してほしいかといいますと、私が一般質問でやったことは、ある意味一方的なことで、議員の皆さんの私のそういうことに対する反論でもいいし、賛成でもいいし、そういう声を聞く、聞きたいというのがまずあります。

それをさらに、その件は、今度の委員会はテレビでは放映されませんが、当然いろんな形で、今はネット社会ですので、町民の皆さんが聞く機会があります。ですから、その議論を、内容を、ぜひ町民の皆さんに聞いていただく、いただきたいという、そういう切なる思いがありまして、今回この動議をして、議員の皆さんからの意見も頂戴し、それに応えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（沖田 守君） それでは、これから動議提出者、道信俊明君の動議に対する質疑に入りたいと思います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に、ただいま4番、道信俊明君が動議を出された原案に反対者の発言を許します。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） この特別委員会設置の動議に、反対の立場で討論させていただきます。

ただいま提案者から、町民に声を届ける、町民に声を聞かせると、議会にとって重要なことではありますけれども、請願このもの自体が町民の声を議会に反映させるという一つの制度になっております。このたびの請願につきましては、5名の紹介議員からなっております。紹介議員ということは、あらかじめこの請願の内容については重々承知された上での押印がなされて、紹介議員となられたものとなっております。

私どもが委員会の設置を求めるのなら筋かと思いますが、紹介議員がみずからこういった形で請願の特別委員会を設けて、また新たにこの請願の中身を議論するということになれば、請願の中身を熟知しないままにして請願を、紹介議員として出されたのではないかというふうに思いますので、これはこのたび、請願の理由、主旨等がもう書かれたものが私どもの手に渡っておりますので、特別委員会の設置を省略し、本会議での採択にしたいものだと思っておりますので、反対の答弁とさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 賛成ということで討論させていただきます。

この請願につきましては、津和野地区の連合自治会長、木部、畑迫、小川、津和野、連名で出ております。このことを私は重く受けとめております。したがって、このことにつきましては各議員のいろいろな意見、角度からの意見をお聞きして、集約していただくのがよいと思っております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。8番、三浦英治君。

○議員（8番 三浦 英治君） 反対の立場から討論させていただきます。

この庁舎問題等調査特別委員会、これが3月に開かれたものと町に報告されたもの、それと今回また特別委員会をつくるということが、どうしても私は納得ができません。3月にはもうおおむね異論はないということで報告されております、全員賛成のもとに。それが、ひと月半足らずで否定できるものかという思いでいっぱいです。

また、議員からすれば、町民の代表者という立場から、請願に賛同せざるを得ないつらい立場という気持ちも、情的にはわかります。わかりますけれども、賛同者の名前を連

ねて、総花式に物事を進めるというのはいかななものかという点もあります。よって、特別委員会を設置せず、一括採決で進めていただきたい。

また、議会運営委員会、以前開かれたところでは、もう一括採決にしようということが決定されております。なのに、またここで特別委員会をつくるということには反対です。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 本案件につき、賛成の立場で討論をさせていただきます。

なぜこの請願が提出されたのか、合併協議会で協議第69号、協定項目13、津和野庁舎に参事を必駐するということがあったわけであります。また、行政組織規則第4条、津和野庁舎に参事を置く、そして、地方自治法第152条第3項に、規定によりまして、町長の職務の代行者として参事を置くというふうになっておるわけでありますが、町長は合併協定項目の参事職配置を、昨年、見送っておられます。合併協定項目の不履行で、合併条件そのものが、前提が崩れたということになるわけであります。合併条件を重視する理由はなくなったわけであります。このような現状を踏まえ、旧津和野町民により請願が提出された理由の一つでもあるわけであります。

本請願は、津和野地区自治会連絡協議会、木部、畑迫、小川地区自治会連絡協議会の含意であります。津和野町のこの有権者数が3,754名おられます。津和野町の全体の55.82%おられるわけですが、そして、この請願の紹介議員も、津和野町議会議員の5名が紹介議員となっております。

今、津和野町の現状は、商工会員数も全体333業者おられますが、特別定款業者を含めて、津和野地区では230業者、69.1%であります。日原地区には103業者、30.9%、このような状態であります。また、観光協会会員数の全体にいたしましても、159業者おられまして、津和野地区が115業者、73.3%であります。また、日原地区が25業者、15.9%であります。そして、津和野の観光客の入込数にいたしましても、津和野町が88万7,722人、75.6%、日原が28万6,758人、24.4%、このような、今、津和野の現状であります。

請願文書表にも記載されておる県の公共機関として、津和野町には警察署、土木事業所、また、病院等があるわけであります。また、そして、津和野町は、旧津和野町百景図が日本遺産に認定されたところでもあります。そして、旧津和野町は重要伝統的建造物群保存地区に選定された町でもあります。そして、歴史的風致維持重点区域に指定をされております。このような津和野町の現状を踏まえ、本庁舎を津和野へ移転していただきたいと、旧津和野町民の含意であります。本案件の調査特別委員会において審議していただきたいとの含意でもあるわけでもございます。

以上を踏まえ、本案件につきまして、賛成の立場で討論といたします。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 本案件について、反対の立場で討論に参加をしたいと思います。

今回、議員選挙の改選前ではありますが、議会においては津和野町津和野庁舎建設問題等調査特別委員会を開催をして、庁舎問題について協議をし、結論として、本庁舎と第2庁舎を日原診療所に移設する案は、おおむね異論なしとの報告をしたところであり、また、選挙が、改選があったわけではありますがけれども、議会はやはり継続をしていかなければなりません。今までの協議がここで全くなし、そういうことにはなりません。そういった意味でも、一応、一度この報告をしたわけでもありますので、改めてこの問題について委員会に付託するという事については反対をいたします。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 特別委員会を設置してほしいという思いの中に、他議員の声を聞きたい、また、町内に波及させていきたいという思いあつての動議だとお聞きしました。今の討論の中でも、かなりその請願の中身についてお話が出ています。それに、請願の紹介議員になられた方は十分いろいろなことを調べられて、自分の思いと請願者の方の思いとが一致している、これはもう津和野町議会として町長、皆さんに意見を出すべきだということをはっきり心に決められているので、これ以上その審査をする必要はないと思います。

ですので、私はここで特別委員会の設置は必要ないと思います。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより、道信俊明君の動議を採決します。この動議のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立少数であります。したがって、本案については、議長を除く全議員で構成する津和野町役場本庁舎の津和野地区への移転と新築を求める請願についての特別委員会を設置し、これに付託して審査することの動議は否決されました。したがって、本請願につきましては、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員会付託を省略することに決定しました。

これより、本請願について、紹介議員より説明の必要があれば、これを許可をいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。説明を終わります。

5番、板垣敬司君、失礼しました。

○議員（5番 板垣 敬司君） 紹介議員として、この請願に対する私の思いを少し述べさせていただきます。と思います。

もろもろの経緯の中で、全議会内における特別委員会の委員長報告ということでまとめさせていただいた、そのことの重さ、そして今回、新たに津和野地区から出された請願に対して、非常に苦渋の決断をしたところでございますが、請願そのものに対して、私はいつかの時点でこのようなことを論議することは必要かなということで、請願の趣旨にもありますように、本庁舎を津和野に持ってくることのメリット、デメリット、どこかで、合併以来12年数カ月たった中で、検証する場があってもいいんじゃないだろうかというようなことも頭をよぎり、さらに今後の人口減少、社会の動態等を鑑みたときに、自主財源たるものを確保していくことを第一義に考えたときに、やはり津和野の経済を活性化する、その手だては、当面は観光産業に頼る以外にない、そのようなことをひとえに思えば、やはり人の流れ、ものの流れが、今、合併以来見ている中でも、そのことをこれからも続けていくとするならば、そのことも大切な要因ではなからうか。

日原の診療所に本庁舎を置くということも、どちらを、一日の長はやはり津和野に置くことのほうが、今後の社会は誰も予測することはできませんが、私の思いからしてそのように判断し、でき得ればもう一度、診療所の移設という思い、委員長報告とあわせ、一つのテーブルにつくことができればいいと思いつつ今もおりますが、しかし、このきょうまでの間に6月9日の臨時議会、そして、この18日の一般質問等に対する現状の中で、やはり津和野庁舎が置かれている立地条件は、過去はどうであれ、今日の気象変動による災害等における国が定めた土砂災害警戒区域なり浸水想定区域なりというエリアとして、それが指定されたあかつきというものが現実の目の前に出されたときに、これをなしにして本庁舎の問題を議論するということはありえない。

そのようなもので、私は、請願そのものを紹介議員として判を押した時点ではそのようなことに非常に疎くて、現実的に、今までもあったんだから大丈夫だろうと思って、そういう浸水想定区域なんていうものはいつの時代にできたのか定かではなかったところでございますが、ここへきて、しっかりとそのようなものがあるという中で、これ以上住民の生命と財産を守る最大の使命を持っている町長初め、議会の我々もこのことを議論するには値しない、思いは賛成ということでございますが、これ以上の議論を深めるといふ、そのようなことにはならないかなと思って、今、おるところでございます。

○議長（沖田 守君） 紹介議員から趣旨説明を加えた思いというものを、ただいまお聞きをいたしました。以上で説明を終わって、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 請願について質問していいんですよね、今の話ではなくて。請願について質問をさせていただきますが、最後、先ほど板垣議員がおっしゃられた部分がどういった意味でおっしゃられたのかわかりませんが、基本的には紹介議員、そして提案者ということで質問をさせていただきます。

この請願の中にあります、全国の多くの方々は、津和野庁の本庁舎は津和野庁舎であると思っていることがまぎれもない事実ということが、議論の余地なく庁舎の位置と天秤にかけて議論するような問題ではなかった。このような旨が書かれています。その議論があったからこそ、今日の津和野町があると思うのですが、そのことはどのように説明ができますか。

2つ目であります。津和野地区に移転することの検討について、これまで議員何人から、津和野に本庁舎をとという声は確かにありました。しかし、先ほど来申しましているように、3月までの庁舎問題検討特別委員会以外で、調査に関する特別委員会など、議員提案は一度もありませんでした。このような中、議会として特別委員会でおおむね了承としたことを、また改めて白紙に戻すようなことが町政に与える影響についてどう思っているのか。そして、この請願が採択された後には、どのような見通しを持っていらっしゃるのかをお伺いしたいと思います。

三つ目でございます。トータル四つ質問あります。三つ目です。津和野庁舎に移転すべきという方が多数いらっしゃることは、十分私も承知しております。一方で、反対されている方もいらっしゃいます。津和野町内のどの地域においても、大多数がどちらだというふうには言えないような現状において、本庁舎の移転は慎重にならざるを得ないと私は思いますが、多数決をして少しでも多いほうが民主主義だということで、本庁舎の位置を変える必要があるんだというようなお考えなのかどうかをお尋ねしたいです。

最後です。議会制民主主義の真ただ中にいる我々にとって、町民提案の住民投票ではなく、議員提案による住民投票がこの請願にはうたわれています。議員提案による住民投票は、議会制民主主義を我々みずから否定することにもつながりかねないのではないのかなと思っております。この町民提案ではなく議員提案で住民投票を求められていることについて、どのようなお考えをお持ちかをお示しいただきたいと思っております。

以上4点、お願いいたします。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 非常に質問が細かく、4点と言われて、ちょっと私のほうが整理がつかみませんので、少し時間をいただけますか。

○議長（沖田 守君） 暫時休憩といたします。

午後 1 時 29 分休憩

午後 1 時 32 分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を続けます。

5 番、板垣敬司君。

○議員（5 番 板垣 敬司君） 議長、5 番。最初の庁舎位置と名称を天秤にかけるような議論の余地ではない、そのようなことで、議論があったからこそ、今日の津和野があるということで、そのことについてはどうかという質問でございますが、二つの町の合併ということで、やはり、その法定協議会の中で、最終的に名前、町名と庁舎位置の問題がいわゆる合併の最大公約数というか、そのことに行き着いたのかと感じますけども、私は議論がなかったとは言いませんけども、しかし、今後のあの当時の両町、旧町の財政事情を見たときに、果たして 1 町でやれるかやれないか。やはり、今は合併特例債なりいただけたり、普通交付税の算定替えをもらったりしながら、何とか行政改革をしながら財政運営をせざるを得ないというような深い議論の中で、最終的には、津和野という町は全国的にもということで、庁舎位置ということで、日原に置くということで、合併が整ったということで、議論がなかったということではなくて、非常に重たい判断だったと思っております。

しかし、合併以来、12 年と 9 カ月ですか、13 年たった中で、やはり、今のような住民の思いで、これからの将来を、今の現実だけじゃなくて、これからの将来を見据えたときに果たしてどうなのか。それはなぜかといいますと、先ほども少し申し上げましたが、人の流れ、物の流れをつくっていく。その一つの手法というか、津和野の歴史と文化、その町の中に人が来る。そして、その人がいろんなことで、経済行為として、最終的には地方税のいわゆる利用料なり、使用料なり、最終的には住民税の確保につながる。そのことから言えば、どこかの時点で、それをもっと加速化しないと、両町の感情だけで、このまま、それは合併協定項目だから、これは未来永劫変えることはできないのだというんじゃないで、やはり、いつかの時点で、今後のことを考えたときにはその必要ではないかということで、議論はそのときなかったんじゃないで、合併をとにかくすることによっての合併のぼた餅をいただく、あめをいただくということで、その当時のことは、そのようなことと思えます。

それから、2 番目の特別委員会の議決がまた白紙に戻すということで、私もそのことについては非常に議員としての矜持にも欠けるといえるか、劣るようなことで、大変、少し今回の請願とあの最初に庁舎問題等特別委員会を設置したときのその次元という言葉が適切かどうかわかりませんが、もののあれが違うんじゃないかというような少し言い逃れのようなことを思っておりますが、白紙に戻すというようなことになってはいけ

ないというようなことも、今も考えております。答弁にらんかと思いますが、御容赦いただきたいと思ひます。

それから、3番目の多数決で何でもかんでもやりゃあ、物事が進むのかということですが、3分の2の特別議決ということがこの議案には伴うということは十分承知してありますが、やはり、請願の住民からの声というものを真摯に受けとめ、最終的には特別議決という議会制民主主義というものをとる。そういうことを考えて、今の私の立場で、そう考えております。

以上でございます。

住民投票のことについても触れておられますが、多数決と住民投票の部分も大方性格が似ているのかなと思っておりますが、このぐらいにさせていただきたいと思ひます。

○議長（沖田 守君） 3番、川田君、まだ、ありますか。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 一応、審査ということで、僕も準備してきました。できれば、住民投票についても答えていただきたいんですが、答えられないということであれば、構いませんけれども。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 非常に見識というか、勉強不足を露呈したところでございまして、住民投票というものがどういう行程で、住民投票条例に結びついて、その辺については十分理解しておらない中で、全てを請願のことを十分理解した上でということであるのが本来の紹介議員たる責務かと思ひますが、これについてはしっかりしたお答えができません。

○議長（沖田 守君） 板垣議員に申し上げますが、あなたがお答えできなかつたらば、紹介議員に振られても結構ですよ。

板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 5番。明確なというか、明瞭なお答えができる方になたか、よろしく願ひいたします。

○議長（沖田 守君） 4番、道信俊明君。

○議員（4番 道信 俊明君） 住民投票なんです……。

○議長（沖田 守君） いいですか。今の住民投票の件だけについてね。

○議員（4番 道信 俊明君） はい。

○議長（沖田 守君） どうぞ。

○議員（4番 道信 俊明君） 住民投票の件ですけども、当然これは結果としては、参考意見になります。私の勉強では、それで、議員が発議して条例をつくるということまでは持っていけます。繰り返しますけども、これに拘束力はございません。あくまでも3分の2の議員としての議決ということになるということをつけ加えておきます。

○議長（沖田 守君） 3番、川田君、了解ですか。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） これは住民投票のやり方を聞いたのではなくて、知っています。住民投票には議会提案もあり、執行部提案もできるでしょうし、議会提案というのが、なぜ、住民にも、執行部にも、議会にも、提案できる権利があつて、そういった中で、議会制民主主義というのは、我々は、今回は、選挙はございませんでしたが、それでも、付託されて、この場で審議をするという議席を預かっているわけです。ここで我々が住民投票を議会提案をすることは、住民にも与えられて、執行部にも与えられている、3者皆が持っている権利の中で、議会がわざわざ自分たちの採決権を放棄して、住民投票に委ねるといふことはどうなのかと。それが先ほどの4番の質問にもつながってくるわけなんですけれども、ごめんなさい、3番ですね、3番の質問にもつながってくるんですが、多数決をとったときに一人でも多いほうが民主主義だと、議会の世界では5対6というようなこともあるかもしれませんが、住民投票の中で1票でも2票でも多かった場合に、それが多数決だという結果になる。それを私は恐れているだけでありまして、この住民投票を行う。また、その結果についても、どのようにお考えになられているのかをお願いします。

それとあわせて、議長、よろしければ、住民投票の結果いかにについて、もしも実施された場合、町長はどのようなお考えなのか。これ審査の過程で発言が許されるのであれば、お願いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 執行部に、あのような質問が振ってこられましたが、町長、お答えいただけますか。

町長。

○町長（下森 博之君） 先ほどからもお話が出ておりますように、住民投票の結果というものが即効力を持つものではないわけでございます。それを参考に最終的には議員の皆様方がどういうふうに判断をされるかということでございまして、最後は議会の特別多数議決ということになりますから、議員さんの過半数で、承認がされないと、実現ができないということでありまして、3分の2の賛成がなければならない。私も議会のプロではありませんので、もしかしたら、正確を期してないかもしれませんが、その3分の2というのは議長も採決に加われた中での、そして出席議員の3分の2と、そういう議決になるのではないかというふうにも思っております。ですので、住民投票はあくまでも参考であつて、それを最終的に議員の方々が判断をされる材料にしていかれるんだろうというふうに受けとめているところでございます。

○議長（沖田 守君） ほかに質問ございますか。9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 先ほどの川田議員の質問で、ほとんど質問していただいたので、一つだけお聞きしたいことがあります。

請願の要旨に記載されている「役場庁舎を津和野庁舎隣接の県有地を取得して新築。津和野庁舎の耐震化とあわせて本庁舎とすること」等、請願の理由の中にある「巨額の経費を投じるのであれば、住民サービスを向上させるための充実した機能を」というと

ころなんです、これはかなり矛盾があると私は感じております。役場庁舎を津和野庁舎にごっそり日原から持って行ってしまうと、日原の庁舎が近い方にとっては住民サービスがかなり低下することになると思うので、その点はどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（沖田 守君） はい。（発言する者あり）紹介議員で。（発言する者あり）（「紹介議員に質問じゃい」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってください。町長が補足をしたということなので……。

○町長（下森 博之君） 恐れ入ります。先ほどの答弁でございまして、最初にも、答弁の中でも申しましたけれども、急に当たりましたので、議会の運営方法については、私は正確に調べたわけでありません。ですから、議長が採決に加わるというようなことと、それから出席議員の3分の2というお話をいたしましたけれども、これはきちんと調べた上で私が申し上げているわけではございませんので、そこだけは正確を期して、ここ議会での発言にもなりますので、そのことをもう一つ、ちょっと、つけ加えたかったということでございますので、御了承いただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 新築、財政的なことを考えて新築ということと、住民サービスの向上、相反する。そして日原地区におられる住民サービスは今よりも下がることも懸念されるというような、そういう発言であったと思っております。

もろもろ一字一句を請願の中から読み取りますと、そのように何か気になる部分があるわけですが、全て私はそのとおりでということ、本来ならば紹介議員としては、そのとおりでということを受けることが本来かと思っておりますが、まずは本庁舎をでき得れば、今回の耐震工事、そして狭小になった部分を少し増築せざるを得ない。そういう経過の中で何らかの形で増築というようなこともせざるを得ないという背景もありますので、そのようなときにどうなのかなということも考えながら、全体的には本庁舎を津和野にということを一義として紹介議員としてなったところでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。質問。11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） 今関連する質問でございますけれども、県有地を取得して新築ということですが、財政的負担はどれくらいを見込んでおられたのか、これを検討するときに、それをお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 板垣議員ね、自分で答えられんな、誰か答えさしてもいいよ。5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） まことにお恥ずかしい限りでございますが、これからの質問については同僚議員のほうから、ぜひ、御回答をいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 誰を指名する。

○議員（5番 板垣 敬司君） いや、指名は、指名は、指名するちゆうことができますかね。どなたか補足でやってもらうということで、どうでしょうか。どなたか、補足で……。

○議長（沖田 守君） 補足できる人。4番、道信俊明君。

○議員（4番 道信 俊明君） 金額を出すところまでできるわけがないじゃないですか。以上です。今の議員に対して、予算的に、何億、どのくらいかかるかという質問がありましたけども、それを今のこの請願者に求めるというのは、それは無理です。以上です。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 今、同僚議員は金額提示は無理だと言いましたが、私の解釈はですね、これ紹介するのに、ここに、せせらぎの改修事業費及び議場の増設に6億6,000万、津和野庁舎耐震改修に1億1,000万円、合わせて約7億7,000万円が見込まれているとのこととありますと。そうしますと、これが既に7億7,000万円見込まれているわけですよ。ただ、この請願の趣旨は、今、日原に本庁舎として増設するのは6億6,000万。じゃあ、これを、津和野をね、その土地にこれだけの経費をかけるんなら、津和野に置いたほうが見栄えがええじゃないかと。だから、やはり、相当に金額をというならば、これに相当するような金額で見積もりして、そういう宿舎を建てればいいわけです。だから、ここに金額は出ていると。これをマックスで10億も20億もというわけじゃないでしょう。それは常識的に。ここに出とる数字の中でおさめればいいことです。本筋は、こういうふうの日原を本庁舎にしているから、津和野に、これだけの金額かけるなら見栄えがいいところに、これだけのものかけたらどうですかということなんですよ。そういうことです。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田君、よろしいですか。岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） これを出されたときにそういうことの話をしておられるかどうかということを確認したかったので、結構でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか、質疑。いいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 本請願に反対の立場で討論いたします。

私も過去に、本庁舎を津和野に移すべきと考え、一般質問においても発言したことがあります。しかし、その後、旧両町民のそれぞれの考え方には、いまだ埋められない溝があると感じ、まだそのときではないという考えに至りました。予算組みや課長職などの配置、ハード整備など、いまだに、あっちのほうが多いんじゃないかという話がいずれの地区からも聞こえてきます。我々議会は旧両町の隔たりなく議案を審議し、旧両

町のそれぞれの特色をなるべく生かすべく、提案や可決、時に否決してきたと思っております。そして、それらを提案してきた行政側も、旧両町が一つになるよう努力してきたものと考えております。行政や議会のみならず、旧両町にそれぞれあったさまざまな団体が議論を重ね、合併を行ってきたものも忘れてはなりません。これらのことは改めて申し上げるべきものではありませんが、しかし、これらを踏まえて、本年3月、我々議会は本庁舎の位置について、執行部が提案するものにおおむね了承する旨の特別委員会における決定を報告したのではないのでしょうか。特別委員会の審議の過程で、庁舎の位置についても発言があったことを記憶しておりますが、庁舎の新築ではなく、既設の診療所を活用することや津和野庁舎の拡張で旧両町民におおむね納得いただけるとの認識ではなかったのでしょうか。確かに、殿町通りに本庁舎があることで得られるメリットは認識しておりますし、多くの方々が津和野に本庁舎を移すことを望んでいることも重々承知していますが、現在において、それに反対する方々も多数いらっしゃることも事実であります。

また、執行部提案の見積もりが多額であるとのことですが、津和野庁舎を新築移転することのほうが、建設コストがかかるのではないのでしょうか。コストのことを考えるのであれば、二つの庁舎よりも、むしろ、一つにしたほうがコストがかからないというのが認識できることではないのでしょうか。これまでの合併の経緯、住民感情を勘案し、執行部案におおむね了承したのではなかったのでしょうか。津和野への庁舎移転が絶対にだめだというわけではありません。今はそのときではないということです。今は、これまで諸先輩方が積み上げられてきた旧両町を一つにする一体感の醸成を我々はこれまで以上に努力していかなければならないときではないのでしょうか。旧津和野町でも、旧日原町でもない、新津和野町民として生まれた方々は、まだ13歳です。彼らがもしくは彼らのもっと後輩たちが旧津和野町、旧日原町を意識しなくなったとき、彼らが本庁舎は津和野地区にあったほうが良いと判断したとき、初めて検討されるべきではないのでしょうか。そのときに我々は、これまでの合併の経緯や、そして本日の議論を彼らに伝える役割を担うべきだと思っております。よって、本請願には反対すべきであると改めて申し上げ、討論を終わります。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 私は、この請願に対しまして賛成の立場で討論をさせていただきます。

いろいろ問題はありますが、まず私は、ちょっと合併協議会におきまして、いろいろ討議されたところから合併協定書がつけられているわけです。そこから、ちょっと入ってみたいと思うんです。それで、ちょっと調べましたけど、合併協定書で開いてみますと、最初に、どういう合併の形をとるか。これ対等合併でした。それは年月日が17年9月25日ですか。それから町名が津和野町にするんだと。それから本庁舎、どこへ置くかということで、これは日原に置くんだと。そういうことがる述べられています。

それで、これ合併協定書、私見ました。これはある程度、法的には拘束されてないんで、これ紳士協定なんですね、一種の。守りましょうと、基本的に守りましょうと。それで、じゃあ、いつまで守るのかと、これを。ちょっと期限があるのかと思ってめくってみるけど、期限が見当たらないんです。私の見たところでは。つまり、これは、じゃあ、不磨大典の永遠にこの永続的にこの合併協定書を守らなきゃいけないのかと。どうも、そうでもないみたいですね、期限がないから。だから、期限がないというのは、恐らくこの合併協定書はある一定の時期が来たら、あなたたち町民で見直ささいよと。見つめ直ささいよと、その時点で、そのケース、ケースで、そのタイムタイムで、その情勢に合ったような協定書は見直しをささいよとということを暗に指示しているわけですよ。それが一番いい例が、どういうことになってあらわれているかといいますと、これ合併するときに、何のために合併したかという、1番のメリットは財政的に二つの、日原町、津和野町に今まで交付されていまして地方交付金を合併しましたら、合併算定として、向こうその年を含めて10年間保障しましょうと。合併算定と言います。そして11年前から、向こう5年間は合併算定と、そして10年後に、今まで二つの自治体に出していた交付金を一つの、いよいよ10年たちましたので、津和野町を一つにして定めるしかありませんということで、それに対する地方交付金というのがありますよね。その差額を5年間で消化するようになっているわけです。つまり、トータルして15年ぐらいですか、この財政的な特典を得たのは。それが今28年に10年終わって、それから、ずっと来て、あと二、三年で、その5年も消化する時期に来とんじやないですか。ということは、財政的にも、そこまでしか面倒は見られませんよということなんです。あとはその一つの町になったところで、よく財政的なことも考えながら、その町で知恵を絞って、財政運営やりなさいよと、そういうことなんですよ。だから、ここは一つ客観的な例です。

それから、二つ目が地域審議会というのが設けられたんです。この合併のときに。日原の地域審議会、津和野の地域審議会設けられたんですよ。ところが、これが、役割は、1、新町建設計画の変更に関する事項、それから2が新町建設計画の進捗状況に関する事項、それから3がそのほか町長が必要と認める事項について、約、委員10人以内で構成されているんですよ。それで、こういうことを諮問して、いうならば、町長に諮問するんでしょうね。つまり、新町計画を10年間の間に、いろいろなことは今言う問題があった場合は直していきなさいよという、これは地域審議会で協議しなさいと。その期限がなぜ10年なのかということなんですよ。永遠には書いてない。10年でおきなさいと。平成28年3月に解散しているんですよ、これ。つまり、それまではお互いが地域ごとに話し合っって問題を解決しなさい。しかし、それ以降は、これはもう10年で町民が一体感を醸成できなければいけませんよという暗示なんですよ。これ、地域審議会があるというのは。だから、これは解散しているんですよ。つまり、この時点においては、我々は、津和野地区じゃ日原地区じゃ言うんじゃないで、地域の一体感は既に

醸成されてなければいけない。それから、その先は、一体感の津和野町として全てをどう煮詰めていくかと、そういう時期に入っているわけです。だから、私は、先ほど川田議員は今ではないと言うけど、私はまさに今なんです。それでいいことは、庁舎の大改修を今から津和野も日原も行うと。この時期なんです。この時点をまさに天が授けてくれた見つめ直す時期だと、ここに行っているわけです。だから、10年過ぎて、それぞれ客観的事情も、もう10年たったら一人前ですよ。そういうお墨つきをもらっているわけ。そして我々町民も、いつまでも、20年、30年も甘えるわけにいかんです。10年たって、こういう客観的でお墨つきがなくなったら、自分でいかに運営していくかを考えなきゃいけない時期に来ているんです。それがまさにこの改修に面して、我々知恵を絞って、じゃあ、今までは日原本庁置いたが、津和野が今どういう津和野なのか、観光立町として、要するに観光客を全国から迎える。そして、その観光客に対して、どこに本庁があつたら親切であり、また、観光経済から受ける恩恵をどこに本庁があつたら恩恵を受けられるのか。そして、対外的にいろいろなお客さん来られます。どこに本庁があつたらお客さんが満足して帰るのか。そういうことを総合的に勘案した場合に、今、本当に日原に本庁をそのまま置いていいのか。それとも、今、そういうことを勘案して、全てを、今、津和野のそこに、要するにそれなりのものを、ぜいたくは言いません。本庁として定めればいいんじゃないかと。そういうことをこの請願においては、気持ち、趣旨、願いとして、津和野地区が、住民じゃなくて、全体の一体感の中の町民の意思として、ここに請願を出しているわけで。だから、そういう意味で、私はぜひこの際、津和野地区に本庁を置くことが我々の英断であるとそういうふうに思うわけでありませう。

以上、賛成討論を終わります。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言者を許します。1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 私は、この請願に反対の立場で討論に参加をしたいと思ひます。

まず、本請願で述べられております本庁舎を津和野地区への意見であります。私は、今なぜ本庁舎を津和野地区に移転しなければならないのか、その理由が明確でないということでありませう。日原地区に本庁舎があることで行政運営上支障を来していることあるのでしょうか。また、津和野町民にとって、どのようなデメリットが今生じているのでしょうか。

まず、請願の内容であります。合併協議で決定した町名と本庁舎の件について、町名は議論する余地もなく、庁舎の位置と天秤にかけて議論するようなものではなかつたとの発言であります。私は、この言葉を聞きまして、いかにも本庁舎が日原地区にあることが何か間違いでもあつたようなこの発言に聞こえてならないんです。合併後12年が今経過をいたしました。お互いにですね、頑張ってきた、今、このような言葉が発せられることに対し、私はとても残念でなりません。両町が合併するために妥協したもの

で、その結果、合併が行われ、今日があるわけであります。合併に携わった多くの人、町民に対しても、この言葉は、私は大変残念でなりません。まず最初にこのことを申し上げ、少し反対の理由を述べていきたいと思えます。

1点目でありますが、県の公共機関など集中している津和野地区こそ本庁舎があるべきとの発言でありますが、私は最も大事なことはですね、住民福祉をいかに全ての町民に公平に提供できるか判断すべきと考えます。日原地区は津和野町内においても、ほぼ中心に位置をしていると思っておりますし、益田圏域でも中心的な位置であります。また交通の要衝でもあり、本庁舎としての機能が十分発揮できる地区であると私は考えます。

また、全国の多くの人々が津和野町の本庁舎は津和野庁舎であると思っているということではありますが、確かにそういう人もおられるかということは思っております。しかし、そのことが津和野町にとってどのような悪影響があるのか。このことはわかりません。町内のどこに本庁舎があろうと、津和野町民が決めたもので、何ら私は問題ないと考えます。このことが本庁舎を移転しなければならないような重要事項とは思いません。

2点目でありますが、津和野庁舎における参事職の配置の件であります。

合併時の約束事がないに等しいとの発言でありますが、このことは現在一時的に配置されていませんが、必要とあれば配置をするとの町の考えであり、合併時の約束を破っているものではありません。そもそも参事職の配置とこの本庁舎の位置問題を私は同じレベルで考えることは大きな判断間違いを生じかねないというふうにも思っております。本庁舎の位置問題については、もっと大所高所から判断されるべきものであり、この点についても本庁舎を移転しなければならない理由にはならないと考えます。

3点目に、津和野殿町通りの町並みの整備について述べられておりますが、このことは、私は本庁舎とはかけ離してでも、やはり、やるべきことであれば、きちんと検討していくべきものであるというふうにも考えます。

以上のとおりでございますが、現時点で本庁舎を移転しなければならないような大きな理由は、私は考えられないと、そういう思いであります。

合併後12年が経過したわけですが、合併に携わった多くの人や町民の皆さんは、まだまだ合併時の最も重要事項である本庁舎問題については関心も高く慎重な対応が求められると思えます。とはいいいましても、仮の話ではありますけども、今後何年かたったときに、大きく社会情勢が変化して、どうしても本庁舎を移転しなければならないようなことが起こる。そういうことも考えられます。そのときは当然ですね、私は本庁舎問題を検討すべきと、そういうふうにも思っております。しかし、今そのことを行う時期ではないと考えます。住民投票によって決することの要請もされていますが、これを実施すれば、最終的にはどちらか本庁舎が決まるわけでございますが、必ず町の中を二分するというような結果も起こりかねない。今このような本庁舎の引き合いをするときは、私はないというふうにも思っております。得るものよりも失うものが多く、津和野

町の発展に逆行することになりかねないというような思いもしているところでございます。

7,500人の小さな町であり、観光の町であります。今こそ一体感の醸成をさらに進め、町民が一体となり、町外の人を迎え入れ、少子高齢化を乗り越えていかなくてはなりません。間違っても両地区民の対立を招くようなことだけは避けていかなくてはならないというふうに思っています。

請願の中でも言われておりますように、この庁舎問題は将来の津和野町の縁を決する重要案件であります。このことを肝に銘じて判断をしていかなければならないというふうに考えます。

以上、反対討論といたします。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。4番、道信俊明君。

○議員（4番 道信 俊明君） 詳しいことは、私、何度も言いますように一般質問の中でやっておりますので、賛成の中で、私は唯一、前に議員ではなかったのも、特別委員会のことを知りません。もし、これが本会議の議決事項であったならば、私はそれに従います。ですから、この重みというのを精神的なものに捉えるのか、あるいは、本当にそれは守らなければならないのかというところの判断を、また、これからも議論をしていかなければならないと思っておるんですけども、そこが非常に聞いていて、私なんかどうなるんだろうみたいな感じがしました。

それから、もう一つ、もう1点です。移転というのは、合併協定の中では、何丁目、何番地と書いてあります。日原町とか、津和野町という大きなくくりではありません。さらに、それは条例にも同じように書かれております。ですから、今の本庁舎あるいは分庁舎は1歩でも動けば3分の2の特別議決になるものと思っております。当然、私はもろもろの中で津和野に本庁舎をとというのが持論ですので、当然賛成の討論といたします。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 反対の立場から討論をさせていただきます。

住民の方々が自分の思いを議会に託すために請願を出されること自体は憲法でも保障された権利なのです。しかし、それを議会に任せて、議会がその請願を上げるかどうかを判断するのがこの場です。議会としては、私たち津和野町議会は昨年12月定例会において、津和野庁舎建設問題等調査特別委員会を立ち上げ、現在の本庁舎と日原第2庁舎を日原診療所1階に移設することにはおおむね異論はないと、ことし3月議会で調査意見を出しています。この請願内容は3月議会に出した調査意見とは相反するもので、その同じ津和野町議会としての意見として許されるものではないと考えます。

また、本庁舎の位置は合併の成否にかかわるような議論の末、現在の位置に決まったもので、13年近くたったからといって、なしになるものではありません。13年近くたった今、多くの町民が新町として一体となるべく難局を乗り越え、いろいろな議論を

尽くしながら一体となろうとやってきました。しかし、この請願が出たことにより今町内はざわついてます。せっかく一体になろうとしていたこの津和野町、このまま、ざわつかせていくわけにはいきません。

先ほど合併協定はいつまで守らなければならないかというお話がありましたが、合併協定はやはり一体感がしっかりとまとまり、津和野も津和野地域も日原地域もないよ、みんな一緒に津和野町を盛り上げていこうという一体感が生まれたときに合併協定はもういいんじゃないかということになるんだと私は考えます。

また本庁舎は、この請願の中に入っている本庁舎の位置は災害対策本部を置く場所となります。私は今ある本庁舎の中に、今現在の本庁舎の中に災害対策本部があることがとても心配でならないので、何度か、町長にどうにかしてほしいということを質問してきました。やっと、安全な場所に本庁舎が移るという思いで安堵していましたが、もし、この本庁舎をこの請願の場所に移すとすると、また大変な不安を抱えながら、この町に住まなければならないとなります。そして、こちらにある本庁舎の一部分持っていくとか、そういうものではなく、この請願の内容は、ごっそり津和野のほうに持っていくべきだという内容と私は理解しております。住民のサービスの低下はもうそこで絶対起きると私は考えます。

以上の理由から、反対します。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） それでは、賛成の立場で討論をしたいと思います。

3月に一応の結論が出ました庁舎問題等調査特別委員会、この方向性については、基本的に、本庁舎と津和野庁舎並びにそれに関連する施設が本町は老朽化している。その耐震化を急がなくてはならない。安全な場所に庁舎にしなくてはならないという視点が中心となつての対応であったかというふうに理解しております。3月の特別委員会におきましては、それを極めて重要なものとして認識し、執行部案におおむね賛成ということで、私自身も同意するような恰好になったところであります。

そのうち、旧津和野町民の代表の方から、また組織から、この新たな請願書が出てまいりました。旧津和野の住民の皆様方は、かねがね、やはり、本庁舎のあるべき姿、これについていろいろと御意見もいただいて、我々もその声に耳を傾けてきたところであります。特別委員会においては、本初の論議というものは、やはり、現在の本庁舎の位置がふさわしくないという前提の中で、日原診療所のほうへ移転するというございしました。それについては賛成をしたわけですが、町民のこの十数年来の合併後の動きの中で、町民の声として、やはり、本庁舎を津和野にというまあ、いわば、悲願であります。経済の中心でもあるというふうなこと、また、その前提には、観光事業を進める中で、やはり、津和野に一つの動きをつくる資源があるという前提の中でそういった思いをされておって、そういった請願に結びついたんであるということ、こ

の請願にも旧津和野を上げてこられたということについては、反対する余地はないと理解をして紹介議員となりました。

紹介議員となりまして、全てをこの請願者のおりに実現できるということは無理であろう。近い将来の中で論議を深める中で、こういった議論を合併後十数年たったこの段階で一つ議論を始め、この請願に近づくような動きをしても問題はない。やはり、こういった時期に議論をすべきだということも理解する中で、賛同いたします。やはり、今後の津和野町をつくる上で、今までが全て、現状が全てであるということの認識だけではなく、やはり、論議する場合は当然持つべきだということの中で理解いたしましたので、その意味で賛成するものでございます。

○議長（沖田 守君） ほかに。11番、原案に反対者の発言を許します。11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） それでは、原案に反対の立場で討論を申し上げます。

この日原診療所のところに本庁舎を移転するという話は、もともとがせせらぎが津和野共存病院の3階に移転しなければ大幅な赤字が出るということで、それはもう日原地区民も今後の橋井堂の経営を考えたときにやむなしという答えの中から、旧日原共存病院建物、診療所がそれでは廃屋になっていくということで、庁舎も今の日原の本庁舎は土砂災害警戒区域にあり、いざという、先般も大阪のほうで震度6弱の地震がありました。これでも大きな被害を受けておられます。そんなことを考えたときに、現在の日原の庁舎、そして津和野の庁舎ともに倒壊をし、そして、これは災害対策本部としても機能しなくなるという、そういうことが発端だったと思うことであります。その中で、特別委員会で議決されて、特別委員会で答申が行ったことは、これは議員も、その当時の議員も、みんなの意見を集約して出したものであるし、それは尊重してまいりたいと思うことであります。

それと津和野地区の方々からもお電話をいただいて、ぜひ、お話を聞きに来てほしいということで何カ所か参りました。その中で、今の津和野庁舎で不満に思っている人はほとんどいないと思うと。それよりも、まず津和野庁舎を耐震補強して、地震が来ても倒壊しないような、そういうことをしてほしい。そして、また、庁舎に巨額の費用をかけるならば、むしろ、子育てや、その分を子育てや医療、福祉、そして教育、観光に使ってほしいという、そういうたくさんの方の声をいただいたことであります。そして、旧津和野町時代から長く町政にかかわっておられた方からも、住民投票は住民と住民が町を二分するような戦いとなるので、それだけは絶対に避けてほしいという、そういうことも伺ったことであります。私は特別委員会の答申を尊重して、そして、今一番急がれることは、先般の大阪の地震のような地震が来ても、そのときにちゃんと役場が災害対策本部として機能し、住民の生命を守るために機能していく庁舎として進めていくべきだと思います。

このたびの請願で気持ちがわかる部分がございますけれども、やはり、特別委員会の議決に基づいて進めていくべきだと思い、反対の討論といたします。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。賛成者の発言を許します。2番、米澤宕文君。

○議員（2番 米澤 宕文君） 賛成の立場で発言をいたします。

先ほども言いましたが、津和野地域の自治会連絡協議会会長4地区、つまり、木部、畑迫、津和野、小川会長の連盟の請願であります。

合併から10年を経過しまして、ちょっと前からいろいろ多少は聞いた覚えがあるんですが、この時期で出てくるとは思っておりませんでした、いつかは出てくる問題であります。この請願を機会にいろいろと検討また協議する時期が来たのではないかと思っております。

以上簡単ですが、賛成の討論といたします。

○議長（沖田 守君） ほかに反対討論ありますか。8番、三浦英治君。

○議員（8番 三浦 英治君） 反対の立場から討論させていただきます。

まず、津和野の町、津和野地区に本庁舎がもし移ったとして、観光客がふえて、津和野町全体がよくなるのかという疑問があります。幻にとらわれているんじゃないかなちゅう、もっと論議する余地がいっぱいあるのではないかなというのが私の考えで、一般質問でもしましたけども、まず周辺部、限界集落の話をしたのもそこなんです。周りを助けることによって全体が生きてくるというのが私の考えで、それともう一つは、行政区、例えば、観光区、経済区、何でそのすみ分けができないのか。大都市を見ても、例えば、オーストラリアでは、行政、キャンベラ首都、もうシドニーというでっかいのがあって、そこへすごい人が来ているって、そういうのが日本でもあちこちあります。そういう、なぜ、すみ分けができないのかというのが一つあるのと、今の時点で、同僚議員からも時期尚早であるという意見が出ておりますけども、まず、新築の場合、コンクリの場合、耐用年数60年と言われております。今の診療所が平成元年。ということは今30年たっているということです。そして、よく考えなきゃいけないのは今の人口の減少です。今提示されている目標人口、津和野町30年後、今より2,800人減を見っております。これが社人研になりますと4,600人の減少ということになっております。津和野町の目標値が2,800人減ということ、これが30年後です。そうすると環境もすごく変わってくると思います。いろんな面で。同僚議員からも出ましたけども、次世代の今の30代、40代が論じるころが、例えば、病院の中に改修工事が入ったら、その時期にまた議論するときではないかなという気がしております。そうした意味で、今じゃないというのが大きな違いと、行政が考えたいかに今の経済が、経済コストを考えた中での改修工事ということで認識しております。それ以上に福祉、もっとしなければいけないこと、論じなければいけないこと、いっぱいあります。そして、また、この問題で、合併協のときもそうだったと思うんですが、混乱することによって、今しなけ

ればいけないことがどんどんどんどんおくれていく。住民サービスも低下していく。もっと議員としてやらなければいけないことがいっぱいあるのじゃないかなというものが正直な気持ちです。とにかく、この本庁舎を移すどうこうちゅうのは時期尚早であると思わざるを得ません。ということで、反対とします。

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の発言を許します。10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 私は特別委員会的时候にも賛成討論をしたわけですが、なぜ、請願が提出されたか。これを原点に戻って考えるべきであろうと思っております。合併協議会の経緯について、町長も当時の日原町の議会議員で経過は十分知っておられるはずであります。まず、平成16年1月13日から平成17年9月24日まで、合併協議会の解散までですね、実に委員会が37回、任意協議会が44回、法定協議会が29回、監事会が45回、専門部会、分科会が302回、町長選定委員会が6回、協議第69号協定項目の第13事務組織機構の取り扱いについて、参事は津和野庁舎に設置することになったのであります。当時、津和野側は津和野庁舎に助役を置くことを強く主張したわけですが、日原側の反対があり、協議の結果、助役のかわりに特別職に準ずる一般職の統括責任者参事を配置する。このことで意見の一致を見、合併協定項目に明記されたわけであります。

新町では、行政組織規則第4条職員及び処遇で、組織表で津和野庁舎に参事というふうに明記してあります。また、庁舎等の管理規則第3条庁舎管理責任者の津和野庁舎管理責任者は参事というふうに明記してあります。町長の職務代理者の順序に関する規定では、地方自治法第152条第3項の規定に基づき、町長の職務を代理する上席の職員は参事または課長の職にある職員と、このように明記してあるわけであります。

そういったことにおいて、町長は私が一般質問をしたときに、町長は参事職を廃止したのではないというふうに強弁されておりますが、参事を1年間置かないということは町の規定に、規則に違反する行為ではないのでしょうか。また、合併協定の不履行、町村合併条件の前提が崩れたというふうに理解をされても仕方がない。このように思うわけであります。町長は参事の件については、財政上の件で30万から50万節約できるんだと。また、この参事に対する意見が一、二件ぐらいしかなかったということを申されておりますが、町長が知っておられるか知っておられないか知りませんが、大事な案件が2件も3件も津和野庁舎では起きておるわけでございます。日原の議員はそねえなことは一つも知りません。簡単げに参事が設置されてないことをもっと私は認識すべきであるというふうに思っております。

そういったことで、合併協定の基本が崩れてよいのであれば、庁舎問題も崩れてもよいというふうな判断のもとに、今回このような請願が出されたことを認識していただきたい。

また、ことしの3月27日に津和野町議会最終日に、町長より日原山村開発センターについて、再改築には約5億円かかるので、第2庁舎、現在議場及び建設課跡の建物、

ここですね。この移転が適切と判断し全協に出されたわけでございます。3月27日といたしますと、我々任期は4月末であります。本会議が最終議会で移転計画の案を出されても審議できるわけがない。そこで私は議長に提案をいたしました。本日はこの案件を議論する時間はないと。だから、5月に新しい議員が選任されたときに、そこで庁舎問題を検討していただきたいと、こういう発言をしたと覚えております。こういったいろいろなことを鑑みたとき、なぜ、このような約束事ができなかったか。これが一つの大きな要因であります。津和野町民は参事を置かれないことで大変不安に思い、そういった意見が出てきたわけであります。そういったことも踏まえて、今回の本庁舎建設が、合併協定基本が崩れてよいのであれば、庁舎問題も崩れてもいいじゃないかということで、このような請願が出されたことは間違いないと私は思っております。そういったことも踏まえて、これからは、もっと、町長、前向きに協議をする場を設けていただきたい。このように申し上げまして、私は、この案件については賛成の立場で討論いたします。

○議長（沖田 守君） 反対の立場の意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより請願第1号を採決をいたします。本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、請願第1号津和野町役場本庁舎の津和野地区への移転と新築を求める請願については、採択と決定をいたしました。

日程第24. 各委員会からの閉会中の継続調査の申出について

○議長（沖田 守君） 日程第24、各委員会からの閉会中の継続調査の申し出がございます。これを議題といたします。

各委員会から会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

委員会	目的	事項	期限
総務経済	議会活動に資するための所管事務調査	商工業の実態について	9月定例会まで
文教民生	〃	保育事業と障害者事業について	9月定例会まで
広報広聴	所管事務調査	広報発行広聴活動に関する事項	現在の議員任期満了まで

議会運営	所掌事務調査	議会の運営に関する事項	9月定例会まで
------	--------	-------------	---------

○議長（沖田 守君） お諮りをいたします。申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 異議なしと認めます。したがって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（沖田 守君） 以上をもちまして、本日の日程全て終了いたしました。長丁場でありました。大変御苦勞でございました。会議を閉じます。

平成30年第4回津和野町議会定例会を閉会します。御苦勞でございました。

午後2時38分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

